

令和7年度 第2回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和7年7月31日（木）午後1時30分～

場 所 宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について
- （2）令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- （3）その他

3 閉 会

令和7年度 第2回栃木地方最低賃金審議会 資料目録

I 栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使からの意見書

I-1-1	意見書〔とちぎコープ労働組合〕（令和7年7月25日付）	1
I-1-2	意見発表発言要旨〔「意見陳述書」とちぎコープ労働組合〕	9
I-2-1	意見書〔佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン〕 （令和7年7月25日付）	83
I-2-2	意見発表発言要旨 〔「2025年最低賃金銀審議会意見陳述書」労働組合わたらせユニオン〕	87
I-3	意見書〔栃木県労働組合総連合〕（令和7年7月25日付）	89
I-4	意見書〔全国福祉保育労働組合栃木支部〕（令和7年7月25日付）	91

II 第1回 目安に関する小委員会 資料

II-1	令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問文写し）	95
II-2	主要統計資料	97
II-3	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版抜粋版	159
II-4	経済財政運営と改革の基本方針2025抜粋版	185
II-5	足下の経済状況等に関する補足資料	191
II-6	最低賃金に関する調査研究	275

III 第2回 目安に関する小委員会 資料

III-1	令和7年賃金改定状況調査結果	297
III-2	生活保護と最低賃金	309
III-3	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	313
III-4	賃金分布に関する資料（都道府県別、総合指数順）	317
	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	(318)
	時間当たり賃金分布（一般労働者）	(331)
	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	(344)
III-5	最新の経済指標の動向	357
III-6	委員からの追加要望資料	407
III-7	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	429
III-8	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	433
III-9	パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移	439

IV 第4回 目安に関する小委員会 資料

IV－1 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	・ ・ ・ ・ ・ 489
-----------------------	---------------

V 統計資料

V－1 栃木県鉱工業指数（令和7年4月：栃木県）	・ ・ ・ ・ ・ 495
--------------------------	---------------

V－2 あしぎん経済概況（2025年7月：㈱あしぎん総合研究所）	・ ・ ・ ・ ・ 509
----------------------------------	---------------

VI その他

VI－1 最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明[栃木県弁護士会会長] （令和7年7月1日付）	・ ・ ・ ・ ・ 519
---	---------------

2025 年 7 月 25 日

栃木地方最低賃金審議会
会長 藤井 亮二 様

とちぎコープ労働組合
中央執行委員長 生方 健介



2025 年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

2025 年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに、心より敬意を表します。また、栃木県に働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本年度の最低賃金の改定審議に当たり、とちぎコープ労働組合としての意見を述べさせていただきます。

1. 物価高騰下でも、どこでも、働けば人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する金額にしてください

2024 年地域別最低賃金改定では全国加重平均 1,055 円（前年比 51 円・5.1%増）と過去最高となりました。栃木県においては 1,004 円（前年比 50 円・5.0%増）でした。しかし、この改定で時給が引きあがった最賃近傍で働く労働者からは、「物価高騰で食費を削っている」「お米が高く、麺類にしている」「病院にいけない」等、深刻な声が上がっています。

全労連と地方組織が全国 27 都道府県で約 5 万人の協力で行ってきた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも 25 歳単身で月額 24 万円（税込み）・時間額 1,500 円以上（月 150 時間換算）必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは 1,700 円、1,800 円の結果が出ており、1,500 円では足りない状況が示されています（資料 1・2 参照）。栃木県でも 2024 年末から 2025 年にかけて調査を行い、現在データを基に試算中です。900 以上のデータを使用した貴重な資料となりますので、完成しましたら 2026 年の審議のための資料として使用してください。

また、海外では多くの国で物価上昇や一般労働者の中央値を指標に、最低賃金の大幅な引き上げがなされており、オーストラリア 2,411 円、イギリス 2,216 円、アメリカのワシントン州では 2,421 円になっています。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準にあり、隣国の韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っています。改めて、働くことで、人間らしく暮らし、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を

保障する生計費を議論し、それにふさわしい最低賃金とするため、これまでの延長線上ではない引上げを求めます。

2. 全国一律制度実現めざし、地域間の格差（額）解消に近づく金額を出してください

地方から大都市への人口移動に歯止めがかからず、地域経済を冷え込ませ、地方の中小企業が労働力を十分に確保できない等、深刻な影響を与えています。人口格差の是正には、ベースとして最低賃金（賃金）の地域間格差の是正が必要です。そのうえで、地域特性を生かした施策をすることができます。いくつかの自治体首長は、人口の流失や地域経済の疲弊を、これ以上放置できないと、地方最低賃金審議会にむけ、格差是正とそのための最賃引き上げを求めて声を上げ行動しており、地方政治の重要な焦点になっています。

2024 年の改定では、最高額の東京都が 1,163 円、最低額の秋田県は 951 円で 212 円（18.2%）もの格差があります。しかし、前述したように「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も 25 歳単身で月額 24 万円（税込）、時間額 1,500 円以上（月 150 時間）必要との結果が示されています。

去年は、徳島県が目安額 50 円に+34 円の 84 円増という大きな変化をつくりましたが、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。目安額の上乗せも、最下位にならないため、労働者の生活を支えるためのものとなっておらず、目安方式の目的が半ば喪失させられている事態と考えます。近隣県より 1 円高くする競争となっているのが現実です。「地域間格差拡大の抑制」という点から、最低賃金が高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。212 円（18.2%）と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要です。そして、そのことは、大幅な引き上げを検討する今が好機だと考えます。

去年、中央最低賃金審議会は、ABC ランクとも一律「50 円」の目安額としました。この目安答申に対して、27 の地方最低賃金審議会が上乗せの答申を行いました。この結果は、国によって低くランク付けされ、差別されている地方が抱えている厚生労働省と中央最低賃金審議会が行った目安答申への抗議の意味をこめた“怒りの反乱”に見えます。しかし、栃木県においては去年の答申で目安通りの答申がされ、引き上げ額は最低の 50 円に留まりました。中央最低賃金審議会の目安に大幅に上乗せする答申を出した意味を、栃木県の審議会においても重く受け止め、栃木最低賃金審議会として国に対して「最低賃金法を全国一律制に法改正する」ように進言する答申をするよう要請します。

3. 中小企業支援策の抜本的な強化を政府に求めてください

働けば、誰もが人間らしい生活が得られるようにすることは、国の責任であり、最低賃金はその責任を果たす重要な賃金規制です。しかし、中小企業の支払い能力がないことが、最低賃金があがらないことを正当化する理由になってきました。日本の企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引上げ目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせないことは明らかです。

政府による中小企業支援強化策が「施策パッケージ案」ですが、その内容は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化(=人員削減)を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものと言わざるを得ません。日本企業の生産性は上がっているにもかかわらず、賃金があげられていないのが現実です。政府として最低賃金(賃金)の引き上げをかけるならば、「生産性向上、効率化、省力化」を求めるのではなく、中小企業・小規模事業者が求めている、社会保険料(事業主負担)減免や、いくつかの自治体を実施している賃金引き上げ分の直接補助を実施すべきです。

また、「施策パッケージ案」は、大企業の過去最高にまで膨れ上がった内部留保を労働者、そして中小企業に還元することを迫るものとなっておらず、結果として、政策としての確と言える労務費の価格転嫁促進、公正取引の確立、公的発注に関わる最低制限価格制度の徹底なども、実現性に疑問符をつけざるを得ません。日本の労働者の低賃金と中小企業の厳しい実態は、大企業の利益優先が生み出したゆがみです。ここを政府が規制しない限り、賃上げ原資を中小企業にもたらしことはできません。M&A(合併・買収)などで、中小企業を淘汰・整理し、雇用流動化で労働者に自己責任を強いることは、雇用喪失と地域経済の破壊につながるものです。適正な公正取引がなされる施策を、強制力をもって強化することが必要です。

労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小企業であっても決して曖昧にすることはできません。雇用維持と8時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金の支払いが必要です。最低賃金は生存権を保障する水準でなければならず、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

物価高騰から生活を守り、物価上昇率を上回ることはもちろん、労働者の生活改善が実感できる、全国どこで働いても人間らしい生活ができる大幅な引き上げと、地域間の格差(額)を解消していくメッセージになる目安とともに、最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化を求める提言を出していただくことを求めます。

4. 審議を全面公開し、広く県民が関心をもてる運営に改善してください

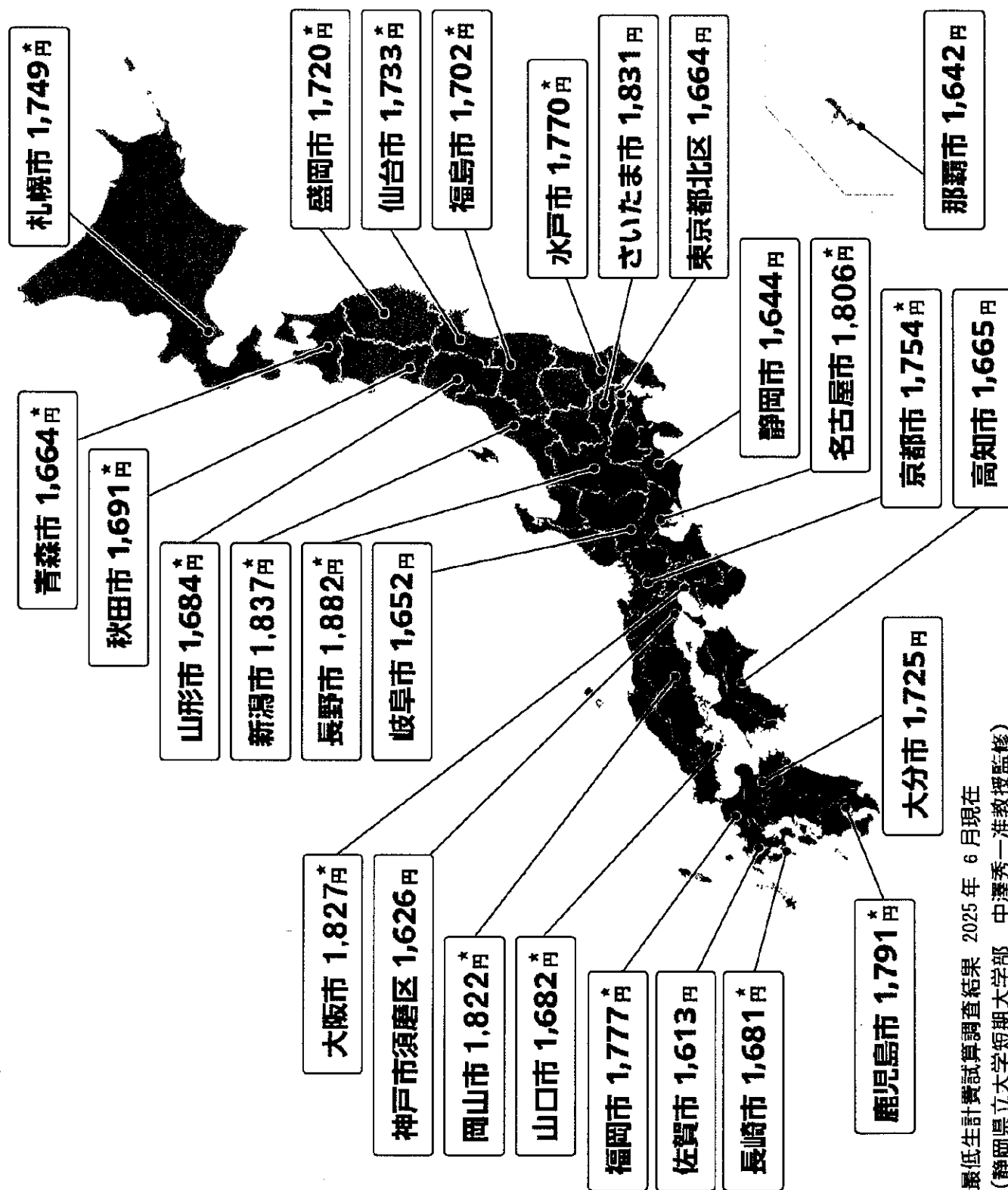
栃木県最低賃金審議会は、私たちが求めてきた、審議の「原則公開」をおこない、審議会の傍聴ができるようになりました。しかし、審議は「公開」したものの、金額など実質的な審議は相変わらず、非公開の「公労」や「公使」の「二者協議」でおこなわれており、議事録も残りません。

2025年度最低賃金額改定の審議は、最低賃金近傍で働く労働者にとって、また、「労働者しわ寄せ型」経済を転換し、「賃金があがる国」にしていく流れを加速するうえでも重要なものとなります。

全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」（鳥取県最低賃金審議会元会長の鳥取大学名誉教授・藤田安一氏の談話）という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心をもてる運営に改善していただくことを求めます。

また、より多くの県民が傍聴できるように傍聴者の人数を増やしてください（現在使用されている会場でも10名の傍聴は可能であるように思われます）。もし会場が狭いのであれば宇都宮市文化会館や宇都宮市総合コミュニティーセンターなど、近くの施設で審議会を開催することをご検討ください。

以上



最低生計費試算調査結果 2025 年 6 月現在
 (静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授監修)
 ★のついた地方は2022年以降に物価変動を加味して再試算した結果

最低生計費試算調査・総括表

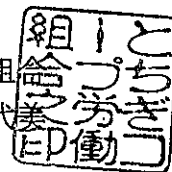
作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2025年6月現在

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算																			
都道府県名	新潟県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県	岡山県	広島県	山口県								
試算結果発表	2015年12月	2020年7月	2023年1月	2015年12月	2016年2月	2019年4月	2022年1月	2022年6月	2020年7月	2016年1月	2019年4月								
改定年月	2025年6月	2024年			2025年1月	2023年10月	2025年1月		2025年1月		2024年7月								
自治体名	新潟市	長野市	岐阜市	静岡市	名古屋市	豊橋市	大阪市	神戸市	岡山市	広島市	山口市								
調査ラック/性別	B	B	男性/B	男性/B	男性/A	男性/B	男性/A	男性/B	B	B/女性	B/女性								
消費支出	198,753	204,601	176,737	177,656	181,897	180,960	192,727	187,660	172,231	191,809	188,450								
食費	48,879	50,558	44,872	37,640	40,253	34,240	53,603	42,375	38,457	49,242	39,420								
住居費	39,000	43,750	38,000	38,000	38,000	36,000	50,667	50,667	32,000	50,000	50,000								
水道・光熱	12,919	8,166	7,874	8,690	7,559	6,594	7,993	6,963	7,510	7,456	8,476								
家具・家事用品	4,302	5,193	3,058	3,109	3,883	4,124	4,443	4,596	3,799	4,864	4,974								
被服・履物	7,545	8,237	7,748	5,752	7,521	4,296	9,660	9,661	8,272	6,315	4,520								
保健医療	4,481	1,058	1,501	4,591	3,255	4,516	2,366	5,429	2,186	1,171	2,816								
交通・通信	40,712	31,268	34,993	32,953	43,356	43,167	16,324	16,202	40,639	16,766	16,766								
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
教養・娯楽	18,980	29,303	20,390	20,680	18,408	22,034	22,646	22,667	17,521	27,895	27,919								
その他	21,935	27,069	18,301	26,241	19,662	23,989	25,015	29,100	21,847	28,100	33,560								
非消費支出	57,009	57,295	53,422	53,422	46,662	46,662	58,979	58,979	47,829	52,212	52,212								
非消費額比率	20.69%	20.30%	21.56%	21.47%	18.92%	19.00%	21.77%	20.23%	20.16%	19.84%	20.12%								
予備費	19,800	20,400	17,600	17,700	18,100	18,000	19,200	18,700	17,200	19,100	18,800								
歴年生計費(月額)	218,553	225,001	194,337	195,366	199,997	199,960	211,927	206,360	189,431	210,909	207,250								
税金	275,582	282,296	247,759	248,778	246,659	245,622	270,906	265,339	237,260	263,121	259,462								
年額(税込)	3,306,744	3,387,551	2,973,108	2,985,336	2,959,908	2,947,464	3,250,874	3,184,073	2,847,120	3,157,452	3,113,544								
月150時間換算	1,837	1,882	1,652	1,659	1,644	1,637	1,806	1,769	1,582	1,754	1,730								
月155時間換算	1,778	1,821	1,598	1,605	1,591	1,585	1,748	1,712	1,531	1,698	1,674								
173.8時間換算	1,586	1,624	1,426	1,431	1,419	1,413	1,559	1,527	1,365	1,514	1,493								
2024年改定最賃額	985	998	1001	1004	1034	1034	1077	1077	1058	1058	1058								
若年単身者サンプル数	74	748	38	195	412	412	634	112	265	70	167								
全体サンプル数	715	3,686	1,046	1,670	999	4,745	9,501	757	3,675	455	2,029								

2025 年 7 月 25 日

栃木地方最低賃金審議会
会長 藤井 亮二 様

とちぎコープ労働組
永吉喜代美



意見陳述書

私は、2025 年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2025 年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。

1. 働く人々をめぐる全般的な状況

とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行しています。生協や関連会社などで働くパート・アルバイトなど、当事者からの声を集め働き方やくらしの実態、抱えている悩みについてヒアリングをおこなう中で、これまで以上に過酷な状況を訴える声が多く寄せられました。

現状の賃金があまりにも低く、正規職員との格差が大きいこと、生活が成り立たないためにダブルワーク・トリプルワークをせざるを得ないことなど、深刻な生活と労働実態が明らかになりました。

2. 「パート労働黒書No.12」から見えてきたもの

物価高騰が家計を圧迫しており、食費や光熱費の負担が続いている状況です。「炊くお米の量を減らした。買い物は週 1 回にして安いスーパーに行くようになった」「冬場は暖房費 節約のために、設定温度を下げ、家の中でも厚着で過ごす」など、食費、光熱費を切り詰めていることがわかります。また、食費だけでなく医療費や学費の負担も大きくなっていることがわかりました。

最低賃金の全国一律制度化と引き上げ（1,500 円以上）を求める声が共通しており、「時給が 1,500 円になっても、この物価高では余裕のある生活はできない」「時給が低すぎて、日用品すら買えない」など、非正規労働者の賃金が物価上昇に追いついていない事で、より高い時給を求める声が多くなっています。

年金だけでは生活できないという老後の不安が強くなっており、「若い頃は年金でゆっくり過ごせると思っていたが、それは無理だと実感している」「医療費が高く、将来の病気に備えた貯蓄ができない」という声が増えています。

生活のために掛け持ちで働いている人が増加傾向となっており、「生協だけでは生活できず、ダブルワークを決意」「トリプルワークで週 7 日働いている」「ダブルワークをはじめたが、労働時間が長すぎて体がもたない」など、身体的・精神的な負担が大きくなっています。

非正規のままでしか働けない状況が多く、「20 年以上働いているが、正社員になれない」「正社員の道がなく、非正規で働きつづけるしかない」「正規職員の

道が閉ざされている」との意見がありました。非正規のままだと将来が不安との意見が強調され、一時金や退職金制度の導入や正規との格差是正」をもとめる声がより強まりました。

収入の変化と就労調整の悩みでは、「就労調整のストレスがなくなり、安心して働けるようになった」「扶養の壁を気にせず働ける環境が欲しい」など扶養の壁を気にせず働く決断をした人や、気にせず働きたいという意見が増えました。

以上がパート労働黒書から見えてきたものです。

今後の暮らしが悪くなるのではないかと懸念される今、最低賃金の引き上げ、社会保険の適用拡大、正規職員との格差是正などを通じて、誰もが自分らしく働き、安心して暮らせる社会の実現をめざし、私たちは声を上げ続けています。

最賃が上がっても、最賃近傍で働く労働者の生活はますます厳しいものとなっています。物価高騰の危機を乗り切るためにも、労働者の生活と地域を守り経済を活性化させる必要があります。非正規労働者の赤裸々な実態を知っていただき、最低賃金が一円でも多く上がることを願います。

3. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

最低賃金は時間給労働者だけの問題ではありません。全労連と全国地方組織で取り組んでいる最低生計費資産調査では、これまで取り組んできた調査結果に近年の物価高騰分をふまえた再試算を実施した所、各地で時給1,700円～1,800円が必要と出ています。

地域間格差も問題視されており、中央最賃審議会がランク別に目安を出している事が地域間格差が縮まらない要因となっています。地方審議会でも出された目安通りの引き上げでは格差が広がるばかりです。全国一律最賃制度の実現、地域間格差是正は、労働力の確保と疲弊する地域経済の活性化につながります。

最低賃金改定にともない、私たちが働くとちぎコープでは、パート・アルバイト職員の時給がやっと1,000円を超えました。春闘があるからこそその賃金引き上げですが、小売流通業で働く非正規労働者の多数は未組織で、春闘の恩恵にあずかることはできません。最賃近傍で非正規で働く仲間が沢山います。最低賃金の引き上げが時給引き上げに直結しているのが現状です。

最後に、本審議会に置かれましては、各団体から出された意見書や意見陳述の意見が、少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、誰もが人間として自分らしく生き、働き、安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただく事を改めて強く求め、意見陳述とさせていただきます。

以上

パート労働黒書 No.12

**最低賃金は全国一律
いますぐ 1,500 円以上！
めざせ 1,700 円**



人間らしく働き、暮らすために

正規と非正規の格差解消、均等待遇を前進させよう！

雇用の原則は「均等待遇」と「無期雇用」

2025年2月 全国生協労働組合連合会

非正規で働く人々をめぐる実態

【1】はじめに

生協労連は、全国の加盟単組に所属する生協やその関連会社で働くパート・アルバイトのみなさんに対し、働き方やくらしの実態、抱えている悩みについてヒアリングをおこない、また手記を寄せていただき「パート労働黒書」を発行しています。今回発行する「パート労働黒書 No.12」では、これまで以上に過酷な状況を訴える声が多く寄せられました。

ヒアリングと手記の集約は、以下のようにすすめました。

調査方法：各地域の加盟単組から 2024 年 10 月から 2025 年 1 月 31 日まで

・当事者とのヒアリング ・ヒアリングを基に手記のお願い

昨年の聞き取りや手記を大きく上回る 430 件を超える切実な声が寄せられました。

今回の黒書では、現状の賃金があまりにも低く、正規職員との格差が大きいこと、生活が成り立たないためにダブルワーク・トリプルワークをせざるを得ないことなど、深刻な生活と労働の実態が明らかになりました。

多くのみなさんに、この黒書をお読みいただき、非正規労働者の赤裸々な実態を知っていただきたいと考えています。そして、当事者と生協労連とともに、非正規労働者の処遇改善をすすめていただければと願っています。

【2】パート労働黒書No12 から見えてきたもの

パート労働黒書 No.12 から見える生活と働き方の実態の特徴は以下のとおりです。

1. 物価高騰と生活の厳しさ

物価高騰が家計を圧迫しており、食費や光熱費の負担がつづいている状況です。たとえば、「炊くお米の量を減らした。買い物は週 1 回にして安いスーパーに行くようになった」「冬場は暖房費節約のために、設定温度を下げ、家の中でも厚着で過ごす」など、食費、光熱費を切り詰めていることがわかります。

2. 低賃金による生活苦

最低賃金の全国一律制度化と引き上げ（1,500 円以上）を求める声が共通しており、「時給が 1,500 円になっても、この物価高では余裕のある生活はできない」「時給が低すぎて、日用品すら買えない」など、非正規労働者の賃金が物価上昇に追いついていないことが課題となっています。

3. 将来の不安

年金だけでは生活できないという老後の不安が強くなっており、「若い頃は年金でゆっくり過ごせると思っていたが、それは無理だと実感している」「医療費が高く、将来の病気に備えた貯蓄ができない」という声が増えています。

4. ダブルワーク・トリプルワークの増加

昨年からつづき、多くの人が生活のために掛け持ちで働いている人が増加傾向となっており、「生協だけでは生活できず、ダブルワークを決意」「トリプルワークで週 7 日働いている」「ダブルワークをはじめたが、労働時間が長すぎて体がもたない」など、身体的・精神的な負担が大きくなっています。

5. 非正規から正規への転換の厳しさ

昨年と同様に、非正規のままでしか働けない状況が多く、たとえば、「20年以上働いているが、正社員になれない」「正社員の道がなく、非正規で働きつづけるしかない」「正規職員の道が閉ざされている」との意見がありました。

以上に加え、昨年の黒書と比べると、今年の黒書には以下のような特徴があります。

1. 収入の変化と就労調整の悩み

「就労調整のストレスがなくなり、安心して働けるようになった」「扶養の壁を気にせず働ける環境が欲しい」など「扶養の壁」を気にせず働く決断をした人や、気にせず働きたいという意見が増えました。

2. 賃上げ要求の強まり

昨年は「最低賃金 1,500 円以上」をもとめる声が多くありましたが、今年は「時給が 1,500 円になっても、この物価高では余裕のある生活はできない」「2,000 円以上にならないと、安定した生活は無理」「最低でも 1,700 円以上にしてほしい」など物価上昇に対応するため、より高い時給を求める声が多くなっています。

3. 社会保障と税制への関心

「社会保険料を軽減してほしい」「税制の見直しが必要」「短時間労働者でも社会保険に加入させてほしい」など、「社会保険適用拡大」や「扶養控除の廃止」をもとめる声が増えました。

4. 生活費の内訳の変化

昨年は「食費・光熱費の切り詰め」が主でしたが、今年は、「子ども 2 人の学費や家の修繕費がかさみ、夫婦の収入だけでは厳しい」「医療費削減（少しぐらいではガマン）」「十分な仕送りを大学生の娘にしてやれていない」など「医療費や学費の負担」も大きくなっていることがわかりました。

5. パート労働環境への不満

非正規のままだと将来が不安との意見が強調され、「正社員と同じ仕事なのに賃金が低い。一時金制度を導入してほしい」「非正規でも退職金があれば、少しは安心できるのに」「パートも月給制になればいいと思う」など、「一時金や退職金制度の導入」「正規との格差是正」をもとめる声がより強まりました。

以上が「パート労働黒書 No.12」の概略です。生協やその関連会社で働く方々への聞き取りや手記は一部ではありますが、これまで以上に多くの課題が浮き彫りになりました。

特に、物価高騰の影響で「時給 1,500 円では生活できない」と感じる声が増え、「最低賃金のさらなる引き上げ」を求める声が一層強まっています。また、「社会保障の充実」や「扶養控除の見直し」への関心も高まり、パート労働者でも安定してらせる制度の整備が急務であることが明らかになりました。昨年と比べても、生活が一層厳しくなったという実感が広がっており、貧困の拡大が深刻化しています。今後、最低賃金の引き上げ、社会保険の適用拡大、正規職員との格差是正などを通じて、誰もが自分らしく働き、安心してらせる社会の実現をめざし、私たちは声を上げつづけていきます。

手記編

パートの手記 A生協

私の非正規で働く道

私は、パートとして夫の扶養範囲内で働いていましたが、就労調整が煩わしく、また、働き控えをせざるを得ないことを残念に思っていました。家計的にも子どもの大学進学にかかる費用の事を考え、時間の制約なく働きたいと思い始めました。そこで、まず夫へ相談。年収の壁にとらわれず扶養を外れて働きたい事、労働時間が長くなるためこれまで以上に家事の分担をしてもらいたい事。何度か話し合った末、「世間的に税制面で損しなければいいんじゃないか。頑張ろう」と理解してくれました。

自分自身、社会保険や税制の控除の仕組みをきちんと学び、生協が、社会保険適用拡大となるにあたり、加入条件を満たせば社会保険に加入できることを知りました。週20時間契約労働でそれ以上長く働くことが出来ないの、生協の年収では扶養を外れて社会保険料を負担することは損をする、第3号被保険者でいることが賢明なのかと制度を知れば知るほど葛藤しましたが、生協での仕事に働きがい、やりがいを感じていたので辞める選択肢はなく、ダブルワークで働くことを決めました。生協の勤務時間の午後2時～6時以外で働ける仕事を見つけ、幸運にも条件を満たす大学生協で働き始めることができ、夫の扶養から外れる手続きをしました。その際、夫の会社の担当者から「今は奥さまも働く方がいいですよ」と声をかけられたことで、背中を押してもらった気持ちになったのを覚えています。

念願の社会保険加入にたどり着けたときに安堵したのは言うまでもありません。大きな決断をしてダブルワークを始めて丸4年、残業があったとしても時間を気にせず働けるうれしさ、最賃の引き上げが収入増加に直結する喜び、社会保険料負担で将来の受取年金額が少し増えます。確定申告でも自立出来ている瞬間でもあります。共働き自分、夫のコミュニケーションをとりながらの家事分担、余暇や趣味、学習、ボランティア活動も充実し、ワーク・イン・ライフが実現できています。

現総理は最低賃金1,500円を目標に掲げました。少子高齢化、物価高騰、円高と先行き不安があるので、官民一体となって1,500円以上を早急に実現させ、パート時給者であっても、安心して自分らしく生き、働き、暮らしていける社会になる事を強く願います。

パートの手記 B生協

非正規で働くしかない現状

私は生協に入協して20年になります。

当初は3時間の事務アルバイトでしたが、その後4時間の事務パートになりました。短時間の働き方は、当時4人の子どもの成長に伴う様々なライフスタイルの変化に対応しやすいものではありました。短時間の仕事とはいえ組合員の電話対応や配送担当のサポートなど、センター内が円滑に回るよう考えながら、同年代の仲間と楽しく仕事をしてきました。定年まであと数年となった今、自分の仕事の思いを伝えていく次の世代がいません。それは、雇用形態が原因ではないかと考えます。社会保険加入による手取り額の減額、契約時間の延長など働く側に寄り添った対応もなく、さらに正規職員への登用制度はあっても、事務職での雇用ではなく配送担当になるしくみです。正規職員へのステップアップの道は閉ざされ、非正規で働き続けるしかありません。実際、就活中の娘に進めることもせず、自分の仕事を子どもに誇れないようでとても残念です。非正規ではなく正規で、ライフステージに合わせた柔軟な働き方が選択できるなら、次の世代にも選ばれやすくなると考えます。子ども達に自分の仕事が好きなんだと胸を張って誇れるようになる第一歩になります。

パートの手記 C生協

年老いた両親とともに自分の老後も

自分は配送センターで倉庫作業を行う40代中盤の男性で、1日5時間30分の契約で週5日、時給160円で働いています。

家族構成は両親と自分の3人暮らしで、家があるのでそれなりに暮らせていますが、父母の蓄えは殆どなく、月々で変動はありますが、年間を通して生活費その他のかなりの部分を自分が補填しています。余裕はありませんが、働き始めてからしばらく間に幾何かの貯金をしていたのと、自分は酒も飲まず煙草も吸わず、自動車も持たないため、取り敢えずは持ち堪えています。しかし、今年は家の塗り替えや自身の体調不良もあり、出費が嵩みました。父の耄碌も以前よりも進み、母も体力の衰えが目立つようになってきた昨今、先行きの不透明感は増すばかりです。

自分もだいぶ年を取り、肉体的な衰えを実感するようになりました。自動車は持たずとも固定資産の維持には費用が掛かり、蓄えもかなり使いました。有権者として政府の愚行と無策に「否」を突き付けなければなりません、ひとまず状況が少しでも改善するのを信じて生き延びなければなりません。その為にはお金が要ります。ここ数年続く物価の高騰は最近になって特に著しく、賃金の伸びは相対的に下降の一途です。既に1500円では足りず、2000円は必要な環境です。状況は逼迫しており、これ以上の社会情勢の悪化を防ぐためにも過去に類を見ないレベルでの賃金上昇が必要です。誰もがまともに暮らせるだけの給料が支払われていないのは異常ですし、そうでない社会の治安は悪化します。労働者を搾取する層も社会の一員。そうなる事は彼らにとっても本来は不利益な筈です。賃金が上がれば労働者の待遇改善にも繋がり、社会の情勢も上向きます。今はとにかく賃金を上げ、手取りを増やす事が肝要で、閉塞する社会への一番の処方箋だと思います。

繰り返しになりますが、まともに働いて満足に暮らしていけない社会は異常です。狂気の沙汰です。変えさせなければいけません。困難ですが、その自覚を今後の行動や判断に活かしていければと考えています。

パートの手記 D生協

生きるために働くだけではなく趣味などゆとりのある生活をおくりたい

店舗の水産部門に入協して20年目、フルタイムで働いています。

夫も同じ職場で働いていましたが、結婚直後から、人手不足のため過酷な労働状況が続き、それでもがんばって働いていましたが体を壊してしまい、5年前に闘病むなしく亡くなりました。

夫がなくなり、1人の生活になりましたが、家賃や水道光熱費などは2人の時と変わらずかかります。電気代の高騰も家計に負担増になっていて、冬の寒い時期でもできるだけエアコンは使わずに、綿入れなど重ね着をして過ごしています。

魚の入荷が少ない日や来店者数が少ない時は早上がりやで投下時間の調整をするので、毎月の給料にバラつきがあり、貯金も出来ません。鮮魚コーナーの仕事なので調理の肉体的負担が大きいです。

自宅に帰ると家事をする気力もなく座り込んでしまうほどです。

こんなきびしい仕事内容なので、時給1,090円で募集をかけても応募者がいません。

物価の上昇も止まるところが見えず、給与から天引きされる税金、社会保険料は年々増えていっています。手取り収入を増やして欲しい！ 今の収入では将来に不安しかありません。

何かあった時に身内に迷惑を掛けないようにしたいです。

生きるために働くだけの生活ではなく、趣味やゆとりのある生活を送れるために、最低賃金全国一律1500円の早期実現を求めます。

パートの手記 E生協

この先の不安解消のために

私は生協で働き始めて16年、現在は生協内でトラックへの商品の積み込みや配送などのトリプルワークをしている50代の女性です。60代の主人は建築関係の自営業をしていますが、コロナ禍の影響を受け仕事が減少、さらに追い打ちをかけるように材料代やガソリン代の値上がりが業績に大きく影響しています。物価の高騰も続き先が見えない状況の中、主食の米までもが倍の値段になり家計はひっ迫しています。

今は二人とも元気で働き続けていますが、年を取るとともに健康状態の不安も増していくばかりです。ですが健康であれば定年を迎える70才以降も働き続けていきたいし、老後の生活のためにもできるだけ働き続けなければいけません。最近では働いている時間も長いので、大好きな趣味にゆっくりと時間を費やすこともできないのが現状です。

私が住んでいるところの現在の最低時給は956円です。これが1,500円まで上がると家計が楽になるばかりでなく、仕事量を減らして趣味や孫との時間を作れるようになります。

今後も安心して人間らしい生活が送れるように、今すぐ全国一律1,500円を実現し、少しでもゆとりのある生活ができるように、そして私の小さな孫たちが大きくなった時にも安心して暮らせる世の中になってほしいです。

パートの手記 F生協

安心して暮らせる社会

生協にパートとして働き20年以上が過ぎました。

その間、子どもは独立し、夫の定年もすぐそこ、自分も年金を受け取る年齢が近づきました。子どもの学費や生活費を補うために、パートとして働いてきて、自分の老後は考えもしませんでした。年金を確認すると不安しかない金額でした。

働き始めたころの時給は650円くらいでしたので、103万円の壁など考えることもなく仕事をしていました(シフト制なので103万円以内の勤務が割り当てられました)。今、時給は1,000円をやっと超えるところまで来ていますが、物価の上昇が急に進んで、子どもがいた頃より生活は苦しく感じています。

若い頃、漠然と年をとれば年金でゆっくり過ごせると考えていましたが、それは無理だと実感しています。

体が動くうちは働けばいいのですが、歳を取って体にもガタがきます。いつまで働けるか？不安ばかりです。

この歳になり分かってきたことですが、夫の扶養範囲内ではなく、もっと自分の老後を考えて働いてくればよかったと思い、それを阻んでいる扶養控除、高額な社会保険料・厚生年金保険料などが働きにくい社会にしている気がします。

「主婦だからパートで！！」という時代は終わりました。

主婦でもちゃんとした労働者です。夫に養われていると思わせる扶養控除とかの壁がなくなり、時給1,500円以上で、パート労働者の方でも掛けやすい社会保険料・厚生年金保険料になり、年金を受け取る歳になっても、生活に不安を感じなくていい社会になってもらいたいです。

聞き取り編

1. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども大学生2人
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,140円
暮らしの実態 困っていること	大学生の子ども2人にお金がかかる。配偶者が65歳を待たず、63歳で仕事を辞めた。
要求・希望 (1,500円になったら)	60歳以上の雇用を増やして欲しい。(現実には厳しいです) 大学の授業料の見直しや、給付型奨学金の金額を増やして欲しい。 時給はもっと、最低でも1,500円に上げて欲しい。1,500円に上がっても、この物価高では全てにお金がかかり、ゆっくりなどしてられない。働いても働いても、お金が足りない。贅沢はしていないのに、余裕のある生活は出来ない。 働く時間が増えて収入が増えているのに、生活が不安定だ。

2. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(高1・中2)
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,200円
暮らしの実態 困っていること	子どもの学費にもお金がかかるのに、物価上昇で食費・光熱費が高く、なかなか貯蓄にまわらない
要求・希望	私立高校の授業料完全無償化！ 時給1,500円以上になれば、貯蓄も潤う。 自分の趣味にも、もっと使いたい！

3. 女性 女性40代

家族構成	2人家族 自分、夫(子どもなし)
働き方の実態	週5日 32.5時間 時間給 1,140円
暮らしの実態 困っていること	物価高騰→日々の買い物等でも、躊躇したり、我慢するくせがついた。 燃料高騰→冬場は暖房費節約のために、設定温度を下げ家の中でも厚着する等の工夫→将来への不安が大きい。
要求・希望	・物価高騰に合った賃金上昇が、当たり前になってほしい。 ・家族構成とか関係なく、誰でも老後を不安に思わない日本にしてほしい。 ・日々の普通の生活や、将来に少しでも不安がなくなること。

4. 女性 20代

家族構成	2人家族 父と自分
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,140円

暮らしの実態 困っていること	生活用品や食料品等の値上げが激しく、全く貯金ができない。 野菜の値上げが多すぎて栄養の偏った食事になる。 体に異常があってもお金のことが頭をよぎって、病院に行くのをためらう。
要求・希望	賃上げと、収入による社会保障費の負担減。 すぐにはいかなくとも、週に6～7時間×5日働いたら、単身者でも暮らせる給与水準になってほしい。

5. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫(単身赴任)、子ども2人(社会人別居)
働き方の実態	支所センター積込み業務 週5日(朝3h)そのうち3日は夕方出勤(2h) 1,100円+職種(積込み)手当30円 社保加入
暮らしの実態 困っていること	以前は朝夕勤務の間の時間で、ヤマトの屋アシスト(仕分け作業)としてダブルワークをしていた。リストラにあい2024年1月31日付で解雇。 ヤマトから朝夕の積込み、または日中の受付に転換すれば雇用は維持できるとの打診はあったが、生協の勤務時間と重なるため、退職せざるを得なかった。 退職後は5～6万の収入減。息子が昨年大学を卒業して社会人となり、独立したとはいえ、教育ローンの返済が続いている。(自分は奨学金の返済)また、夫が単身赴任のため二重生活。会社からの家賃補助はあるが、ひとり暮らしでの光熱費などが割高。それぞれの生活や車を維持するための負担は大きい。 娘も今年出産を控えている。今後、娘が職場復帰した時の孫の世話などで、まだまだお金が必要だと感じている。
要求・希望	野菜などの食料品、ガソリンなどあらゆるものの物価があがっている状況なので、せめて時給を上げてほしい。 収入が増えたら、息子の奨学金の返済を少し助けてあげたい。息子も実業団に入っていて、遠征費の出費などがかかり、大変だろうから。 孫も誕生するので、子どもたちを援助できるだけのゆとりがあったらいいと思う。

6. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(大学生)
働き方の実態	① 週5日 10時間 時間給 1,150円 ② 週2日 時間給 960円
暮らしの実態 困っていること	ダブルワークで働き、空いている時間に障害者である親の病院や、買い物の付き添いをしている。子ども2人が県外で大学に進学しているので、生活費がかかる。
要求・希望	賃金が上がれば、その分働く時間が減り、親の介護する時間が増える。

7. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫(子ども4人は独立している)
働き方の実態	一日 4時間 時間給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	給料があがっても、物価が高く、ほしいものを買えない。 働いているお金で生活して、年金は今後のための貯蓄にしているが、年金も生活に回すことがある。もっと高齢者のことを考えてほしい。

要求・希望	今は健康だが、年齢があがると心配になる。 働ける職場には感謝している。 働けなくなったときは、国が支援していく方向になってほしい。
-------	---

8. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、子ども(20代)
働き方の実態	① 週5日 30時間 ①時間給 1,400円 ② 週1日 13時間(夜勤)②時間給 1,100円 ③ 単発 ③1日 5,000円
暮らしの実態 困っていること	すべて時間給で働いているので不安が常にある。 今はどうにか健康なので、働けているが将来、老後は不安。 貯蓄もないので、元気なうちに、体が動くうちに働けるだけ働こうと考える。
要求・希望	最低賃金 全国一律1,500円 もしくはパートも月給制になればいいと思う。

9. 女性 50代

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 平日2時間 土日祝3時間 時間給 980円 ダブルワーク 平日17時まで派遣労働
暮らしの実態 困っていること	住んでいる地域では車が必要。ガソリンを1回に2,000円分と決めて給油している。年末に5円あがり、さらに1月に5円あがった、月に3回程度だったが、価格高騰のため、4回でも足りないかもしれない。
要求・希望	賃金が物価高騰に見合っていない。食料品や生活用品の値上げが負担になっている。日々の暮らしが大変になっている。これからも値上げが続く様ならと不安しかない。1,500円以上になれば(物価上昇に追いつきそれ以上になれば)、少しは余裕もうまれるのかな？ 今働いている時間を少し減らして、ゆったりとする時間を取りたい。

10. 女性 20代

家族構成	一人暮らし 同居人あり
働き方の実態	トリプルワーク 週7日+タイミー(フリーランス) ・生協ルート配送4時間×3日 ・ミスタードーナツ 週18時間 3日×6～7時間 ・飲食店 フリー勤務 4時間×4日
暮らしの実態 困っていること	ペット(2匹)、車の維持費にお金がかかる。 同居人は家賃を払っていない。 奨学金を現在返済している。
要求・希望	利子なしの奨学金(給付型奨学金)の実現。 社会保険(短時間労働者でも加入させてほしい) 住宅手当(パートでも住宅手当が欲しい) 社会保険に加入できたら、厚生年金がもらえて将来的にも安心。今後結婚、出産となった際に、市からの手当てがうけられる。

	通勤手当、家から職場の距離が2km未満のため、交通費がもらえない。自転車で出勤しているが自転車も消耗品であり、パンクやブレーキが弱くなったりして修理代が痛い。バスに乗るとお金がかかってしまう。
--	--

11. ———

家族構成	3人家族 自分、小学生2人
働き方の実態	週3日勤務 時給 1,700円
暮らしの実態 困っていること	パートの時給と、1人親手当と、養育費とでギリギリの生活。 住宅ローンがあるので、シングルでやりくりするのがきつい。 貯金ができない。

12. ———

家族構成	母と2人暮らし
働き方の実態	週5日 8:30～16:00
暮らしの実態 困っていること	生活費の他、積み立て、個人年金をしている。 物価高。 時給は低い。上げてほしい。 人員増やしてほしい。

13. ———

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども1人
働き方の実態	週5日 32.5時間
暮らしの実態 困っていること	子どもが就職して、半分1人暮らしを始めたので、かかるお金は減ったが、物価高なので、食費は減っている実感がない。 この先、体力的に配送ができなくなったらどうしよう…。と、不安はある。

14. ———

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども
働き方の実態	週4日勤務(配送) 9:00～13:00×1日 13:45～18:00×1日 9:00～18:00×2日
暮らしの実態 困っていること	収入に波はありますが、良くなった感じはありません。 物価が上がる一方なので、毎月の支出が本当に大きいです。 外食や、娯楽など削れるものもありますが、学費など、減らす事が出来ないものも、あるのでやりくりが大変です。貯金がほとんどできていないことです。 将来、不安でしかないです。

15. 女性 40代

家族構成	2人家族 父親、自分
働き方の実態	週4日 28時間15分 時給 1,500円

暮らしの実態 困っていること	通院でお金がかかる。物価高で生活がしにくい。 すべて、物価が高くて生活がしにくい。
-------------------	--

16. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、息子2人
働き方の実態	週5日 午後から出勤
暮らしの実態 困っていること	生活費、息子と折半してもらっているので、逼迫はしていない。 物価が上がった分、貯金できなくなってきた。

17. ———

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人
暮らしの実態 困っていること	親はいないが、子ども1人はまだ学生。 まだまだお金がかかる。 夫の日給月給は少ない。 体力もたないので勤務日数減らしたいが、収入は減らせないので困っている。

18. ———40代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども小学生
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,700円
暮らしの実態 困っていること	子どもの教育費がかかる。 働き続けるために民間学童にいれなくてはならず、その学費がとても高い。
要求・希望	住民税非課税世帯だけは手厚い給付金などがあるし、奨学金などもある。多子世帯にも拡大しているとは思いますが、子どもが一人でも、ぎりぎり給付金の対象にならない世帯が一番苦しいのに、税金も払っているので、そこを救い上げるもの。 時給はもちろん高いに越したことはないが、子どもを育てるのにお金がかかりすぎるので、将来自由に学校を選ぶこと、学校以外の学びの場への費用について安心して支払いできるくらいの所得が欲しい。

19. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 夫(年金収入のみ)、自分
働き方の実態	週5日 25時間 時間給 1,200円
暮らしの実態 困っていること	子ども2人はすでに社会人になっていて、学費等の負担はなくなったとは言え、自分、夫の老後に不安を感じている。 また、最近は物価上昇が家計のひっ迫を招いている。 保険の加入もそれなりに必要であり、切り詰めるのにも限界がある。

20. 女性 40代

家族構成	5人家族 自分、夫、子ども3人 (中学生・大学生・社会人)
働き方の実態	週5日 30時間
暮らしの実態 困っていること	大学生の子どもにお金がかかる。 夫が単身で3つの生活費が大変。

21. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫、
働き方の実態	週5日 12時間 時間給 1,060円
暮らしの実態 困っていること	光熱費が上がり、お金がかかる。 物価も上がり、食費が増している。

22. ———60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、義父
働き方の実態	週5日 10時間 時間給 1,080円
暮らしの実態 困っていること	義父のデイサービス、ショートステイなど介護費用がかかること。 食品の値上がりなど生活費が上がったこと。
要求・希望	年齢的にも8時間勤務は、体力的に無理なので、時給1,500円ぐらいになれば短時間でもゆとりのある生活ができる。

23. ———20代

家族構成	6人家族 祖父母、母、兄、妹、自分
働き方の実態	週5日 12時間30分 時間給 1,065円
暮らしの実態 困っていること	物価が高く、何に対してもお金がかかりすぎる。
要求・希望	賃上げ！！ 1,500円以上になれば、少しは余裕ができると思う。

24. ———50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(社会人)
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,080円
暮らしの実態 困っていること	家のローンを支払っている。
要求・希望	物価ばかり上がっていて、収入はあまり追いついていない。 趣味などにお金を使いたい。

25. ———50代

家族構成	5人家族 自分、夫、子、義父、義母
働き方の実態	ダブルワーク 家内労働のため不規則 ほぼ週7日 雑所得 月25,000円
暮らしの実態 困っていること	家内労働のため、休みはほぼなく、時間の余裕がない
要求・希望	時給があがれば、家庭内労働にも余裕ができ、時間が持てる。

26. ———50代

家族構成	6人家族 自分、夫、子ども2人、両親
------	--------------------

働き方の実態	ダブルワーク 週5日15時間 年間490時間 ①時間給 1,065円 ②時間給 1,228円
暮らしの実態 困っていること	家のローンがある 子どもの学費・習い事にお金がかかる 学校から遠方になるため、ガソリン代等車にお金がかかる
要求・希望	自分の為に使える、余裕が出来る(ストレスフリー)。

27. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども
働き方の実態	週5日 時間給 1,050円
暮らしの実態 困っていること	子どもの塾にお金がかかる。
要求・希望	時給1,500円になれば、もっと子どものやりたい事をやらせてあげられる。

28. 女性 50代

家族構成	5人家族 義父、義母、自分、夫、子ども
働き方の実態	週5日 時間給 1,050円
暮らしの実態 困っていること	子どもの学校費用

29. 女性 40代

家族構成	4人家族
働き方の実態	ダブルワーク ①週5日 15時間 ① 時間給 1,050円 年収 86万円 ②週2～3日 10～15時間 ② 時間給 1,200～1,500円
暮らしの実態 困っていること	大学生の子どもにとってもお金がかかる。 毎週 通院しているのでとてもお金がかかる。
要求・希望	奨学金返済など。 時給を高く。 時給1,700円ないと暮らしていけない。

30. ———50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども（社会人）
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,050円
暮らしの実態 困っていること	物価高なのに、時給は少ししか上がってなくて、足りなくなる一方です。冬、寒い地域では灯油・ガソリンの消費も増えるのに、値段も上がるので負担も大きい。
要求・希望	年金額をもう少し充実した額にしてほしい。 時給1,500円以上になれば、老後の備えも少し出来るようになると思う。

31.——60代

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日×6時間 30時間 時間給 1,114円
暮らしの実態 困っていること	医療費の負担が大きい
要求・希望	最低賃金を1,500円に！ 時給1,500円になれば、孫とも一緒に過ごせて、いろいろ買ってあげられる。

32.——60代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日×6時間 30時間 時間給 1,249円
暮らしの実態 困っていること	年末年始の休みが多く、1月の給与が大変少ない。 その中から社会保険料を引かれるので、苦しい。
要求・希望	最低賃金全国一律、今すぐ1,500円に！ 時給が1,500円になれば、社会保険料を払っても、もう少し余裕のある暮らしが出来ると思う。

33.——

家族構成	3人家族 自分、夫(再雇用)、子ども(社会人の娘)
働き方の実態	パート
暮らしの実態 困っていること	夫は昨年定年になり再雇用になったが、給料が6割になった。 娘は働いているが、まだ若いので給料は安い。自分はパートで、一時金もない。 収入がすごく少なくなり、その上物価は上がっているの、生活が厳しくなるばかり。 今年になって、別居している義理父の体調が悪くなり、週の半分ほど世話をしに行くことになり、私も義理父の食事を作ったりと、毎日大変です。 自分たちの生活以外でお金がかかり、困っています
要求・希望	物価に見合った賃金と、一時金がほしい。 生活保障を手厚くしてほしい。

34.——

家族構成	4人家族 義父、自分、夫、娘(次女)
働き方の実態	週5日 1日7時間
暮らしの実態 困っていること	正社員の仕事とほぼ一緒。「事務」での正社員は取らないと言われたので、そのままパートでいるが、県外に大学生の娘がおり、学費、仕送り、次女の受験後の進路によっては出費がもっと増える。夫の収入も低いので、毎日厳しい。

35. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、長男(社会人)、長女(大学3年)
働き方の実態	週4日 1日4時間 時間給 1,162円
暮らしの実態 困っていること	☐ 長女の大学の学費は大きな負担。貯蓄を崩して充ててきたが、その貯蓄も底をついた。そのうえ夫は昨年55歳の役職定年により、収入が大幅に少なくなったため、貯

	蓄がゼロとなった現在は、自分、夫の老後の資金が1番心配。 ☐ 日々の生活はなんとかできて、冠婚葬祭や思わぬ出費により、臨時的に収入を得た。その方法として、スポット的な働き方
要求・希望	☐ 年収の壁問題はあるものの、収入が増えることは大賛成。パートの基本時給は最低賃金そのものなので、最賃の大幅引き上げは確実に自分の収入アップにつながる。1,500円は生計費からはじき出せば当然の金額。 ☐ 時給1,500円になれば少しでも貯蓄に回して、老後資金をためたい。

36.——60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、義母
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,020円
暮らしの実態 困っていること	・自分の体の疲労 ・家族の健康

37. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 1日3時間 時間給 1,093円
暮らしの実態 困っていること	☐ 10年前にローンで家を購入したので、夫の給料からローンと水道光熱費などを天引きしている。ほぼこれで使い果たす状態のため、これまでいくつかパートで働いて生活費に充ててきた。 ☐ 食費はもちろん、一人一台、車を所有しているため、諸経費は馬鹿にならない。また、冬の暖房費も相当掛かる。
要求・希望	☐ 贅沢は言わないが、余暇を楽しむ(旅行など)余裕ある最低賃金にしてほしい。

38. 女性 60代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 1日4.75時間 時間給 1,162円
暮らしの実態 困っていること	夫の定年を機にコープで働くことになったが、その収入で3人の子どもの学費を賄うことができた。子どもたちの独立でほっとするもつかの間、自分、夫の老後について考える余裕もなく、老後の資金は全くないことに大きな不安を抱くようになった。遅まきながら2年前から生活費は年金を充て、パートの収入は貯蓄に回すよう努力している。それでも臨時の出費には貯金を取り崩すしかない。
要求・希望	☐ 時間に余裕はあってもお金がなければ、自分の時間を有効に使えないので、大きな金額でなくても、自分の時間を他に占めるほどの最低賃金にしてほしい。美術館や展覧会などに行きたいが、入館料だけでなく交通費や食事代を考えると足が遠のいてしまう。なんだかさみしい。 ☐ 最低賃金の引き上げと合わせて、健康保険や年金など社会保障負担、消費税など生活する上での負担を軽減してほしい。

39. 女性 50代

家族構成	5人家族 実両親80代、自分、夫50代、子ども高校生
------	----------------------------

働き方の実態	週5日 1日 7.25×5 36.25時間 月給 161,610円
暮らしの実態 困っていること	もともと趣味を生かした自分でお店を経営。夫は会社員。子どもたち(男子)3人の進学や家のローンを考え固定収入を選択。月給制パートとして生協へ入職。大学進学となれば、夫の収入だけでは日々の生活をしていくだけで精一杯だった。しばらくして夫の病気と実母の病気で看護も必要で心身ともに疲弊した。夫は休職となり復帰も不明で、子どもの進学についても不安に思った。その後、職場復帰はかなったが、体調を考え部署も変わり収入も減ってしまった。両親も高齢で現在は元気にいてくれるが、いつ介護となってしまうかもしれない。
要求・希望	今の教育制度の助成などでは足りない。給付型の奨学金を拡充してもらい、教育を受けたい子ども達には全員大学進学を安心してできるようにしてほしい。 もちろん全国一律1,500円以上にしたい。年齢で正規になれないなら、仕事内容は一緒であれば同一労働同一賃金を求めたい。少しでも収入が増えれば、自分のため、家族の為にも余裕ができれば貯蓄に回したい。

40. 女性 50代

家族構成	3人家族
働き方の実態	週5日 17.5時間 時間給 975円
暮らしの実態 困っていること	・老後の年金暮らしに不安がある ・老後2,000万円は、絶対無理です！！

41. 女性 30代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人（小学生、幼稚園）
働き方の実態	週5日 20時間 時間給 925円
暮らしの実態 困っていること	物価上昇による食費の増加
要求・希望	大学授業料の無償化

42. 女性 20代

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 20時間 時間給 958円
暮らしの実態 困っていること	金銭的に余裕がない。
要求・希望	最低賃金を上げてほしい。

43. 女性 40代

家族構成	5人家族 自分、夫、子ども(大学生)、父、母
働き方の実態	時間給 970円
暮らしの実態 困っていること	・子どもにお金がかかる ・緊急資金というのかな こういうのがかかる (突然家電や住宅の一部が壊れて購入、修理など)

44. —40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(高校生・大学生)
働き方の実態	週5日 17.5時間 時間給 950円
暮らしの実態 困っていること	子どもの学費+3件分の家賃 ガソリンの値上がり 物価高
要求・希望	パートタイム労働者がもっと働きやすい環境を！

45. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(社会人)
働き方の実態	①週5日 1日 3.45時間 ①時間給 1,025円 ②週6日 1日 1時間
暮らしの実態 困っていること	・世帯収入が上がらず貯金ができない ・住宅ローンが家計を圧迫している ・奨学金の返済がきつい
要求・希望	市・県民税、固定資産税等の税金を下げしてほしい。 103万円の壁撤廃。

46. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(社会人)
働き方の実態	週5日 22.5時間 時間給 1,005円
暮らしの実態 困っていること	夫が単身赴任(15年以上)で長年の二重生活のためお金がかかるうえ、ここ数年は通院でもお金がかかり、生活が苦しい。
要求・希望	社会保険の引き下げ 時給1,500円になれば、老後の資金を貯められる。

47. —60代

家族構成	3人家族
働き方の実態	週5日 時間給 1,005円
暮らしの実態 困っていること	物価高騰で食費、光熱費等が高く、生活が苦しい。

48. —50代

家族構成	4人家族 自分、夫、親、子ども
働き方の実態	週5日 22.5時間 時間給 1,005円
暮らしの実態 困っていること	通院・介護
要求・希望	介護手当 時給1,500円になれば、手抜きの日にお弁当などを買うことができる。

49. —50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人
働き方の実態	週5時間 1日4時間、土日祝は休み 時間給 975円
暮らしの実態 困っていること	子どもたちをあてにすることは、親としてしたくありません。自分、夫2人の収入で、老後もそこそこの暮らしができるようにしたいです。
要求・希望	給付金をむやみにばらまくことはせず、制度の見直しを行うなどして、社会全体が上向きになっていくように考えてもらいたい。

50. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども小学生
働き方の実態	週5時間 18時間 時間給 973円
暮らしの実態 困っていること	光熱費がかかる。
要求・希望	物価高なので、時給が上がるととても助かる。

51. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、子ども大学生
働き方の実態	週5時間 30時間 時間給 1,020円
暮らしの実態 困っていること	・親の介護について、どう分担するか問題である ・子どもが社会人になり家を離れるので、自分1人になり、生活していくのに不安がある
要求・希望	時給1,500円になれば、働くモチベーションがあがり、年を経ても働こうと思うかなと思う。 高齢又は病気で介護の援助の強化。

52. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(高校生)
働き方の実態	週5時間 22.5時間 時間給 975円
暮らしの実態 困っていること	大学受験を控えた子どもにお金がかかる。 住宅ローンの返済あり。
要求・希望	時給1,000円は超えてほしい。 生活が少し豊かになる。

53. 女性 50代

家族構成	6人家族 自分、夫、子ども(社会人2人)、両親
働き方の実態	週5時間 20時間 時間給 955円
暮らしの実態 困っていること	物価高騰のため、トータル的に支出が増えている。
要求・希望	将来、年金だけでくらししていけるように考えてほしい。 正規、非正規の差別をなくしてほしい。

54. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(成人)
働き方の実態	時間給 1,005円
暮らしの実態 困っていること	生活費全般の価格上昇が激しく、節約では追いつかなくなっている。 特に食費と光熱費が高くなりすぎている。
要求・希望	最低賃金を上げる→労働時間を減らす人が増え人手不足に→賃金が払えず倒産など、実施前に誰でもわかるマイナス面をトータルで改良することをなぜしないのか。一度思い切った対策(減税を含め)で、少子化と景気問題に結果を出して、様々な対策で予算が厳しいからと、福祉方面から削るのは絶対にやめてください。

55. 女性 60代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,005円
暮らしの実態 困っていること	夫の年金とわたしのパートの賃金で生活をしています。 この頃の物価高のため生活が苦しくなっています。

56. 女性 50代

家族構成	3人家族
働き方の実態	週5日 20時間以下 時間給 1,005円
暮らしの実態 困っていること	親が介護の申請を出しているのですが、却下されました。 離れて暮らしているので負担がかかります。 申請を出したら入れるようにしてほしいです。
要求・希望	・医療費が高い ・雇用保険の仕組みはモヤモヤします ・103万円の壁問題。175万円までいかなくとももう少し上限を上げてほしい。

56. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 22.5時間 時間給 1,005円
要求・希望	年金、医療費の充実 時給に地域差がなくなり、全国一律 時給1,500円になればいいと思います。

57. 女性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日～6日 25～30時間 時間給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	自分の収入だけなので、出費で生活がいつぱいいっぱいで、貯金ができず、何かあった時に困る。
要求・希望	もう少し時給が上がれば、気持ちの余裕をもって生活ができる。

58. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(社会人)
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,020円
暮らしの実態 困っていること	・通院の回数が増え、薬も高くなってきた ・親の介護費がかかるようになってきた ・光熱費が高くなり苦しい
要求・希望	・年金の引き上げ ・教育費の無料化

59. 女性 50代

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	① 週3日 12時間 ② 週5日 30時間 時間給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	食品値上げ、光熱費値上げ 病院代など
要求・希望	働く世代に(30代～50代)もっと給料を増やしてほしい。 時給1,500円になれば人間らしい暮らしができる。 毎月心臓に悪い。

60. —50代

家族構成	3人家族 自分、夫(年金受給)、子ども(社会人)
働き方の実態	週5日 32.5時間 時間給 1,020円
暮らしの実態 困っていること	物価高に収入が追いつかず(むしろ減っている)、日々節約で心のゆとりがない。 外食、旅行はしばらく行っていない。
要求・希望	若い人の負担を軽減してほしい。 年金+奨学金返済+健保+所得税+住民税 いくら支払いをすればいいのだろうか・・・。

61. —60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 時間給 1,020円
暮らしの実態 困っていること	何もかも物価が高くなり、節約してもしきれない。 忍耐強くしているが、いつ限界にくるかとても不安である。(節約できないものもある)
要求・希望	年金引き上げ 時給1,500円に何年も前からなっていればと後悔する人が、一人でも少なくなっていほしい

62. —50代

家族構成	5人家族
働き方の実態	週5日 20時間以上 時間給 1,005円
暮らしの実態	・生活費など

困っていること	・老後資金
要求・希望	賃上げをスムーズに。 税金高い。 物価高い。

63. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、子ども
働き方の実態	週6日 34時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	生活困窮 生きていくのに不安しかない。
要求・希望	減税！！ 楽に生きていきたい。明日の生活に不安を感じることなく生活したい。

64. ———50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(小学生 高校生)
働き方の実態	週5日 時間給 965円
暮らしの実態 困っていること	来年 大学生の子どもにお金がかかる。
要求・希望	大学無料・高校無料(全員)

65. ———50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども
働き方の実態	週5日 時間給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	水道・光熱費が高い。 通院でお金がかかる。 なんでも物価が上がっていて出費が多い。特に食品。
要求・希望	なんでも物価が上がっているので、最低賃金を今の1.5倍にしてほしい。

66. ———60代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,020円
暮らしの実態 困っていること	物価上昇で生活が苦しい。 収入が上がらない。
要求・希望	生活に余裕ができれば、心に余裕もできると思う。

67. ———50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(社会人)
働き方の実態	週4日 18時間 時間給 1,005円

暮らしの実態 困っていること	・食品などの値上げ、石油(灯油)ガソリン代もかかる ・自分の医療費(内科・眼科・歯科etc) ・住宅ローン、マイカーローンの支払い ・子どもの学費の返済(大学の授業料) →国からの貸付金というか借金がある
要求・希望	これからの若い人たちが、たくさん働ける社会にしてほしい。大学の無償化など、若者が借金なくいい世の中にしてほしい(奨学金という借金は×)。 時給を上げてほしい 私の暮らす県はまだまだ安いです。

68. —50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(社会人)
働き方の実態	週5日 18時間45分 時間給 1,005円
暮らしの実態 困っていること	すべて物価が上がって… 欲しい物も我慢、食費もけずるにけずれない。

69. —40代

家族構成	6人家族 父、母、自分、夫、子ども(大学生 高校生)
働き方の実態	週5日 27.5時間+土曜4時間(月2回程度) 時間給 1,055円
暮らしの実態 困っていること	大学の学費がものすごくかかる。 来年の春からもう一人大学に行くので、ますます不安です。
要求・希望	大学無償化

70. 男性 60代以上

家族構成	家族2人 自分、夫
働き方の実態	週4日 13.5時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	今までも値を気にして買い物をしていたが、なお一層気にするようになり、なるべく安い物を探している。

71. 女性 60代以上

家族構成	家族2人 自分、母親(母は要介護2です)
暮らしの実態 困っていること	今まで1ヵ月の給料で残ったものを、老後の資金として貯蓄に回していたが、今はそれもできない。母の年金は少なく、いずれ自分一人になった時の生活が不安。
要求・希望	もうすぐ定年を迎えるが、その後の生活の資金として貯蓄にまわす。今の生活も苦しいが将来が不安なので賃金を上げてほしい。年金だけでは暮らしていけない。

72. 女性 50代

家族構成	家族2人 自分、夫
働き方の実態	週5日 38.75時間 時間給 1,465円
暮らしの実態 困っていること	スーパーにできるだけいかない。風呂もガス代の節約の為、シャワーだけにする。

要求・希望	別に変わらない(出費がおおすぎて)。
-------	--------------------

73. 女性 50代

家族構成	家族4人 自分、娘、両親
働き方の実態	週5日 時間給 1,200円
暮らしの実態 困っていること	買い物も回数が月2～3回に減った(今までは土日に買い物してた)。
要求・希望	多少値段も気にせず買い物ができるかも。

74. 女性 30代

家族構成	家族5人
働き方の実態	週5日 38.75時間 時間給 1,475円
暮らしの実態 困っていること	給料が上がったかもしれないけど、物価が上がりすぎて毎月ギリギリ。 夫の給料の上がらず、子どもの年が上がるにつれてかかるお金も増える。 自分や家族の未来が見えない。
要求・希望	わかりません。

75. —30代

家族構成	家族3人 自分、夫、子ども(社会人息子)
働き方の実態	週5日 37.5時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	外食をほとんどしなくなった。飲料の買う本数が減った。
要求・希望	外食を考える。保険の見直しを考える。

76. 女性 60代以上

家族構成	家族3人 自分、夫、子ども(30代息子)
働き方の実態	週5日 10時間 時間給 995円
暮らしの実態 困っていること	今まで毎日スーパーに行っていたが、1日置きぐらいに行くようになった。外食に行かないようになった。Wワークしている。
要求・希望	家族で外食に行ける。

77. 女性 60代以上

家族構成	家族2人 自分、夫
働き方の実態	週6日 25時間 時間給 958円 土曜(+100円)
暮らしの実態 困っていること	値引きシール商品で使う食材は、必ずに近いくらい購入。光熱費等高くなり困ります。
要求・希望	いつまで働けるかもわからないので年金暮らしできるように、今から貯蓄にあてられれば良い。

78. 男性 60代以上

家族構成	家族6人 自分、夫、長男自分、夫、子ども2人(幼稚園年長・3歳)
働き方の実態	週5日 時間給 1,360円
暮らしの実態 困っていること	見切り品コーナーを見てからスーパー一周。新しい服が欲しいときには、リサイクルショップに行っている。光熱費が高いため、寝るまで一部屋で過ごす。
要求・希望	孫との外食が増やせる。デザート(フルーツ)が買えるかも。

79. 男性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 10時間 時間給 985円
暮らしの実態 困っていること	スーパーの値引き商品を買うことに集中しています。
要求・希望	刺身の盛り合わせなどをつまみに晩酌が夢です。

80. 女性 50代

家族構成	家族4人 自分、夫、子ども2人(大学4人娘・小6息子)
働き方の実態	週5日 20時間 時間給 1,020円
暮らしの実態 困っていること	食後のデザートとして果物を買置きできなくなった。食費光熱費を減らすのが難しいので、衣料品やし好品の購入を控えている。
要求・希望	家族のレジャーを増やすことができたり、外食する回数を増やせる。

81. 女性 40代

家族構成	家族5人 自分、夫、子ども3人(高3息子・中3息子・中1娘)
暮らしの実態 困っていること	子どもの塾に通わせられなくなった。
要求・希望	子どもたちの服を買ってあげたい。

82. 女性 30代

家族構成	家族5人 自分、夫、子ども3人(高3息子・中3息子・中1娘)
働き方の実態	週5日 時間給 1,480円
暮らしの実態 困っていること	夕食の品数を少なくしている。外食する回数を減らしている。趣味や自分に使うお金を節約している。
要求・希望	しばらく行けていない自分の歯医者に行ける。家族旅行の回数を増やせる。おいしいものを食べに行ける。

83. 女性 40代

家族構成	家族3人 自分、夫、子ども1人(中学生娘)
働き方の実態	時間給 980円
暮らしの実態 困っていること	果物を買う回数が減った。

要求・希望	友達とのランチの回数が増える。
-------	-----------------

84. 女性 50代

家族構成	家族4人 自分、夫、子ども2人(社会人娘)
暮らしの実態 困っていること	給料は頑張って上がっても生活が全然楽になりません。 物価上昇のせいです。旅行に行けなくなりました。
要求・希望	家族旅行に行ってリラックスできる時間ができます。

85. 女性 50代

家族構成	家族3人 自分、夫、義母
働き方の実態	週5日 38.75時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	夕方に買い物に行き値引き商品から献立を考えています。 少しでも安く買えるものを選んでしまいます。
要求・希望	少しは食べたいものを変える。病院も今やりは行けるようになる。

86. 女性 30代

家族構成	家族2人 自分、夫、猫
働き方の実態	週5日 40時間未満 時間給 1,300円
暮らしの実態 困っていること	今まで買っていたお米が買えなくなったので違うお米にした(安いやつ)ペットフードが値上がりしたので困っている。
要求・希望	野菜の値段を気にせず買える。節約のストレスがなくなる。

87. 女性 60代以上

家族構成	家族4人 自分、夫、子ども2人(社会人息子・娘)
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,015円
暮らしの実態 困っていること	嗜好品を購入するのをやめた。
要求・希望	気持ちに余裕ができると思う。

89. 男性——

家族構成	家族2人 自分、夫
働き方の実態	週5日 10時間 時間給 985円
暮らしの実態 困っていること	外食ができない。
要求・希望	外食をしたい。

90. 女性 50代

家族構成	家族5人 自分、夫、若自分、夫、孫(2歳)
働き方の実態	週5日
暮らしの実態	食品が高いので、野菜はもやしなど少しで安い食料を食べている。

困っていること	
---------	--

91. 女性 30代

家族構成	家族4人 自分、夫、子ども2人(高1娘・小6息子)
暮らしの実態 困っていること	食べたいものより安い物を買っている。子どものほしい！を我慢してもらっている。
要求・希望	買いたいものを毎回ではないかもしれないが買えると思う。

92. 男性 60代以上

家族構成	家族2人 自分、夫
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,040円
暮らしの実態 困っていること	食費の節約、冷暖房の節約
要求・希望	食べたい商品を買える。

93. 女性 60代以上

家族構成	家族3人 自分、夫、子ども(成人息子)
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,050円
暮らしの実態 困っていること	食品は買わない訳にはいかないので高くなっても買いますが、果物は以前のも増して買わなくなりました。全くのぜいたく品となっています。

94. 男性 30代

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 32.5時間 時間給 1,245円 職種給 +100円
暮らしの実態 困っていること	・夏の暑さ等の影響もあったが、水道料・ガス代の節約から、極力湯船につからずシャワーで済ませることが多くなりました。設定温度も低めに設定しています。(ガス代が高いです) ・コンビニでペットボトルを買うと高い(去年より約10円～20円ほど値上りした)ので、ドラッグストアかスーパーで休日に買い出しに行き、それを持って帰っています。当日コンビニではとても買えませんし、買えてもプライベートブランドで出しているお茶類です。

95. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(息子 社会人・娘)
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,030円
暮らしの実態 困っていること	夕食の品数を減らしている。なるべくセール品を買う。 ポイントお倍数が多い日にまとめ買いをしてポイント活用する。 嗜好品のクオリティをさげて安いものを買っている。 外食を減らしている。
要求・希望	食事など生活全般に潤いが生まれる。年金生活にそなえて少しは貯蓄ができる。

96. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、親
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,030円
暮らしの実態 困っていること	米が買えない。食卓のおかずが減った。
要求・希望	値引きシールを気にしないで商品が買える。

97. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、息子(成人)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 965円
暮らしの実態 困っていること	夕食の品数を1品減らしている。
要求・希望	豊かになる。

98. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、娘(社会人)
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,030円
暮らしの実態 困っていること	米が高くなったり、色々な物が値上がって、おかずを1品少なくしている。
要求・希望	今より生活が豊かになって食べたい物が買えるようになると思う。

99. 女性 60代以上

家族構成	2人 家族 自分、娘(社会人)
働き方の実態	週5日 時間給 1,300円
暮らしの実態 困っていること	買い物の回数を減らして余分な物を買わない様に、ある物でやりくりしている。電気、ガス、水道こまめに節約して利用を控えている。10月からアルバイトになるので、200円位下がるとの事。明細見るのが恐ろしい。
要求・希望	何十年も出掛けていない旅行に行きたい。お肉や魚なども安い商品しか買わないし、食べたいと思っても我慢する事ばかりだけど、少しは食べたいと思った物が買えると思う。将来にそなえて地道に蓄えめしように頑張っているが、中々増えないのが悩み。少しは改善されると思う。

100. 男性 30代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 40時間 時間給 1,400円
暮らしの実態 困っていること	食費を抑えている
要求・希望	旅行に行ける。

101. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(高3・小2)
暮らしの実態 困っていること	貯金ができず子どもたちに習い事を増やしたいがやらせてあげられない。 子どもの進学も自宅から通ってもらうようになりそうです。
要求・希望	貯金したい。

102. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,015円
暮らしの実態 困っていること	旅行を抑えるようになった。物価上昇で貯蓄ができなくなった。 赤字にならないようにやりくりが大変。
要求・希望	貯蓄ができるようになる→老後の不安がなくなる。娯楽にお金が回せるようになる。

103. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、母親、妹
働き方の実態	週6日 20時間 時間給 1,020円
暮らしの実態 困っていること	外食が減った。趣味・愛用品にかかる余裕がない。 貯金ができない。
要求・希望	何も変わらないと思う。時給だけ上がっても税金が多くとられ、今の労働条件では働きづらく思う。

104. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、子ども(成人息子)
働き方の実態	週7日 20時間
暮らしの実態 困っていること	買い物をできるだけまとめて行う。安売りやクーポンなどの特典を利用。 電気灯油の値上がりの為、同じ部屋で過ごす等工夫。
要求・希望	自分の将来を考えたい。

105. 男性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 10時間 時間給 1,015円
暮らしの実態 困っていること	米の値段がすごく高くなり困っています。 5キロ入りで1,000円くらい上がった。
要求・希望	時給アップと同時に、物価も上がると思うので、相対的にはあまり変わらないと思います。 でも時給アップをぜひお願いしたいと思います。

106. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週 5日

暮らしの実態 困っていること	野菜から肉魚何もかも高い。これから灯油が必要になるけれど、考えただけでタメ息がでる。働いても楽にならない。
要求・希望	手取りは少し増えるからよく思えるけど、生活に余裕があまりないのでもっと上げてほしい。

107. 女性 50代

働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	買い物の回数は減ったし、品数も減った気がします。
要求・希望	プチ贅沢ができるかも。

108. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	お米の値段が上がって大変です。夕食は麺類が多くなりました。ガス、電気代が高くなるのも不安です。これから冬になり、一年で一番ガスを使用するのに…何とかしてほしいです。
要求・希望	1,500円になったからと言って変わりません。貯金をします。老後の為に。でも1,500円になったらうれしいです。

109. 男性 20代

家族構成	親と同居
暮らしの実態 困っていること	ガソリンがどこも高くて払えない。 欲しい物が買えなくなった。
要求・希望	あんまり変わらない。もうちょっと増えてほしい。

110. 男性 60代以上

家族構成	親と同居
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,030円
暮らしの実態 困っていること	主に年金による生活の為、今日の物価高により老後の生活が不安。
要求・希望	老後の生活の為に少しでも貯蓄に廻したい。

111. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 35時間
暮らしの実態 困っていること	何も変わらないです。
要求・希望	何も変わらない…かな。でも気持ちに余裕はできますね。

112. 女性 40代

家族構成	6人家族 自分、夫、子ども2人(高2・中1)、祖父母
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,075円
暮らしの実態 困っていること	お米を10kg買うのをためらい8kgにした。 お刺身を食べたいが缶詰でガマンしている。 フライドチキンを食べたいが冷凍のからあげで食べている。
要求・希望	子どもの習い事、服とかくつとか新しくしてあげたい。 外食もしたい。おいしい物食べたい。 手取りがどの程度増えるかわからないが、物価高なのでそれほど変わらないと思います。

113. 女性 50代

家族構成	5人家族 自分、夫、子ども2人(大学生 息子・娘)、義母
働き方の実態	週5日 35時間
暮らしの実態 困っていること	子ども2人の学費や日々の生活費、加えて家の老朽化で修理費がかかって自分、夫の給料だけでは生活が苦しい。 夫の母親も年をとってきて病院や福祉にかかる費用もバカにならない。
要求・希望	たまには家族で旅行や外食をしたい。 プライベートが充実すると仕事もやりがいが出てくると思う

114. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 17.5時間 時間給 1,030円
暮らしの実態 困っていること	やはり買い物の回数は減りました。スーパーの野菜も高いので、車で少し離れた市の農産物産館迄行く様に毎週なった。 魚が高く食事に影響しているので、肉の出番が多いです。
要求・希望	食事の食べたい物の楽しみが少し増えると思います。生活も少しうるおうと思います。

115. 女性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,030円
暮らしの実態 困っていること	食品の数が前より1品少なくなった。
要求・希望	今よりも1日でも多く食品の数が増える。

116. 女性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 20時間 時間給 1,035円
暮らしの実態 困っていること	お肉お魚の購入回数が以前よりも少なくなった。 美容院へ行くのも先に延ばすようになった。

要求・希望	セール品でないお肉も買える。
-------	----------------

117. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日
暮らしの実態 困っていること	物価上昇のため1週間に1度の買物、安い材料で工夫をこらしているが家計が苦しい。生活にかかる必要な物が全部上がっている為、生活は楽にならず。
要求・希望	今の暮らしより、ぜいたくが多少は出来る。 日々の暮らしで精一杯で貯蓄が出来ず将来(老後)が不安。

118. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(息子・社会人)
働き方の実態	①週5日 12.5時間 ①時間給 1,055円 ②週5日 25時間 ②時間給 1,065円
暮らしの実態 困っていること	夕食の品数を減らし、安いおかずにしている。 ビールを安い物にしている。
要求・希望	ビールを第3のビールではないビールにする。 夕食のおかずの品数を増やし肉を多くする。 家族で旅行に行く。

119. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(息子・大学生)
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,045円
暮らしの実態 困っていること	住宅ローンの返済、子どもの学費の支払い、仕送りと生活は大変です。
要求・希望	調子の悪い家電品を買い換える事ができる。

120. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	①週5日 12.5時間 ①時間給 1,045円 ②週5日 25時間 ②時間給 1,084円
暮らしの実態 困っていること	買物の回数減、食品でも値引き品を選ぶようになってきた。 光熱費の節約。 必要最低限の品物購入に変わってきた。
要求・希望	多少でも老後の足しに貯金にしたい。 月に1回外食に行きたい。

121. 男性 30代

家族構成	4人家族 父母、兄、自分
働き方の実態	週5日 23時間 時間給 1,055円
暮らしの実態	食費をけずっています。朝食を抜いています。昼食も減らしてます。

困っていること	理容室代、髪は自分で切っています。
要求・希望	食費をあまり気にせず食べられますし、理容室にも、けちらず行けます。

122. 男性 50代

家族構成	2人家族 父・自分
働き方の実態	①週5日 12.5時間 ①時間給 1,010円 ②週5日 20時間 ②時間給 1,095円
暮らしの実態 困っていること	借金の返済、車のローン、携帯の支払い等働いても働いてもちっとも人間らしい暮らしができない。
要求・希望	借金の返済が少なくなり、人間らしい暮らしができる。

123. 女性 40代

家族構成	4人家族 両親、兄、自分
働き方の実態	週4日 時間給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	ケーキの値上げがすごいので買えなくなった。 物は大事にするようになった。(新しい物は買えないので)
要求・希望	税金(所得税)も上がると思うので変わらないと思う。

124. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、息子
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 998円
暮らしの実態 困っていること	飲み物を減らしている(水を飲むようにしている) 週まとめ買いをしている。 光熱費の節減の為、コンセントを抜くようにしている。
要求・希望	時給1,500円になっても、今の暮らしは変わらないと思う!! 節約は変わらない。

125. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
暮らしの実態 困っていること	外食や日々の買物も品数を少なくしている。 外食しない(出来ない) 貯蓄額が減った。
要求・希望	貯蓄額を増やしたい。 旅行にも行きたい。 自分のメンテナンス(マッサージ)等病院にも行きたい。

126. 男性 40代

家族構成	3人家族 母、姉、自分
働き方の実態	①週5日 12.5時間 ①時間給 1,055円 ②週4日 20時間 ②時間給 1,070円
暮らしの実態 困っていること	食費を抑えるレシピを考え実行している。

要求・希望	少しだが外食に行ったりできるようになるかもしれない。
-------	----------------------------

127. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(大学生 息子)
働き方の実態	①週5日 20時間 ①時間給 1,050円 ②週5日 15時間 ②時間給 1,005円
暮らしの実態 困っていること	買物の節約、息子への送り物の回数が減った。 体調が悪くても少し無理をする
要求・希望	負担のかかる労働を少し減らすことができる。体を少し休めることができる。 外食ができる(体が疲れている時など)。

128. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,020円
暮らしの実態 困っていること	25年間続けているカルチャーセンターを休みがちになった。先生には受講料が払えないと言えないので、仕事が忙しいとか体調不良と言っている。ちなみに受講料は3ヶ月(9回)で¥23,000です。 年末年始に子ども達家族が集まりますが、恥ずかしながら食事は、会費制にしています。15人も集まれば食事も3万円位かかりますので。親としてみじめです。
要求・希望	旅行は何年も行っていないので、少しでも貯金して年に1回位は1泊旅行に行きたい。 年末年始の食事くらいは豪華にしたい。もちろん会費制などにせず親としてごちそうしたい。

129. 女性 30代

家族構成	4人家族 自分、子ども(18歳、15歳、2歳 息子)
働き方の実態	週5日 20時間 時間給 1,045円
暮らしの実態 困っていること	おかずが食べられない日がある。 3食→2食が毎日の食事の回数。 車のガソリン代が高いので、子どもを連れてお出かけが出来ない
要求・希望	おかずを作るための材料の金額もそこまで気にせず買えるようになる。 生活に少し余裕が出来れば、貯蓄が出来ようになる(生活がギリギリの為)。 月々の支払いなどが貯蓄できる事によって、滞りなく支払う事が出来る。

130. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(社会人 娘、大学生 娘)
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,075円
暮らしの実態 困っていること	買物のほとんどが特売品や値引きシールのはってあるもの。 美容院へ行く回数が減った。 十分な仕送りを大学生の娘にしてやれていない。
要求・希望	娘がバイトを2つもかけもちでなくてもいいくらい仕送りをしてあげたいと思う。

131. 女性 50代

家族構成	家族3人 自分、夫、子ども(高3)
働き方の実態	週 5日
暮らしの実態 困っていること	食べたい商品をはがまんしてしまったり、値引きシールが貼られている物を買ったりすることがある。 外食をはがまんしている。
要求・希望	外食したり、好きな物も買えるようになると思う。

132. 女性 30代

家族構成	家族5人 自分・子ども(28歳・20歳・7歳娘、16歳息子)
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,200円
暮らしの実態 困っていること	食費を節約するために、買い物に行く回数自体を減らしています。 買い物に行く際は「タイムセール」や割引になる時間(夜21時目安)になる時間に合わせて行くようにしています。
要求・希望	最低時給1,500円になれば、買い物には行きたいタイミングで行けるようにはなると思います。しかし、今の生活が豊かになったなと実感出来るほど食卓におかずの品数を増やすことは難しいと思います。1,500円以上の最低賃金が必要です。

133. 女性 60代以上

家族構成	家族2人 自分、夫
働き方の実態	週4.5日 14.5時間 時間給 1,190円
暮らしの実態 困っていること	果物をあまり買わなくなってしまった。
要求・希望	週に1回でも自分にご褒美で好きな物が食べられる。

134. 女性 50代

家族構成	家族2人 自分、夫
働き方の実態	週4日 15時間 時間給 1,200円
暮らしの実態 困っていること	チラシを見て、なるべく安いスーパーで買い物をしている。まとめ買いをしている。
要求・希望	食事+デザートが買える。心に余裕ができる。

135. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,210円
暮らしの実態 困っていること	必要最低限の買い物だけにしないと、月末に生活費が足りなくなりあせります。 今までは嗜好品も自分へのごほうびとして買っていましたが、今は3食の食費だけで精一杯です。(私事ですが、主人が病気で早期退職したので、収入が激減したのもあり、物価上昇はこたえます)。
要求・希望	後回しにしていた、自分の歯の治療が出来そうです。

136. 女性 50代

働き方の実態	週5日 33時間 時間給 1,200円
--------	---------------------

暮らしの実態 困っていること	お米が高くなった。(1,000円以上)何を見ても高くなって、計算しながらムダのない買い物を心がけている。今まで以上に値引き商品を探して購入している。 安いからと言って、今使う物でないと買わなくなった。とにかく日々の食費をへらそうと必死で頭を使っている感じ。
要求・希望	少しは家計への負担がへると思う。老後の為に貯金したいが…たぶん1,500円になっても無理そう。時給者のつらい所かも！！

137. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(小学生娘)
働き方の実態	週4日 14時間 時間給 1,190円
暮らしの実態 困っていること	・安い肉ばかり買う(鶏肉中心) ・レジャー費被服費の削減 ・医療費削減(少しぐらいではガマン) ・お菓子をかわなくなった ・おかずの品数をへらす

138. 女性 30代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4～5日 28.4時間 時間給 1,210円
暮らしの実態 困っていること	夫がいない日は、朝食を抜いて、昼食(昨日の夕食の残りとか) 家電が壊れないかヒヤヒヤしながら過ごしています。
要求・希望	3食食べれる、好きにおやつを買って食べて、一息つく時間ができる

139. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(大学生娘)
働き方の実態	週4日 14時間 時間給 1,200円
暮らしの実態 困っていること	高カカオポリフェノールチョコレートをかう回数を減らした。 魚より肉の方が安めなので、食卓に上がる食事が肉の方が多くなってしまった
要求・希望	値段で考えるのではなく、健康や食べたい物を考えたメニューを作れるようになる。 今よりも少しずつでも貯金ができるようになる。

140. 女性 —

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日
暮らしの実態 困っていること	全部といっていいほどの値上がりで食費がかかりすぎる様になった。 オリーブオイルなんて買えないほど値上がりしている。 庶民が使える調味料ではなくなった。 2,000円ぐらいで済んだ買い物が、5,000円でもたいして材料が買えません。 安い物にすると毎日栄養をきちんととれない。 だいたい同じ様なメニューになってしまう。

	とにかくなんでも高いので、毎日そこそこ食べて暮らすだけです。 レジャーなどに使えなくなってしまった。 外食もめったにしない生活。 あ一つまらない生活になってしまった。 朝食は食べるのをやめてます。
--	---

141. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(29歳娘)
働き方の実態	週5日 20時間 時間給 1,210円
暮らしの実態 困っていること	嗜好品やデザートをなるべく我慢している。 値引き品の材料でその日のメニューを決める。 惣菜物を買う機会が減った。
要求・希望	定価の物を心おきなく買える。 外食時、値段を気にせずメニューから選べる。

142. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(娘)
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,160円
暮らしの実態 困っていること	今まで買っていた物が値上がりして回数を減らした。 支払い公共料金など高くなりきびしくなった。 買い物も回数と品物を減らした。
要求・希望	たまには食べたい物を買う。 外出をできればしたいと思う(出かけていなかったのだ)。

143. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(23歳息子・21歳娘)
働き方の実態	週5日 33時間 時間給 1,166円
暮らしの実態 困っていること	夕食の品数をへらした。 値引きのものをよく買う様になった。
要求・希望	自分に少し使える様になるかも。

144. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(成人娘)
働き方の実態	週 5日 15時間 時間給 1,160円
暮らしの実態 困っていること	割引の物を買うようになった。 夕食に前の日の残り物が増えた。 貯金が出来なくなった。

145. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週 5日 15時間 時間給 1,210円

暮らしの実態 困っていること	浴槽に入るのを前より減っている。 余計な物を買わない。
要求・希望	少しだけ高い商品が買える。 欲しいものが買える

146. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(大学生)
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,210円
暮らしの実態 困っていること	食材の値上がりを日々実感している。 この値段では買えないと判断し、後日に回すなど多くなった
要求・希望	改善しない。 変わらない。 今の国の制度では払う税金が高く、社保に入った事で、得られる将来の年金も 今からではさほど増やせない 年収も少し増えるだけなのでは？

147. 女性 50代

家族構成	5人家族 自分、子ども2人、両親
働き方の実態	①週5日 15時間 ①時間給 1,145円 ②週5日 13.5時間 ②時間給 1,120円
暮らしの実態 困っていること	買い物は値引きシール商品を購入。 買い物の回数は週1回にしている。 とにかく物価上昇の為節約をしなくては生活が苦しい。 不安な毎日。
要求・希望	不安な生活が少し改善される。

148. 女性 50代

家族構成	5人家族 自分、夫、長男、孫2人(中2・小4)
働き方の実態	週3日 21時間 時間給 1,350円
暮らしの実態 困っていること	買い物に行く回数を減らしている。 生協の商品も今までのように買えない。
要求・希望	1,500円になったら孫達にも何か買ってあげられる。

149. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週 5日 15時間 時間給 1,150円
暮らしの実態 困っていること	食費にかけるお金を減らしている。
要求・希望	食べたい物が食べられるかな。 1円でも安いスーパーをまわらなくてすむ(結構ストレスになっている)。

150. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(大学1年息子・中3娘)
働き方の実態	週5日 20時間 時間給 1,095円
暮らしの実態 困っていること	ジュースや菓子などを買うのを減らしている。 買い物の回数を減らすようにし、余分なものは買わない。
要求・希望	外食もほとんどしてないので、行けるようになる

151. 男性 30代

家族構成	3人家族 両親、自分
働き方の実態	週 5日 35時間 時間給 1,300円
暮らしの実態 困っていること	1食500円以内にしている。
要求・希望	いっぱい食べることができる。

152. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(高3娘)、母
働き方の実態	週 5日 14時間 時間給 1,095円
暮らしの実態 困っていること	パン屋へ行かなくなった。 なるべく安いスーパーをはしごするようになった。
要求・希望	外食をなるべくしないようにしているが、たまには行けるようになる。

153. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(娘)
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,435円
暮らしの実態 困っていること	生協商品も、のきなみ値上がり大好きな糠さんまが600円超え、注文したくてもできない。食べたくてもガマンする商品が増えたように感じる。 最近夫に「何か同じ物ばかり食べてる気がする」と言われ、なるべく買い物に行かず、ストックしている物で作る事が多くなったせいだと思う。
要求・希望	現在も1,500円近い時給になっているのであまり変わりはないと思うが、1,500円以上になったら62才超え、週4日の宅配は厳しいので週3日に契約を変えて、定年まで働けるようにしたいと思います。

154. 女性 40代

家族構成	2人家族 自分、母
働き方の実態	週4日 18時間 時間給 1,280円
暮らしの実態 困っていること	物価高で食品全般ですが生協の商品も例に漏れず値上がりしており、生協で働いているにもかかわらず買い控えています。
要求・希望	上記の通り、値上がりが時給に追いついておらず、仮に1,500円になっても全然足りません。

155. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(20代娘)
暮らしの実態 困っていること	旅行に行くことも出来なくなった。 買い物も割引のシールがはってある物でもすぐたべるからいいかと思って買っているが、なんとなくわびしい気がする。 魚を食べる機会が減った(高くて以前の様には買えない)。
要求・希望	気持ちに余裕がでできます。 そうなるとうれしいです。

156. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(大学4年娘)
働き方の実態	週4日 28時間
暮らしの実態 困っていること	生協商品も値上がりしているので、買いひかえをしている。 ダブルワークも考え中。
要求・希望	悩まず買い物ができる。 ダブルワークせず、体を休めることができる。

157. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(成人娘)
働き方の実態	①週 2日 4時間 ①時間給 1,161円 ②週 5日 30時間 ②時間給 1,185円
暮らしの実態 困っていること	買い物は週3回を1～2日に減らした。 車がないとどこにもいけないので、ガソリン代も減らしている。 買い物も夜行くと、食品が値引きされているので、たまに行く。 油も値上ったので、家であげ物の回数がへった。
要求・希望	多少気もちにゆとりができるので、それだけでも違うと思う。 主人も退職しアルバイトで働いているので時給が上がるのは、本当にありがたい。 生活はどうにかできるが、臨時の出費(冠婚葬祭・こわれた家電)が大変。

158. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(24歳息子・大学3年息子)
働き方の実態	週5日 12時間
暮らしの実態 困っていること	買物の回数を週3日→2回に減らした。 家族旅行に行けない。 外食もいけない。
要求・希望	外食に行ける。 買物も少し高め食材を買い足せる。

159. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(社会人息子2人)
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,165円

暮らしの実態 困っていること	おいしい大好きな食品より、値段を考えて安い食品を購入している。 ガソリン代も高いことから、出かけることを少なくしている。
要求・希望	好きな食品や商品を購入し、幸せな食卓とくらしができる。

160. 女性 30代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 35時間 (3週に1度 土曜出勤ありで6連勤) 契約外 時間給 1,165円
暮らしの実態 困っていること	服が全然買えなくなりました…。何年も前に買ったものを着ています。 栄養バランスを考えた食事を作りたいのですが、その時に安くなっている物を買う生活になっていて、バランス良い食事がとれません。 野菜もっと食べたいです…。でも高くて…。
要求・希望	自由に食材を買って、色々な料理に挑戦したいです。 たまには外食もできると思います。 楽しみのある生活に変わると思うので1,500円！お願いします！

161. 女性 50代

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,450円
暮らしの実態 困っていること	とにかくすべてが高いので、エアコンの設定も20度にして寒さをしのいでいる。 正直20度では寒い。 毎年コタツを出していたが、今年はコタツを出さない。
要求・希望	今現在、¥1,450なので¥1,500になっても変わらないと思う。 ¥1,500では安すぎる。

162. 女性 40代

家族構成	2人家族 自分、母親
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,390円
暮らしの実態 困っていること	外食はもちろん買い物も予算〇円と考えていても、必ずオーバーしてしまい、後悔先に立たず…。
要求・希望	気にせず暖房やクーラーつけれる。

163. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(成人息子)
働き方の実態	週5日 18時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	外食の回数が減った。
要求・希望	旅行へ行く回数が増える。

164. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(中2)
働き方の実態	週3日 21時間

暮らしの実態 困っていること	すべての物が値上がりしているので一回の買い物が1.5倍くらいかかるようになった。 おさがしめが買えません。 健康的な食事ができない気がする。 楽しみにしていた外食もあまり行けなくなった。
要求・希望	銀行の残高とにらめっこして、自転車操業の家計がなんとかなるかもしれない。 娘の進学を、金額で選ばなくてもよくなるかもしれない。

165. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(社会人息子)・父
働き方の実態	週3日 21時間 時間給 1,435円
暮らしの実態 困っていること	買物の回数を減らした。
要求・希望	買い物でもう少し(1品)買える。

166. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,145円
暮らしの実態 困っていること	これまで買っていたお米などだいぶ値上がってしまい、主食なので困ります。 最近では買い物に行く回数を減らし、献立リストを作って、スーパーに行く時に無駄な物は買わないようにしています。
要求・希望	これから寒くなってくるにあたり、光熱費に割りあてたり、ゆとりをもてると言う気持ちだが、精神的にもうれしい。

167. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(社会人息子2人)
暮らしの実態 困っていること	食費がへっている。
要求・希望	病院代を増やせる。

168. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(社会人息子・娘)
働き方の実態	週2日 14時間 時間給 1,390円
暮らしの実態 困っていること	どんなに疲れていても、夕食(食事を作る)ようにしている。
要求・希望	疲れた時など外食や惣菜に頼ることができる。

169. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(高2・中1息子)
働き方の実態	①週5日 16時間 ①時間給 1,100円 ②週2日 9時間 ②時間給 1,100円
暮らしの実態	買い物の回数や上限金額が以前より少なくなった

困っていること	野菜などあまり買えなくなった。 新しい洋服が買えなくなった。 子どもに新しい物を買ってあげたくても、お金に余裕がないのでどうしても必要な物以外は買ってあげることができなくなってしまった。
要求・希望	前のように買いたいものが買える。 最近自分の洋服が買えなかったけど買える。 子どもが部活で使う新しい道具・用具を買える。 子どもが成長したのに、あまり服を買ってあげられていなかったが、新しい服を買える。

170. 女性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	①週5日 15時間 ①時間給 1,120円 ②週3日 15時間 ②時間給 1,076円
暮らしの実態 困っていること	野菜全般価格が高いため、冷凍された野菜を使うようになりました。 生協で共同購入金額を一定に決めて、例えば1回の購入で2,000円程度位にとどめて、節約しています。
要求・希望	生協でしか購入できないオリジナル商品などを手軽に買える。 時給がアップになると、量より質のよい物を求めることができるので、日々の生活が潤うようになります。 介護保険や健康保険税など税金の支払い額が多く貯金ができない。 時給が上げれば老後のために貯金ができる。

171. 女性 50代

家族構成	6人家族 自分、夫、子ども3人(社会人)、義父
働き方の実態	①週5日 12.5時間 ①時間給 1,085円 ②週3日 15時間
暮らしの実態 困っていること	まず値引きの所を見てから買物をしています。
要求・希望	老後の貯蓄に少しでも多くまわせる。

172. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(22歳娘)
働き方の実態	週5日 12.5時間 時間給 1,085円
暮らしの実態 困っていること	国産の物は安心して買えるが、外国産の方が安いので外国産の物を多く買うようになった。
要求・希望	老後に向けて貯蓄にまわしたい。

173. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,430円

暮らしの実態 困っていること	外食がめっきり減った。
要求・希望	夕食が1回増える。

174. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(大学4年娘)
働き方の実態	週3日 24時間 時間給 1,330円
暮らしの実態 困っていること	これまで買っていた物を買うことをやめまし、減らした。
要求・希望	あまり変化はないと思うが、物価も安くならないと、時給が少し上がっただけでは変わらない。

175. 女性 40代

働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,355円
暮らしの実態 困っていること	毎月ギリギリの生活をしていてストレスがたまる。
要求・希望	物価が変わらなければ1,500円になっても変わらない。

176. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週3日 21時間 時間給 1,355円
暮らしの実態 困っていること	買い物に出ても、絶対に必要な物以外手に取らなくなった。
要求・希望	1,500円程度では今と変わらない。

177. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(社会人娘)、母
暮らしの実態 困っていること	買い物に行く回数をへらした。 欲しいものがあってもあきらめる。
要求・希望	ムリして仕事を増やしているのを少し減らせて、体が休まるかもしれない。

178. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(34歳息子・24歳娘)
働き方の実態	週5日 14時間 時間給 1,110円
暮らしの実態 困っていること	以前も自分の事は全て後回しでしたが、よりいっそう家族の物や食べもの優先で、自分の事は考えていません。 ただただ先の事が不安です。

179. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(大学生2人)
働き方の実態	週4日 32時間 時間給 1,300円

暮らしの実態 困っていること	食品、ガソリン、光熱費等々、常に節約しなくてはという頭がある。 大学生2人がいますが、学費だけでなく、交通費や留学費など奨学金だけで賄えない部分が大きすぎて、日々の生活がままならない。 夫の仕事も不況の影響が出て貯金が底をつきそうです。 何とかしてほしい。
要求・希望	少しばかり、大好きなケーキ屋のスイーツが買えるようになる。 お友達とのランチも自粛しているけど約束できる。週4日ないし5日働く時もあるけど、体力的にキツくなってきたので時給が上がれば少し休むこともできるかも！

180. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分、子ども2人(母子家庭)
働き方の実態	週5日 年収 約230万円
暮らしの実態 困っていること	子どもが大きくなり、塾や進学にお金がかかるようになってきましたが、希望の塾に通わせてあげることができず、食生活も物価の高騰で栄養バランスを考えた食生活ができなくなってきています。母親として本当に情けない。 わたしは、自分の服などは、ここ数年全く買えていません。 子ども2人を高校や大学に進学させたいと考えていますが、このままだとその願いをかなえてあげる自信がなく、このまま食品などの値上げが続いたらと思うと、生活自体続けていくことが不安でたまりません。
要求・希望	・月の手取り20万円以上 ・高校の無償化 ・奨学金返済への支援 ・要求がすべて叶えば、少しは普通の人のような暮らしができるようになります。 ・今でも子どもたちは我慢をたくさんしてくれていますが、少しは友達と同じような塾や遊びに出掛けるなどの希望を聞いてあげられるようになります。 ・なによりも心に余裕を持てるようになります。

181. 女性 30代

家族構成	3人家族 自分、子ども2人(母子家庭)
働き方の実態	週5日 時間給 1,080円
暮らしの実態 困っていること	毎日毎日頑張って働いても生活はまったく楽になりません。 時給も最低賃金ギリギリです。物価の高騰が激しく、本当に切り詰めて生活しても、足りず、ダブルワークを続けるしかない状況で、今でこそ子どもも、小学校高学年になりましたが、夜遅くなるので毎日不安でしかありません。この先子どもが大きくなっていき、いろいろお金もかかります。私自身もダブルワークが体力的に続けられるかも不安です。普通の暮らしがしたいです。
要求・希望	・時給を1,500円にしてほしい ・時給が1,500円以上になれば、ダブルワークをやめて家族との時間を増やせる ・将来のために僅かでも貯金ができるようになる

182. 女性 30代

家族構成	5人家族 自分、夫、子ども3人(小・中・高)
働き方の実態	週3日 12時間 時間給 1,100円

暮らしの実態 困っていること	買い物は、コープのお店に行っているのですが、買い物の回数を週3回から週1回に減らし、必要なものしか買えなくなりました。それでもお会計をすると、たいして買っていないのに、こんなにするのかと感じています。 お肉は買うものが変わりました。これまで牛肉や豚肉を買っていたのが、鶏肉を買うことが多くなりました。鶏肉も高いな～と感じます。今は、冬でお鍋の季節ですが、野菜も高いので鍋を食べる回数も減っています。 毎日の夕食では、おかずを1品減らしている状況です。 私はお菓子が好きで、特にチョコレート菓子が大好きなのですが買えなくなりました。スーパーに行った時に商品棚のエンドなどで、安売りしている時なんかしか買えません。切り詰める生活で楽しみがありません。
要求・希望	買い物に行き値段を見ると高くても買えないので、たまには食べたい物を買えたらいいなと思います。

183. 女性 50代

家族構成	5人家族 自分、夫、娘32歳・27歳、息子30歳
働き方の実態	① 週5日 1日2時間 ①時間給 1,140円 ② 週5日 日給 5,000円 年収 約200万円
暮らしの実態 困っていること	高校生の子どもが寮に入っていて、スポーツ(サッカー)をやっている。また、中学生の子どもも同じスポーツ(サッカー)をしている。スポーツ用具代、遠征費などにお金がかかる。
要求・希望	時給が上がれば、上がった分を食費などの方に回したい。

184. 女性 50代

家族構成	5人家族 自分、夫、若自分、夫、孫
働き方の実態	週5日 1日7.75時間 時間給 1,235円
暮らしの実態 困っていること	・衣類もリサイクルショップに行って、欲しいものは買えずに、その場にあってサイズも合うものしか買えない。娘はこれから社会人で孫がいるので、自分がサポートしなければいけない。 ・晩御飯のおかずを一品減らしている。安くなっている総菜を冷凍して取っておいて、お弁当に回している。 ・暖房費(灯油とガス)を節約するために、重ね着して、部屋に集まる。電気を消して回っている。若い人は気にしないので、いなくなるならすぐに消せと言っているのになかなかそうしてくれない。 玄関先は街灯が明るいから、玄関先も外明かりはつけていない。一晩中わすれてつけているとカチンとくる。
要求・希望	毎日ではないけど、お肉プラスしてあげられる。 着るものもGUぐらいは、プラッと見に行って、気に入ったものを買える。 孫に、リサイクル品ではなくて、西松屋で新品を買ってあげられるということになる。

184. 女性 60代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	① 週5日 1日2時間 ①時間給 1,140円 ② 週5日 日給 5,000円 年収 約200万円

暮らしの実態 困っていること	子どもたちは独立したのでお金はかからなくなった。しかし、老後の生活に不安があり、少しでも多く老後のための資金を作りたく、ダブルワークで働いている。
要求・希望	時給が上がれば、生活に少しでも余裕が持てる。 リフレッシュとして、年に1～2回位は旅行を考えています。

185. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(娘)
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,120円
暮らしの実態 困っていること	日々の生活は、どうにかやり過ごしていますが、貯蓄が増えず、老後資金に不安を感じています。
要求・希望	仕事に追われてゆつくりと旅をすることも出来ないので、家族で旅行に行けたら嬉しいです。

186. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 28時間
暮らしの実態 困っていること	光熱費が上がリ、冷房・暖房を控えるようにしている。服の購入の回数を減らした。
要求・希望	外食の回数が増える。 趣味を新しく始められる。

187. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、義母、子ども(娘)
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,300円
暮らしの実態 困っていること	買い物の回数を減らしたり、安いスーパーを探したり。
要求・希望	夕食が少し豪華になるかも。

188. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、娘
働き方の実態	週3日 12時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	すべての物が値上がっているため、全部考えながら買物する。 光熱費などはどうしても調整できない。
要求・希望	貯蓄が少しは出来るようになるかと思う。休みが取りたい。

189. 女性 30代

家族構成	4人家族 自分、母、子ども2人(小2・小5)
働き方の実態	①週3日 12時間 ①時間給 1,200円 ②週3日 16時間

暮らしの実態 困っていること	炊くお米の量を減らした。買い物は週1で安いスーパーに行くようになった。外食に行かなくなった。
要求・希望	子どもに好きな物を買える。

190. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、母親
働き方の実態	週 5日 35時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	公共料金を遅らせて払ったりしています。 洋服はめったに買えません。服とかくつ下は破れたら買います。
要求・希望	もともと贅沢はしていないのでわかりません

191. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週 5日 35時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	1日800円の食費にして、1ヶ月の食費25,000円にしました(しています)。 主食である米の値段も上がり、1日1～2合で、1ヶ月5kgの米でやりくりしています。
要求・希望	暮らしに余裕ができて、まず1ヶ月25,000円の食費が変わると思います。

192. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 14時間
暮らしの実態 困っていること	病気してから、今年週5日～週4日に変更して、手取りが減った上、毎日の様に生活用品値上がりするばかりで、公共料金も高く、けずる所は自分の事とか遊びに行ったり趣味とか。食材も値引きの物とか安い肉、魚とかしか買えなくなり、先々不安しかありません。あと2、3年位しか働けないと思うし、とても仕事忙しく、体調も悪くなるのかと不安です。
要求・希望	色々なストレスがあり、少しホッとできる様になるのかなと思います。 友達と会ってランチとか少しはしたいです。 好きなお菓子作ったり、パートナーの好きな物作ってあげたい。

193. 女性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 30時間 ①時間給1,125円 ②時間給 1,185円
暮らしの実態 困っていること	食品、雑貨、ガソリン、公共料金(ガス、電気、水道)等の上昇により、買い物点数も減らしてます。 休日に出かけなくなりました。外食も減らしてます。 衣類はほとんど買わず、ネットの掘り出し物、メルカリで安い商品を検索している。 車の購入も考え中です。 美容院へいく回数も減らしてます(白髪染はドラッグストア染料購入し自宅で)。
要求・希望	単に時給が上がると、所得税や住民税も上がります。

194. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 夫(年金暮らし)、自分
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,080円
暮らしの実態 困っていること	無駄使いは控えています。 電気はひかえめに節約に努めています。
要求・希望	蓄えます。少しでも老後に向けて。

195. 女性 30代

家族構成	3人家族 父、母、自分
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,105円
暮らしの実態 困っていること	半額の物を買うように心がけています。 少しでも安いスーパーで買えるものを買っています。 お米が高くなって大変です。物価も高いのに怖いです。
要求・希望	食べたいものをぜいたくに少しでも買える。 家族と姉の家族ともご飯を食べに行ける。少しでも家族にうれしいぜいたくをさせたいです。お世話になっているし、心配かけてしまったので。

196. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
暮らしの実態 困っていること	夕食の品数を減らしている。 値引き品を買っている。 部屋の電気はすぐ消す。 厚着をして暖房費節約。
要求・希望	貯金ができる(老後の資金)。

197. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	新しい服は買わず今までの服で過ごしている。 嗜好品も回数を減らしている。
要求・希望	週5日から週4日にして、休日は旅行や外食、ショッピングなど余暇を楽しみに回したい。

198. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	家族での外食が減りました。夏に出る果物が高すぎて、今シーズンは一度も買う事が出来なかった。
要求・希望	もうすぐ夫が年金だけの収入になるので、時給が1,500円になっても老後不安がつかまといいます。

199. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(小3息子・年長息子)
働き方の実態	週 4日 16時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	クーポンやポイントアップデーをより意識して買い物をするようになった。専用洗剤をやめて、全てに使える洗剤に変更するなど買い物を減らしている。電気会社、通信系の固定費を抑えるため、大手の所から格安系に変更しました。
要求・希望	家のローンや支払いに回して、貯蓄を増やしたいです。教育費もこれからもつとかかるので、子どものやりたい事に使いたい。心の余裕にもなると思います。 老後資金も早めに貯めたい！！

200. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、姉
働き方の実態	週4日 14時間 時間給 1,110円
暮らしの実態 困っていること	お魚は高いので肉料理が多いです。品数も1品減らしています。 チラシを見て安い商品を買っています。物価が高いです。
要求・希望	魚の料理も作りたいと思います。ちょっと高級な食品を買って作りたいと思います。 風邪などひかないようにしています。病院代と薬代が高いので…。

201. 女性 40代

家族構成	5人家族 自分、夫、子ども3人(大学生息子・高3娘・中3娘)
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,110円
暮らしの実態 困っていること	お菓子をあまり買わないようにする。夕食の献立の工夫(食材やすい物)。 夕食の品数少なく。
要求・希望	今より色々な食材を買うようになると思う。

202. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	今まで1万円で3回買い物できていたが、2回でなくなってしまった事が多くなった！ 食以外にも管理費など住居に関する物も¥4,000ほど上がったたりしている！

203. 女性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週4日 12時間
暮らしの実態 困っていること	食費を安く抑える(できる限り)。 電気、ガス節約。ムダな物は買わない(買えない！！)。
要求・希望	必要なものはケチらず、普通に買う暮らし(人間らしい生活)。

204. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(大学1年息子)
働き方の実態	週4日 14時間 時間給 1,135円

暮らしの実態 困っていること	食べたい料理に必要な材料を買っていく。 →その日安い食材で何にするかを考えて買い物をする。
要求・希望	結局は物価高に対応するお金になると思うので、そんなに変化なし。

205. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(社会人娘)
働き方の実態	週5日 25時間 時間給 1,135円
暮らしの実態 困っていること	食費の支出が最近とくに多くなって、夫からの生活費は全く足りず、自分のパート代で穴埋め状態。
要求・希望	旅行に気軽にでかけたい。

206.女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、子ども(39歳・30歳息子)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,055円
暮らしの実態 困っていること	野菜高くなっていること。肉、さしみは夕方値引く時等買ったりすることがある。
要求・希望	たとえ100円、200円を残すようにしていきたい。時給あがったとしても、どこかで使い方をやりくりしています。

207. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(社会人息子・娘)
働き方の実態	週5日 35時間
暮らしの実態 困っていること	外食の回数減少や価格帯が下がった。夕食のおかず1品減らすようになった。 歯医者に行きたくても行けてない(我慢している)。 値引きの物を買うことが多くなった。
要求・希望	歯医者に行けるかも…。値引き品ばかりを見つけて買わなくても良くなるかも…。

208. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(娘)
働き方の実態	週5日 27時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	収入が自分、夫の年金と私のパートなので、何か特別な出費がある時は貯金を崩してやりくりしている。
要求・希望	ちょっと高くても身体にいいものを選ぶ。生活にゆとりが出来て、バス旅行など楽しめる。

209. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、子ども(社会人娘・大学生息子2人)
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,115円
暮らしの実態 困っていること	食べたい物ではなく、安いものを買わないといけなくなった。

要求・希望	値引きされている商品ばかりを買わなくて済むようになる。
-------	-----------------------------

210. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(社会人息子)
働き方の実態	週5日 17時間55分 時間給 1,135円
暮らしの実態 困っていること	玉子をLサイズからMサイズにしたり、カニカマをカニフレークからカニ棒にランクを下 げている。豚肉も国産からアメリカ産にしたり、牛肉も国産からオーギービーフにしたり、安い物や値引き商品にしたりしている。
要求・希望	それほど、変化は無いような気がする。

211. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 24時間
暮らしの実態 困っていること	食料品のほとんどはコープで仕事帰りに買っていたが、もっと安い所で買う物が増えた。
要求・希望	年金生活のみになった時をとて心配しているが、その分蓄えれば、少しは安心か？

212. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 14時間 時間給 1,135円
暮らしの実態 困っていること	油が高いので家でフライや天ぷらを作らなくなった。
要求・希望	普段は介護で老人向けの食事を作らなければいけないけど、たまには外食できるかも(希望)。

213. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(高1息子)
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,105円
暮らしの実態 困っていること	子どもが大きくなり、自分の時間がもてるようになり、好きな事をしようと思っていたのに、物価上昇で生活が苦しくなり、週4日から週5日に増やすことにしました。子どもにもまだまだお金かかるし、自分たちの老後の心配もあるので…元気なうちに少しでも働かないといけないと考えるようになりました。本当は、自分のためにお金も時間も使いたいの、我慢ですね。
要求・希望	友人とのランチも安さより食べたいもので選ぶ！！デザートも我慢してるけど、気にせず食べる！ここ数年行けてないディズニーリゾートに行く。自分のほしいもの自分のしたい事にお金を使う。

214. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 90歳の母、自分
働き方の実態	週4日 12時間

暮らしの実態 困っていること	外食の品数を、1品減らすどころか1品です。惣菜や弁当は買わずなるべく自炊しています。でも材料も高くなっているので食材まで減らしています。栄養不足が少々心配です。心身ともに疲れ果てています。
要求・希望	母の病院代、薬代、介護パンツ・介護パット代など支出があるので、引き続き値引き商品をさがし回り、選択して買うでしょう。将来介護施設の入居もありうるので、無駄遣いは禁物！貯めなくちゃならないので楽にはなりません。

215. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(成人娘2人)
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,235円
暮らしの実態 困っていること	まさにこれまで買っていた商品の値段が上がったのを実感するので、手に取っても買うのに考えてしまう。又、買い物に出かけると買ってしまうので、買い物する回数が減りました。そして、特売や格安の時に生鮮食品以外はまとめて買い物しておくようにしたり、割引商品、値引き商品をすぐ食べるなら…と買う事も多くなった。日用品、生活必需品もランクを下げたり、外出、外食も減ったり、贅沢をしなくなった…。
要求・希望	詰める所は詰めて、たまのご褒美で食べたい物、買いたい物、いきたい所に行けるようになったりするのかな？と思います。ただ時給があがっても、物価が高いままではそう大きく変わらないのかな？という気もしてしまいますが…。 でも我慢ばかりではなくなるところもあるのでは？という期待もあります。

216. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(高2息子・中3娘)
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,090円
暮らしの実態 困っていること	お米が高く、パンにしたりと健康不安があります。夕食の品数も少なめにしたりと、栄養面も気になるのでかなり影響ありで生活が苦しいです。
要求・希望	時給1,500円になったら食べたい商品が買えるのでとてもありがたいです。

217. 女性 50代

家族構成	6人家族 自分、夫、子ども(30代2人・10代1人)、義母
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,150円
暮らしの実態 困っていること	食費月40,000円(米ぬかす)で何とかやりくりしていたが、月50,000円になってしまい、魚を半額以外買わなくなった。肉も大パックを安い、スーパーで買い冷凍。お弁当も冷食買わず作り置きしています。現在時間を増やすか日数を増やすか検討中。
要求・希望	将来のために貯金をしていきたい。夫や自分の洋服を買いたい(ここ何年も買っていない)。

218. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(社会人息子・中2息子)
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,105円
暮らしの実態 困っていること	夕食の品数を1品減らしている。

要求・希望	新社会人の長男は私立理系です。学費がすごく高い。大学の奨学金の返済にまわせる。子どもの負担を減らせる。
-------	---

219. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(26歳娘・25歳息子)
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,110円
暮らしの実態 困っていること	1,380円の無洗米がいまや2,980円、倍以上の値上がり、仕方なく押し麦を混ぜたり、納豆をのせてかさ増ししたり…お米、上がり過ぎだと思います。
要求・希望	上がれば食費に充てたい。うなぎ、シャインマスカットなど高級な物をたまには食べさせてあげたい。犬2匹にも、ささみや野菜をゆでてあげたい。

220. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(高2息子・中2娘)
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	食費が高くて、毎月の予算が必ず足りなくなってしまう。
要求・希望	花を買って食卓に飾りたいです！

221. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(40代息子)
働き方の実態	①週4日 30時間 ①時間給 1,275円 ②週1日 9時間 ②時間給 1,070円
暮らしの実態 困っていること	お米が高くて少しずつ節約して、うどんやそばの麺類にしたりしている(共同購入でも安い米は抽選になって購入できませんでした)。電気代や水道、ガスの公共料金もいかに使わない様にムダのない様にしている。お風呂もなるべくまとめて入ったり、回数も減らしたりしている。

222. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週3日 時間給 1,275円
暮らしの実態 困っていること	全ての食材の値上げにより、夕食のおかずはグレードダウンしました。野菜もモヤシなどを買うことが多くなり節約メニューです。ふだんの買い物はコープの宅配とスーパーのチラシの目玉商品を目がけて買いにいきます。
要求・希望	時給が上っても決してぜいたくはできません。仕事を辞めたら年金生活です。それでも時給が上れば、もう1品おかずが増えるかもしれません。

223. 女性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週3日 時間給 1,500円
暮らしの実態 困っていること	買い物の回数や食事の品数に変化はないが、商品の量が少なくなったり小さくなったりしている。また商品の価格も上がり買えなくなっているものもある。

要求・希望	賃金が上がり生活に余裕ができれば貯蓄まわし、少しでも今後の生活に安心感を持ちたい。
-------	---

224. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(成人)
働き方の実態	週3日 16.5時間
暮らしの実態 困っていること	やはり食材の質は落としています。ぜいたく品を買う頻度も減らしています。 外食も以前ほどは行っていないかと。 体調が悪くてもどれが一番最優先にするかを考えてから行っています。
要求・希望	1,500円になっても… どの程度補えるか、あまりにも何もかもがず～と値上がりしているのでは…。なってみないと安心は出来ません。

225. 女性 50代

家族構成	3人家族 両親、自分
働き方の実態	週5日 37.5時間 時間給 1,275円
暮らしの実態 困っていること	値段を見て買うことを断念することが増えた。美容院に行く間隔が広がった。
要求・希望	くだもの等買う回数を増やしたい。身体のため、マッサージ等に行く回数を増やしたい。

226. 男性 60代以上

家族構成	一人暮らし
働き方の実態	週5日 24時間 時間給 1,070円
暮らしの実態 困っていること	食料品が値引きされているものを多く買うようになった。家の更新のための預金が出来ず困っている。
要求・希望	少し楽になり、趣味にお金を使えるようになる。

227. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週3日 18時間 時間給 1,175円
暮らしの実態 困っていること	果物の購入を控えた。高い衣類の購入を控えている(お手頃価格の洋服を購入)。
要求・希望	外食ができるようになるかも…。 ちょっと高級な洋服が買えるようになるかも…。

228. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(大学4年、3年息子)
働き方の実態	週4日 16時間
暮らしの実態 困っていること	食費をおさえ、学費にまわしている。洋服をあまり買わないようにしている。

要求・希望	少し交際費にまわせると思う。
-------	----------------

229. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(10代)
働き方の実態	週4日 24時間 時間給 1,400円
暮らしの実態 困っていること	服が買えなくなった。外食の回数が減った。子どものお小遣いを減らした。値引き商品を買う回数が増えた。
要求・希望	子どもにお小遣いを今まで通り渡せる。

230. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、子ども(24歳息子)
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,170円
暮らしの実態 困っていること	買い物の回数を減らしてスーパーへ行くのを控える。 コープの宅配は市場価格より高いので、宅配を減らし底値のスーパーで買う。 新聞をやめた。腰痛があるが病院へ行けない。
要求・希望	物価もなんでも値上がりしているので1,500円になったくらいでは、さほど変わらないと思う。

231. 女性——

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(大学生)
暮らしの実態 困っていること	頻繁に重ましするようになった。
要求・希望	笑顔で家族団らんができる。

232. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,105円
暮らしの実態 困っていること	1週間に一度のコープの注文で同じように注文入れているが、合計が1.5倍くらいになり、注文の見直しをして削減できるものは削減している。
要求・希望	夫が年金収入のみのため、時給が1,500円になっても根本的な問題解決にはならない。やはり食費をおさえた生活をしていかなければならない。人生100年時代とされているので今後の老後資金に不安がある。

233. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(社会人娘)
働き方の実態	週5日 28時間 時間給 1,110円
暮らしの実態 困っていること	割引シール食材をよく使うようになった
要求・希望	買い物の選択肢が増え、豊かな暮らしになる。老後資金を貯められるようになりそうです。

234. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(小5娘・小1息子)
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,095円
暮らしの実態 困っていること	フルーツを買う回数が減った。旅行に行く回数が減った。値段が安い食材を買う。
要求・希望	外食に行く回数を増やせる。フルーツなど買える。好きな食材を買える。

235. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、子ども2人(成人)、母
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,350円
暮らしの実態 困っていること	今まで買い物などは車を利用していたが、ガソリン代も大変なので自転車を利用するようにしている。食費も何もかも高く、安い食材で作れるレシピをいつも考えている。スーパーなどの半額食品を買ったりもしている。 いつも節約の事ばかり考えてストレスがたまる。
要求・希望	今は食費を切り詰めるしかないなので、家で食事をしているが、月に1度は外で美味しい物を食べたい。母親に美味しい物を食べさせてあげたい。

236. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,170円
暮らしの実態 困っていること	お米が1,000円以上高くなったままなので炊く回数を減らした。全てのものが50円くらい上がっている。毎日買い物に行っていたが行く日数を減らした。
要求・希望	本当に食べたいものを買う。

237. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(中2息子)
働き方の実態	週4日 18時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	「しまむら」など安い店で服を買うようになりました。
要求・希望	高い牛肉をもうちょっと気軽に買えるようになる。子どもの服など生地の良い服を買える。

238. 女性 40代

家族構成	5人家族 自分、夫、子ども3人(大学1年・高2・中3娘)
働き方の実態	週4日 17.5時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	週末にまとめ買いしますが、以前と同様に購入すると、1店で1万近くの出費になります。なるべく安い店で購入しようと努力していますが、全てが高騰しているため、車で移動するのも躊躇してしまいます。子どもたちのために食卓は豊かにしてあげたいので毎月食費はマイナス続きです。
要求・希望	時給1,500円になったら少しは食費に補填できる!!子ども優先の医療費や美容院、自分自身にも使える!!時給が1,500円になったら心にも余裕ができる!!

239. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人
働き方の実態	週5日 37.5時間
暮らしの実態 困っていること	特に値段を気にせず欲しいもの(特に携帯ネットショッピングで)ポチポチしていたが、出来なくなった。スーパーの買い物も同様。
要求・希望	変わらないと思う。その分税金として引かれるのであれば同じ。

240. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 35時間
暮らしの実態 困っていること	買い物は週1回安売り店へ行きます。自分の洋服は数年買っていない。
要求・希望	心に余裕が生まれます。この余裕はストレスの緩和になります。

241. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、母親
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,050円
暮らしの実態 困っていること	買い物する回数が週3回から2回になりました。
要求・希望	物価の上昇がはやいので、1,500円になっても今現在の生活ができるか？とは思っていません。今年はプランターなどで野菜を育て、それを食べることをするようになりました。

242. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,115円
暮らしの実態 困っていること	買い物の回数を週2日に減らした。週末に1週間分をまとめて買うようにして、お店にはあまり行かないようにしている。
要求・希望	ちょっと余裕がでると思うが、色々なものが値上がりしているので1,500円くらいでは変わらないと思う。水道、高熱で消える。

243. 女性 30代

家族構成	5人家族 自分、夫、子ども3人(10代2人・小1)
働き方の実態	週4日 20時間 時間給 1,395円
暮らしの実態 困っていること	子どもに欲しいと言われた物を買ってあげられない。 クリスマスの行事もやらなくていいなら、やりたくない。そんな余裕はない。
要求・希望	1,500円になっても変わらない。税金を減らして支払いが減ってほしい。

244. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
------	-----------

働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,105円
暮らしの実態 困っていること	買い物の回数3回から2回に減らした。値引きシールの商品を買っている。
要求・希望	食べたい商品が買える。習い事ができるようになる。

245. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
暮らしの実態 困っていること	電気代を節約するためにこまめに消したり、お風呂も続けて入るようにしたり、食料品数が減るようになった。
要求・希望	今まではちょっと高級な食べ物など、買えなかった物など買うことができ、旅行なども行けるようになる。

246. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
暮らしの実態 困っていること	物価高のため、何かたりないものがあっても夫とふたりなので、どうにかなるので買い物の回数は減りました。ほとんどの物が1.5倍かそれ以上になっていて、余計なものを買えません。ストレスなく買いたいものを買いたいです。
要求・希望	以前の生活レベルに戻れる。向上はしない。

247. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(成人娘・息子)
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	週1、まとめ買い7,000円くらいでおさめていたが、10,000円を超えてしまうので、最低限の物でおさえている。
要求・希望	もう少しおいしいお肉が買えるかな。

248. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、子ども(40代息子)
働き方の実態	週4日 16時間
暮らしの実態 困っていること	買い物に行って値段を見てやめることもある。夕方と夜に値引きシールの商品を買っている。
要求・希望	たまには外食にいけるかな？

249. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	①週5日 15時間 ①時間給 1,075円 ②週5日 17.5時間 ②時間給 1,188円
暮らしの実態 困っていること	物がどんどん上がっていくので買い物は夕方に行き、値引きの品を買っている。ガソリン代節約のため土日は自転車で行動。国民年金では生活できないので働けるまで働くしかない。家の修理もしたいが(特に水回り)資金がない。

要求・希望	月に1度くらいは外食したい。少しでも貯めて家の修理をしたい。(ボロボロなので) 食材が少し良くなる。服もリサイクル品ではないのを買えるかな。
-------	--

250. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 18時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	衣服を買わなくなった。買い物の回数を減らした。
要求・希望	今までとあまり変わらないと思う。

251. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(中1・高2)
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,115円
暮らしの実態 困っていること	嗜好品を買う回数が減った。
要求・希望	今は買い物に行って食材の金額をチェックしてからメニューを決めているが、食べたいメニューや商品が買えるようになると思う。

252. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	ポイントの高い時まとめ買いをする。買い物の回数を減らした。
要求・希望	フィットネス教室へ行き、体のメンテナンスをしたい。 今の生活が続くように自分の時間を豊かにしてゆきたい。

253. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 夫(年金のみ)、自分
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	買物点数、回数を減らしている。 チラシ商品をよく見る。 値引き品を使う。 衣料品は買わない。 リフォームを先送りしている。
要求・希望	今よりましな食生活と心に余裕が生れると思う。リフォームが出来る。

254. 女性 40代

家族構成	4人家族 父、母、兄、自分
働き方の実態	週5日 30時間 時間給 1,115円
暮らしの実態 困っていること	買物の回数を減らして、値引きシールを買うようにしています。
要求・希望	欲しい物をいつでも買える。

	病院にいつでも行けるようになる。 趣味にもっとお金を使える。
--	-----------------------------------

255. 女性 60代

家族構成	3人家族 自分、夫、息子
働き方の実態	週5日 35時間
暮らしの実態 困っていること	食料品は値引きシールのみ買う。 最小限の物しか買えない。服はほとんど買ってない
要求・希望	ギスギスしないですむ。ケンカが減る。

256. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(大学生・浪人生)
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,090円
暮らしの実態 困っていること	服を買えてない。 病院に行くことができない。 特売と値引き品の生活。
要求・希望	ダブルワークを考えなくてすむようになる。

257. 女性 20代

家族構成	3人家族 父、母、自分
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,095円
暮らしの実態 困っていること	値上がりで今まで買っていた物が高くなり買えなくなってしまった。 休日の昼食時は頼んで注文した冷凍食品を中心に食べている。
要求・希望	時給が1,500円になったら、少々余裕で買いたい物を買う回数が増え、気持ちが楽になる。

258. 女性 50代

家族構成	3人家族 80代の両親、自分
働き方の実態	週5日 32.5時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	両親とも高齢で家にずっといるので、米の値上がり、牛乳やコーヒー豆などの値上げ、果物の値上がりなど、電気代高騰などはすぐに家計にひびく。
要求・希望	1,500円以上になれば、貯金が増えるので旅行に行けるようになったり、老後の心配が少しだけ減ったり。労働時間を減らして、家のことや自分のことに使う時間が増える。

259. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週3日 11時間 時間給 1,070円
暮らしの実態 困っていること	買い物の日数を減らしています。自分の仕事の出の日に買い物します。

要求・希望	良くなると思いますが、物価が上がっていけば変わらないでしょう…
-------	---------------------------------

260. 女性 30代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,115円
暮らしの実態 困っていること	生活用品や衣類の購入ができなくなった。ガソリンを満タンに入れられなくなった。水道代を節約するのに、シャワーしかあびれなくなった。
要求・希望	1,500円じゃ、さほど変わりません。せいたくはできませんが、寒い日ぐらいは湯船につかれる…かな…？

261. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(大学生・高1)
働き方の実態	週5日 33.5時間 時間給 1,190円
暮らしの実態 困っていること	光熱費が上がっているの、食費を減らしています。
要求・希望	収入が増えると、食費を減らす事がなくなります。

262. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(大学生 息子・高1 娘)
働き方の実態	週4日 15時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	値引きシール商品を見つけてそれから献立を考える。好きな商品を買いたい。
要求・希望	体調管理のため病院に通いたい。子どもだけにお金をかけるだけでなく、自分にも趣味にお金を使いたい。

263. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(社会人 息子)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,140円
暮らしの実態 困っていること	お菓子や家族団らんのための、何気ない楽しみがかなり制限されています。
要求・希望	余暇を充実して過ごせるテニス教室に通いたい。

264. 女性 60代以上

家族構成	5人家族 自分、娘自分、夫、孫(中2・小5)
働き方の実態	週4日 12時間
暮らしの実態 困っていること	値引き品があれば買うようになった。孫が食べ盛りでひき肉、厚揚げなど使って、ボリュームを出す。
要求・希望	物価上昇がどこまでも続きそうで1,500円になっても今と変わらないと思います。

265. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(大学4年息子・高2 娘)
働き方の実態	週4日 15時間 時間給 1,170円
暮らしの実態 困っていること	食費を考えて、買い物するようになった。 エアコンを使う回数を注意するようになった。
要求・希望	もう少し自分の欲しい物を買える(洋服等)。

266. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(娘 30代)
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,190円
暮らしの実態 困っていること	食いたい物でも値段が高いと買わなかったりする。 これまではお菓子とかも買っていたが、買わなかったりする。
要求・希望	食いたい商品が買える。外食とかにも行ける。

267. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	・仕事帰りに自店で買い物をしていましたが、他店の広告品や激安店にも寄るようになった(正価で買うことはほとんどなく値引きの物を探すようになった)。 ・その日の夕食、何が食べたいかではなく、その日の安く買える食材でメニューを考えるようになった。 ・食費を切りつめつつも食べないわけにはいかないので、洋服をなるべく買わない。(買えない)娯楽費も切りつめるようになった。なるべく外食はしない。行楽地やショッピングには行かない等。 ・日々職場と家の往復という単調な生活になった。 ・これまで使っていたオリーブオイル、コーヒー、お茶(ポットボトル飲料)が高くなりすぎて買えなくなったので、購入可能な価格帯の物に切り替えた。

268. 女性 60代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども(息子 成人2人)
働き方の実態	週4日 12時間
暮らしの実態 困っていること	物価が高くなっても、年齢が70才に食べ物が小食になった。買い物は週3回の所、週2回にして、休みの日は散歩しながら足りない物を買に行くだけ。
要求・希望	体調を崩しているので、病院代と薬代にしたい。

269. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(31歳 息子・27歳 娘)
働き方の実態	週4日 1日3時間 時間給 1,055円
暮らしの実態 困っていること	大人4人で職があれば、それなりの蓄えが有る様に思われますが、今年定年退職した夫や、大病した私は3時間がギリギリ。精神疾患の娘は仕事ができず、次男もアルバイトと、4人分の食事代も3人分に減らしたり(私が少量しかたべれないため)、光熱

	費はどうしても減らす事ができず(仕事の関係夜遅く帰ってくるため電気代は掛かります)、毎回赤字で蓄えを崩しながらの生活です。
要求・希望	時給1,500円になったら単純計算で2万以上のプラスになります。少なくとも光熱費や食事代などにあてられ、赤字解消に近づけられるのではないのでしょうか…！

270. 女性 40代

家族構成	2人家族 母、自分
働き方の実態	週5日 31時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	食品を買う時価格を考慮するようになった(メニューを先に決めるのではなく、買った食品でメニューを決める等)。外出をすると余計な出費が増えるので、外出を減らした。20年前には出来ていた毎月の貯蓄ができなくなった。
要求・希望	持家なので、将来に向けて家の修繕費を貯めたい。 古い家電を省エネ率の高い新しい物に買い替えたい。

271. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(社会人娘・大学4年息子)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,110円
暮らしの実態 困っていること	野菜のメニューなどにもやしでかさ増ししたり、肉は牛肉でなく、豚や鶏を使っている。
要求・希望	自分自身の美容院代を節約していたので、それらに回したい。 家族のお誕生日イベントに使いたい。

272. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 20時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	以前買っていた値段の野菜・肉等は今まで買っていた値段の物を肉ならばグラムを減らして今までと同じ値段ぐらいの物を買っている。安いお店があればそちらで買う。
要求・希望	時給が上がっても物価が上がっているの、そんなに変わらないと思う。

272. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	デザート(果物も)買う回数を減らした。
要求・希望	貯蓄が増えれば、趣味やレクリエーションの機会を楽しみたい。

273. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(社会人)
働き方の実態	週5日 20時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	電化製品使えなくなるギリギリまで(こわれるのは時間の問題だ)使用していて買い替えが出来ない。値引きシールはいつもチェックしていて、購入すると冷凍したりしている。

要求・希望	おいしいものを食べたい。値段を気にせず買いたいが、希望ですね。 改善されるかわかりません。
-------	--

274. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(社会人 息子)
働き方の実態	週4日 28時間 時間給 1,205円
暮らしの実態 困っていること	特にこれを買えなくなったというよりか、定価で物を買わなくなった。 値引きありきで近隣のスーパーの値引き時間を知っている。外食がちょっとした専門店からフードコートになった。
要求・希望	時給がいくらになろうと、年収の壁で勤務調整のあおりを受ける。フル勤務なので、時給が上がった先を変更できないのであれば、時給があがるのは逆に迷惑。時給上げる入口と壁の出口両方セットに必ずしてほしい。時給上がったら、せっせと貯金するのみです。どうせまた物価は上がる。時給UP、物を買える。それなら商品に価格転嫁だ、に決まっている。

275. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	買い物をしていない日を作っている。サラダを作る回数が減った(レタス、きゅうり、ブロッコリー高くて)。温野菜にしている。玉ネギ、小松菜、大根
要求・希望	安い豆腐、安いお肉(産地)を購入しているが(国産大豆以外)、国産のものを買えると思う。

276. 男性 20代

家族構成	4人家族 父母、自分、妹(大学生)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,055円
暮らしの実態 困っていること	マックが買えなくなった。
要求・希望	自由に使えるお金がふえる。

277. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,115円
暮らしの実態 困っていること	外食は減らす。
要求・希望	あまり変化しないと思います。週35H働いて、もし借家だったら、普通には暮せない給与です。パート(アルバイト)だから主たる生計者じゃないだろうという考えが根底にあるのでは？

278. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
------	-----------

働き方の実態	週5日 20時間 時間給 1,055円
暮らしの実態 困っていること	買い物の回数を減らしています。
要求・希望	気持ちに余裕ができる。

279. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども、母親
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,090円
暮らしの実態 困っていること	計算しながら買い物をするようになった。
要求・希望	時給1,500円になっても暮らし変わらないと思います。

280. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	・ふつうに買っていたものが買えなくなった。 ・手に取るが少し考えてやめる事が多い
要求・希望	・少しは好きな物が買えるかなあ(食べ物) ・洋服なんかも少し買い替えたいですネ!!

281. 女性 60代以上

働き方の実態	週5日 22時間 時間給 1,115円
暮らしの実態 困っていること	やはり買い物は最小限度に控えています。
要求・希望	食べたい物が買える。時給upをすると助かります。

282. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども(40歳未婚) 夫は自営業で収入が少ない
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	①洋服代にお金を使用できない (何年前の物を着たり、買ってもリユースショップで300～500円の物を買う)。 ②シャワーの温度を1℃下げる。毎日お風呂を貯めて入っていたが1日おきにする ③嗜好品を買わなくなった(アルコール、お菓子)。
要求・希望	①今まで食費を1ヶ月何万円と決めて、その後も割り振って切りつめています。外食に行けるかなあと思います。10円でも20円でも安く売っている所(スーパーなど)に買い物しなくても余裕ある生活したいです。 ②働けなくなることを考えて貯蓄したいです。

283. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、息子(39歳 社会人)
------	---------------------

働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,050円
暮らしの実態 困っていること	・ユニクロからしまむらに変え、流行は気にせず季節終わりに衣服を買うようにしている。 ・98円均一のときにしか買わない(週1回しか行かない)
要求・希望	月に1度の贅沢を復活させる。

284. 女性 40代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,095円
暮らしの実態 困っていること	1ヶ所でまとめて買い物をしていたが、食品によって買う場所を変えるようになった。 今まで買っていた野菜など品数を減らして買い物している。 ほしい服や小物があってもガマンしてあまり買わないようにしている。 水道光熱費もおさえるように気をつけている
要求・希望	いつもより少しスイーツや果物など食べたいのをガマンしている商品が買えるようになる。 気兼ねなく髪を切りに行ける。 病院に行けるようになる

285. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(中1・高2)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	月末になると生活費が少なくなり、買物に行かないようにしている。 生活が苦しくなった。
要求・希望	息子たちの学習費につかえる。学費にまわせる。

286. 女性 50代

家族構成	5人家族 自分、夫、子ども3人
働き方の実態	①週5日 32時間 ①時間給 1,155円 ②週5日 25時間 ②時間給 1,070円
暮らしの実態 困っていること	米をなるべく安い所で買うようになった。 電気などこまめに消すように家族に言うようにしてる。
要求・希望	電気など気にせず使えるようになる。 買いものする頻度が増え、冷蔵庫の中身が充実し、外食などもっと行けるようになる。

287. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	買い物を今まで2日に1回していましたが、4日に1回に減らしました。 あまりにも食品の値段が上がっている為買う事が出来ません。

要求・希望	今は夕方、値引きの商品を買っていますが、食べたい商品を1品買う事が出来ません。野菜もたくさん食べたいです。
-------	---

288. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、息子(28歳)
働き方の実態	週5日 19.5時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	今までの貯金額が減った。 あまり買い物に行かないようにする。安い所買い物に行くようにしてる。
要求・希望	1,500円になったら扶養から抜けて働く。 プライベートにお金を使いたい。 月の時間を気にせず働く。

289. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、息子(26歳)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	洋服代切りつめています。アウターはここしばらく買っていません。 肌着やくつ下位です。
要求・希望	国産の牛肉が買えます(実家に帰った時にすき焼きをごちそうになっていました)。

290. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 12.5時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	食品の品数を減らした。 お風呂や洗濯の回数を毎日から週5日に減らした。 衣類等を買わない。 外出を控えるなどしています。
要求・希望	時給が1,500円になったとしても、物価が高くなれば変わらないとも思いますが！ 時給が1,500円になり美容院にも年2回は行けたらいいなと思います。 気分も上がり生活に張りが出ます。

291. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	以前は週に1回程度の外食ができたが、今は月に1～2回に減った。 食品の買い物で質を落とすようになった。 以前は預金に回していて金額を生活費として使うようになった。
要求・希望	新商品や期間限定商品を食べてみたいと思ったら少し割高でも買える。 主人の定年が近いので、貯蓄を少しでも増やしたい。

292. 女性 50代

家族構成	2人家族 自分、夫
------	-----------

働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,075円
暮らしの実態 困っていること	自分、夫2人で生活してますが、買物の回数を減らして節約している。値引きシール品を買うことが多くなった。
要求・希望	貯金が出来ようになる。 食べたい物、ほしい物が買える。

293. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、娘(30代)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	夫が年金収入だけになったので、なるべく食費を減らしている。
要求・希望	特に変わらないと思う。

294. 男性 50代

家族構成	7人家族 自分、妻、祖父母、子ども3人(成人2人・中3)
働き方の実態	週5日 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	光熱費を抑えるため、余分な電気は使わなくなった。 外出するとお金がかかるので、家にいる時間が長くなった。 極力安い食材を買うようになった。
要求・希望	時給1,500円になっても物価が上がれば変わらないが、月に1回くらいは外食ができるかな？

295. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 14時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	夫の年金と私のパート収入での生活。夫が退職したらゆっくり温泉旅行でも！と思っていたが、それは実現できていない。 毎日の食費でやっと!!
要求・希望	あまり変わらないと思う…。物価上昇が激しすぎて！

296. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分、夫、娘(大学2年)
働き方の実態	週4日 14時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	お酒の量を減らした。 買い物の回数を減らして、1回の金額も制限して買う。
要求・希望	節約はそのまま続けて、今出来ていない貯蓄にまわすと思う。

297. 女性 40代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円

暮らしの実態 困っていること	油が値上がりして、揚げものを家で揚げる回数を減らしている。 被服費をおさえる為に、アウトレットやセール品を買うようにしている。 エアコン(冷暖房)は少しガマンする。 おかしを買うのを控えている
要求・希望	以前まで行っていた旅館が値上がりして行けなくなっていたので、また行きたい。 好きなおかしを買いたい。夕食時ビール1本追加してあげたい。 自分に使えるお金を増やし友達と会いたい。

298. 女性 30代

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,100円
暮らしの実態 困っていること	貯金できるお金が減った。
要求・希望	値引きシールの商品ではなく、新鮮な食材が買える。

299. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、息子
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	値引き商品をよく買っている。
要求・希望	1,500円ではあまり変わらない。

300. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、子ども2人(社会人)
働き方の実態	週6日 30～35時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	何もかもが物価上昇して、買物は値引きシールの商品を買う事が多くなった!! 外食もできず食費を節約するしかない。パートなのでボーナスもない。 今は働けるだけ働くしかない。週6日で働いている(シングルなので)。
要求・希望	時給が1,500円になっても、物価上昇しているので変わらないと思う!!給料が上がってもその分税金も取られるので変わらないと思う。現在遺族年金も支給されているが、自分が年金を受け取るようになると、遺族年金も停止になるのはおかしい。

301. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(社会人・専門学生)
働き方の実態	①週3日 9時間 ①時間給(1,060円) ②週1日 2.5時間(夜間警備) ②時間給(1,090円)
暮らしの実態 困っていること	フルーツを買う頻度が減った。鶏むね肉と豚小間切れ(国産でないもの)ばかりになった。魚は値下がり品のみ。冷食を買う頻度が減った。
要求・希望	家族のお弁当に冷食を2、3品入れて時短。魚介類を買う。

302. 女性 60代以上

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	果物が全く買えなくなりました。デザートも買えなくなり、楽しみの1つがなくなりました。美容院は1000円カット、洋服は穴があくまで新しい服は買えません。
要求・希望	もう少し食べ物にお金をかけられます。

303. 女性 60代以上

家族構成	2人家族 自分、夫
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,105円
暮らしの実態 困っていること	食べたいメニューはやめ値引き品で献立を考えて、家にある食材でおかずを作る工夫をしています。食品ロス、廃棄ロスにもつながるので…。
要求・希望	今までの買物のルーティンは変えず、月に1～2回は食べたいメニューの食事を作ったり、外食がしたい。残ったお金は老後のための貯蓄にまわします。

304. 女性 40代

家族構成	3人家族 自分、夫、専門学生の娘(現在学生寮に入寮中)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,090円
暮らしの実態 困っていること	全ての食材の値段を見て買い控えが多くなった。それでも最低限のものは買わないと生きていけないので、食費の節約はなかなか難しい。 その分下着の買い替えや身なりを整えるための予算がほぼゼロです。
要求・希望	果物やひと息つくためのお菓子の購入などができるようになると心の余裕ができる。接客業なので、身なりもきちんとできるようになりたいので、そちらに充てる余裕もできる。

305. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(中1・小4の息子)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,090円
暮らしの実態 困っていること	これまで買っていた牛肉が買えなくなり、食べ盛りの息子たちに鶏肉や豚肉ばかり食べさせていて申し訳なく思う。子どもを育てるのに精一杯で自分の為にお金は使えない。
要求・希望	子どもたちに我慢させることなく、たまには外食に行けるようになる。教育費にもまわせるようになり、やりたい事をさせてあげられる。

306. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、娘
働き方の実態	週5日 15時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	夫の仕事が回らなくなっているの、そちらへの出費が痛いです。お給料以上のお金が飛んでいくこともあります。息子、娘も援助してくれますが厳しいです。食事の品数も2品に減らしています。
要求・希望	変わらない気がします。結局は夫が支払えなくなったローンなどを払わなくてはいけないからです。

	でも少しは食べたい物を食べたいです。(食費をいちばん減らしているので…)。
--	---------------------------------------

307. 女性 40代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(息子・娘)
働き方の実態	週4日 12時間 時間給 1,090円
暮らしの実態 困っていること	定番の高い商品から類似品の安い物を買っている。
要求・希望	子どもの教育関連に費やせる。

308. 女性 60代以上

家族構成	3人家族 自分、夫、義母 (夫65歳 年金暮らし)
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	夕食の品数を減らし、値引き品を買い、畑をやっている。 家のローンもあり大学生の学費ローンもある。
要求・希望	変わらないと思う。

309. 女性 50代

家族構成	4人家族 自分、夫、子ども2人(大学生娘・専門学生息子)
働き方の実態	週5日 35時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	ガソリン代の節約の為、休みの日も出掛ける回数が減った。 食事の献立は買い物に来て値引きの物で考える。子ども達の学費などは優先なので、私や主人の物は買い控える。
要求・希望	家族で外食したり、旅行に行けると良いと思う。

310. 女性 50代

家族構成	3人家族 自分、夫、子ども1人
働き方の実態	週4日 16時間 時間給 1,125円
暮らしの実態 困っていること	買いたい服やくつなど買えない。
要求・希望	買いたい物が買える。

311. 女性 30代

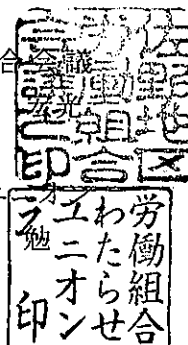
暮らしの実態 困っていること	これまで買っていた品数が1品に減らしたりしています。
要求・希望	楽になります。

生協労連（全国生協労働組合連合会）2025.02
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル 3 F
電話：03-3408-0067 F A X：03-3408-8955
Email：QYG03057@nifty.com

2025年7月24日

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様

佐野地区労働組合
議長 久保田労働組合わたらせユ
委員長 小野

最低賃金法25条5項にもとづき2025年の最低賃金決定に関する調査審議に関して、下記の通り意見を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。
- (2) 全国一律最低賃金制度とすること。
- (3) 実質的な審議が行われる専門部会をはじめ、全審議会を完全に公開すること。

以下、理由を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。

- ① あるべき最低賃金額、最低賃金の水準について論議すべき。

適用除外や減額措置など比較方法については検討が必要ですが、日本の最低賃金額が世界から大きく落ち込んでいることは明かです。これまでの「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、何度も最低賃金の水準についての議論が議題に上がりましたが、その都度、議論を行うことの合意に至らず、最低賃金の水準の議論は、先延ばしされたままです。その結果、審議会の議論は、毎年、引上げ額の議論に終始しています。

3月での米価が前年同月比で103.5%の上昇であったように、異常なまでの物価上昇・高止まりが続いています。最低賃金近辺の水準で働く労働者の生活はますます脅かされ、苦境に立たされています。政府は「2020年代に全国平均で1,500円」をめざすという中で、引上げ目標と道筋を明らかにするべきです。早期に全国一律1,500円とすることを求めます。物価上昇を上回る最低賃金を引き上げるため、年2回の最低賃金の改訂を行うべきです。

- ② 最低賃金の水準は、ILOの基準に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとする。

2007年の法改正では、「生活保護との整合性」が導入され、それまでの「いくら引き上げるか」の議論に加えて、はじめて「いくらにすべきなのか」という最低賃金の水準が議論になりました。その結果、2014年以降、すべての都道府県で逆転現象は解消されたとなっています。当時、「生活保護との整合性」に対する比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、最も重要な問題は、比較対象を若年単身者の生活保護基準としている点でした。日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討する

ことを要求する」と勧告していました。生活保護基準は全国を1級地の1から3級地の2まで格差を設けていますが、地方の生活に絶対に不可欠である自動車の保有費用を考慮すれば、全国どこでも、目指すべき最低賃金の水準としての1,500円以上の最低賃金は十分根拠のある金額です。

③ 最低賃金の3要素の見直しが必要です。

最低賃金法第9条2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされています。

労働者の生計費については、現状では物価指数と考えられています。総務省の公表する物価指数には、「総合」「生鮮食品を除く総合」「持家の帰属家賃を除く総合」「頻繁に購入する品目」等があります。中央最低賃金審議会が主に参考としている「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数よりも、「頻繁に購入する品目」のほうが高くなる傾向にあります。「頻繁に購入する品目」指数のほうが、物価の上昇を敏感に反映しているのではないのでしょうか。最低賃金近傍で働く労働者にとって、「頻繁に購入する品目」指数こそがまさに物価の実感に近いものです。したがって、生計費を検討する際には、これまでの「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数よりも、「頻繁に購入する品目」指数を重視すべきです。

生計費については、ここ2～3年、毎年4%から5%の物価上昇の中で改正作業が行われています。こうした中で一昨年の中央最低賃金審議会は、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。ナショナルミニマムの柱の一つである最低賃金の改正において、この見解は重要なものですが、物価が年4～5%も上昇する中では、最低賃金の年1回の改訂では、物価上昇に追いつけず、最低賃金近辺で働く労働者は生活にきわめて困窮しています。したがって、毎年4月と10月の2回、最低賃金の改訂を行うべきです。

労働者の賃金については、類似の労働者の賃金として、30人未満の零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第4表）を最重要参考資料としてきました。日本を代表するような大企業であっても現場で働く非正規雇用労働者は、最低賃金＋アルファのような募集賃金で、働いている労働者が大勢います。中小零細企業だけが最低賃金近傍の労働者ではなくなっています。調査対象企業を中小零細企業に限定するのではなく、調査対象の拡大が必要です。また、最低賃金近傍の労働者は、賃上げは、4月よりも最低賃金が改訂される10月に実施される労働者の割合が、現在では20%を超え多くなっています。賃金改定状況を調査するのであれば、6月だけでなく、12月にも調査を行うべきです。

通常の事業の賃金支払能力とは、「当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない」とされていますが、実はその中身はよくわかりません。一方、実際の金額審議における使用者側委員の発言は、個別の企業の支払い能力を基に、引上げを抑制するということが行われています。一般的に考えれば、通常の事業の賃金支払い能力は、政府がいかに中小企業を支援するかという政策の問題が大きいです。毎年の最低賃金改正の答申の中に中小企業に対する支援策の充実を求められていますが、政府から有効な中小企業支援策が提示されておらず、使用者側委員が不満を覚えるのは当然のことです。但し、だからと言って個別企業の支払い能力を根拠に引き上げを抑制しようとするのは筋違いです。あらためて、最低賃金審議会として中小企業支援策を政府に建議すべきであって、当面は最低賃金の決定3要素から「通常の事業の賃金支払能力」は外して議論することが必要です。

（２）全国一律最低賃金制度とすること。

昨年の最低賃金改訂の最大のトピックは、徳島で目安を３４円上回り、８４円の引き上げが行われたことです。２年続けてＣランクの引き上げ額がＡ・Ｂランクの引き上げ額を大きく超えたことです。目安全員協議会報告では、これまでの４ランクから３ランクにし、最高額に対する最低額の比率を高めることで格差を縮小するとしましたが、地方では、比率ではなく絶対的な金額格差縮小を求める声が高く高い引き上げ額となりました。栃木では、全国的に見ても労働力人口が都市部へ転出する危機感が、特に高まり、加えて２３年度では男女賃金格差が全国ワーストであり、若年女性の労働力流出は深刻な状況となっています。地方からの全国一律最低賃金制度を求める声が年々高まる中で、全国一律最低賃金制度に向けた検討を直ちに行うべきです。

現在の地域最低賃金額は、最低で９５１円、最高で１，１６３円で、差額は２１２円です。１ヶ月法定労働時間である１７３．８時間働くとする、約３６，８４６円もの差が付きます。栃木と東京でも最低賃金は１５９円の差がついており、１ヶ月に換算すると２７，６３４円もの差になります。この差は東京に通勤、転居することを検討する十分な根拠となります。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の衰退を促進する要因の一つとなることが各方面から指摘されており、早急な地域間格差の是正が必要です。

最低賃金近辺で働く労働者に、コンビニのスタッフがありますが、コンビニエンスストアではルーティンワークが統一され、扱っている商品、および価格もほとんど変わらず、全国どここのコンビニでも働き方はほぼ同じです。にもかかわらず、私たちの調査によれば、コンビニスタッフの募集賃金は、全国どここの地域でも最低賃金に貼り付いている実態があります。地域最低賃金の格差がそのまま賃金格差となっているのは、同一労働同一賃金原則から見ても不合理です。

（３）実質的な審議が行われる専門部会をはじめ、全審議会を完全に公開すべきです。

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる専門部会です。審議は栃木地方最低賃金審議会運営規程第６条によれば「原則として公開」であり、非公開は例外的事例です。しかし例外的事例が、金額審議などの重要な議論に対して適用されています。これでは審議会は原則、非公開であるとしきれないようがありません。

「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」とし、栃木もこれに基づき、公労使三者がそろって専門部会が公開されています。しかし、具体的な議論は公労会議、公使会議で行われ、議論の中身はさっぱりわからないものでした。公労会議、公使会議をはじめ、全面的な議事の公開をするべきです。

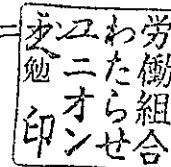
以上

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様



2025年7月25日

労働組合わたらせユニ
委員長 小野 勉

2025年最低賃金審議会意見陳述書

意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述をさせていただきます。わたらせユニオンの小野です。意見書を提出してありますので、全般的な意見については意見書を参照願います。

意見陳述では、最低賃金の大幅な引き上げと都市部との格差解消について述べさせていただきます。

昨年からユニオンの組合員として、パートで働く保育士がいます。来年で子供を預かる事業を始めて100年という佐野では老舗の幼稚園であり、現在では認定こども園として保育業務も一緒になっています。6名でユニオンに加入し、内2名がパートとして働いています。パートの時給引上げの賃上げ交渉をするにあたり、昨年10月から「1,010円」で働いていることを聞いて、私たちも低い賃金に驚きました。それまでは「960円」だったというんです。これでは、コンビニの店員や高校生のアルバイトと同じであり、見事に最低賃金に張り付いた金額です。園との団体交渉では、「パートでも正職員の保育士でも同じ仕事をしています、預かる子供の命の重さは同じなんです」と、彼女たちは涙ながらに訴えました。彼女たちは国民の暮らしを支え続ける、エッセンシャルワーカーとして、国家資格を持ち、人が社会生活を維持する上で不可欠な仕事に従事しておりますが、最低賃金近傍で働く労働者が多くいます。その労働現場では、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。不安定な雇用による失業への不安と、蓄えのない世帯への収入の道が断たれることにおびえています。社会生活の基礎を担う労働の対価として、現在の最低賃金はあまりにも低すぎます。大幅に引き上げていく必要があることを強く求めます。

2024年の人口移動報告（総務省1月発表）によると、栃木県はほかの自治体へ人口が流出する「転出超過」が前年に続き、2年連続で2千人を超えました。転出先は首都圏がほとんどで、女性の転出が目立ち、男性の約3倍となり、20代女性が最も多かったとのこと。これは少子化にも影響することです。これに加えて、賃金構造基本統計調査（厚労省発表23年）によると、フルタイムで働く男女間の賃金格差は栃木県が全国で最も大きく、全国ワーストとなっています。栃木県女性の所定内給与の平均額が、男性の71%にとどまり、男女の金額の差は10万3,200円に上がりました。22年は73.9%で全国45位でした。これは非常に不名誉なことであり、深刻な状況といえます。

地方では地域格差により労働力人口が都市部へ流失する危機感が近年、強まっています。昨年の徳島県での時給84円の引き上げ、一昨年の佐賀県での目安を8円超える引き上げがされたように、地方では全国一律最低賃金制度を求める声が高まっています。最低賃金の地域間格差の拡がりが、人口減や人手不足など地方の衰退を促進する要因の一つであることが指摘されています。栃木県も今その現状にあるということを直視し、地方と都市部の早急な地域間格差を是正することが重要であることを申し上げて、意見陳述いたします。

以上

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様

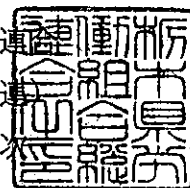


2025 年 7 月 25 日

栃木県労働組合総連合

(略称 栃木県労連)

議長 阿波 長次



2025 年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

県内経済の健全な発展のために尽力されている委員の皆様、心より敬意を表します。2025 年度の最低賃金について、栃木県内で働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本年度の最低賃金の改定審議に当たり、栃木県労連としての意見を述べさせていただきます。

1, 最低賃金は金額の議論だけでなく、全国一律の制度が必要

石破総理は、最低賃金について『2020 年代に全国加重平均 1,500 円を』と掲げ、今年度はそのスタートにあたります。全労連及び栃木県労連としては、かねて『最低賃金を 1,500 円に』と要求してきましたので、この方向性には反対するものではありませんが、総理は『格差の解消』には触れず、『加重平均』と格差を残す前提で語られています。現在、都道府県別の最低賃金が人口の増減とほぼシンクロし、地方から都市部への人口流出が止まらない事実を直視していません。

栃木県と東京都の最賃は、時間額 159 円の差があります。年間所定労働を 1,800 時間とすれば 286,200 円の差になり、実に正規雇用労働者の平均月額賃金に近い格差が生じています。東京の最賃で年間 1,800 時間働く労働者と同じ収入を得ようとすれば、栃木の最賃では 285 時間以上余計に働かざるを得ません。1 日 8 時間とすれば約 36 日にあたり、いわば、栃木県では 1 か月以上ただ働きを強いられている状態とも言えます。このことは、憲法 14 条に保障された法の下での平等に反しており、1 日も早く是正が必要です。

私たちは国に対して、国の責任で全国一律最賃を実現するよう求めています。国の動きを待たず、栃木県独自でもこれに近づく施策を求めます。

具体的には、中央最低賃金審議会の目安が AB ランク同額で示された場合、栃木県においてこれに 159 円以上上乗せし、東京都との格差を解消する改定を実施してください。

去年は、徳島（目安+34 円）をはじめ、多くの地方で中央の目安を大きく上回る改定があり、目安に縛られる必要がないことも明らかにされました。今年は、栃木がその先頭となり、「全国一律が必要」という姿勢を全国に発信されることを期待します。

2, 最賃の引き上げは待ったなしの状況にある

賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較を示す OECD データでは、「日本の最低賃金は全労働者の賃金平均値の 40.3%、中央値の 46.0%」で、いずれも、イギリス、ドイツ、

フランス、韓国などよりも低いことが明らかにされました。日本の最低賃金は国際的な水準に遠く及ばず、常識外れに低いと言わざるを得ません。

このままでは、日本は移住労働者に選ばれない国どころか、労働者が海外へ逃げてしまう国になり、人口の減少に拍車をかけて労働者が激減することも懸念されます。EUは適正な最低賃金として「賃金中央値の60%」を示しており、日本もこれに肩を並べるため、ただちに時間額1,500円以上の実現が必要と私たちは考えます。

先般、栃木県労連傘下の労働組合に所属するパート労働者の女性がNHKの取材を受け、苦しい生活実態を訴える姿が全国ニュースで放映されました。最賃近傍で働いている労働者にとっては、現在の生活が困窮するだけでなく、年金、雇用保険、健康保険などの給付すべてに低賃金が影響し、退職後も死ぬまで困窮から抜け出せないことになります。こうした労働者の多くは女性であることから、ジェンダー平等の実現にも悪影響を及ぼし、日本のジェンダーギャップ指数は一向に改善されません。

今、ただちに最賃を大幅に引き上げなければ、年金額などの回復もその分だけ遅れ、将来にわたって格差と貧困が拡大・温存することになります。

3、中小企業支援策の抜本的な強化が必要

最賃を大幅に引き上げた場合、適正な下請け単価など公正取引の法的保障、有効な需要の創出、社会保険料や税制の優遇など、賃上げをする企業の努力を国が後押ししなければ、地域社会の大切な担い手である中小企業にしわ寄せが及びます。その原資は、物価高騰やコロナ禍の中でも大幅に積み増して今や600兆円以上に及ぶ大企業の内部留保の還元や、富裕層への課税強化などで賄えると考えています。

審議にあたっては、中小企業支援の大幅拡充にも特段の配慮をしていただくようお願い申し上げます。

以上のように、全国どこでも「働いたら暮らせる賃金水準」の確立のために、全国一律最低賃金の実現と日本国民が安心してくらせる社会の実現をめざしてください。そのためにも、使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを、あらためてお願いいたします。

そして、これから行われる最賃改定の審議に、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が反映されるよう、できうる限り希望する者に意見陳述の場を保障していただくことを強く要請し、意見書とさせていただきます。

なお、栃木県労連としては、意見陳述者として当労連事務局長・近藤康弘を推薦いたします。

以上



2025年7月25日

栃木地方最低賃金審議会

会長 藤井 亮二 様

全国福祉保育労働組合栃木支部

執行委員長 飛川 麻



令和7年度栃木地方最低賃金の改定に向けた意見書

貴会におかれましては、最低賃金の改定にご尽力いただき、誠に感謝申し上げます。

私ども全国福祉保育労働組合栃木支部（以下当組合とします）は、民間の保育園や介護事業所、障害福祉事業所、学童保育、児童館、児童養護施設などの福祉職場で働く職員で構成している産業別の労働組合です。

昨今の異常な物価高騰により、生活の不安が広がっています。日本の最低賃金は全国加重平均1055円で、最も高い東京でも1163円、最も低い秋田県では951円と212円の差があります。東京の最低賃金で1日8時間・年2000時間働いても年収は約232万円にとどまり、生活を維持するのは十分とは言えません。

つきましては、令和7年栃木地方最低賃金の改定にあたり、以下の意見と要望を申し上げます。貴会におかれましては、これらをふまえた丁寧なご検討をお願い申し上げます。

記

1. 最低賃金の現状

昨年10月から栃木県の最低賃金は、中央最低賃金審議会（以下中賃とします）の答申目安である50円の引き上げにより1004円となりました。1日8時間・年2000時間働いて年収約200万円と一昨年の最低賃金の引き上げから年収ベースで10万円の引き上げとなりましたが、ワーキングプアの状態に依然変わらない現状です。さらに、厚生労働省によると今年5月の実質賃金は、前の年の同じ月と比べて2.9%減少し、5カ月連続のマイナスとなりました。

食料品や水道光熱費、ガソリン価格の値上げの上に米の高騰も重なり、最低賃金近傍で働く労働者にとって生活が成り立たない緊急事態です。50円引き上がった最賃でも社会保険料の引き上げにより手取りが減ることが輪をかけて重く負担をかけています。

2. 福祉労働者と最低賃金

保育や高齢者介護、障がい福祉などの福祉職場の賃金水準は、政府の統計で正規雇用でも全産業平均より月8万円も低くなっています。エッセンシャルワーカーとして人と社会を支える

一方で、働く者の生活が十分に支えられていない実態があります。

総務省の「労働力調査」によると、役員を除く雇用者 5780 万人のうち正規雇用者は 3654 万人、非正規雇用者は 2126 万人と約 4 割が非正規雇用者とされています（2024 年現在）。国内のケア（医療・福祉）労働者の数は約 900 万人（政府統計 2025 年）で労働者全体の 7 人に 1 人に及びます。ケア労働者の賃上げが国民全体の賃金水準を引き上げるうえで争点になっています。

今年の 3 月に厚生労働大臣が介護分野の賃上げを促し、人手不足を解消するための特定最低賃金制度の導入を検討する考えを示しました。今回の審議会において議論の一つに是非とも見解を示していただきたいと考えます。また、厚生労働省は、全国で男女間の賃金格差が最も大きいのは、栃木県との発表がありました。福祉労働者には女性が多く働いていることもあり、賃金の底上げには最低賃金の大幅な引き上げを実現させることで賃金格差是正につながると思っています。

現在の最低賃金では、若者世代の低賃金による自立の妨げになり実家での暮らしを続けている方がいます。また、最低賃金の高い県外への移住する方も見受けられます。ある介護施設では、外国人技能実習生が最賃の高い県外で働くということで施設を離れてしまいました。若者世代や外国人技能実習生などが最賃の高い県外へ移住することによる労働力の不足は福祉業界にとって打撃を受けています。特に訪問介護事業所の倒産が昨年度過去最多の 172 件と急増しています。安心して働き続けられるために賃金の引き上げと人員配置基準の引き上げが早急に求められています。

3. 労働組合としての取り組み

私どもの組合は、上部団体である栃木県労働組合総連合と共に最低賃金の引き上げを求める要請をしています。昨年は、栃木県を含む 26 市町へ「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を提出し、1 件採択されました。また、請願署名の実施、国会議員要請を実施し、市民のみなさまにも最低賃金を知っていただくために街頭宣伝を定期的実施しています。学習にも力を入れて「最低賃金の大幅引き上げを求める栃木県集会」を複数の労働組合 3 団体が主催で開催しました。

4. 中小企業支援と両輪にした最低賃金の引上げを求めます

石破政権では「2020 年代に全国平均 1500 円」を掲げていますが、栃木県において、この目標からすると、1 年で約 100 円超える引き上げでないと到達できない状況です。とちぎ公労使共同会議では、「とちぎ版構造的な賃上げ支援に関わるハンドブック」（令和 6 年 12 月）において「物価上昇に負けない継続的な賃上げを推進する必要がある」とし、最低賃金引き上げの

ための支援施策を示しています。

昨年、大幅引き上げを実現した徳島県では、最低賃金審議会（以下審議会とします）に知事が出席し意見陳述を行い、知事自らが、地方の産業構造、社会全体に責任を持つ立場として、県民生活、産業、若者の流出を含めた人口動態、環境等にきわめて重要な役割をもつ最低賃金について積極的に述べたと聞いています。総合的な結果、84 円という引き上げ額となりました。また、茨城県知事も今月 7 日に行われた最低賃金審議会に参加し意見陳述をしており、群馬県知事は、審議会と労働局に対し、国の中賃が示す全国一律の引き上げ幅を目安に大幅な上乘せを求める要望書を提出しており、知事自らの積極的な動きが見られます。

栃木県知事は、県内中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げの促進を新たに取り組むとしています。私たちも中小企業支援の抜本的な強化が必要と考えます。企業努力だけでは難しいことを県として、若者を含めた県民が安心して生活できるようにするためにも自治体独自の補助金制度の創設が必要です。

しかし、自治体だけに任せきりにするのではなく、国が責任をもって地方経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を行うことを切に求めます。

以上



厚生労働省発基 0711 第 1 号
令和 7 年 7 月 1 1 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 …… 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 …… 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移 (全国、暦年・月) …… 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月) …… 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月) …… 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別) …… 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別(10人以上・10～99人・5～9人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5～29人))) …… 11
- 4 春季賃上げ妥結状況等
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (2025年) 等 (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)、日商) …… 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (2024年)
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (2025年) (連合、経団連) …… 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移 (暦年) …… 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
Ⅱ 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・38
(2) 労働時間	
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕	・・・39
(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	
5 消費者物価指数等の推移	
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・40
(2) 消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・41
消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・42
6 消費支出額の推移	
(1) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・43
(2) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・44
7 労働者数等の推移	
(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・45
(2) 雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・46
(3) 就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・47

Ⅲ 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況	
(1) 2024年度 地域別最低賃金の審議・決定状況	・・・48
(ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	
(2) 目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・49
(3) 効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・50
(4) 加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・51
(5) 最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・52
(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・53
2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1) 監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・54
(2) 業種別法違反の状況(2025年1月～3月、全国計)	・・・55

I 全国統計資料編

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
2015 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
2016 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,396,460	△ 3.3	-	5,295,015	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5,530,683	2.5	-	5,437,799	2.7	105.4	5.4	108.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5,604,643	1.3	-	5,488,634	0.9	105.3	△ 0.1	108.1	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	5,913,791	5.5	-	5,564,874	1.4	103.9	△ 1.3	107.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024 年	6,094,588	3.1	-	5,574,454	0.2	101.2	△ 2.6	101.4	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2024 年 1～3月	5,952,082	0.1	0.3	5,521,792	△ 0.3	99.0	△ 5.2	100.1	2,319	△ 6.2	175	△ 2	2.5
4～6月	6,096,643	2.4	10.1	5,574,544	1.0	101.1	2.1	101.9	2,612	25.2	189	4	2.7
7～9月	6,128,740	0.5	2.1	5,586,547	0.2	101.4	0.3	100.4	2,483	10.9	179	△ 5	2.6
10～12月	6,198,058	1.1	4.6	5,617,658	0.6	101.8	0.4	101.4	2,592	7.6	163	△ 4	2.3
2025 年 1～3月	6,253,212	0.9	3.6	5,615,418	0.0	101.5	△ 0.3	103.7	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月									2,533	△ 3.0			
2025 年 1月	-	-	-	-	-	99.9	△ 1.1	105.3	840	19.8	174	2	2.5
2月	-	-	-	-	-	102.2	2.3	104.1	764	7.3	168	△ 6	2.4
3月	-	-	-	-	-	102.4	0.2	101.6	853	△ 5.8	173	5	2.5
4月	-	-	-	-	-	101.3	△ 1.1	102.9	828	5.7	176	3	2.5
5月	-	-	-	-	-	101.8	0.5		857	△ 15.1	172	△ 4	2.5
6月	-	-	-	-	-				848	3.4			
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」				

- (注) 1
斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期（月、四半期）比（差）であり、そのほかの数値は原数値である。また、鉱工業生産指数の2025年5月分の数値は速報値である。
- 2
GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2015暦年連鎖価格である。
- 3
2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の附属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金 (現金給与総額) 指数、パート比率					
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	調査産業計					
							名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率	パート 比率
2015 年	(倍) 1.80	(倍) 1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	(%) 14.29
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	14.14
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	13.31
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.6	2.3	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.85	12.95
2024 年 1～3 月	2.29	1.26	108.3	0.1	120.6	0.6	104.5	0.8	96.5	0.5	30.91	13.03
4～6 月	2.22	1.25	109.4	1.0	122.2	1.3	106.4	1.8	97.2	0.7	30.63	12.97
7～9 月	2.25	1.24	110.4	1.0	123.3	0.9	106.4	0.0	96.3	△ 0.9	30.77	12.87
10～12 月	2.26	1.25	111.9	1.3	124.5	1.0	107.4	0.9	96.1	△ 0.2	31.11	12.94
2025 年 1～3 月	2.31	1.25	113.0	1.0	125.7	1.0	106.9	△ 0.5	94.5	△ 1.7	31.53	13.19
4～6 月					126.4	0.6						
2025 年 1 月	2.32	1.26	113.2	0.6	125.3	0.2	106.3	△ 1.6	94.1	△ 2.1	31.43	13.14
2 月	2.30	1.24	112.7	△ 0.4	125.7	0.3	107.4	1.0	95.1	1.1	31.65	13.20
3 月	2.32	1.26	113.1	0.3	126.1	0.3	106.9	△ 0.5	94.4	△ 0.7	31.51	13.22
4 月	2.24	1.26	113.5	0.4	126.5	0.3	107.4	0.5	94.7	0.3	31.04	13.06
5 月	2.14	1.24	113.9	0.4	126.4	△ 0.1	106.6	△ 0.7	93.6	△ 1.2	31.11	13.00
6 月					126.2	△ 0.2						
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」					

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024 年の前年比については、2023 年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と 2024 年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。また、2025 年 5 月の数値は速報値である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の 2025 年 6 月分の数値は速報値である。同指数の 2020 年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国		1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.26	1.24	1.26	1.24
	Aランク	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.15	1.14	1.15	1.15
	Bランク	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.31	1.31	1.32	1.31
	Cランク	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.32	1.31	1.32	1.30

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計								男性								女性							
	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上			
2015 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0			
2016 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3			
2017 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2			
2018 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8			
2019 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8			
2020 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1			
2021 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1			
2022 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1			
2023 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0			
2024 年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0			
2025 年 1月	2.5	4.1	3.3	2.4	1.9	2.5	1.5	2.6	3.7	3.5	2.5	2.0	2.6	…	2.3	4.2	3.0	2.3	1.9	2.5	…			
2月	2.4	4.2	3.2	2.4	2.0	2.2	1.4	2.5	4.5	3.4	2.4	1.9	2.3	…	2.3	3.8	3.0	2.3	2.0	2.0	…			
3月	2.5	4.0	3.2	2.6	2.2	2.2	1.6	2.7	4.6	3.3	2.7	2.4	2.3	…	2.2	3.4	3.2	2.6	1.9	2.2	…			
4月	2.5	4.0	3.3	2.4	2.2	2.4	1.9	2.7	4.6	3.2	2.4	2.3	2.5	…	2.3	3.2	3.6	2.3	2.2	2.3	…			
5月	2.5	4.4	3.3	2.2	1.8	2.4	1.8	2.6	4.5	3.4	2.5	1.8	2.4	…	2.3	4.1	3.2	2.1	1.6	2.3	…			

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
								1月	2月	3月	4月	5月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	3.3	2.2	3.3	2.1	2.4	0.3
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	1.7	1.8	2.1	2.4	2.6	0.6
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	3.0	0.1	4.1	1.9	2.4	0.0
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	3.9	3.6	2.6	1.6	1.2	△ 0.2
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	2.4	1.2	1.9	3.1	1.8	2.9
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	2.6 (2.7)	2.6 (2.6)	1.8 (1.6)	1.4 (1.6)	2.3 (2.4)	2.1 (2.2)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	1.7 (1.7)	2.0 (1.7)	1.4 (1.3)	1.5 (1.7)	2.2 (2.2)	2.1 (2.3)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	2.0 (2.2)	2.3 (2.7)	1.4 (1.5)	1.3 (1.7)	2.1 (2.4)	2.1 (2.3)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	3.0 (3.3)	2.5 (2.5)	1.6 (1.5)	0.8 (0.9)	1.8 (1.8)	1.4 (1.4)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	1.3 (1.3)	1.7 (1.7)	1.2 (1.1)	1.5 (1.5)	2.0 (2.0)	2.3 (2.4)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 2025年5月の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
										1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.27	25.05	24.53	24.68	24.82	25.53	25.68	25.54	25.10	25.28
500人以上	17.05	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.74	16.13	16.07	15.92	15.57	15.62
100～499人	24.46	24.99	24.59	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.78	24.97	24.85	24.85	24.44	24.74
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.82	30.51	31.13	31.64	31.37	30.97	31.17
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.77	39.14	39.52	41.01	42.07	40.31	40.59	40.90	40.70	40.29	40.20

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 2025年5月の数値は速報値である。

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

	高校卒						短大卒 (事務)	大学卒 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒					
	(事務・技術)			(現業)				一律	基幹職	差あり 補助職						
	一律	差あり		補助職												
		基幹職	補助職													
2015 年度	163, 737	167, 472	159, 382	165, 054	184, 173	175, 591	205, 914	207, 854	184, 169	222, 083						
	1, 239 (0.8)	904 (0.5)	706 (0.4)	1, 151 (0.7)	1, 579 (0.9)	1, 342 (0.8)	1, 574 (0.8)	1, 933 (0.9)	1, 318 (0.7)	1, 875 (0.9)						
2016 年度	164, 828	167, 370	159, 246	166, 617	185, 186	176, 197	207, 163	209, 785	184, 691	223, 684						
	824 (0.5)	582 (0.3)	616 (0.4)	748 (0.5)	995 (0.5)	767 (0.4)	880 (0.4)	1, 263 (0.6)	631 (0.3)	1, 153 (0.5)						
2017 年度	165, 977	167, 090	159, 497	167, 568	186, 402	177, 546	208, 235	211, 051	186, 004	224, 212						
	1, 093 (0.7)	565 (0.3)	532 (0.3)	834 (0.5)	966 (0.5)	851 (0.5)	1, 109 (0.5)	1, 132 (0.5)	745 (0.4)	930 (0.4)						
2018 年度	168, 286	170, 104	161, 889	168, 085	187, 652	179, 334	208, 929	213, 500	188, 362	225, 362						
	1, 361 (0.8)	2, 618 (1.6)	2, 385 (1.5)	1, 386 (0.8)	1, 660 (0.9)	1, 493 (0.8)	1, 637 (0.8)	2, 171 (1.0)	1, 511 (0.8)	1, 707 (0.8)						
2019 年度	168, 696	170, 298	161, 058	170, 066	187, 941	180, 431	209, 173	214, 378	188, 111	225, 732						
	1, 670 (1.0)	1, 737 (1.0)	1, 641 (1.0)	1, 613 (1.0)	1, 490 (0.8)	1, 642 (0.9)	1, 544 (0.7)	1, 251 (0.6)	1, 041 (0.6)	1, 569 (0.7)						
2020 年度	170, 663	174, 719	163, 383	171, 892	190, 068	182, 648	209, 561	214, 974	189, 037	225, 729						
	1, 681 (1.0)	1, 098 (0.8)	1, 160 (0.7)	1, 443 (0.8)	1, 597 (0.8)	1, 202 (0.7)	1, 408 (0.7)	1, 608 (0.8)	1, 231 (0.7)	1, 498 (0.7)						
2021 年度	171, 550	173, 527	162, 731	171, 894	190, 262	183, 068	210, 092	215, 665	189, 113	226, 262						
	634 (0.4)	781 (0.5)	603 (0.4)	505 (0.3)	867 (0.5)	797 (0.4)	727 (0.3)	904 (0.4)	544 (0.3)	778 (0.3)						
2022 年度	174, 214	177, 922	167, 016	172, 803	192, 547	185, 158	212, 129	216, 397	190, 808	228, 266						
	1, 967 (1.1)	2, 050 (1.2)	2, 109 (1.3)	1, 871 (1.1)	1, 883 (1.0)	1, 669 (0.9)	1, 789 (0.9)	1, 375 (0.6)	1, 275 (0.7)	1, 817 (0.8)						
2023 年度	180, 494	185, 320	174, 104	178, 920	200, 791	193, 240	219, 946	225, 971	198, 124	237, 300						
	5, 988 (3.4)	6, 238 (3.5)	6, 139 (3.7)	6, 084 (3.5)	6, 673 (3.4)	6, 361 (3.4)	6, 161 (2.9)	7, 567 (3.5)	6, 007 (3.1)	7, 158 (3.1)						
2024 年度	191, 455	197, 345	184, 337	190, 625	214, 621	203, 873	231, 127	241, 085	211, 616	250, 449						
	10, 490 (5.8)	8, 807 (4.7)	7, 884 (4.5)	10, 946 (6.1)	11, 111 (5.5)	10, 072 (5.2)	10, 544 (4.8)	13, 644 (6.0)	10, 757 (5.4)	12, 287 (5.2)						
2025 年度	206, 523	220, 192	200, 733	205, 272	231, 638	221, 640	255, 115	260, 438	226, 043	273, 327						
	12, 907 (6.7)	17, 530 (8.6)	12, 100 (6.4)	12, 640 (6.6)	14, 658 (6.8)	14, 484 (7.0)	15, 226 (6.3)	15, 893 (6.5)	12,616 (5.9)	16, 066 (6.2)						

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。

このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 2025年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数 (2020年=100)						実数 (参考)		
	所定内給与 ①		所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①／②		所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④
			前年比		前年比				
2017 年	99.2	(%) 0.6	104.7	(%) △ 0.1	94.7	(%) 0.6	(円) 268,736	(時間) 135.7	(円) 1,980
2018 年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9	2,007
2019 年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0	2,052
2020 年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6	2,091
2021 年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8	2,089
2022 年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0	2,127
2023 年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	1.4	283,594	131.7	2,153
2024 年	107.2	2.7	101.2	△ 0.6	105.9	3.2	290,654	131.1	2,217
2023 年 1～3 月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	0.5	280,054	128.3	2,183
4～6 月	105.0	1.7	103.6	0.9	101.4	0.9	284,610	134.2	2,121
7～9 月	104.9	1.9	101.3	△ 0.2	103.6	2.2	284,131	131.3	2,164
10～12月	105.4	2.0	102.6	0.5	102.7	1.5	285,545	133.0	2,147
2024 年 1～3 月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	3.2	284,691	127.1	2,240
4～6 月	107.6	2.8	103.2	△ 0.6	104.3	3.4	291,658	133.8	2,180
7～9 月	107.8	3.1	100.8	△ 0.7	106.9	3.7	292,274	130.6	2,238
10～12月	108.4	3.0	102.7	△ 0.2	105.6	3.3	293,922	133.1	2,208
2025 年 1～3 月	107.1	1.9	96.3	△ 1.8	111.2	3.8	290,283	124.8	2,326

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

指数（2020年=100）							実数（参考）		
	所定内給与 ①		所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①／②		所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④
	前年比	(%)	前年比	(%)	前年比	(%)			
2017 年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
2018 年	99.3	△ 0.5	104.8	△ 1.3	94.8	0.6	207,902	126.4	1,645
2019 年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.5	207,780	123.5	1,682
2020 年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	120.9	1,732
2021 年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
2022 年	99.5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	119.4	1,745
2023 年	99.9	0.4	98.6	△ 0.1	101.3	0.5	209,202	119.3	1,754
2024 年	104.0	1.3	99.4	△ 1.2	104.6	2.4	217,877	120.2	1,813
2023 年 1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776
4～6月	100.8	0.8	100.8	0.3	100.0	0.5	211,070	121.8	1,733
7～9月	100.1	0.4	98.4	△ 0.8	101.7	1.2	209,522	118.9	1,762
10～12月	100.2	0.3	99.3	△ 0.4	100.9	0.7	209,816	120.0	1,748
2024 年 1～3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106.1	2.5	214,593	116.8	1,837
4～6月	104.5	1.0	101.2	△ 1.5	103.3	2.5	218,802	122.4	1,788
7～9月	104.4	1.5	99.1	△ 1.3	105.3	2.7	218,563	119.8	1,824
10～12月	104.8	1.6	100.7	△ 0.7	104.1	2.4	219,489	121.7	1,804
2025 年 1～3月	103.9	1.4	94.9	△ 1.8	109.5	3.2	217,582	114.7	1,897

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

口 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与 ①	所定内 実労働時間 ②	時間当たり 所定内給与 ①／②		所定内給与 ③	所定内 実労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③／④		所定内給与 ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑤／⑥	
			前年比				前年比				前年比	
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
2015年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
2016年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
2017年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
2018年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
2019年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2020年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
2021年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
2022年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
2023年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1
2024年	330.4	160	2,065	7.7	299.3	166	1,803	3.6	296.8	165	1,799	4.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より集計方法の見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

[illegible]

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
- 2 各年（月）の前年比の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。
- 3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数（又は上表の実数）から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況等

(1) 春季賃上げ妥結状況（2025年）等

連合 第7回（最終）回答集計結果（2025年7月3日）

	平均賃金方式 (加重平均)		個別賃金方式（組合数による単純平均）	
	平均賃金方式 (加重平均)	35歳	30歳	
1,000人以上	461組合 17,611円 (16,619円) 5.41% (5.27%)	14組合 13,086円 (11,853円) 3.98% (3.74%)	22組合 12,794円 (10,485円) 4.06% (3.52%)	76,387人 12,794円 (10,485円) 4.06% (3.52%)
300～999人	848組合 15,428円 (14,588円) 5.25% (5.14%)	51組合 14,079円 (10,669円) 4.66% (3.65%)	40組合 13,441円 (9,910円) 4.96% (3.84%)	20,799人 13,441円 (9,910円) 4.96% (3.84%)
100～299人	1,104組合 13,924円 (12,871円) 5.06% (4.85%)	80組合 10,056円 (8,937円) 3.67% (3.36%)	78組合 9,566円 (8,568円) 3.80% (3.50%)	13,051人 9,566円 (8,568円) 3.80% (3.50%)
～99人	1,181組合 12,304円 (11,125円) 4.72% (4.39%)	87組合 9,463円 (6,570円) 3.69% (2.60%)	99組合 9,487円 (7,149円) 3.92% (3.04%)	4,738人 9,487円 (7,149円) 3.92% (3.04%)
規模計	3,594組合 16,842円 (15,818円) 5.35% (5.20%)	232組合 10,904円 (8,678円) 3.94% (3.20%)	239組合 10,479円 (8,458円) 4.08% (3.39%)	114,975人 10,479円 (8,458円) 4.08% (3.39%)

(注) 1 ()内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回（最終）回答集計結果（2025年7月3日）

時給	384組合 861,305人	単純平均		加重平均	
		賃上げ額	引上げ率	賃上げ額	引上げ率
		平均時給	賃上げ率	平均時給	賃上げ率
		賃上げ額	賃上げ率	賃上げ額	賃上げ率
月給	127組合 25,167人	9,914円 (9,137円) 賃上げ率 4.32% (4.23%)	1,219.70円 (1,155.02円) 賃上げ率 5.81% (5.74%)	10,004円 (10,869円) 賃上げ率 4.35% (4.98%)	

(注) ()内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連(大手企業) 第1回集計（2025年5月22日）

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要22業種 大手244社	97社 19,342円 (19,480円) 5.38% (5.58%)

(注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象244社のうち160社(65.6%)の回答を把握したが、うち63社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 ()内の数値は、2024年5月20日付第1回集計結果(89社)。

経団連(中小企業) 第1回集計（2025年6月20日）

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	251社 11,826円 (10,420円) 4.35% (3.92%)

(注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 264社(35.0%)から回答を把握したが、このうち13社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃金改定に関する調査（2025年6月4日）

	全体 2,389社	20人以下 1,111社	全体 1,537社	20人以下 728社
正社員 (月給)	11,074円 (9,662円) 4.03% (3.62%)	9,568円 (8,801円) 3.54% (3.34%)	46.5円 (37.6円) 4.21% (3.43%)	37.4円 (43.3円) 3.30% (3.88%)
パート・ アルバイト (時給)				

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（％）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
2015 年	5, 282	4, 231	1. 9	1. 7
2016 年	5, 176	4, 559	1. 9	1. 8
2017 年	5, 627	4, 920	2. 0	1. 9
2018 年	5, 675	4, 952	2. 0	1. 9
2019 年	5, 592	5, 080	2. 0	1. 9
2020 年	4, 940	4, 250	1. 7	1. 6
2021 年	4, 694	4, 087	1. 6	1. 5
2022 年	5, 534	4, 818	1. 9	1. 9
2023 年	9, 437	7, 755	3. 2	3. 0
2024 年	11, 961	10, 078	4. 1	3. 7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人

平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2024年）

（単位：％）

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(97.5) 100.0	(0.1) 100.0	(2.5) 100.0
企業の業績	35.5	91.7	42.4
世間相場	7.6	-	-
雇用の維持	12.4	-	1.2
労働力の確保・定着	14.3	-	1.2
物価の動向	7.4	-	0.8
労使関係の安定	1.7	-	-
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	6.2	-	23.9
前年度の改定の実績	1.0	-	-
その他の要素	2.2	-	0.9
重視した要素はない	7.3	8.3	7.7
不詳	4.3	-	21.8

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 ()内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施

しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回（最終）回答集計結果（2025年7月3日）

一時金		2025年回答		(参考) 昨年対比	2024年回答	
		集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数		2.50ヶ月	△0.02ヶ月		2.52ヶ月
		2,430組合	1,731,267人		2,485組合	1,723,125人
	回答額		772,523円	29,778円		742,745円
		1,495組合	822,236人		1,598組合	819,811人
年 間	回答月数		5.11ヶ月	0.02ヶ月		5.09ヶ月
		2,296組合	2,016,100人		2,349組合	1,964,110人
	回答額		1,650,685円	11,962円		1,638,723円
		1,068組合	852,740人		1,252組合	945,007人

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。
2 2024年回答の数値は2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果

経団連第1回集計（2025年7月3日）

	2025年夏季				2024年夏季			
	社数	妥結額	増減率		社数	妥結額	増減率	
総平均	107社	990,848円	4.37%		97社	983,112円	4.31%	
製造業平均	93社	1,035,889円	4.49%		84社	1,001,780円	3.52%	
非製造業平均	14社	857,602円	3.76%		13社	925,249円	6.79%	

- (注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均（一部従業員平均含む）。
2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社。
3 21業種128社（52.5%）の妥結を把握しているが、うち21社は平均額不明等のため集計より除外。
4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの（同対象比較）。
5 2024年夏季の数値は2024年7月12日付第1回集計。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全 国	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0
Aランク	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9
Bランク	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8
Cランク	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯			
	勤労者世帯		消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	勤労者世帯 消費支出額
	消費支出額	消費支出額				
2015 年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567
2016 年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289
2017 年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136
2018 年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706
2019 年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531
2020 年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359
2021 年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907
2022 年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417
2023 年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285
2024 年	169,547	183,950	250,929	2.17	170,342	275,568

前年比

2015 年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
2016 年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
2017 年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
2018 年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
2019 年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2020 年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
2021 年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
2022 年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
2023 年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%
2024 年	1.1%	1.0%	1.5%	▲ 1.4%	2.2%	1.2%	▲ 0.8%	1.6%

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は2018年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
地域別 最低賃金 (円)	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055
未満率 (%)	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8
影響率 (%)	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

(注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。

2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

2020年に変更された集計方法に基づく特別集計値 (単位：％)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
未満率	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4	2.2
影響率	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1	8.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模 1 ～ 4 人は含まれていない。
4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
5 2015年～2019年の値は、時系列比較を行うため、2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

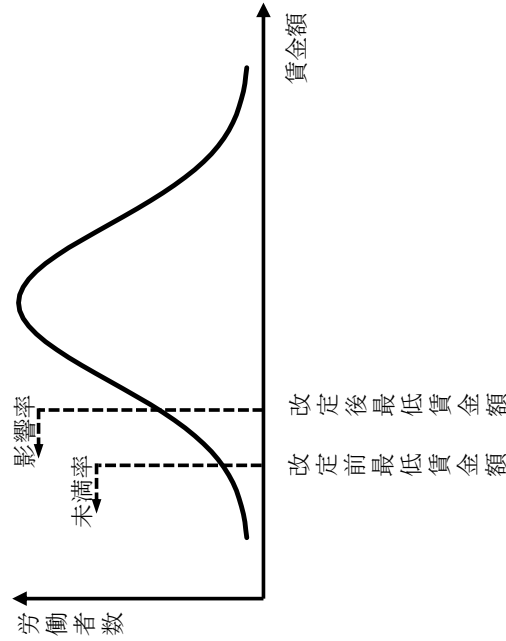
従来の特別集計値 (単位：％)

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
未満率	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—	—	—
影響率	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模 1 ～ 4 人は含まれていない。
4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
5 賃金構造基本統計調査では、2020年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）								
		産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人				
		時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
		(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
2015年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9	
2016年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8	
2017年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9	
2018年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7	
2019年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4	
2015年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4	
2016年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4	
2017年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4	
2018年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2	
2019年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8	
2020年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2	
2021年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2	
2022年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1	
2023年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7	
2024年	1,055	330.4	160	2,065	51.1	299.3	166	1,803	58.5	
見直し前の集計方法										
見直し後の集計方法										

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2015年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額	所定内給与 (時間額) (男女計)	①／②	所定内給与 (時間額) (女性)	①／③	所定内給与 (時間額) (男女計)	①／④	所定内給与 (時間額) (女性)	時間額比
		①	②	①／②	③	①／③	④	①／④	⑤	①／⑤
見直し前の集計方法	2015年	798	(円) 1,059	(%) 75.4	(円) 1,032	(%) 77.3	(円) 1,069	(%) 74.6	(円) 1,032	(%) 77.3
	2016年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	2017年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	2018年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	2019年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し後の集計方法	2015年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	2016年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	2017年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	2018年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	2019年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2020年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
	2021年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0
	2022年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9
	2023年	1,004	1,412	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8
	2024年	1,055	1,476	71.5	1,387	76.1	1,424	74.1	1,358	77.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、2015年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②／③	時間当たり 所定内給与 ⑤＝②／④	時間額比 ①／⑤
2017 年	(円) 848	(円) 242,646	(日) 18.5	(時間) 132.4	(円) 13,116	(円) 1,833	(%) 46.3
2018 年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
2019 年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2020 年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
2021 年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
2022 年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
2023 年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5
2024 年	1,055	262,325	17.7	126.9	14,821	2,067	51.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		2022年				2023年				2024年				2025年		
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計	製造業	2	1	0	2	-4	-1	0	5	4	5	5	8	7	7	4
	非製造業	-2	4	5	10	12	14	16	18	18	19	20	20	21	21	15
大企業	製造業	14	9	8	7	1	5	9	12	11	13	13	14	12	13	12
	非製造業	9	13	14	19	20	23	27	30	34	33	34	33	35	34	27
中堅企業	製造業	3	0	0	1	-5	0	0	5	6	8	8	11	11	10	6
	非製造業	0	6	7	11	14	17	19	20	20	22	23	22	25	25	17
中小企業	製造業	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	1	2	1	-2
	非製造業	-6	-1	2	6	8	11	12	14	13	12	14	16	16	15	9

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2025年6月調査の時点で、8,911社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI= (第1 選択肢の回答者数構成百分比)－(第3 選択肢の回答者数構成百分比)

口 経常利益増減

(前年度比・%)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計	製造業	8.0	9.6	5.8
	非製造業	24.0	14.6	5.5
大企業	製造業	11.7	9.1	6.0
	非製造業	32.7	15.5	2.4
中堅企業	製造業	-3.4	10.5	4.2
	非製造業	18.0	13.3	9.0
中小企業	製造業	-7.8	12.7	6.3
	非製造業	8.4	13.2	11.1

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計	製造業	8.64	9.10	9.32
	非製造業	5.57	6.14	6.23
大企業	製造業	10.52	11.50	11.82
	非製造業	7.61	8.71	8.59
中堅企業	製造業	5.55	5.45	5.48
	非製造業	4.11	4.46	4.66
中小企業	製造業	4.24	4.71	4.82
	非製造業	3.79	4.10	4.38

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

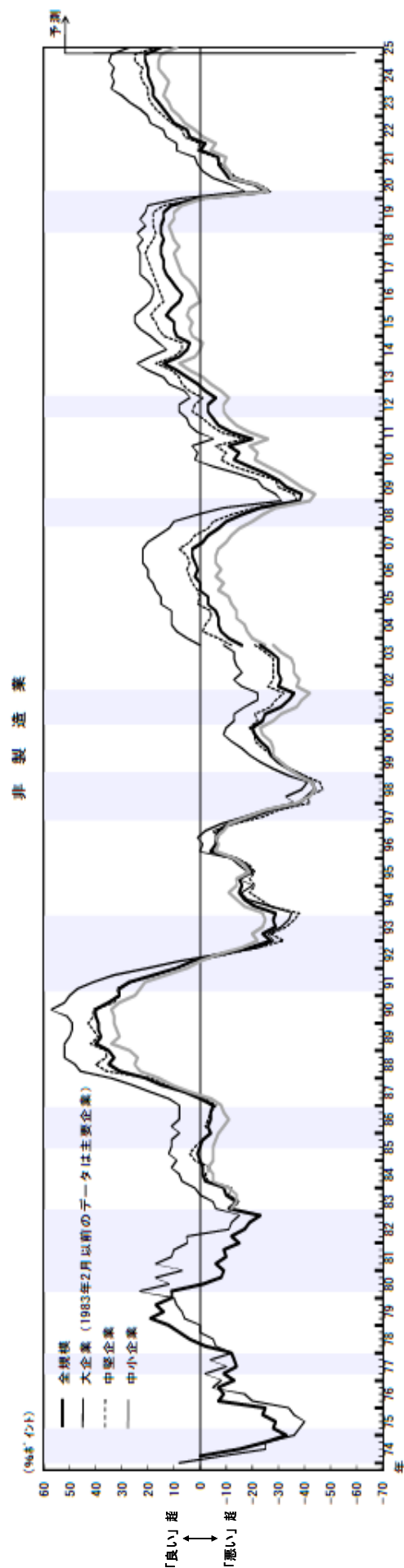
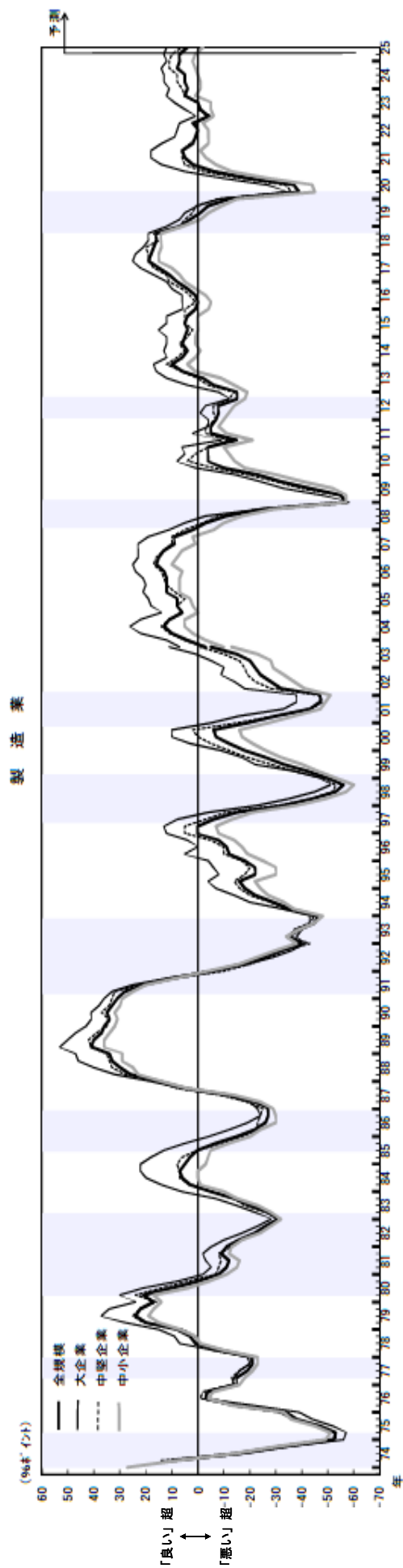
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

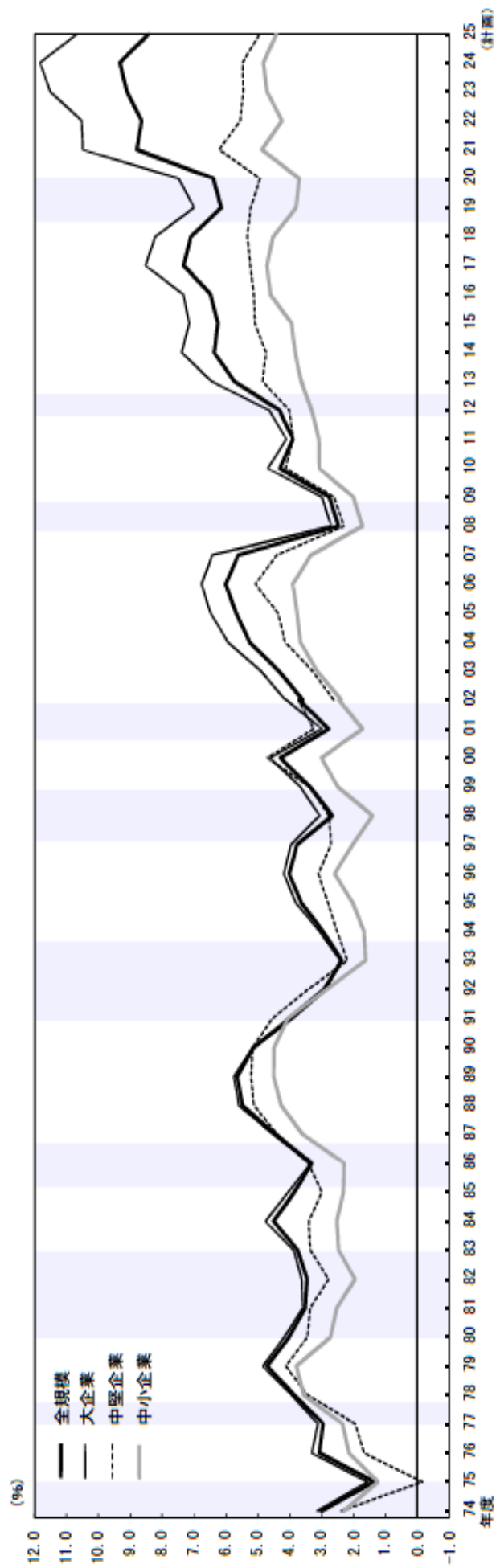
▽業況判断の推移

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以降の計数は連続しない（2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。

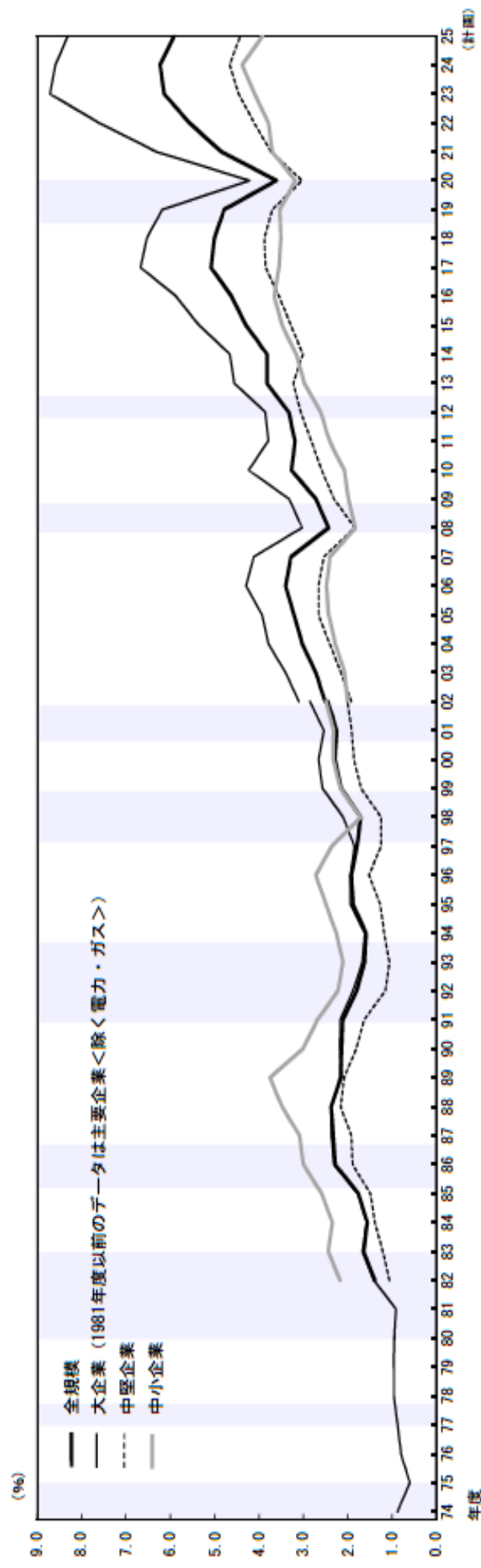


▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2025年6月調査)

(2) 法人企業統計による企業収益① (年度)

(単位：億円、%)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
規模計	682, 201	749, 872	835, 543	839, 177	714, 385	628, 538	839, 247	952, 800	1, 067, 694
前年度比	5. 6	9. 9	11. 4	0. 4	▲ 14. 9	▲ 12. 0	33. 5	13. 5	12. 1
資本金規模1, 000万円以上	657, 908	718, 663	799, 926	802, 784	686, 739	600, 970	814, 644	910, 804	1, 013, 605
前年度比	6. 1	9. 2	11. 3	0. 4	▲ 14. 5	▲ 12. 5	35. 6	11. 8	11. 3
〃 10億円以上	402, 359	424, 325	462, 998	482, 378	416, 995	370, 705	495, 341	573, 614	639, 560
前年度比	7. 5	5. 5	9. 1	4. 2	▲ 13. 6	▲ 11. 1	33. 6	15. 8	11. 5
〃 1億円～10億円	99, 865	111, 773	130, 045	136, 617	115, 306	104, 222	140, 200	150, 904	174, 204
前年度比	4. 0	11. 9	16. 3	5. 1	▲ 15. 6	▲ 9. 6	34. 5	7. 6	15. 4
〃 1, 000万円～1億円	155, 684	182, 566	206, 883	183, 789	154, 438	126, 043	179, 103	186, 286	199, 840
前年度比	3. 7	17. 3	13. 3	▲ 11. 2	▲ 16. 0	▲ 18. 4	42. 1	4. 0	7. 3
〃 1, 000万円未満	24, 293	31, 209	35, 617	36, 392	27, 646	27, 568	24, 603	41, 996	54, 090
前年度比	▲ 4. 8	28. 5	14. 1	2. 2	▲ 24. 0	▲ 0. 3	▲ 10. 8	70. 7	28. 8
規模計	4. 8	5. 2	5. 4	5. 5	4. 8	4. 6	5. 8	6. 0	6. 5
資本金規模1, 000万円以上	5. 0	5. 4	5. 7	5. 7	5. 1	4. 8	6. 2	6. 4	6. 9
〃 10億円以上	7. 4	7. 9	8. 1	8. 2	7. 4	7. 2	9. 1	9. 6	10. 7
〃 1億円～10億円	3. 9	4. 2	4. 5	4. 6	4. 0	3. 9	5. 0	5. 0	5. 3
〃 1, 000万円～1億円	3. 1	3. 5	3. 8	3. 6	3. 1	2. 7	3. 6	3. 5	3. 7
〃 1, 000万円未満	2. 0	2. 6	2. 6	2. 7	2. 2	2. 3	2. 0	2. 9	3. 3
売上高経常利益率									

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1, 000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		2023年					2024年					2025年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	238,230	316,061	237,975	252,754		274,279	357,680	230,124	286,919		284,694
	前年同期比	4.3	11.6	20.1	13.0		15.1	13.2	▲ 3.3	13.5		3.8
	〃 10億円以上	123,862	220,392	140,332	152,326		136,516	254,157	146,106	162,227		138,830
	前年同期比	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7		10.2	15.3	4.1	6.5		1.7
	〃 1億円～10億円	39,747	40,227	44,412	46,316		49,086	44,612	42,556	53,125		53,105
	前年同期比	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1		23.5	10.9	▲ 4.2	14.7		8.2
	〃 1,000万円～1億円	74,621	55,442	53,231	54,112		88,677	58,911	41,461	71,567		92,759
売上高経常利益率	前年同期比	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3		18.8	6.3	▲ 22.1	32.3		4.6
	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.9	6.5	6.5		7.1	9.7	6.1	7.2		7.0
	〃 10億円以上	7.9	15.0	9.4	9.5		8.8	16.6	9.4	10.2		8.4
	〃 1億円～10億円	4.8	4.9	5.1	5.2		5.5	5.2	4.7	5.6		5.6
	〃 1,000万円～1億円	5.4	4.3	4.1	3.9		6.2	4.5	3.1	4.9		6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	2022年						2023年						2024年						2025年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
合計	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3						
製造業	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9						
建設業	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5						
卸売業	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8						
小売業	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8						
サービス業	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1						

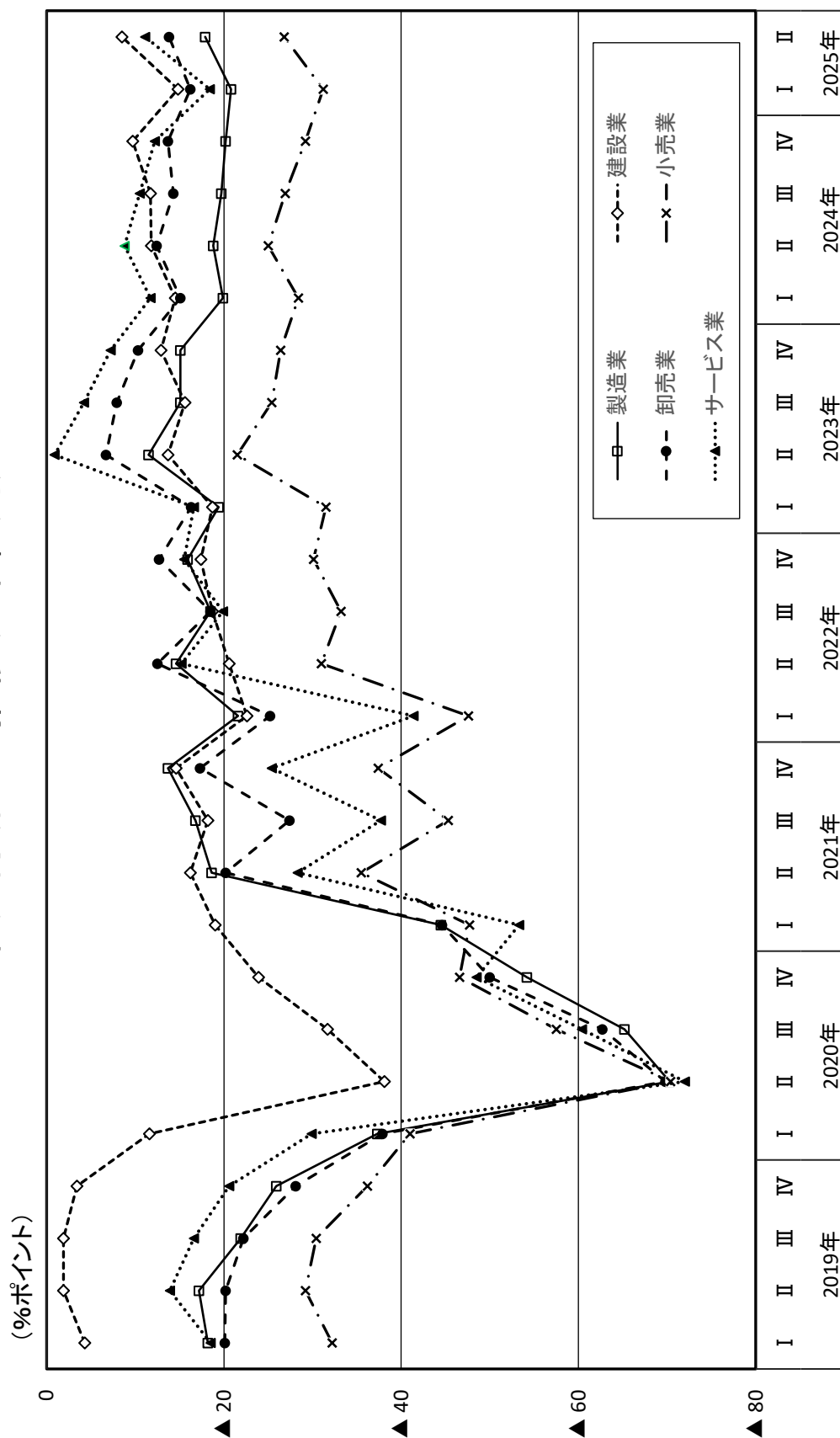
資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

- 製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」－「悪化」

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計	製造業				非製造業								
		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上1億円未満						
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比						
2014年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
2015年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

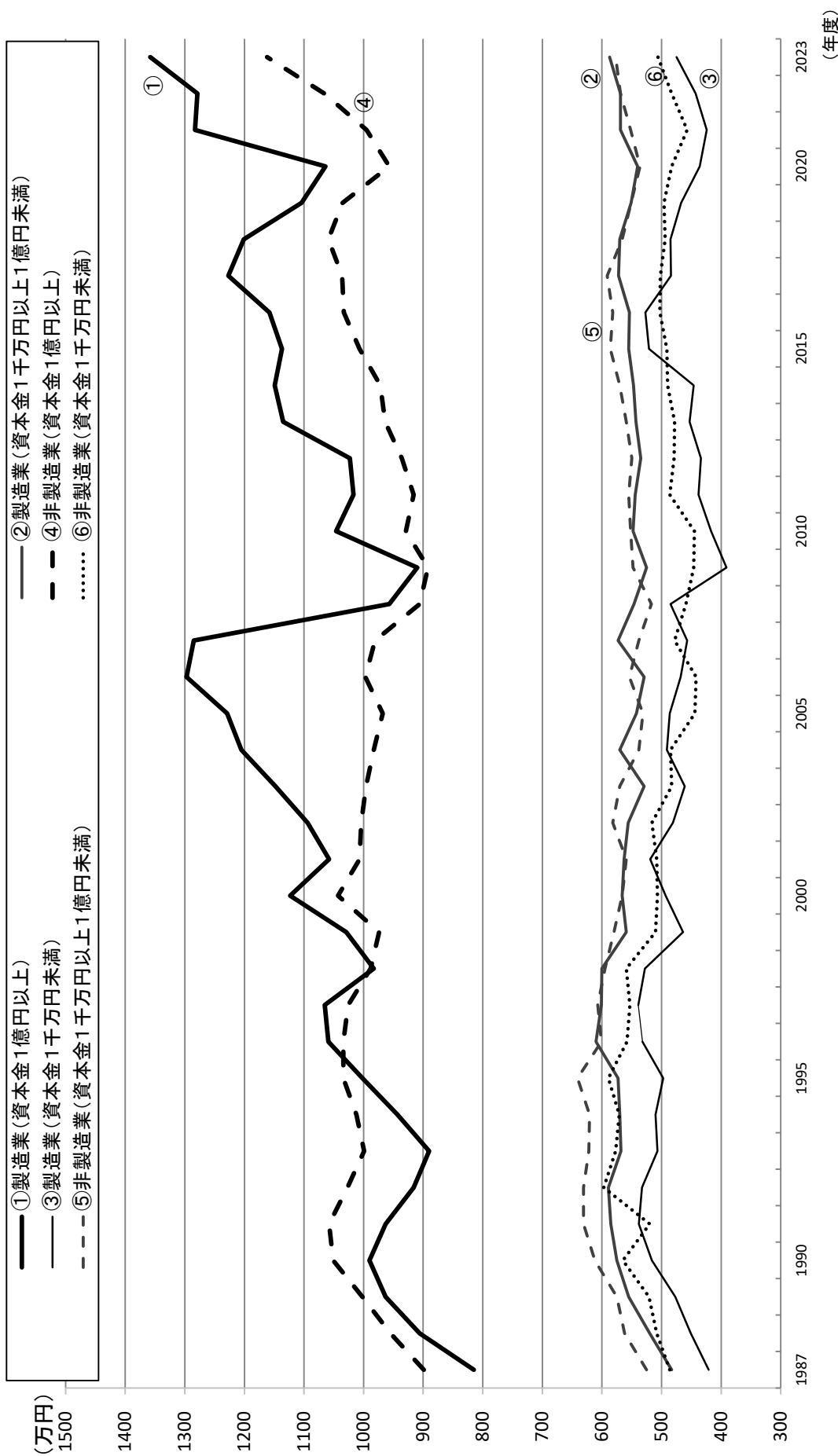
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与

＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用人の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用人の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[2006年度調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものの)との合計である。

[2007年度調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業１時間当たり名目労働生産性の推移

	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
全産業	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,781	4,861	4,914	5,170
農林水産業	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,494	1,457	1,361	1,534
鉱業	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,458	5,201	6,252	6,138
製造業	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,560	5,889	5,704	6,183
電気・ガス・水道	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,445	13,669	12,089	14,316
建設業	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,163	3,308	3,401	3,412	3,446
卸売・小売業	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,277	4,511	4,956	5,191
運輸・郵便業	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,163	3,107	3,436	3,811
宿泊・飲食サービス業	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,174	1,850	2,084	2,827
情報通信業	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,295	6,808	6,442	6,308
金融・保険業	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,746	8,006	9,015	10,384
不動産業	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,721	29,030	30,258	30,005
専門・業務支援サービス業	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,699	3,714	3,752	3,919
公務	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,318	8,437	8,379
教育	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,256	6,519	6,685
保健衛生・社会事業	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,190	3,314	3,244	3,278
その他のサービス	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,242	2,286	2,334	2,406
前年比	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.2%	1.7%	1.1%	5.2%
全産業	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	4.8%	▲ 2.5%	▲ 6.6%	12.7%
農林水産業	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.7%	▲ 4.7%	20.2%	▲ 1.8%
鉱業	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.9%	5.9%	▲ 3.1%	8.4%
製造業	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.2%	▲ 11.5%	▲ 11.6%	18.4%
電気・ガス・水道	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.6%	2.8%	0.3%	1.0%
建設業	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.4%	5.5%	9.9%	4.8%
卸売・小売業	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.8%	▲ 1.7%	10.6%	10.9%
運輸・郵便業	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 22.8%	▲ 14.9%	12.7%	35.7%
宿泊・飲食サービス業	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.6%	▲ 6.7%	▲ 5.4%	▲ 2.1%
情報通信業	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.5%	3.4%	12.6%	15.2%
金融・保険業	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.2%	▲ 2.3%	4.2%	▲ 0.8%
不動産業	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.2%	0.4%	1.0%	4.4%
専門・業務支援サービス業	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.4%	1.4%	▲ 0.7%
公務	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.3%	4.2%	2.5%
教育	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.1%	3.9%	▲ 2.1%	1.0%
保健衛生・社会事業	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.7%	2.0%	2.1%	3.1%
その他のサービス										

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2023年度国民経済計算（2015年基準・08SNA）」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編

ひとくらし、あいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（2021年度）				標準生計費（月額、2024年4月）				新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、2024年）												
		指数 （東京=100）	順位	（千円）	（位）	4人世帯 （円）	指数 （東京=100）	順位	（千円）	男性 （千円）	女性 （千円）	指数 （東京=100）	順位	（千円）	指数 （東京=100）	順位	（位）					
A ランク	東京都	5,761	1	265,670	100.0	2	209.5	4	206.6	3	209.5	100.0	6	202.2	97.9	5	3					
	神奈川県	3,199	10	253,520	95.4	6	208.4	6	99.5	5	208.4	99.5	4	202.2	97.9	5	3					
	大阪府	3,051	18	199,970	75.3	34	213.9	1	209.1	2	213.9	102.1	1	209.1	101.2	2	2					
	愛知県	3,597	2	215,450	81.1	17	211.4	3	201.3	6	211.4	100.9	3	201.3	97.4	6	6					
	埼玉県	3,049	19	272,540	102.6	1	204.3	9	206.6	3	204.3	97.5	9	206.6	100.0	3	3					
	千葉県	3,059	17	223,240	84.0	14	200.3	15	185.9	24	200.3	95.6	15	185.9	90.0	24	24					
	兵庫県	2,997	21	188,330	70.9	39	203.6	10	190.1	19	203.6	97.2	10	190.1	92.0	19	19					
	京都府	3,026	20	237,440	89.4	7	198.9	17	192.7	15	198.9	94.9	17	192.7	93.3	15	15					
	茨城県	3,438	3	196,542	74.0	37	201.3	12	192.8	14	201.3	96.1	12	192.8	93.3	14	14					
	静岡県	3,314	4	211,611	79.7	23	204.8	8	198.5	9	204.8	97.8	8	198.5	96.1	9	9					
B ランク	富山県	3,291	6	233,420	87.9	8	191.7	31	184.3	26	191.7	91.5	31	184.3	89.2	26	26					
	広島県	3,179	12	226,880	85.4	11	194.2	25	214.4	1	194.2	92.7	25	214.4	103.8	1	1					
	滋賀県	3,161	13	263,980	99.4	3	202.9	11	199.8	7	202.9	96.8	11	199.8	96.7	7	7					
	栃木県	3,307	5	197,992	74.5	35	199.6	16	192.9	13	199.6	95.3	16	192.9	93.4	13	13					
	群馬県	3,187	11	261,980	98.6	4	209.2	5	194.3	10	209.2	99.9	5	194.3	94.0	10	10					
	宮城県	2,865	28	209,902	79.0	27	194.9	22	173.7	43	194.9	93.0	22	173.7	84.1	43	43					
	山梨県	3,243	8	211,390	79.6	24	197.8	18	199.7	8	197.8	94.4	18	199.7	96.7	8	8					
	三重県	3,111	14	172,910	65.1	45	194.2	25	194.1	11	194.2	92.7	25	194.1	93.9	11	11					
	石川県	2,963	22	225,080	84.7	13	196.3	19	179.8	34	196.3	93.7	19	179.8	87.0	34	34					
	福岡県	2,733	37	220,430	83.0	15	192.3	29	191.6	16	192.3	91.8	29	191.6	92.7	16	16					
C ランク	香川県	2,851	31	214,726	80.8	19	212.1	2	178.1	36	212.1	101.2	2	178.1	86.2	36	36					
	岡山県	2,743	36	215,330	81.1	18	195.2	21	191.6	16	195.2	93.2	21	191.6	92.7	16	16					
	福井県	3,263	7	187,740	70.7	40	189.6	35	181.3	32	189.6	90.5	35	181.3	87.8	32	32					
	奈良県	2,549	44	202,900	76.4	33	188.0	37	177.1	37	188.0	89.7	37	177.1	85.7	37	37					
	山口県	2,960	23	196,520	74.0	38	200.6	14	180.7	33	200.6	95.8	14	180.7	87.5	33	33					
	長野県	2,949	24	204,750	77.1	32	192.2	30	181.8	30	192.2	91.7	30	181.8	88.0	30	30					
	北海道	2,811	32	227,000	85.4	10	194.4	24	186.2	23	194.4	92.8	24	186.2	90.1	23	23					
	岐阜県	3,092	15	212,160	79.9	22	194.9	22	191.6	16	194.9	93.0	22	191.6	92.7	16	16					
	徳島県	3,202	9	215,540	81.1	16	195.8	20	176.0	40	195.8	93.5	20	176.0	85.2	40	40					
	福岡県	2,921	25	205,190	77.2	30	184.5	43	177.0	39	184.5	88.1	43	177.0	85.7	39	39					
資料出所	新潟県	2,919	26	226,690	85.3	12	191.4	33	187.4	20	191.4	91.4	33	187.4	90.7	20	20					
	和歌山県	3,084	16	174,616	65.7	44	207.4	7	193.6	12	207.4	99.0	7	193.6	93.7	12	12					
	愛媛県	2,670	40	164,940	62.1	47	186.8	41	182.0	29	186.8	89.2	41	182.0	88.1	29	29					
	島根県	2,909	27	213,250	80.3	21	187.7	38	187.1	21	187.7	89.6	38	187.1	90.6	21	21					
	大分県	2,769	33	209,910	79.0	26	200.9	13	177.1	37	200.9	95.9	13	177.1	85.7	37	37					
	熊本県	2,746	34	256,617	96.6	5	190.8	34	179.2	35	190.8	91.1	34	179.2	86.7	35	35					
	山形県	2,861	29	209,610	78.9	29	184.3	44	173.3	44	184.3	88.0	44	173.3	83.9	44	44					
	佐賀県	2,744	35	209,780	79.0	28	192.5	28	182.3	28	192.5	91.9	28	182.3	88.2	28	28					
	長崎県	2,571	43	231,770	87.2	9	185.6	42	185.5	25	185.6	88.6	42	185.5	89.8	25	25					
	岩手県	2,685	39	176,430	66.4	43	191.7	31	174.4	41	191.7	91.5	31	174.4	84.4	41	41					
資料出所	高知県	2,653	41	214,230	80.6	20	189.3	36	181.6	31	189.3	90.4	36	181.6	87.9	31	31					
	鳥取県	2,507	45	205,140	77.2	31	176.2	46	171.3	47	176.2	84.1	46	171.3	82.9	47	47					
	秋田県	2,689	38	185,945	70.0	41	187.4	40	174.1	42	187.4	89.5	40	174.1	84.3	42	42					
	鹿児島県	2,605	42	172,030	64.8	46	193.1	27	186.7	22	193.1	92.2	27	186.7	90.4	22	22					
	宮崎県	2,409	46	197,590	74.4	36	187.5	39	171.8	46	187.5	89.5	39	171.8	83.2	46	46					
	青森県	2,858	30	184,360	69.4	42	181.6	45	173.2	45	181.6	86.7	45	173.2	83.8	45	45					
	沖縄県	2,258	47	210,850	79.4	25	170.0	47	183.4	27	170.0	81.1	47	183.4	88.8	27	27					
	資料出所		内閣府「県民経済計算」																都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」		厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東 京	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18	1.13
	神奈川	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11	1.11
	大 阪	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10	1.05
	愛 知	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33	1.26
	埼 玉	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18	1.17
	千 葉	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	1.22
	兵 庫	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16	1.14
	京 都	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23	1.23
	茨 城	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60	1.53
	静 岡	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34	1.27
	富 山	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66	1.57
	広 島	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43	1.33
	滋 賀	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35	1.25
B ラ ン ク	栃 木	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29	1.26
	群 馬	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52	1.44
	宮 城	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37	1.25
	山 梨	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50	1.49
	三 重	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53	1.38
	石 川	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52	1.43
	福 岡	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	1.09
	香 川	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	1.60
	岡 山	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	1.45
	福 井	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	1.90
	奈 良	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	1.32
	山 口	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	1.70
	長 野	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	1.45
C ラ ン ク	北海道	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	1.07
	岐 阜	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	1.58
	徳 島	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	1.27
	福 島	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	1.41
	新 潟	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	1.49
	和歌山	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	1.23
	愛 媛	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	1.46
	島 根	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	1.59
	大 分	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	1.53
	熊 本	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	1.39
	山 形	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	1.47
	佐 賀	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	1.48
	長 崎	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	1.36
	岩 手	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	1.28
C ラ ン ク	高 知	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	1.15
	鳥 取	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	1.45
	秋 田	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	1.42
	鹿児島	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	1.25
	宮 崎	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	1.41
	青 森	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	1.25
	沖 縄	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	1.13
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」										
(注) 1	新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。										
2	各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。										

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年1～3月
		(単位：％)										
A ラ ン ク	東京	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.6	2.5
	神奈川	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.5	2.3
	大阪	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.1	2.8
	愛知	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0
	埼玉	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.7	2.7	2.6
	千葉	3.0	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.5	2.2
	兵庫	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.4	2.4
	京都	3.3	3.1	2.6	2.4	2.3	2.6	2.7	2.5	2.4	2.2	2.6
	茨城	3.2	2.8	2.5	2.2	2.4	2.4	2.6	2.4	2.5	2.4	2.1
	静岡	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3
B ラ ン ク	富山	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
	広島	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.1	2.1	2.3
	滋賀	2.5	2.5	2.0	2.0	1.8	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
	栃木	3.1	2.7	2.3	2.1	2.2	2.3	2.6	2.4	2.3	2.2	2.1
	群馬	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	2.0	1.8
	宮城	3.8	3.3	2.9	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	3.0	3.2	3.1
	山梨	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	1.8	1.5
	三重	2.3	2.1	2.0	1.4	1.4	1.9	2.1	1.9	1.8	1.8	1.9
	石川	2.3	2.1	1.8	1.3	1.6	1.8	1.9	2.1	1.9	1.9	1.8
	福岡	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.9	2.7
C ラ ン ク	香川	2.8	2.6	2.4	2.0	2.0	2.2	2.2	2.0	2.0	1.8	1.5
	岡山	3.2	2.8	2.4	2.3	2.4	2.5	2.6	2.4	2.3	2.5	2.6
	福岡	1.8	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.4	1.7	1.4	1.2	1.2
	奈良	3.1	2.9	2.4	2.2	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.2	2.3
	山口	2.7	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	1.9	1.8	1.6	1.6	1.5
	長野	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	1.8	1.8
	北海道	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.6	2.6
	岐阜	2.5	2.3	2.1	1.6	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	2.0
	徳島	3.0	2.7	2.4	1.9	1.9	2.2	2.7	2.2	1.7	1.4	1.4
	福島	3.2	2.8	2.4	2.2	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6
C ラ ン ク	新潟	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.0	2.2
	和歌山	2.6	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.3	2.3	2.1	1.9	2.4
	愛媛	2.8	2.6	2.5	1.9	1.7	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.1
	島根	2.6	1.4	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.4	1.8	1.7
	大分	3.2	2.9	2.8	2.5	2.1	2.1	2.2	2.0	2.4	2.4	2.1
	熊本	3.4	3.1	2.8	2.5	2.5	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5
	山形	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	1.8
	佐賀	3.0	2.1	2.0	1.6	1.9	1.8	1.6	1.6	1.3	1.4	1.9
	長崎	3.1	2.8	2.5	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.1	2.0
	岩手	3.0	2.5	2.2	1.9	1.9	2.2	2.3	2.2	2.2	2.4	2.4
C ラ ン ク	高知	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	1.5
	鳥取	2.7	2.4	2.0	2.0	2.4	2.3	2.0	2.0	2.1	1.7	2.1
	秋田	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	2.7	3.0
	鹿児島	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	2.3	2.2	2.5	2.0
	宮崎	3.2	2.5	2.3	1.9	1.9	2.1	2.5	2.4	2.4	2.2	2.2
	青森	4.0	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	2.9	3.1	3.3
	沖縄	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	2.8
資料出所		総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」										
(注) 1		数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）										
2		都道府県別に表章するように標本設計を行っており、標本規模も小さいことから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。										
3		毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。										

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ラング	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラング	東京都	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305
	神奈川県	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673
	大阪府	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531
	愛知県	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947
	埼玉県	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304
	千葉県	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907
	兵庫県	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373
	京都府	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069
	茨城県	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385
	静岡県	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,355	268,988
	富山県	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461
	広島県	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912
	滋賀県	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855
	栃木県	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835
	群馬県	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707
	宮城県	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392
	山梨県	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	256,143	250,496	253,262
	三重県	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600
	石川県	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110
B ラング	福岡県	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377
	香川県	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654
	岡山県	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083
	福井県	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415
	奈良県	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668
	山口県	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321
	長野県	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359
	北海道	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921
	岐阜県	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838
	徳島県	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990
	福島県	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428
	新潟県	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496
	和歌山県	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367
	愛媛県	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104
	島根県	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479
	大分県	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890
	熊本県	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403
	山形県	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749
	佐賀県	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434
	長崎県	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943
C ラング	岩手県	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	248,799
	高知県	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357
	鳥取県	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088
	秋田県	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344
	鹿児島県	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970
	宮崎県	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960
	青森県	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642
	沖縄県	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
A ラ ン ク	東京都	1,217	1,238	1,236	1,267	1,296	1,309	1,308	1,342
	神奈川県	1,236	1,256	1,271	1,303	1,340	1,376	1,384	1,378
	大阪府	1,158	1,167	1,187	1,218	1,262	1,286	1,305	1,316
	愛知県	1,149	1,158	1,176	1,206	1,249	1,277	1,275	1,275
	埼玉県	1,146	1,155	1,177	1,208	1,177	1,287	1,291	1,277
	千葉県	1,158	1,168	1,182	1,210	1,255	1,286	1,294	1,292
	兵庫県	1,134	1,151	1,160	1,187	1,229	1,260	1,256	1,268
	京都府	1,118	1,132	1,139	1,173	1,225	1,257	1,256	1,262
	茨城県	1,066	1,078	1,094	1,130	1,180	1,236	1,222	1,220
	静岡県	1,093	1,103	1,122	1,156	1,205	1,256	1,242	1,236
B ラ ン ク	富山県	1,040	1,050	1,063	1,095	1,141	1,183	1,176	1,167
	広島県	1,037	1,042	1,057	1,096	1,145	1,190	1,184	1,188
	滋賀県	1,078	1,082	1,101	1,129	1,181	1,231	1,244	1,243
	栃木県	1,069	1,075	1,091	1,125	1,174	1,197	1,199	1,210
	群馬県	1,052	1,056	1,071	1,100	1,136	1,176	1,175	1,176
	宮城県	1,025	1,037	1,052	1,084	1,131	1,178	1,162	1,179
	山梨県	1,045	1,050	1,073	1,107	1,152	1,199	1,186	1,195
	三重県	1,069	1,073	1,098	1,129	1,179	1,224	1,214	1,228
	石川県	1,028	1,031	1,041	1,074	1,124	1,171	1,160	1,166
	福岡県	1,030	1,065	1,079	1,118	1,165	1,218	1,189	1,228
C ラ ン ク	香川県	1,024	1,032	1,048	1,078	1,125	1,177	1,169	1,157
	岡山県	1,024	1,030	1,049	1,074	1,124	1,162	1,153	1,156
	福井県	1,005	1,013	1,036	1,074	1,120	1,160	1,152	1,169
	奈良県	1,076	1,092	1,106	1,138	1,183	1,211	1,229	1,219
	山口県	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,184	1,150	1,155
	長野県	1,022	1,025	1,047	1,080	1,125	1,163	1,167	1,160
	北海道	1,010	1,024	1,049	1,084	1,137	1,190	1,172	1,175
	岐阜県	1,047	1,054	1,075	1,102	1,150	1,186	1,199	1,197
	徳島県	1,041	1,053	1,064	1,095	1,133	1,181	1,185	1,196
	福島県	1,000	993	1,009	1,040	1,083	1,129	1,127	1,122
C ラ ン ク	新潟県	1,001	1,007	1,024	1,061	1,107	1,149	1,146	1,140
	和歌山県	1,034	1,043	1,054	1,086	1,132	1,189	1,161	1,176
	愛媛県	988	997	1,017	1,050	1,099	1,138	1,141	1,146
	島根県	982	990	1,004	1,036	1,086	1,133	1,110	1,122
	大分県	967	980	1,000	1,038	1,088	1,144	1,125	1,127
	熊本県	990	1,005	1,029	1,065	1,117	1,155	1,160	1,167
	山形県	973	974	992	1,021	1,068	1,122	1,109	1,120
	佐賀県	972	981	1,004	1,036	1,088	1,127	1,110	1,120
	長崎県	961	976	991	1,027	1,081	1,135	1,123	1,122
	岩手県	945	947	969	1,008	1,050	1,116	1,094	1,083
C ラ ン ク	高知県	971	982	997	1,035	1,089	1,165	1,115	1,141
	鳥取県	987	989	1,006	1,037	1,095	1,137	1,110	1,129
	秋田県	938	956	977	1,007	1,057	1,131	1,111	1,105
	鹿児島県	955	973	993	1,031	1,083	1,125	1,115	1,126
	宮崎県	946	960	989	1,027	1,070	1,113	1,108	1,119
	青森県	928	942	960	990	1,044	1,098	1,085	1,089
	沖縄県	1,010	1,030	1,048	1,087	1,142	1,313	1,181	1,205
	全国	1,082	1,092	1,110	1,145	1,192	1,230	1,226	1,235

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 通常の雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票当たり 1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1 募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
A ラ ン ク	東京都	1,157	1,176	1,180	1,209	1,241	1,259	1,258	1,282
	神奈川県	1,163	1,184	1,199	1,199	1,273	1,307	1,315	1,310
	大阪府	1,099	1,108	1,129	1,163	1,209	1,238	1,248	1,259
	愛知県	1,070	1,079	1,099	1,127	1,174	1,203	1,204	1,200
	埼玉県	1,083	1,090	1,112	1,145	1,191	1,225	1,228	1,222
	千葉県	1,097	1,106	1,123	1,151	1,196	1,228	1,234	1,237
	兵庫県	1,071	1,086	1,100	1,130	1,171	1,206	1,200	1,214
	京都府	1,057	1,069	1,080	1,113	1,166	1,199	1,198	1,202
	茨城県	1,003	1,017	1,034	1,070	1,119	1,169	1,160	1,163
	静岡県	1,034	1,043	1,064	1,096	1,143	1,194	1,179	1,176
	富山県	983	996	1,011	1,043	1,088	1,129	1,120	1,112
	広島県	987	993	1,011	1,049	1,095	1,137	1,136	1,140
	滋賀県	1,024	1,028	1,047	1,076	1,125	1,181	1,189	1,178
	栃木県	1,011	1,017	1,034	1,066	1,114	1,142	1,143	1,151
	群馬県	990	995	1,013	1,041	1,079	1,115	1,118	1,116
	宮城県	974	982	1,000	1,034	1,081	1,127	1,108	1,126
	山梨県	983	987	1,012	1,043	1,089	1,136	1,120	1,128
	三重県	1,013	1,017	1,043	1,072	1,120	1,162	1,153	1,171
	石川県	970	970	991	1,023	1,069	1,116	1,105	1,108
B ラ ン ク	福岡県	973	1,001	1,018	1,053	1,100	1,144	1,127	1,147
	香川県	968	974	989	1,019	1,067	1,116	1,111	1,095
	岡山県	968	975	996	1,022	1,072	1,107	1,101	1,103
	福井県	955	963	984	1,021	1,065	1,105	1,094	1,108
	奈良県	1,015	1,030	1,044	1,078	1,123	1,151	1,165	1,154
	山口県	958	964	989	1,024	1,074	1,131	1,100	1,103
	長野県	971	976	998	1,030	1,074	1,113	1,115	1,116
	北海道	969	982	1,007	1,043	1,094	1,143	1,129	1,130
	岐阜県	988	996	1,017	1,045	1,092	1,129	1,139	1,137
	徳島県	970	982	997	1,029	1,068	1,122	1,120	1,126
	福島県	950	944	964	995	1,037	1,087	1,081	1,072
	新潟県	954	960	977	1,012	1,058	1,104	1,093	1,088
	和歌山県	977	986	1,002	1,033	1,079	1,131	1,107	1,124
	愛媛県	936	945	969	1,001	1,048	1,087	1,091	1,091
	島根県	932	942	958	988	1,038	1,083	1,065	1,077
	大分県	924	934	957	994	1,042	1,097	1,078	1,079
	熊本県	935	949	975	1,009	1,058	1,100	1,103	1,106
	山形県	923	928	948	974	1,022	1,074	1,063	1,077
	佐賀県	925	936	958	989	1,039	1,084	1,068	1,075
C ラ ン ク	長崎県	917	934	951	985	1,037	1,088	1,078	1,077
	岩手県	901	906	928	963	1,007	1,073	1,052	1,042
	高知県	930	942	958	995	1,044	1,112	1,070	1,091
	鳥取県	935	941	961	993	1,049	1,090	1,072	1,087
	秋田県	900	917	941	968	1,018	1,088	1,072	1,062
	鹿児島県	909	925	948	984	1,032	1,075	1,063	1,075
	宮崎県	902	916	946	982	1,026	1,067	1,063	1,070
	青森県	893	906	927	956	1,007	1,062	1,047	1,051
	沖縄県	957	973	994	1,029	1,084	1,257	1,127	1,136
	全国	1,025	1,035	1,054	1,089	1,136	1,175	1,171	1,177

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票当たり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1 募集賃金として算出している。

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模 5 人以上）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間										(単位：時間)
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
A ラ ン ク	東京都	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6	
	神奈川県	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5	
	大阪府	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3	
	愛知県	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0	
	埼玉県	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	10.6	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	
	千葉県	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5	
	兵庫県	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2	
	東京都	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6	
	茨城県	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0	
	静岡県	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4	
B ラ ン ク	富山県	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3	
	広島県	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2	
	滋賀県	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5	
	栃木県	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3	
	群馬県	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3	
	宮城県	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	141.8	141.2	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0	
	山梨県	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8	
	三重県	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2	
	石川県	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1	
	福岡県	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3	
C ラ ン ク	香川県	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6	
	岡山県	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5	
	福岡県	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1	
	奈良県	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6	
	山口県	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7	
	長野県	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9	
	北海道	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0	
	岐阜県	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5	
	徳島県	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9	
	福岡県	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0	

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）											
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	東 京	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	105.4	104.9		
	神 奈 川	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7	104.0		
	大 阪	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	100.0	99.4		
	愛 知	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	99.2	99.2	99.1		
	埼 玉	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.4	101.3	101.3		
	千 葉	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	101.1	100.9		
	兵 庫	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	99.0	99.1		
	京 都	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	100.7	101.2		
	茨 城	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	99.0	98.4		
	静 岡	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	100.1	99.9		
	富 山	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	98.6	98.8	98.9		
	広 島	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	99.0	99.0		
	滋 賀	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	99.5	99.0		
B ラ ン ク	栃 木	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.4	98.5	98.5		
	群 馬	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.1	96.5	96.7		
	宮 城	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	100.1	100.8		
	山 梨	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	98.6	98.9		
	三 重	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.5	98.2	98.2		
	石 川	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	99.8	100.3		
	福 岡	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	97.7	98.5		
	香 川	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	98.6	99.1		
	岡 山	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	98.0	97.7		
	福 井	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	98.8	98.7	98.9		
	奈 良	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.7	96.6	98.3		
	山 口	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.5	100.3	100.5		
	長 野	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2	98.4	98.5		
	北 海 道	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9	101.6	101.7		
C ラ ン ク	岐 阜	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9	97.8	97.8		
	徳 島	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3	98.7	99.2		
	福 島	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.7	100.6	100.6		
	新 潟	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	98.7	98.2		
	和 歌 山	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9	98.1	97.9		
	愛 媛	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7	98.8	99.0		
	島 根	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8	100.2	100.2		
	大 分	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	97.3	97.6		
	熊 本	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	98.9	99.8		
	山 形	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	100.9	101.3		
	佐 賀	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	97.8	97.8		
	長 崎	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.7	100.0		
	岩 手	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	99.7	99.8		
	高 知	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	100.0	99.9		
	鳥 取	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	98.3	98.2		
	秋 田	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	99.1	99.2		
	鹿 児 島	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	96.8	96.1	96.5		
	宮 崎	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	97.0	98.2		
	青 森	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	98.1	98.3	98.5		
	沖 縄	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	100.0	100.5	100.7		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注） 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）											
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	東 京	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.0		
	神 奈 川	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	103.1	103.3		
	大 阪	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	99.3	99.3		
	愛 知	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.5	98.1		
	埼 玉	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	100.4	100.3		
	千 葉	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	101.5	101.2		
	兵 庫	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.1	99.2		
	京 都	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	101.1		
	茨 城	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	98.0	97.5		
B ラ ン ク	静 岡	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.5	98.3		
	富 山	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	98.8	98.6		
	広 島	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.8	98.7		
	滋 賀	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.3	98.6		
	栃 木	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	97.6	97.6		
	群 馬	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	96.4	96.2		
	宮 城	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	99.9	100.6		
	山 梨	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	97.8	97.7		
	三 重	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.1	98.7		
	石 川	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.5		
	福 岡	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	97.1	98.0		
	香 川	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	97.8	98.6		
	岡 山	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	98.1	97.7		
	福 井	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	99.1	99.3		
	奈 良	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	97.1	98.1		
	山 口	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.9		
	長 野	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	97.9	97.9		
	北 海 道	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.7	101.9		
	岐 阜	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	97.1		
	徳 島	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	98.8	99.3		
C ラ ン ク	福 島	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	98.8		
	新 潟	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.2	98.0		
	和 歌 山	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	98.6	98.2		
	愛 媛	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	98.4	98.6		
	島 根	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	100.1	100.0		
	大 分	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	97.0	97.4		
	熊 本	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9	99.4		
	山 形	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.4		
	佐 賀	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	97.5	97.7		
	長 崎	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	98.8	99.3		
	岩 手	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.7	100.0		
	高 知	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	100.0	100.0		
	鳥 取	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	98.8	98.9		
	秋 田	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	98.9	99.2		
	鹿 児 島	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	95.9	96.4		
	宮 崎	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	97.0		
	青 森	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	98.6	98.5		
	沖 縄	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	99.6	100.2		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」
 （注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 消費支出額の推移
(1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

		消費支出額										等価消費支出額				
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	(単位：円)		
A ラ ン ク	東京	276,514	282,047	277,592	277,332	279,319	280,260	189,464	179,552	188,009	192,295	189,614	195,742			
	神奈川	259,694	252,266	232,059	246,388	263,825	272,943	176,292	168,177	161,292	170,839	181,625	186,580			
	大阪	228,779	203,959	196,663	211,308	222,395	232,032	156,757	139,424	137,692	151,321	154,950	157,152			
	愛知	243,795	236,692	221,606	249,640	254,012	252,735	164,741	156,070	151,487	169,859	172,435	167,746			
	埼玉	269,795	257,407	238,081	249,550	255,697	273,497	192,711	178,910	167,929	182,007	186,436	196,867			
	千葉	226,781	220,121	216,715	225,587	208,876	229,018	168,565	164,069	164,765	176,693	165,131	173,618			
	兵庫	225,195	195,776	241,334	244,944	221,983	218,241	153,582	139,840	171,077	169,431	161,898	159,594			
	京都	226,956	217,123	229,655	244,352	247,571	250,958	154,068	145,396	151,760	168,619	177,289	183,519			
	茨城	258,527	249,114	252,168	240,726	261,988	270,029	169,004	167,194	171,579	167,316	178,260	184,588			
	静岡	224,760	217,225	221,676	217,550	232,366	243,591	154,366	154,375	152,248	155,791	169,470	172,245			
	富山	257,579	262,443	265,734	264,279	284,541	286,405	167,670	166,316	171,174	170,948	177,150	183,352			
	広島	239,054	235,660	221,238	228,948	240,977	235,142	160,805	159,609	149,841	155,063	170,396	164,230			
	滋賀	260,842	259,834	262,346	277,837	250,989	261,720	166,307	163,356	180,180	188,608	174,030	183,241			
	栃木	271,032	257,320	258,105	260,323	280,396	284,819	171,416	159,583	168,729	168,038	180,995	188,626			
	群馬	220,919	244,909	246,285	257,081	252,885	258,233	148,944	162,911	162,396	172,931	169,210	170,645			
	宮城	212,499	195,700	204,233	202,684	223,996	234,560	149,514	139,078	147,778	149,421	163,366	176,806			
	山梨	241,745	200,504	192,344	236,719	223,439	242,950	169,255	144,326	142,575	168,655	157,211	172,657			
	三重	262,717	236,638	244,592	232,109	281,715	243,206	171,743	155,696	161,985	153,048	182,609	162,499			
	石川	285,851	254,653	257,606	265,122	265,079	262,394	181,883	162,361	161,319	165,379	165,352	169,023			
	福岡	222,768	241,256	230,718	231,705	245,679	233,333	156,739	166,482	155,550	157,292	172,859	161,787			
B ラ ン ク	香川	266,327	237,873	226,112	239,155	232,989	248,910	172,634	152,283	150,076	162,349	163,125	168,198			
	福井	235,460	208,259	222,110	219,015	234,708	245,958	154,921	139,774	149,070	147,325	157,882	167,742			
	奈良	280,514	266,620	264,018	253,130	262,528	271,052	185,369	176,187	176,404	171,049	176,197	179,509			
	山口	234,208	204,766	214,792	252,464	215,452	229,133	164,382	147,394	151,881	184,128	155,489	169,380			
	長野	282,190	232,057	251,065	235,092	262,284	268,343	180,654	153,348	168,126	158,140	178,876	178,499			
	北海道	235,836	239,078	218,534	217,347	244,480	234,854	160,466	166,979	153,004	155,645	169,110	166,067			
	岐阜	256,803	260,046	256,353	261,480	269,015	245,523	165,079	165,463	163,445	169,492	179,343	159,149			
	徳島	220,490	233,981	227,113	234,076	233,435	234,728	151,792	159,574	159,011	161,145	180,108	160,083			
	福島	249,189	223,135	266,672	248,991	261,274	248,721	159,527	148,427	173,958	161,397	185,212	170,421			
	新潟	227,906	225,955	224,096	237,714	241,794	218,285	148,987	152,339	157,285	161,000	166,065	154,738			
	和歌山	204,221	194,712	187,273	225,787	225,446	231,942	144,046	132,179	124,572	149,860	150,970	159,675			
	愛媛	223,357	212,308	222,616	220,403	200,072	231,961	142,698	131,922	141,077	143,167	130,236	149,730			
	島根	225,078	222,590	207,750	218,660	225,273	247,231	162,015	158,188	151,922	156,186	161,321	180,793			
	大分	208,701	231,051	233,686	227,246	252,847	240,292	142,003	153,017	159,003	159,890	180,146	163,121			
	熊本	220,261	227,359	213,032	205,418	215,310	229,100	153,092	161,577	154,958	151,436	153,793	170,761			
	山形	230,428	236,045	254,178	218,569	235,685	254,785	153,278	154,971	168,704	148,374	161,489	173,762			
	佐賀	247,280	198,835	214,267	187,405	208,851	210,801	177,537	149,033	156,688	144,158	154,387	153,742			
	長崎	238,713	212,528	209,987	216,962	225,799	235,153	164,728	143,613	143,881	151,904	150,533	161,124			
	岩手	245,443	210,776	247,962	230,202	245,926	268,175	155,856	147,573	161,069	154,155	165,803	182,470			
C ラ ン ク	高知	246,385	223,433	238,316	230,233	232,139	240,214	162,461	150,297	161,779	159,255	161,348	163,445			
	鳥取	233,897	206,039	206,360	208,806	206,405	235,310	165,390	145,692	145,194	151,087	148,574	170,712			
	秋田	245,246	211,447	221,509	241,404	228,649	237,634	161,710	148,043	149,003	159,874	158,922	165,971			
	鹿児島	241,722	233,253	256,502	243,020	238,439	256,513	160,437	152,809	168,402	160,944	162,237	172,160			
	宮崎	207,951	214,248	199,923	228,582	229,687	215,172	144,536	142,201	146,591	154,110	158,499	147,433			
	青森	209,346	213,278	211,193	207,625	212,623	226,111	138,340	138,539	145,048	144,659	145,687	157,540			
	沖縄	180,004	176,895	195,871	202,555	207,763	199,249	125,720	123,851	132,966	140,785	146,182	139,845			
	全国計	249,704	233,568	235,120	244,231	247,322	250,929	164,650	155,025	156,747	163,917	166,744	170,342			

資料出所 「家計調査」
(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地以外の地域も含まれる。
2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

		消費支出額					等価消費支出額						
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東京都	296,144	271,417	319,634	299,562	302,955	295,158	199,860	182,575	200,556	202,889	195,557	200,830
	神奈川県	299,782	278,380	248,706	259,721	287,940	273,383	189,979	178,581	166,921	172,383	190,276	173,598
	大阪府	250,980	228,993	224,200	225,259	247,376	254,603	160,019	147,814	147,513	154,345	163,829	162,993
	愛知県	261,840	254,940	227,628	251,860	262,325	255,346	172,652	164,563	153,119	170,581	176,459	165,170
	埼玉県	294,867	336,541	269,050	284,894	275,676	337,033	196,578	206,347	179,767	200,451	190,235	218,926
	千葉県	246,163	239,398	237,123	253,996	241,371	291,846	171,510	170,133	166,839	186,742	178,427	197,211
	兵庫県	255,452	209,510	270,524	249,137	233,980	234,079	163,873	139,673	180,349	155,711	165,864	165,519
	京都府	256,162	257,160	296,999	259,533	341,844	263,534	156,476	154,234	171,472	161,892	210,390	185,883
	茨城県	283,640	271,934	283,178	280,446	295,271	303,931	172,618	174,088	182,411	183,726	183,119	195,374
	静岡県	279,559	250,251	262,488	272,026	250,593	265,288	165,018	163,594	166,345	173,791	175,450	176,467
B ラ ン ク	富山県	277,671	275,334	295,152	295,180	286,790	325,963	171,219	167,253	178,308	175,777	182,851	192,746
	広島県	259,187	244,926	219,205	239,638	246,310	242,778	163,924	158,429	142,690	159,759	167,593	161,852
	滋賀県	300,600	273,248	273,492	302,772	265,738	268,342	166,743	158,288	182,328	191,490	176,377	180,506
	栃木県	302,997	293,971	288,273	301,179	324,973	292,499	182,053	170,579	181,956	180,311	194,906	186,113
	群馬県	230,894	284,092	268,818	316,056	297,513	321,244	152,579	180,036	167,684	192,703	182,761	191,298
	宮城県	264,508	233,711	236,531	205,171	258,889	269,494	164,996	146,933	157,338	146,551	180,377	195,511
	山梨県	262,544	203,962	206,804	272,458	265,863	314,447	178,639	144,223	152,045	184,957	174,925	196,914
	三重県	295,768	250,458	285,063	268,983	330,179	276,591	179,007	152,142	173,163	163,095	196,968	166,187
	石川県	288,076	265,855	270,008	297,533	307,423	277,579	179,348	163,006	162,232	164,788	177,491	168,929
	福岡県	236,958	251,736	250,987	243,864	261,880	242,776	159,757	163,866	159,057	157,414	179,017	157,700
C ラ ン ク	香川県	304,012	267,055	265,346	265,497	260,254	274,960	177,303	157,913	163,931	172,096	176,672	178,370
	岡山県	249,245	228,922	239,485	253,776	277,839	282,301	173,657	156,488	152,073	168,809	172,975	187,370
	福岡県	283,794	269,528	272,934	275,708	269,852	273,982	171,760	156,660	158,372	161,346	162,622	176,122
	奈良県	308,161	314,862	310,093	271,321	303,167	317,075	186,850	188,842	186,317	171,256	185,884	192,966
	山口県	281,822	235,539	252,234	273,786	251,284	262,012	172,472	161,769	168,531	185,431	159,565	176,248
	長野県	309,929	243,745	283,252	252,615	287,871	288,705	187,578	156,042	182,081	167,666	182,066	180,441
	北海道	259,400	252,685	230,308	241,186	294,841	254,429	163,407	171,534	149,287	163,352	187,224	170,378
	岐阜県	312,901	299,204	329,679	325,145	302,080	266,531	175,191	173,909	186,049	190,932	189,542	163,729
	徳島県	304,562	256,659	266,998	286,492	283,974	283,556	179,154	162,325	173,801	171,518	186,038	173,533
	福島県	311,331	246,354	309,297	284,519	277,321	267,668	173,229	152,489	186,175	171,260	189,131	172,420
D ラ ン ク	新潟県	268,017	254,052	258,446	272,085	277,479	247,389	159,039	150,224	173,458	174,185	171,755	167,553
	和歌山県	228,865	294,393	229,816	278,480	272,151	248,882	153,951	169,404	136,853	169,165	165,626	162,353
	愛媛県	263,638	253,554	247,895	259,441	229,230	245,527	150,222	139,577	146,328	150,039	134,841	144,930
	島根県	236,185	262,148	230,561	254,736	250,556	248,525	158,517	169,925	166,393	163,751	170,088	174,430
	大分県	234,142	264,462	258,477	254,823	282,243	266,753	144,930	162,458	167,546	167,661	196,172	172,188
	熊本県	281,918	294,626	247,624	235,625	255,933	286,323	171,253	185,230	161,532	155,367	161,543	189,622
	山形県	253,719	286,256	281,545	250,202	257,493	273,263	165,157	175,515	179,507	158,242	171,662	177,503
	佐賀県	309,562	211,265	238,649	213,578	233,008	269,177	200,659	158,350	167,499	152,556	161,175	171,273
	長崎県	279,959	236,922	251,078	246,557	279,109	289,014	182,238	148,952	155,117	159,484	165,621	183,895
	岩手県	288,790	231,071	286,825	274,348	290,513	306,546	171,972	153,031	179,970	167,585	176,801	193,490
E ラ ン ク	高知県	261,788	252,957	263,497	258,493	249,942	270,462	162,982	155,980	170,800	174,276	165,166	174,582
	鳥取県	276,075	215,070	225,412	248,863	250,393	249,722	177,836	149,846	148,310	171,324	166,559	177,920
	秋田県	281,663	291,388	255,676	293,133	272,867	271,886	166,843	177,662	157,358	177,088	171,212	174,415
	鹿児島県	284,339	259,830	289,971	269,254	258,121	285,837	165,549	156,117	176,798	163,560	161,326	177,610
	宮崎県	228,297	257,561	207,153	263,996	279,399	248,438	149,242	152,834	148,727	162,478	177,062	157,126
	青森県	268,359	249,053	237,527	233,006	248,362	249,710	156,245	147,268	156,621	151,354	161,670	160,852
	沖縄県	221,422	205,939	249,796	250,691	228,194	234,420	142,042	137,293	149,549	160,488	155,990	150,691
	全国計	280,531	262,359	263,907	273,417	272,285	275,568	173,978	163,655	166,246	172,924	173,251	176,054

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランキング別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数 (万人)					前年比増減 (%)						
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東京都	812	806	800	797	810	861	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.6	6.4
	神奈川県	303	302	299	306	309	310	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	0.8	0.4
	大阪府	394	394	394	379	382	389	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	0.6	1.9
	愛知県	320	319	318	318	316	327	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	△ 0.4	3.3
	埼玉県	214	215	214	222	224	225	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	1.1	0.7
	千葉県	172	172	172	177	179	187	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	1.2	4.3
	兵庫県	182	180	178	182	183	189	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	0.5	3.2
	京都府	95	95	96	95	95	96	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	0.3	0.7
	茨城県	99	98	98	102	102	104	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	△ 0.1	2.5
	静岡県	141	141	141	142	144	144	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.9	0.0
B ラ ン ク	富山県	42	42	42	43	44	44	0.1	0.9	0.4	1.8	2.1	△ 0.6
	広島県	107	107	107	112	115	111	1.7	0.2	△ 0.1	4.2	2.6	△ 2.9
	滋賀県	51	50	50	50	52	53	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.6	2.7
	栃木県	70	70	71	74	74	72	0.6	0.2	1.0	3.7	0.6	△ 2.4
	群馬県	73	71	72	73	75	76	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	2.9	0.5
	宮城県	80	80	80	77	79	84	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	2.1	6.9
	山梨県	29	29	29	29	28	28	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	△ 3.5	△ 2.1
	三重県	65	65	66	67	69	69	0.1	0.8	0.6	2.6	2.6	0.5
	石川県	44	43	42	43	43	44	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	△ 1.4	2.1
	福岡県	180	182	182	187	190	196	△ 0.3	1.0	0.2	3.0	1.5	3.3
C ラ ン ク	香川県	35	34	34	35	36	35	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	2.2	△ 0.8
	岡山県	68	68	67	68	70	72	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	2.9	2.8
	福岡県	30	30	30	30	31	30	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	1.7	△ 2.9
	奈良県	39	39	39	39	39	36	0.2	1.1	0.8	△ 1.6	△ 0.2	△ 7.5
	山口県	49	48	48	47	47	49	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	1.0	2.9
	長野県	74	75	76	76	77	78	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	2.3	0.4
	北海道	179	180	179	181	182	180	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	0.4	△ 1.3
	岐阜県	68	68	67	68	68	72	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	△ 0.3	6.0
	徳島県	23	24	25	24	24	24	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	2.2	0.4
	福島県	66	66	65	67	67	67	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	1.4	△ 0.8
C ラ ン ク	新潟県	82	82	81	83	83	82	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	0.5	△ 1.4
	和歌山県	29	29	28	29	28	29	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	△ 1.4	3.5
	愛媛県	46	45	45	46	46	46	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	0.8	△ 0.3
	島根県	24	23	23	24	24	25	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	0.9	2.3
	大分県	38	38	38	37	38	38	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	2.3	△ 0.7
	熊本県	58	57	56	56	56	59	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.8	5.4
	山形県	38	38	38	39	39	38	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	0.9	△ 3.5
	佐賀県	28	28	28	29	29	30	0.3	1.1	△ 0.8	2.9	1.9	3.5
	長崎県	43	42	42	41	40	41	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	△ 1.4	2.1
	岩手県	42	42	42	41	42	42	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	2.2	△ 0.1
C ラ ン ク	高知県	23	23	23	23	23	22	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	0.8	△ 3.6
	鳥取県	18	18	18	19	19	19	1.2	0.0	1.2	4.6	1.0	1.3
	秋田県	33	33	32	32	32	31	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 2.8
	鹿児島県	53	53	53	57	58	55	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	1.6	△ 5.6
	宮城県	35	35	34	35	36	37	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	1.9	1.8
	青森県	42	42	42	40	41	40	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	0.5	△ 1.2
	沖縄県	47	47	48	49	49	50	2.2	0.8	1.0	2.1	0.7	1.0
	全国計	5,078	5,130	5,189	5,134	5,228	5,081	1.2	0.2	0.5	0.8	1.9	1.2

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査(地方調査)」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、全国計の前年比の数値は、指数の前年比であり、人数の前年比と一致しない。なお、全国計の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値と2024年の値と比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）				前年比増減（％）					
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東京都	1,039	1,056	1,065	1,081	1,099	1.0	1.6	0.9	1.5	1.6
	神奈川県	226	228	229	232	235	1.3	1.0	0.8	0.9	1.6
	大阪府	370	373	375	377	379	0.7	0.9	0.4	0.5	0.6
	愛知県	293	294	294	295	297	0.5	0.4	0.1	0.1	0.7
	埼玉県	156	159	159	159	161	1.5	1.7	0.2	0.3	0.8
	千葉県	126	128	128	129	130	1.5	1.3	0.2	0.4	1.0
	兵庫県	143	144	143	143	143	0.6	0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1
	京都府	77	77	77	77	77	0.8	0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1
	茨城県	81	82	82	82	82	0.9	1.0	0.6	0.3	△ 0.2
	静岡県	118	119	119	119	119	0.2	0.5	0.1	0.1	△ 0.2
B ラ ン ク	富山県	37	37	37	37	36	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3
	岐阜県	102	103	102	102	102	0.3	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6
	滋賀県	40	40	40	40	40	0.3	△ 0.0	0.3	△ 0.0	△ 0.5
	栃木県	58	59	59	59	59	0.8	1.0	0.3	0.6	△ 0.1
	群馬県	63	63	64	64	64	0.8	0.2	1.1	0.7	0.4
	宮城県	74	74	73	73	73	0.0	0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.5
	山梨県	23	23	23	23	23	0.7	0.6	0.6	0.0	0.3
	三重県	51	51	51	51	51	0.1	0.4	0.6	△ 0.2	△ 0.2
	石川県	39	39	38	38	38	0.0	△ 0.3	△ 0.7	0.1	0.3
	福岡県	177	178	177	177	178	1.4	0.6	△ 0.1	△ 0.1	0.3
	香川県	33	32	32	32	32	0.8	△ 2.8	△ 1.0	0.1	0.2
	岡山県	61	60	60	60	60	0.9	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.1
	福岡県	26	26	26	26	26	0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	0.0
	奈良県	25	25	25	25	25	0.8	0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	山口県	41	41	40	40	40	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.5
	長野県	64	64	64	64	64	0.2	0.3	0.1	0.2	△ 0.0
	北海道	157	157	156	155	155	0.8	0.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3
	岐阜県	61	61	61	61	60	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5
	C ラ ン ク	徳島県	20	20	20	20	20	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1
福島県		58	58	58	57	56	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.3
新潟県		73	73	72	72	71	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.9
和歌山県		24	25	24	24	24	0.3	0.3	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6
愛媛県		41	41	40	40	39	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.5
島根県		21	20	20	20	20	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.7
大分県		33	33	33	33	33	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3
熊本県		50	50	50	50	50	0.7	0.7	0.1	0.4	0.2
山形県		32	32	32	32	32	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.2
佐賀県		24	24	24	24	24	0.4	0.2	△ 0.4	0.2	0.1
長崎県		37	37	36	36	36	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5
岩手県		37	37	36	36	36	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.4
高知県		20	20	19	19	19	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.9
鳥取県		16	16	16	16	16	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.9
秋田県		29	29	29	28	28	0.4	0.0	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.4
鹿児島県		46	46	46	46	46	0.3	0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5
宮崎県		30	30	30	30	30	0.3	0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2
青森県		36	35	35	35	34	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5
沖縄県		44	45	45	45	45	2.0	1.2	0.2	0.0	0.7
全国計	4,430	4,461	4,469	4,484	4,506	0.7	0.7	0.2	0.4	0.5	

資料出所 「厚生労働省「雇用保険事業月報」

- (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。（＝雇用保険における一括適用）
- 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
- 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特別被保険者、日雇労働被保険者を含む。日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。
- 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。
- 5 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）				前年比（％）			
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年
A ラ ン ク	東京都	816	823	833	838	845	0.7	0.9	1.2
	神奈川県	505	500	503	508	518	△ 0.8	△ 1.0	0.6
	大阪府	463	463	465	467	474	0.7	0.0	0.6
	愛知県	414	417	418	422	422	0.0	0.6	0.4
	埼玉県	396	399	403	404	407	△ 0.2	0.7	1.0
	千葉県	337	338	339	342	344	0.2	0.1	0.4
	兵庫県	275	276	277	278	279	0.3	0.3	0.4
	京都府	136	135	134	135	135	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.7
	茨城県	153	152	152	152	153	0.0	△ 0.2	△ 0.4
	静岡県	198	198	197	197	197	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
B ラ ン ク	富山県	56	56	55	55	55	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.4
	広島県	145	145	145	145	145	0.3	△ 0.2	0.2
	滋賀県	76	75	76	78	77	△ 0.5	△ 1.6	1.5
	栃木県	103	102	103	104	105	△ 1.0	△ 0.9	1.0
	群馬県	103	103	103	103	104	0.0	△ 0.1	0.0
	宮城県	122	122	121	122	123	△ 0.2	△ 0.7	1.0
	山梨県	44	44	44	44	45	△ 2.7	0.7	1.4
	三重県	96	95	94	93	92	△ 2.8	△ 1.3	△ 1.2
	石川県	61	61	60	61	60	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2
	福井県	262	262	262	263	265	0.4	0.1	0.2
	香川県	49	49	48	48	48	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.6
	岡山県	97	97	97	98	98	0.4	0.1	0.3
	福岡県	42	42	41	41	41	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9
	奈良県	66	66	66	66	66	0.2	0.2	△ 0.6
	山口県	69	68	67	67	66	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.8
	長野県	114	112	111	111	111	△ 0.5	△ 1.2	△ 1.2
	北海道	263	261	260	264	265	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4
	岐阜県	109	109	108	107	107	0.2	0.2	△ 0.5
	徳島県	36	36	36	35	35	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.3
	福岡県	97	97	96	95	95	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8
C ラ ン ク	新潟県	117	116	116	116	115	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.5
	和歌山県	48	46	46	46	46	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.6
	愛媛県	68	68	68	67	67	△ 0.3	△ 1.3	0.0
	島根県	35	35	37	35	33	△ 4.4	1.4	5.4
	大分県	59	59	59	58	57	0.0	△ 1.0	△ 0.3
	熊本県	91	91	91	91	91	0.2	0.1	0.0
	山形県	58	58	58	57	57	△ 1.5	△ 0.2	0.7
	佐賀県	44	44	44	44	43	3.1	0.9	0.0
	長崎県	67	66	66	65	65	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.2
	岩手県	66	64	64	63	62	△ 1.2	△ 2.0	△ 1.2
	高知県	35	35	35	34	34	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.1
	鳥取県	30	30	30	28	28	2.1	0.7	△ 4.7
	秋田県	49	49	47	47	47	△ 1.4	△ 0.2	△ 2.7
	鹿児島県	80	80	80	79	79	△ 0.5	0.1	△ 0.3
	宮崎県	56	55	54	54	54	0.2	△ 1.8	△ 2.2
	青森県	65	64	63	63	63	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.9
	沖縄県	74	74	75	76	77	0.4	0.5	0.8
	全国計	6,710	6,713	6,723	6,747	6,781	△ 0.6	0.0	0.1
	資料出所	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モジュール推計値）」、「労働力調査」							
	(注)	1 都道府県別に表章するように標本設計を行っており（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。							
		2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。							
		3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。							
		4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。							
		5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。							

Ⅲ 業務統計資料編

ひとくらし、あいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 2024年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ラン ク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東 京	1,113	1,163	104	50	4.5%	8月5日	■ 使側3名採決不参加	10月1日
A	神奈川	1,112	1,162	104	50	4.5%	8月5日	○	10月1日
A	大 阪	1,064	1,114	105	50	4.7%	8月1日	○	10月1日
A	愛 知	1,027	1,077	105	50	4.9%	8月5日	▲	10月1日
A	埼 玉	1,028	1,078	105	50	4.9%	8月5日	○	10月1日
A	千 葉	1,026	1,076	105	50	4.9%	8月5日	○	10月1日
B	京 都	1,008	1,058	105	50	5.0%	8月5日	●	10月1日
B	兵 庫	1,001	1,052	105	51	5.1%	8月5日	●	10月1日
B	静 岡	984	1,034	105	50	5.1%	8月5日	●	10月1日
B	三 重	973	1,023	105	50	5.1%	8月5日	▲ 労側3名反対	10月1日
B	広 島	970	1,020	105	50	5.2%	8月5日	▲ 労側3名反対	10月1日
B	滋 賀	967	1,017	105	50	5.2%	8月5日	▲ 労側2名 ● 使側2名反対	10月1日
B	北海道	960	1,010	105	50	5.2%	8月5日	●	10月1日
B	茨 城	953	1,005	105	52	5.5%	8月5日	●	10月1日
B	栃 木	954	1,004	105	50	5.2%	8月5日	○	10月1日
B	岐 阜	950	1,001	105	51	5.4%	8月5日	●	10月1日
B	長 野	948	998	105	50	5.3%	8月5日	○	10月1日
B	富 山	948	998	105	50	5.3%	8月5日	●	10月1日
B	福 岡	941	992	105	51	5.4%	8月9日	●	10月5日
B	山 梨	938	988	105	50	5.3%	8月5日	▲ 労側2名 ● 使側2名反対	10月1日
B	奈 良	936	986	105	50	5.3%	8月5日	▲	10月1日
B	群 馬	935	985	105	50	5.3%	8月8日	▲	10月4日
B	新 潟	931	985	106	54	5.8%	8月5日	●	10月1日
B	石 川	933	984	105	51	5.5%	8月9日	● 使側2名反対	10月5日
B	福 井	931	984	106	53	5.7%	8月9日	●	10月5日
B	岡 山	932	982	105	50	5.4%	8月6日	▲	10月2日
B	和歌山	929	980	105	51	5.5%	8月5日	●	10月1日
B	徳 島	896	980	109	84	9.4%	8月29日	▲ 労側2名 ● 使側2名反対	11月1日
B	山 口	928	979	105	51	5.5%	8月5日	●	10月1日
B	宮 城	923	973	105	50	5.4%	8月5日	▲ 労側1名 ● 使側3名反対	10月1日
B	香 川	918	970	106	52	5.7%	8月6日	○	10月2日
B	島 根	904	962	106	58	6.4%	8月16日	●	10月12日
B	愛 媛	897	956	107	59	6.6%	8月19日	○	10月13日
B	福 島	900	955	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	鳥 取	900	957	106	57	6.3%	8月9日	●	10月5日
C	佐 賀	900	956	106	56	6.2%	8月20日	●	10月17日
C	山 形	900	955	106	55	6.1%	8月21日	●	10月19日
C	大 分	899	954	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	青 森	898	953	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	長 崎	898	953	106	55	6.1%	8月16日	●	10月12日
C	鹿児島	897	953	106	56	6.2%	8月9日	●	10月5日
C	岩 手	893	952	107	59	6.6%	8月28日	●	10月27日
C	高 知	897	952	106	55	6.1%	8月13日	○	10月9日
C	熊 本	898	952	106	54	6.0%	8月9日	●	10月5日
C	宮 崎	897	952	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	沖 縄	896	952	106	56	6.3%	8月13日	●	10月9日
C	秋 田	897	951	106	54	6.0%	8月5日	■ 使側3名退席 2名反対	10月1日
全国加重平均額		1,004	1,055	105	51	5.1%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 1,055円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致9件 ●使用者側反対25件 ▲労働者側反対4件 ■使用者側退席等2件
●使用者側一部反対1件 ▲労働者側一部反対2件 ▲●使用者側・労働者側双方一部反対4件
- 3 答申時期 前年より早い34件 前年より遅い12件 前年と同じ1件
- 4 発効日 前年より早い10件 前年より遅い12件 前年と同じ25件
- 5 目安との比較 目安を上回る27件
- 6 異議申出状況 47局（前年度47局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

ランク	都道府県	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
A ランク	東京都										
	神奈川県	-1					+1				
	大阪府	+1	+1								
	愛知県	+1								+1	
B ランク	埼玉県								+1	+1	+1
	千葉県								+1		
	東京都						+2			+2	
	茨城県						+1				
	静岡県						+1				
	富山県	+1									
	岐阜県										
	滋賀県				+1						
	長野県				+1						
	新潟県				+1						
	群馬県										
	埼玉県										
	千葉県										
	東京都										
	神奈川県										
	大阪府										
	兵庫県										
	奈良県										
	和歌山県										
	徳島県										
C ランク	大分県										
	熊本県										
	山形県										
	佐賀県										
	長崎県										
	岩手県										
	高知県										
	鳥取県										
	秋田県										
	鹿角市										
	青森県										
	宮城県										
	青森県										
	青森県										
	青森県										
	青森県										

(注) 2020年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都道府県	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
A ラ ン ク	東京都	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1
	神奈川県	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	大阪府	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	10.1	10.1	10.1
B ラ ン ク	愛知県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	埼玉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	千葉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	兵庫県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	京都府	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	大阪府	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	静岡県	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	10.1	10.2	10.5	10.1	10.1
	富山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	広島県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	滋賀県	10.1	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1
	栃木県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	群馬県	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	10.8	10.5	10.4
	宮城県	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	山梨県	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	10.20	10.1	10.1
	三重県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	石川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	10.8	10.8	10.5
	福井県	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.6	10.5
	香川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2
	岡山県	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	10.1	10.1	10.2
	山梨県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.2	10.1	10.5
	長野県	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	静岡県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	10.13	10.1	10.1
	岐阜県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	徳島県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.2	10.1	10.1
	新潟県	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1	11.1
	愛媛県	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	10.6	10.1	10.5
	島根県	10.2	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	大分県	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1	10.13
C ラ ン ク	熊本県	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.5	10.6	10.12
	山形県	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.5	10.6	10.5
	佐賀県	10.17	10.7	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8	10.5
	長崎県	10.16	10.1	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	10.14	10.19
	岩手県	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	10.14	10.17
	高知県	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.8	10.13	10.12
	秋田県	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.20	10.4	10.27
	鳥取県	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	10.9	10.8	10.9
	島根県	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	10.6	10.6	10.5	10.5
	鹿児島県	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	青森県	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.2	10.6	10.6	10.5
	沖縄県	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	10.6	10.6	10.6	10.5
		10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	10.5	10.7	10.5
		10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	10.6	10.8	10.9

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位：円)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
全 国	798 (2.3)	823 (3.1)	848 (3.0)	874 (3.1)	901 (3.1)	902 (0.1)	930 (3.1)	961 (3.3)	1,004 (4.5)	1,055 (5.1)
Aランク	875 (2.3)	900 (2.9)	920 (2.2)	947 (2.9)	975 (3.0)	976 (0.1)	1,004 (2.9)	1,035 (3.1)	1,077 (4.1)	1,127 (4.6)
Bランク	781 (2.4)	806 (3.2)	821 (1.9)	847 (3.2)	874 (3.2)	875 (0.1)	903 (3.2)	935 (3.5)	953 (4.5)	1,004 (5.4)
Cランク	742 (2.3)	764 (3.0)	787 (3.0)	812 (3.2)	838 (3.2)	839 (0.1)	867 (3.3)	897 (3.5)	898 (5.3)	953 (6.1)
Dランク	695 (2.4)	717 (3.2)	739 (3.1)	763 (3.3)	791 (3.7)	793 (0.3)	822 (3.7)	854 (3.9)	—	—

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率 (%)を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 2017年度はランク区分の入替え（埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

5 2023年度より3ランクとなっている。2023年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 最高額 (円)	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京	1,041 東京	1,072 東京	1,113 東京	1,163 東京
② 最低額 (円)	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 大分 長崎 熊本 佐賀 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	893 岩手	951 秋田
格差 ②/①×100	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2	81.8

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：％)

2024年度 ランク	都道府県	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
A ランク	東京	2.1	2.8	2.8	2.8	2.8	0.0	2.8	3.0	3.8	4.5
	神奈川	2.0	2.8	2.8	2.8	2.8	0.1	2.8	3.0	3.8	4.5
	大阪	2.4	2.9	2.9	3.0	3.0	0.0	2.9	3.1	4.0	4.7
	愛知	2.5	3.0	3.1	3.1	3.1	0.1	3.0	3.2	4.2	4.9
	埼玉	2.2	3.0	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.2	4.2	4.9
	千葉	2.4	3.1	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.3	4.3	4.9
	兵庫	2.3	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.1	3.4	4.3	5.1
	京都	2.3	3.0	3.0	3.0	3.1	0.0	3.1	3.3	4.1	5.0
	茨城	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.2	3.3	3.6	4.6	5.5
	静岡	2.4	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0	3.2	3.4	4.2	5.1
B ランク	富山	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3
	広島	2.5	3.1	3.2	3.2	3.2	0.0	3.2	3.4	4.3	5.2
	滋賀	2.4	3.1	3.2	3.2	3.2	0.2	3.2	3.5	4.3	5.2
	栃木	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.5	5.2
	群馬	2.2	3.0	3.2	3.3	3.2	0.2	3.3	3.5	4.5	5.3
	宮城	2.3	3.0	3.2	3.4	3.3	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4
	山梨	2.2	3.3	3.3	3.3	3.3	0.1	3.3	3.7	4.5	5.3
	三重	2.4	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.2	3.4	4.3	5.1
	石川	2.4	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.7	5.5
	福井	2.2	3.0	3.1	3.2	3.3	0.1	3.3	3.4	4.6	5.4
	香川	2.4	3.2	3.2	3.4	3.3	0.2	3.4	3.5	4.6	5.7
	岡山	2.2	3.0	3.2	3.3	3.2	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4
	山梨	2.2	3.2	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.8	5.7
	長野	2.2	3.0	3.1	3.2	3.2	0.1	3.3	3.5	4.5	5.3
	山梨	2.2	3.0	3.2	3.2	3.4	0.0	3.4	3.6	4.5	5.5
	長野	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3
	北海道	2.1	2.9	3.1	3.1	3.1	0.0	3.3	3.5	4.3	5.2
	岐阜	2.2	3.1	3.1	3.1	3.2	0.1	3.3	3.4	4.4	5.4
	徳島	2.4	3.0	3.4	3.5	3.5	0.4	3.5	3.8	4.8	9.4
	福島	2.3	3.0	3.0	3.2	3.4	0.3	3.5	3.6	4.9	6.1
	新潟	2.2	3.0	3.3	3.2	3.4	0.1	3.4	3.6	4.6	5.8
	和歌山	2.2	3.0	3.2	3.3	3.4	0.1	3.4	3.5	4.5	5.5
	愛媛	2.4	3.0	3.1	3.4	3.4	0.4	3.5	3.9	5.2	6.6
	愛媛	2.5	3.2	3.1	3.2	3.4	0.3	4.0	4.0	5.5	6.4
	島根	2.5	3.0	3.1	3.2	3.4	0.3	3.8	3.9	5.3	6.1
	大分	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.5	3.9	5.3	6.0
	熊本	2.5	3.0	3.1	3.2	3.5	0.4	3.7	3.9	5.4	6.1
	山形	2.4	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	3.9	5.5	6.2
	佐賀	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.1
	長崎	2.5	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	4.0	4.6	6.6
	岩手	2.4	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.2	6.1
	高知	2.4	3.2	3.2	3.3	3.7	0.3	3.7	4.0	5.4	6.3
	鳥取	2.4	3.0	3.1	3.3	3.7	0.3	3.8	3.8	5.2	6.0
	秋田	2.4	3.1	3.1	3.3	3.8	0.4	3.5	3.9	5.2	6.2
	鹿兒島	2.4	3.0	3.2	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.2	6.1
	宮崎	2.4	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.7	3.8	5.3	6.1
	青森	2.4	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.7	3.8	5.3	6.1
	沖縄	2.4	3.0	3.2	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.0	6.3
C ランク	大分	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.8	3.9	5.3	6.1
	熊本	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.0
	山形	2.4	3.0	3.1	3.2	3.5	0.4	3.7	3.9	5.4	6.1
	佐賀	2.4	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	3.9	5.5	6.2
	長崎	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.1
	岩手	2.5	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	4.0	4.6	6.6
	高知	2.4	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.2	6.1
	鳥取	2.4	3.2	3.2	3.3	3.7	0.3	3.7	4.0	5.4	6.3
	秋田	2.4	3.0	3.1	3.3	3.7	0.3	3.8	3.8	5.2	6.0
	鹿兒島	2.4	3.0	3.1	3.3	3.8	0.4	3.5	3.9	5.2	6.2

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることが知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
2015 年	13, 295	1, 545	11. 6	40. 1	52. 2	7. 6	161, 377	5, 262	3. 3
2016 年	12, 925	1, 715	13. 3	39. 4	51. 7	8. 9	166, 570	5, 590	3. 4
2017 年	15, 413	2, 166	14. 1	41. 8	52. 3	5. 9	196, 039	6, 853	3. 5
2018 年	15, 602	1, 985	12. 7	47. 3	48. 2	4. 6	195, 606	6, 386	3. 3
2019 年	15, 671	2, 145	13. 7	52. 4	42. 6	5. 0	198, 108	7, 213	3. 6
2020 年	15, 600	2, 080	13. 3	55. 9	38. 6	5. 5	185, 239	5, 910	3. 2
2021 年	9, 308※	751	8. 1	53. 0	41. 0	6. 0	96, 730	1, 680	1. 7
2022 年	14, 965	1, 607	10. 7	56. 2	36. 7	7. 1	164, 525	4, 389	2. 7
2023 年	15, 105	1, 558	10. 3	59. 6	35. 2	5. 2	163, 175	3, 786	2. 3
2024 年	15, 485	1, 633	10. 5	61. 9	32. 2	5. 9	173, 558	4, 053	2. 3
2025 年	20, 281	2, 034	10. 0	64. 7	30. 0	5. 4	220, 060	4, 756	2. 2

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 2021年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（2025年1月～3月、全国計）

業 種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,580	477	10.4%	4,191	424	10.1%	389	53	13.6%
01 食料品製造業	1,277	116	9.1%	1,276	116	9.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	250	30	12.0%	250	30	12.0%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	325	21	6.5%	325	21	6.5%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	114	15	13.2%	114	15	13.2%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	115	19	16.5%	115	19	16.5%	0	0	-
07 印刷・製本業	256	26	10.2%	253	25	9.9%	3	1	33.3%
08 化学工業	250	29	11.6%	248	29	11.7%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	55	3	5.5%	49	3	6.1%	6	0	0.0%
10 鉄鋼業	20	2	10.0%	5	0	0.0%	15	2	13.3%
11 非鉄金属製造業	40	5	12.5%	22	3	13.6%	18	2	11.1%
12 金属製品製造業	365	38	10.4%	350	34	9.7%	15	4	26.7%
13 一般機械器具製造業	250	20	8.0%	160	12	7.5%	90	8	8.9%
14 電気機械器具製造業	321	44	13.7%	159	20	12.6%	162	24	14.8%
15 輸送用機械等製造業	130	16	12.3%	68	7	10.3%	62	9	14.5%
16 電気・ガス・水道業	8	1	12.5%	8	1	12.5%	0	0	-
17 その他の製造業	743	84	11.3%	728	81	11.1%	15	3	20.0%
02 鉱業	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	-
03 建設業	244	21	8.6%	244	21	8.6%	0	0	-
01 土木工事業	48	7	14.6%	48	7	14.6%	0	0	-
02 建築工事業	105	6	5.7%	105	6	5.7%	0	0	-
03 その他の建設業	91	8	8.8%	91	8	8.8%	0	0	-
04 運輸交通業	58	9	15.5%	57	9	15.8%	1	0	0.0%
02 道路旅客運送業	12	0	0.0%	12	1	8.3%	0	0	-
03 道路貨物運送業	44	1	2.3%	43	8	18.6%	1	0	0.0%
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
1号～5号 計	4,893	510	10.4%	4,503	457	10.1%	390	53	13.6%
06 農林業	116	27	23.3%	116	27	23.3%	0	0	-
01 農業	112	26	23.2%	112	26	23.2%	0	0	-
02 林業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	29	5	17.2%	29	5	17.2%	0	0	-
01 畜産業	25	5	20.0%	25	5	20.0%	0	0	-
02 水産業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	-
08 商業	8,607	824	9.6%	8,560	820	9.6%	47	4	8.5%
01 卸売業	1,730	163	9.4%	1,730	163	9.4%	0	0	-
02 小売業	5,435	529	9.7%	5,388	525	9.7%	47	4	8.5%
03 理美容業	1,230	112	9.1%	1,230	112	9.1%	0	0	-
04 その他の商業	212	20	9.4%	212	20	9.4%	0	0	-
09 金融・広告業	102	9	8.8%	102	9	8.8%	0	0	-
01 金融業	17	2	11.8%	17	2	11.8%	0	0	-
02 広告・あつせん業	85	7	8.2%	85	7	8.2%	0	0	-
10 映画・演劇業	20	5	25.0%	20	5	25.0%	0	0	-
11 通信業	7	1	14.3%	7	1	14.3%	0	0	-
12 教育・研究業	134	17	12.7%	134	17	12.7%	0	0	-
13 保健衛生業	1,823	144	7.9%	1,823	144	7.9%	0	0	-
01 医療保健業	454	35	7.7%	454	35	7.7%	0	0	-
02 社会福祉施設	1,300	105	8.1%	1,300	105	8.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	69	4	5.8%	69	4	5.8%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,663	397	10.8%	3,663	397	10.8%	0	0	-
01 旅館業	560	57	10.2%	560	57	10.2%	0	0	-
02 飲食店	2,894	317	11.0%	2,894	317	11.0%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	209	23	11.0%	209	23	11.0%	0	0	-
15 清掃・と畜業	279	31	11.1%	279	31	11.1%	0	0	-
16 官公署	0	0	-	0	0	-	0	0	-
17 その他の事業	608	64	10.5%	606	64	10.6%	2	0	0.0%
01 派遣業	22	3	13.6%	21	3	14.3%	1	0	0.0%
02 その他の事業	586	61	10.4%	585	61	10.4%	1	0	0.0%
6号～17号 計	15,388	1,524	9.9%	15,339	1,520	9.9%	49	4	8.2%
合計	20,281	2,034	10.0%	19,842	1,977	10.0%	439	57	13.0%

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版
(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

1. 成長型経済の起点となる実質賃金 1 %上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33 年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2 年連続で 5 %を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ、過去最高水準の設備投資、600 兆円を超える名目 GDP など、30 年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である。

2029 年度までの 5 年間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1 %程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医

療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

（略）

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029 年度までの5年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの5年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4兆円（2023年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5年間60兆円の官民での生産性向上投資と全国2,000を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの5年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約 6 割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI 等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者

にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県 GDP に占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模事業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が１％にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の 60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約 7 割で未導入となっている。

また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。

工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワ一的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。

- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
 - ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
 - ・ NPO 等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。
- また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

② パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年５月には約７万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の８割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体

への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点 22 業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から 2029 年度までの 5 年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定

した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029 年度までの 5 年間で集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029 年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための

関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

（２）全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、ＩＴ導入補助金、事業承継・Ｍ＆Ａ補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

（３）12業種における省力化投資の具体策

①飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約 400 万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のＩＴツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を 2025 年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パ

パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主な KPI

2025 年度中に、約 40 万者の飲食業を営む企業の 7 割に支援策を周知する。また、2030 年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計 100 件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化する PMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025 年 3 月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度において、補助制度活用件数を年 900 件、施策ホームページ閲覧数を年 40 万 PV、説明会・相談会の参加人数を年 500 人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を 2029 年度までに 28%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジで

の精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POSレジ、シフト管理など、DX推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主な KPI

2026 年度以降、業界団体等との懇談会を年に 5 回程度行い、各回延べ約 4,300 社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年 1,000 件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を 2029 年度までに 29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを旨とする（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POS レジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年 250 回開催する。また、伴走型の相談支援を年 1,000 件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均 110 件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が 20 年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が 8 割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者へ周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主な KPI

2029 年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を 100%にする。

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年 2,800 回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化や IoT システム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効

率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ＩＴ導入補助制度活用件数を年平均 7,500 件以上とする。2030 年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を 9,000 社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を 2029 年度までに、鉄道分野 18%、自動車（物流）分野 25%、自動車（旅客運送）分野 26%、水運分野 22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野 21%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、航空分野では、2029 年度までに労働生産性を 5%向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、ＤＸ化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたＤＸ化の支援を実施する。

v) 主な KPI

鉄道分野では、2029 年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門 50%、電気部門 45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、DX 等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を 2029 年度までに 9 %向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者における ICT 活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT 指針）及び優良事例集（ICT 事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICT を活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業における ICT 活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT 活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対し ICT 活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的な ICT 活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主な KPI

2029 年度までに年間実労働時間（1 人当たり）を全産業平均並みまで減少させる（2023 年度の建設業は 2,018 時間に対し全産業は 1,956 時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85 歳以上を中心に高齢者数は 2040 年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、

生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療ＤＸ、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資する ICT 機器の導入支援、中小・小規模事業者に対する IT 導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療ＤＸ推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主な KPI

2030 年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029 年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を 1,410 時間にする（現状は 1,860 時間）。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029 年までに 8.1%、2040 年までに 33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT 活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を 2029 年に 90%以上を目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場における AI 技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都

道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主な KPI

2029 年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を 90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を 47 都道府県全てに設置する。

⑪保育

i) 目標

保育現場への ICT の導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる 4 機能）など保育の周辺業務や補助業務を ICT 活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT 等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育 ICT ラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT 導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT 化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT 関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域の ICT 導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主な KPI

2026 年度までに登降園管理機能を始めとする 4 機能をいずれも導入している施設の割合を 20%とする。2029 年度までに事務作業等時間を 2026 年度比で 10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では 1 経営体当たりの生産量を 2030 年までに 2023 年比で約 1.8 倍にすることを目指す。林業では 2030 年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を 2022 年比で 5 割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030 年に漁業就業者 1 人当たりの漁業生産量を 2020 年比で 3 割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主な KPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

（４）成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、

海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

（５）地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週１副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に１回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組１０を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」。）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の３事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記３事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するという先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等へのとった対応を徹底する。

（１）M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化

M&A の売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそも M&A の検討を躊躇（ちゅうちょ）するケースが多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者が M&A を経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A 後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A 後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A 補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者の M&A 市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者の M&A における取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A 支援機関登録制度を通じて M&A の取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&A キャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&A にどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&A の意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国 47 都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

（２）経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営に関わりのない民間の M&A アドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&A アドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&A の実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&A アドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えて M&A アドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。

また、同センターによる都道府県のエリアを越えた M&A のマッチングを促進する。

（３）経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A 後の事業の成長加速の観点から、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続 M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人が M&A を行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的な PMI の推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

（４）地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMI を含む M&A 支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&A を含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

（５）事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入れを返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という３要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち５割で経営者保証が付いている状況に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記３要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&A や事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&A の際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

４．地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成ＡＩ等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

（１）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場

人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

Ⅵ. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

（２）ＡＩ等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成ＡＩが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のＡＩ・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用するための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにば

らばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ７人に１人である 900 万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和 7 年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成 25 年度以降、累計で約 34% の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和 6 年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

５．最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&A に関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60% や平均値の 50% が最低賃金設定に当たったの参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べ

て、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

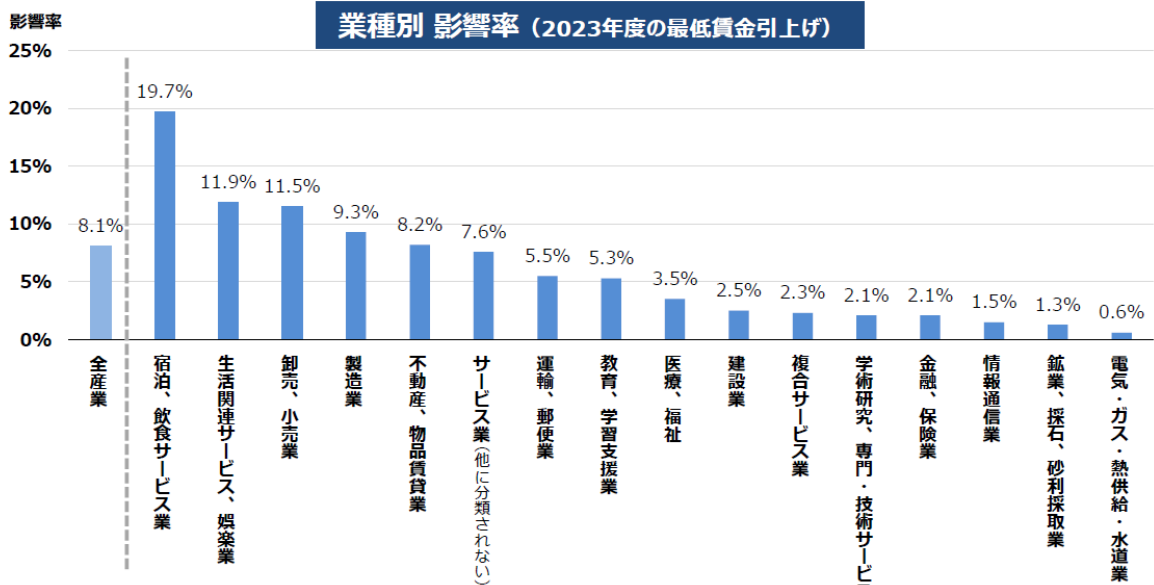
(略)

<関係部分抜粋>

(略)

業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引き上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引き上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
- 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。



（注） 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。
（出所）厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年1月17日）を基に作成。

(略)

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令（「適正な最低賃金に関する指令」）	※ 2022年10月制定、同年11月施行。
4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of adequacy of statutory minimum wages. To that end, they may use indicative reference values commonly used at international level such as 60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage, and/or indicative reference values used at national level.	4. 加盟国は、法定最低賃金の適正性を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。

(略)

経済財政運営と改革の基本方針 2025 (令和7年6月13日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働

移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率の実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、GX・DX、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生2.0」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少する。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化す

る中にあっても、中長期的に実質 1 %を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2 %の物価安定目標を実現する下で、2040 年頃に名目 GDP 1,000 兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する 2030 年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対 GDP 比の上昇基調に対する改革に取り組み、PB の一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針 2024 で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあつて、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊かになる、活力ある経済社会を築いていく。

(略)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029 年度までの5年間で、日本経済全体で年 1 %程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を 1 %程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M & Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたりテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の 12 業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029 年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029 年度までの5年間でおおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続

的な賃上げにつなげていくことが求められる。

（三位一体の労働市場改革）

生成ＡＩが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。具体的には、ＡＩを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約 3,000 人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028 年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」を周知するとともに、「人的資本可視化指針」の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やＡＩの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休 3 日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者 22 に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収 130 万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025 年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法施行後 5 年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025 年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会のＩＴ化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業のロールアップを促進する。事業者

選択型経営者保証非提供制度の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

（略）

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

（略）



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2025年1月～6月）

○ 2025年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果か緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2 月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
3 月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
4 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果か緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
5 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果か緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
6 月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果か緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している

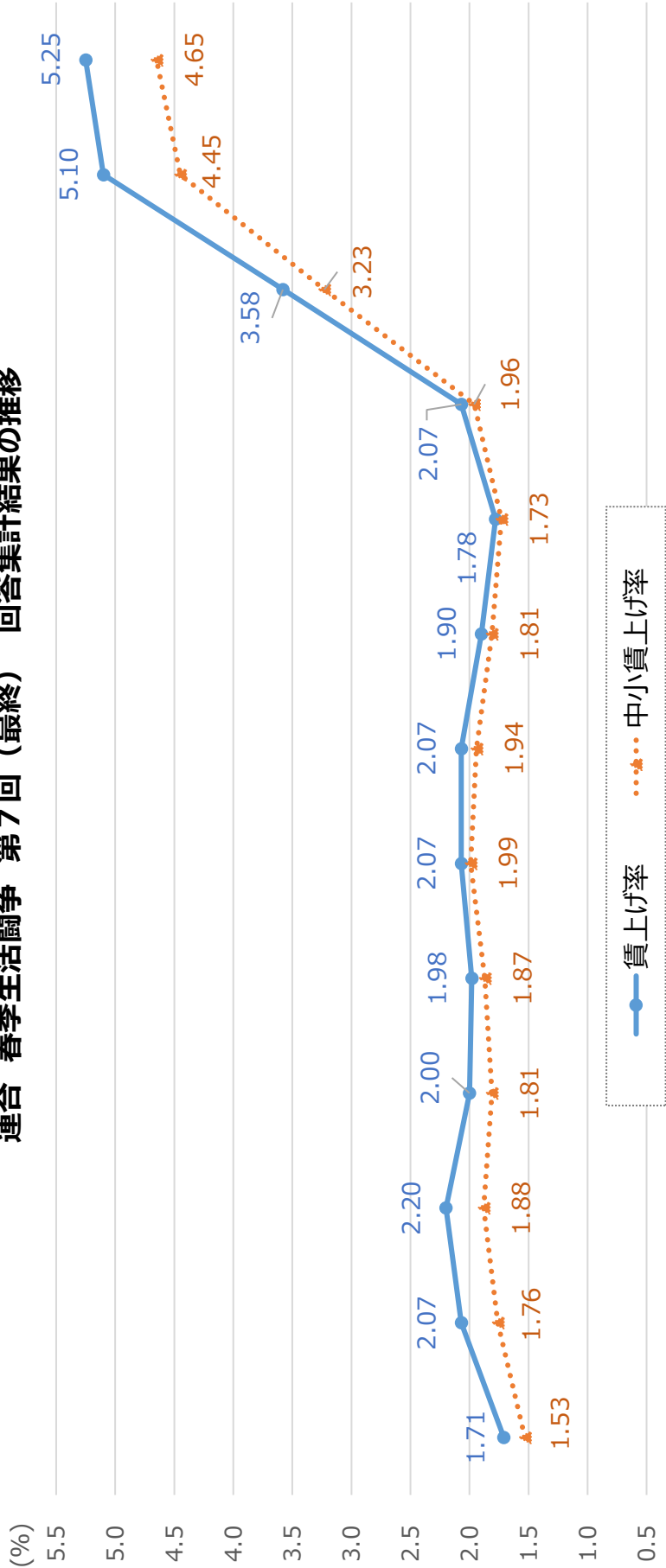
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回（最終） 回答集計結果の推移



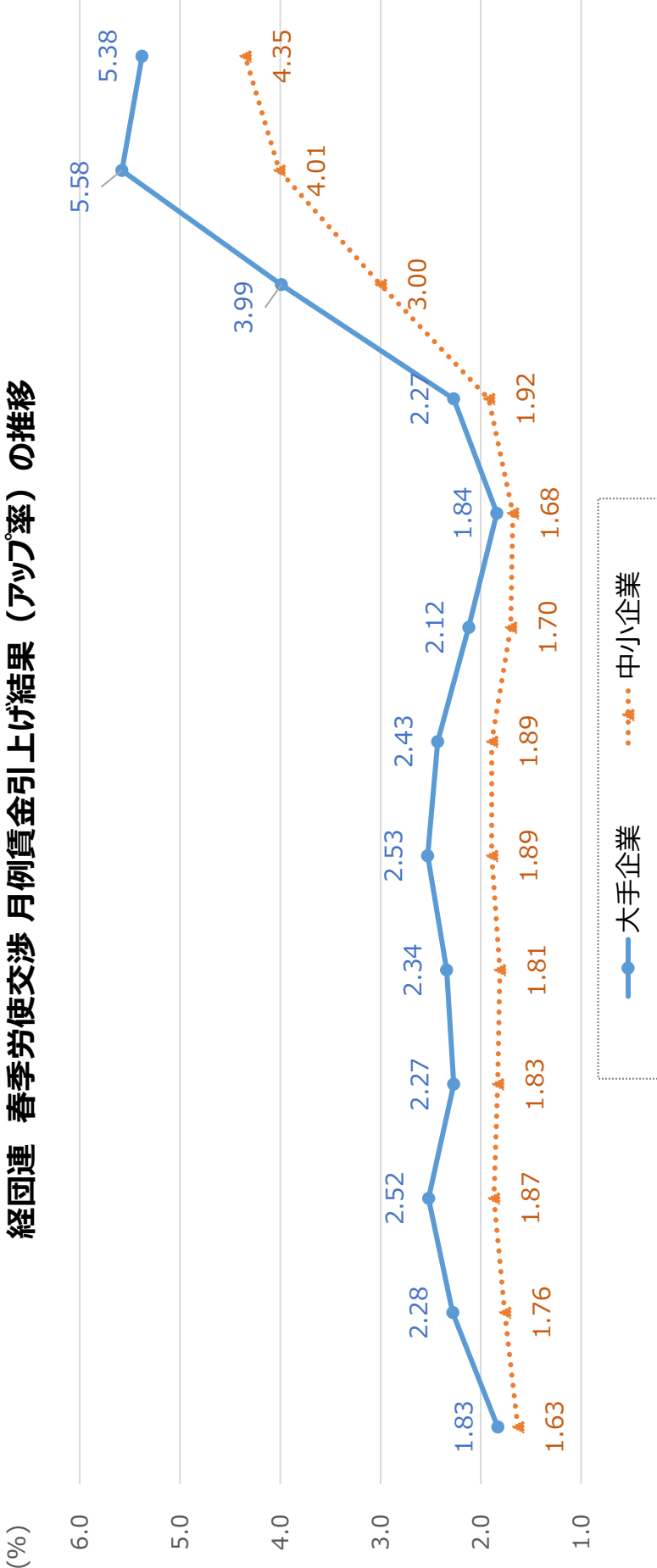
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5	2024.7.3	2025.7.3
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65

（資料出所）連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2025年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。

経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果（アップ率）の推移



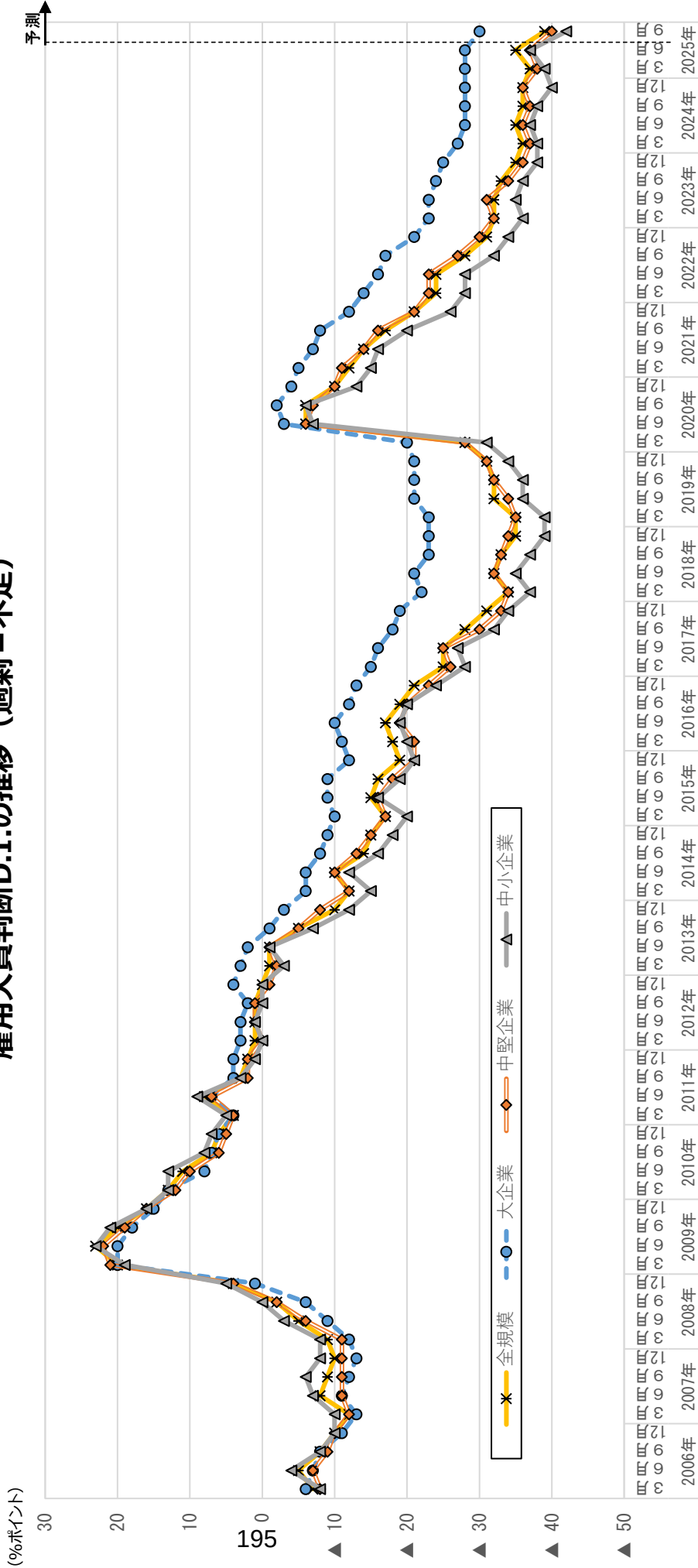
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58	5.38
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	4.01	4.35

(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をともに、厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移（過剰－不足）



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

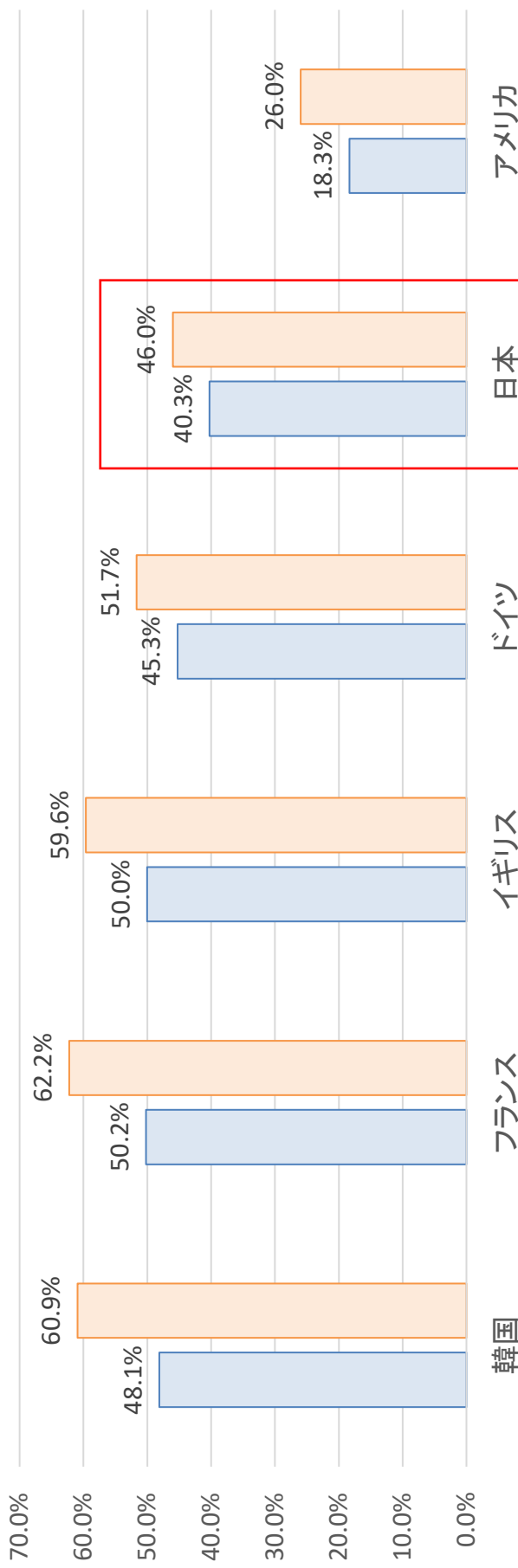
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

○ 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2023年）



■ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 ■ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

地域別の状況

ひと、くらし、みらいのために



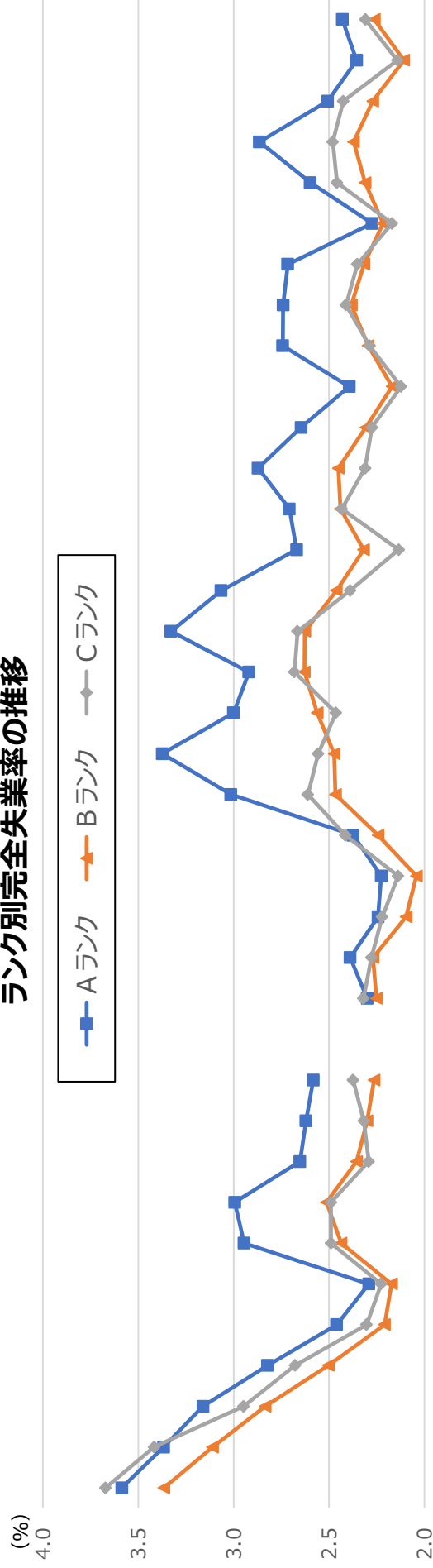
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

三井物産株式会社の進出

- ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。

リンク別完全失業率の推移



1.5

	2019年											
	2020年				2021年				2022年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
Aラング	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.6	
Bラング	3.4	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	
Cラング	3.7	3.4	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.4	

(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

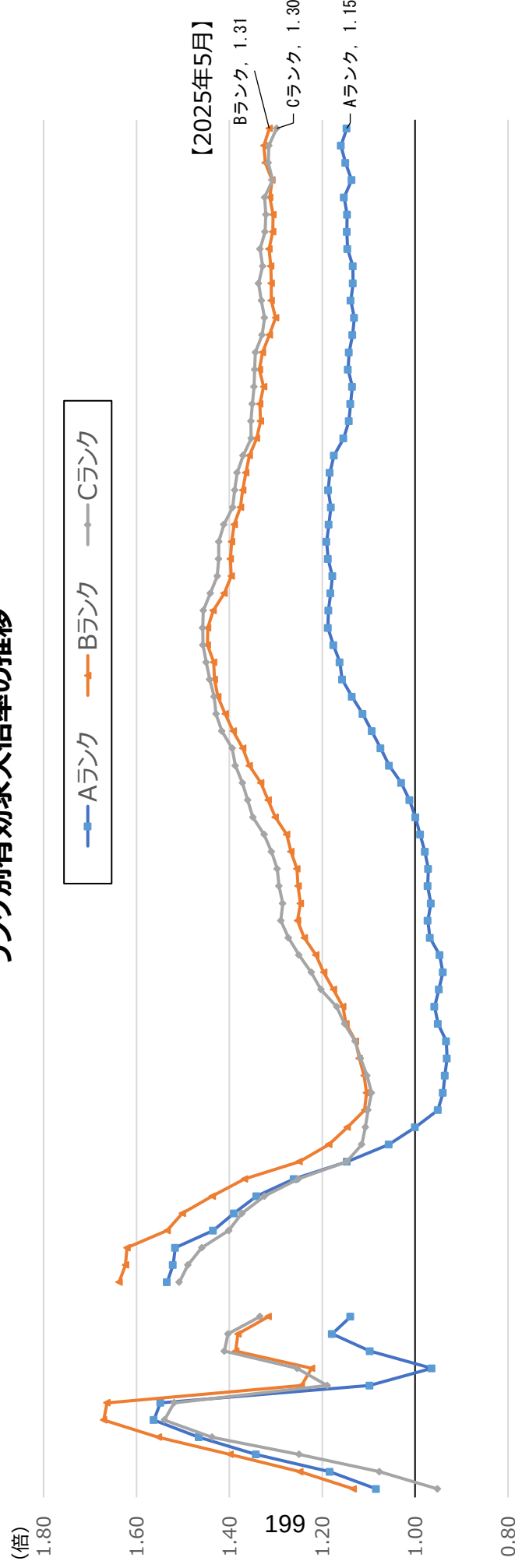
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

リンク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。

リンク別有効求人倍率の推移

[illegible]

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

産業別の状況

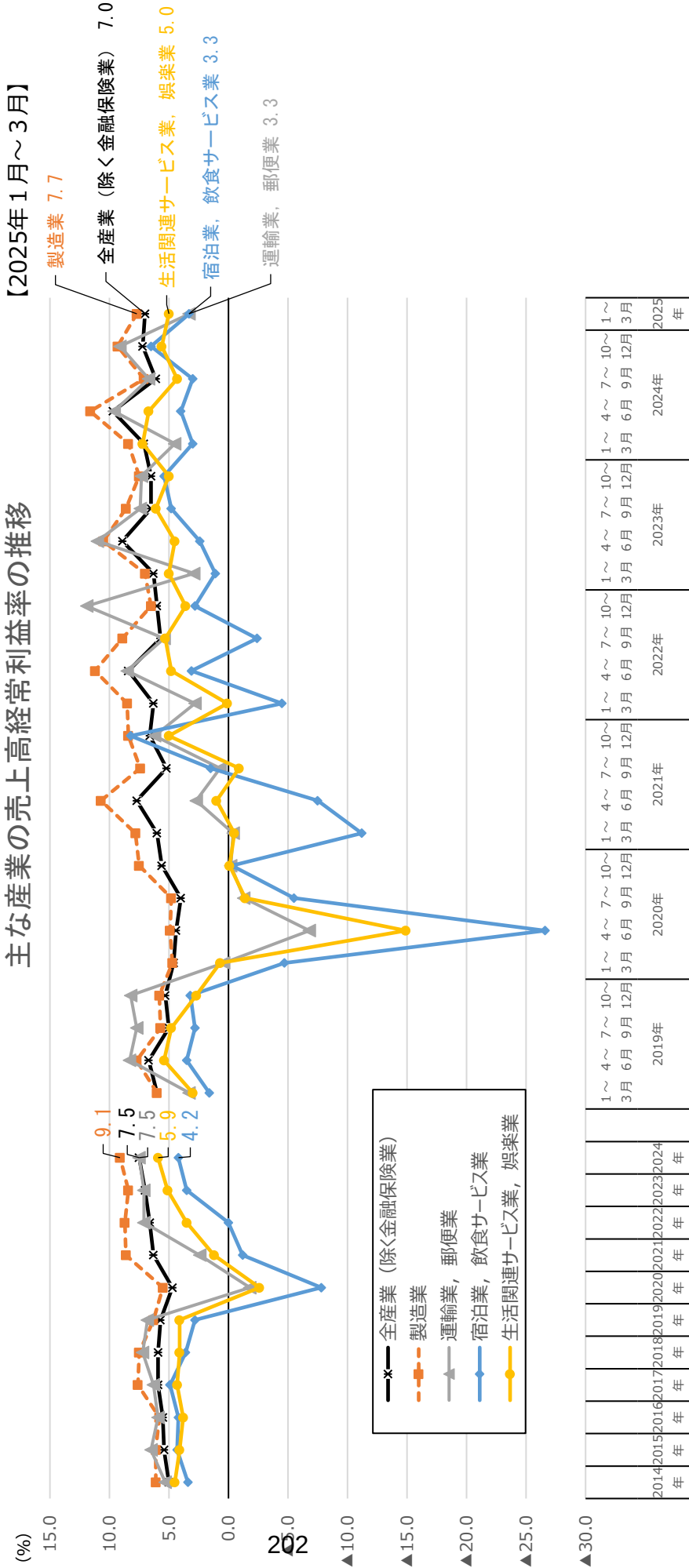
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばいである。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

(単位：%)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年			2022年			2023年			2024年			2025年								
							1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月									
全産業（除金融保険業）	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	7.7
	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	6.8
製造業	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	1.6
	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	24.7
	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	11.6
非製造業	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	1.7
	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	5.6
	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	9.0
サービス業	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	3.3
	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.7
	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9
宿泊業、飲食サービス業	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	9.7
	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	3.3
	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	20.9
教育、学習支援業	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	11.4
	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	4.4
	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	3.6
職業紹介・労働者派遣業																											
その他のサービス業	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.1

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

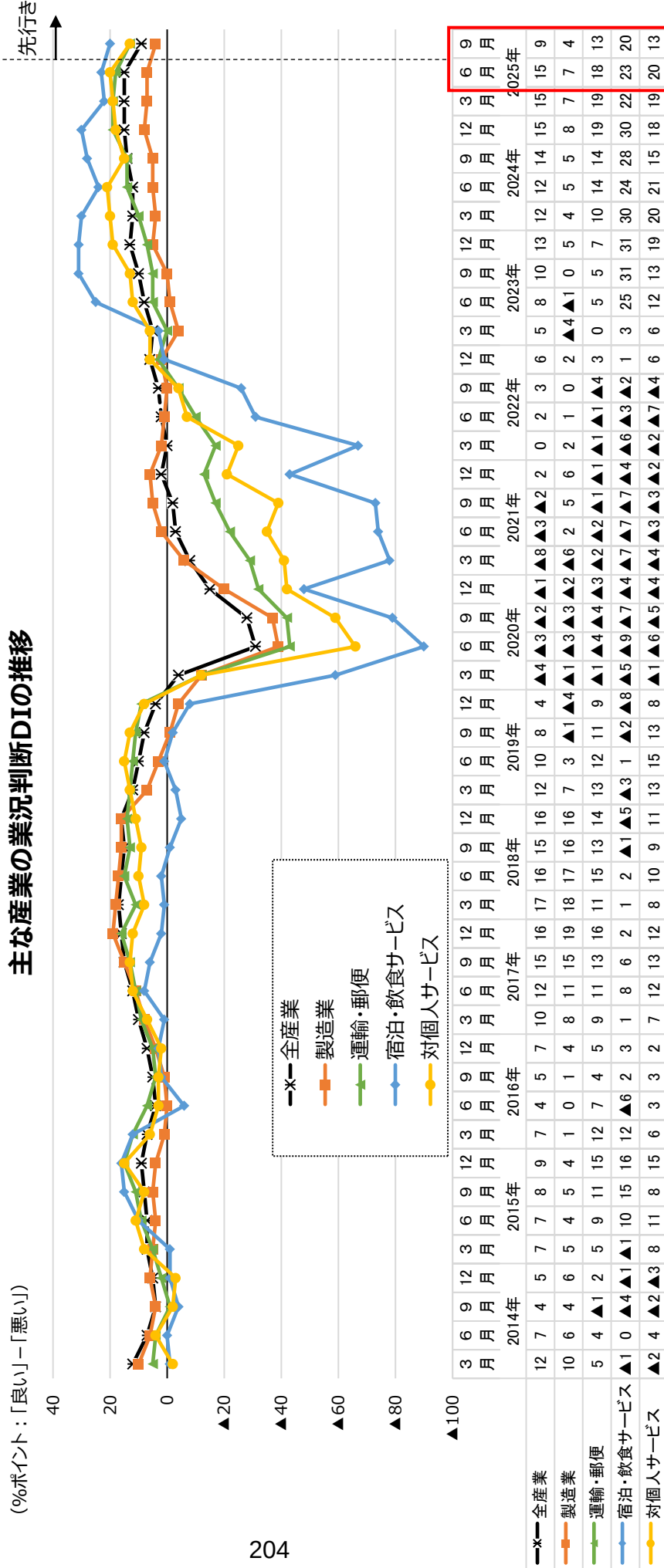
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移

○日銀短観による主な産業の業況判断D I の推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。

主な産業の業況判断DIの推移



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

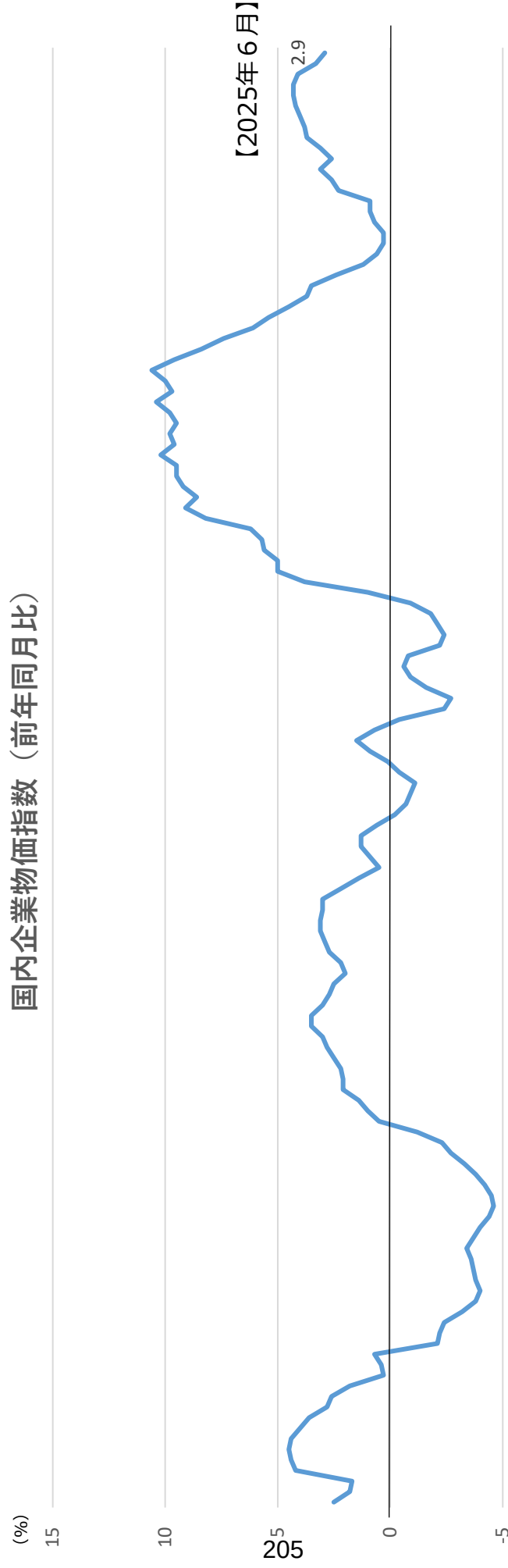
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（金融機関および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。

2. 2025年9月の数値は、2025年6月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。

2. ZUNZUN(ズンズン)は、ZUNZUN(ズンズン)の愛称である。
3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」(その他の生活関連サービス業)「娯楽業」(娯楽業)「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

- 国内企業物価指数については、2023年に減少傾向にあったが、直近では上昇傾向にある。



1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5	7	9	11	1	3	5
---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	----	---	---	---

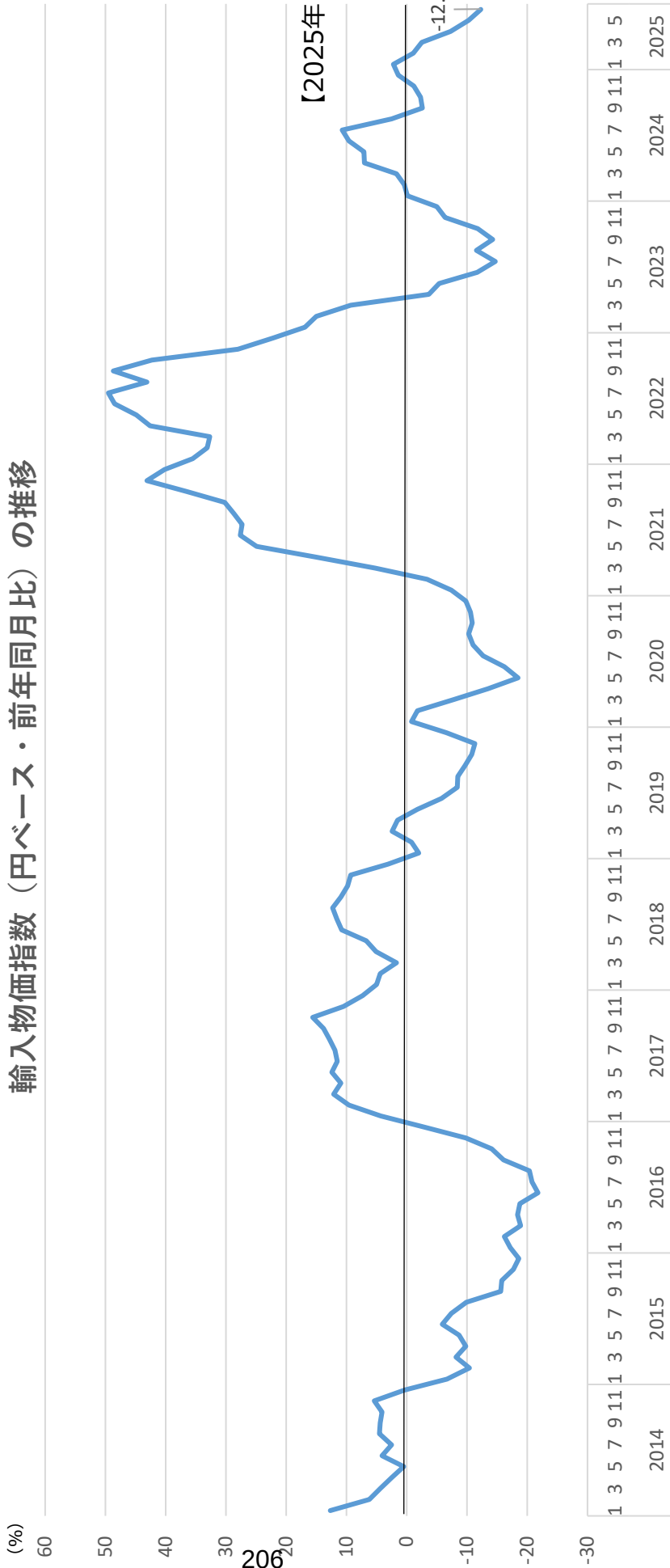
(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2025年6月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2025年6月は-12.3%であり、足下では減少傾向である。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2025年6月速報値。

消費者物価の動向

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

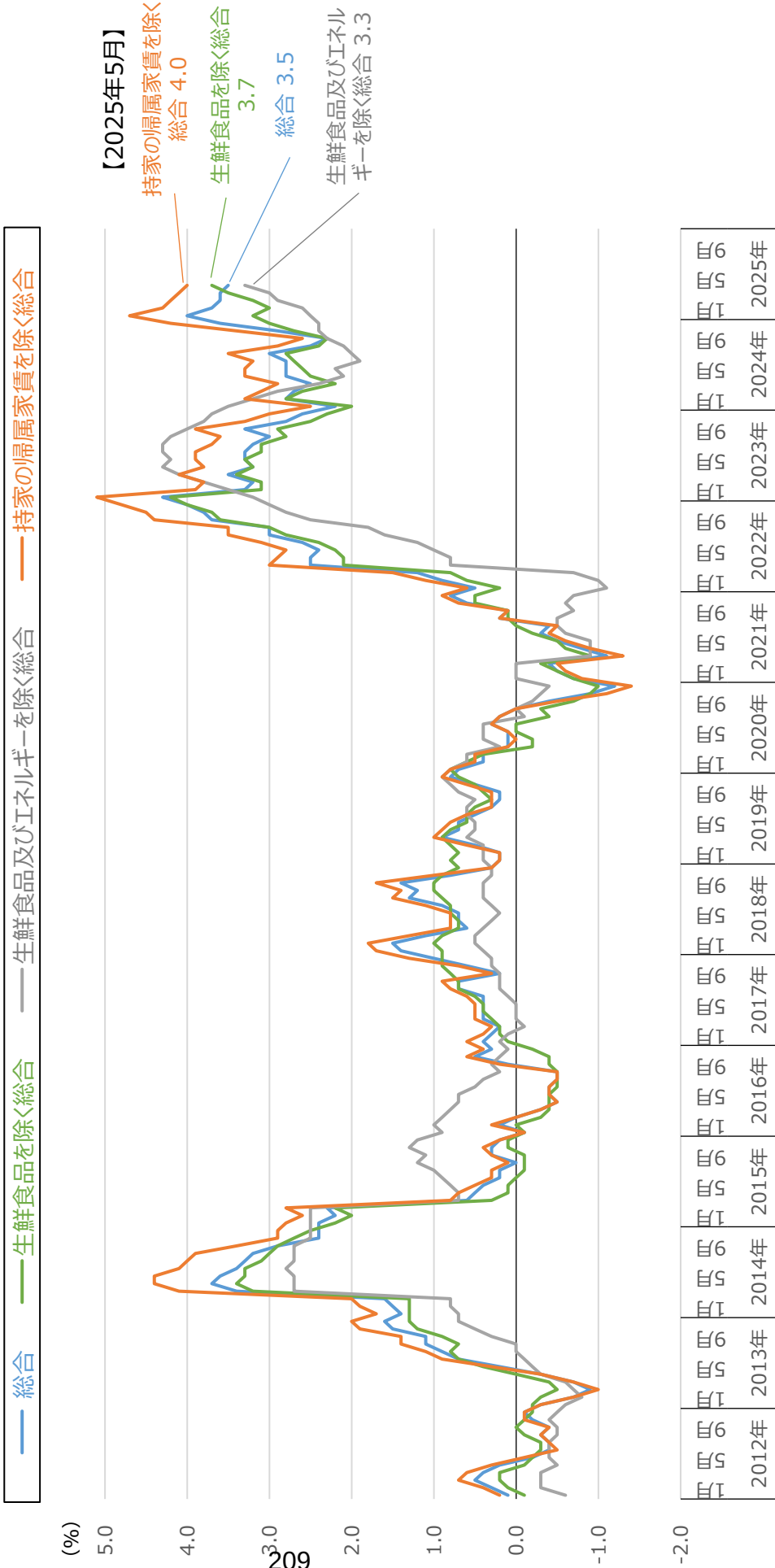
消費者物価指数の指標

○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

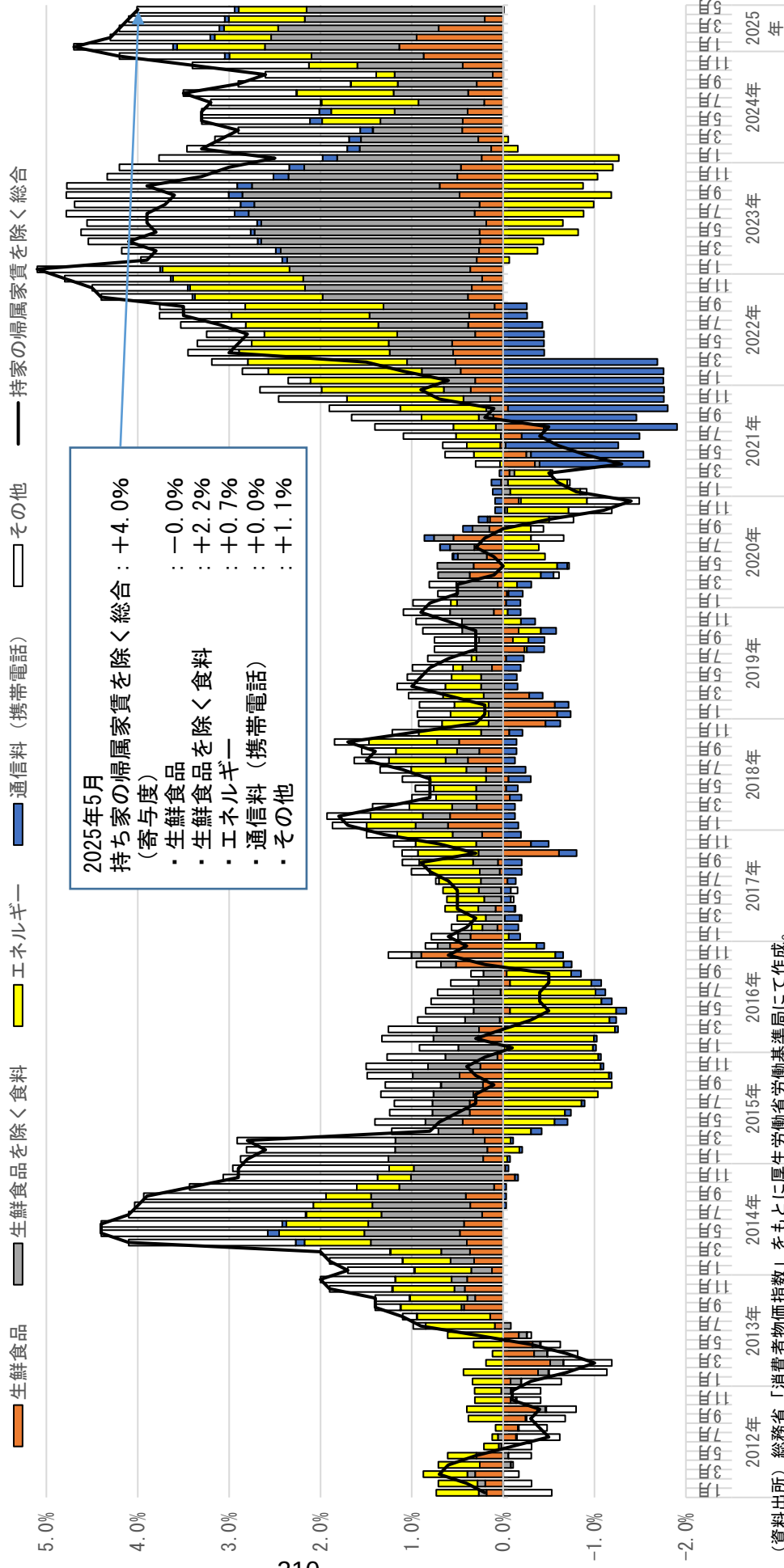
○ 2025年5月の消費者物価指数の「総合」は+3.5%、「生鮮食品を除く総合」は+3.7%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+3.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+4.0%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年5月に+4.0%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料、エネルギーの寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

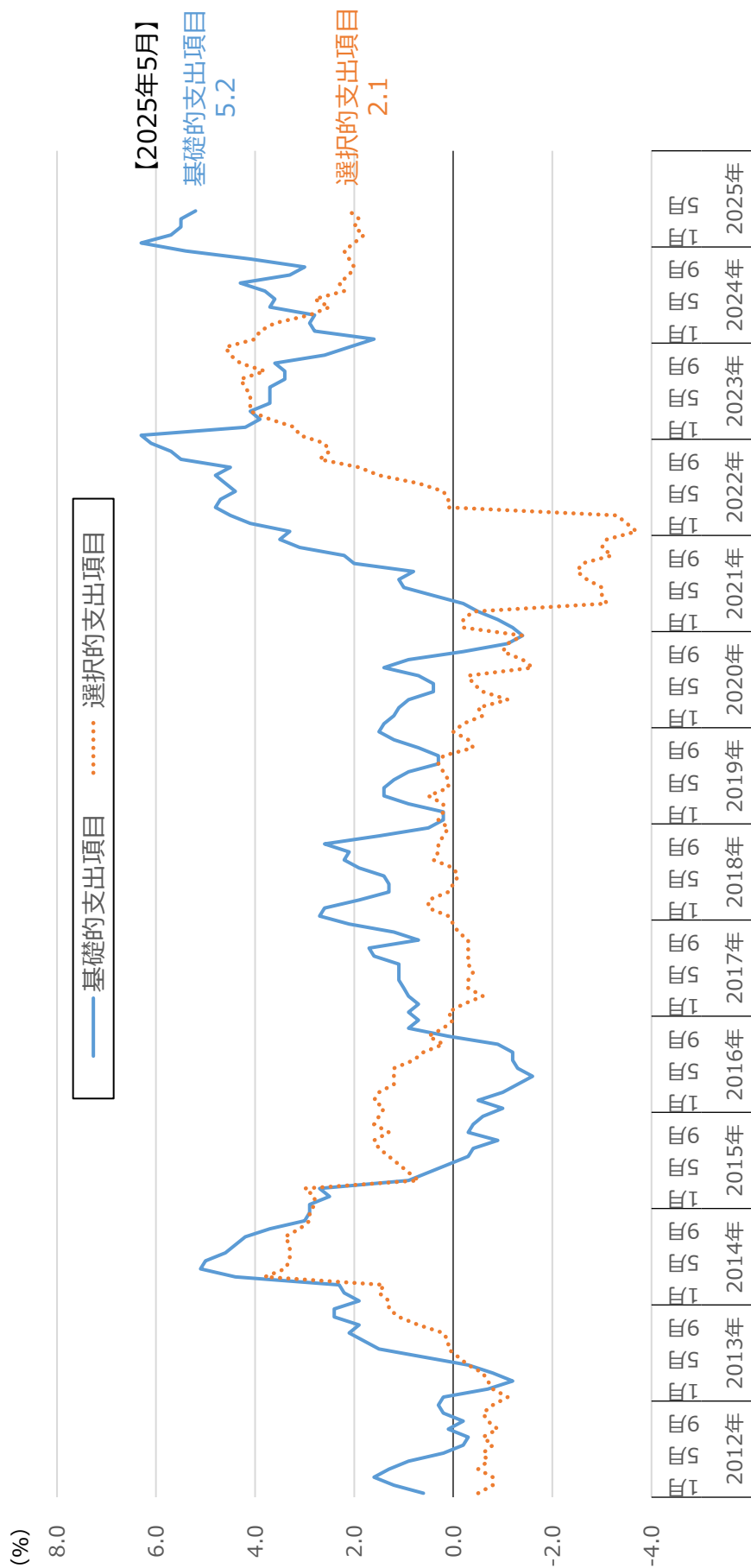
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト÷持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年5月では、「基礎的支出項目」は+5.2%、「選択的支出項目」は+2.1%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

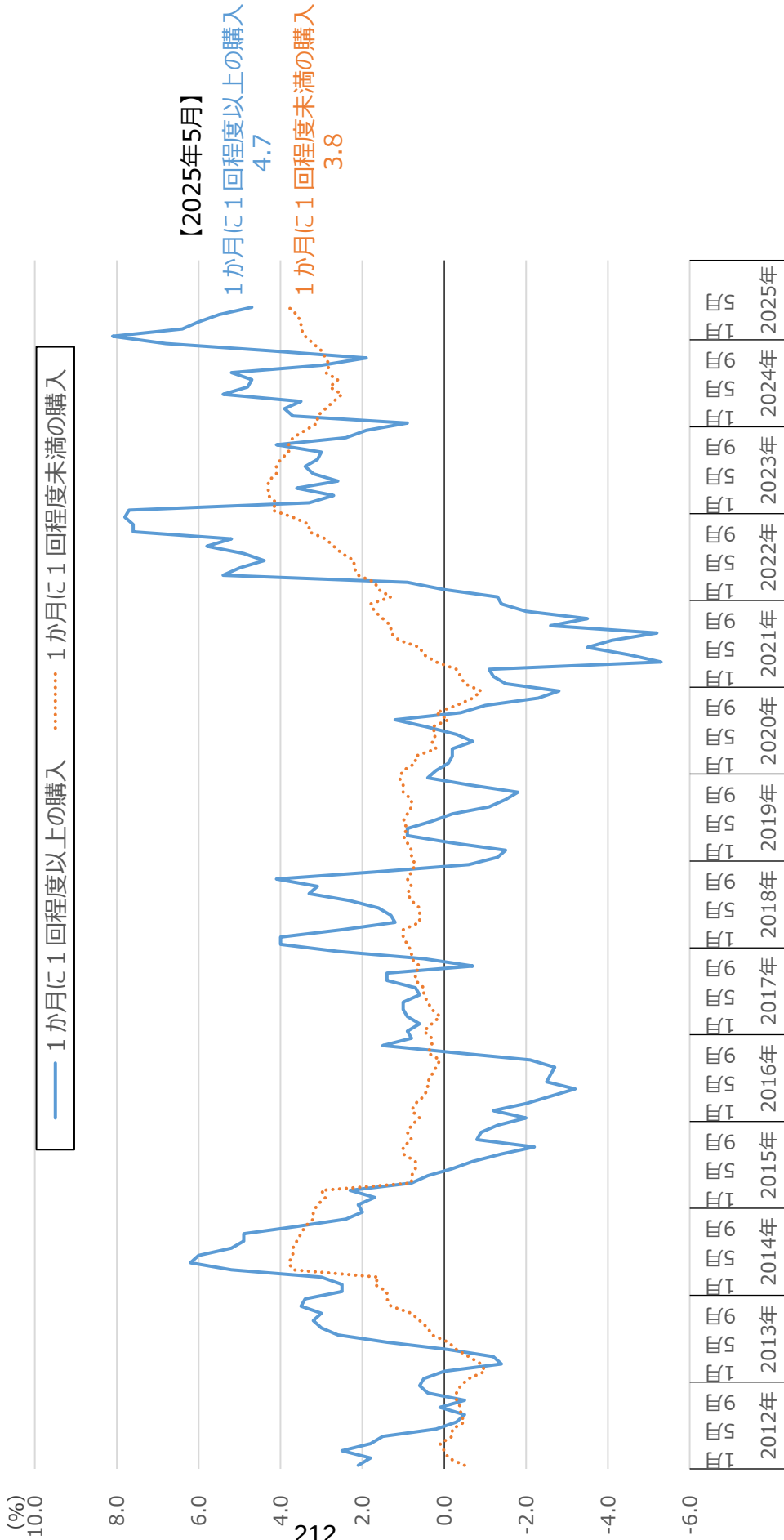
(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+4.7%、「1か月に1回程度未満の購入」は+3.8%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移

○ 電気・ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

	2024年			2025年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電気・ガス料金支援による押下げ効果	-0.54	-0.34	-	-	-0.33	-0.33

資料出所 総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス料金支援 値引き単価>

11
酷暑乗り切り緊急支援（2024年8～10月使用分）

2024年8・9月使用分 低圧契約は1kWh当たり4円、高圧契約は1kWh当たり2円、都市ガス料金は1m³当たり17.5円

2024年10月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、都市ガス料金は1m³当たり10円

電気・ガス料金負担軽減支援事業（2025年1～3月使用分）

2025年1・2月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、

都市ガス料金は1m³当たり10円、LNGは1t当たり12,156円

2025年3月使用分 低圧契約は1kWh当たり1.3円、高圧契約は1kWh当たり0.7円、

都市ガス料金は1m³当たり5円、LNGは1t当たり6,078円

※都市ガスは家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象。LNGは年間総契約量8,226t未満の需要家が対象。

2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2024年10月以降、全国では2.6%~4.7%で推移し、2024年10月~2025年5月平均の対前年同期の上昇率は3.9%となっている。

(単位：%)

	2024年			2025年					2024年10月 ~2025年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9
Aランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8
Bランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.9
Cランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	4.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

頻繁に購入	2024年				2025年				(単位：％)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	
2024年10月～2025年5月平均									4.4

215

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン
あんパン
カレーパン
ゆでうどん
カップ麺
中華麺
かまぼこ
豚肉（国産品）
豚肉（輸入品）
鶏肉
ハム
ソーセージ
牛乳
ヨーグルト
チーズ（国産品）

鶏卵
キャベツ
ねぎ
レタス
もやし
にんじん
たまねぎ
きゅうり
トマト
ピーマン
しめじ
豆腐
油揚げ
納豆
バナナ

せんべい
ポテトチップス
チョコレート
アイスクリーム
おにぎり
調理パン
サラダ
茶飲料
コーヒー飲料A
野菜ジュース
炭酸飲料
ポリ袋
診療代
ガソリン

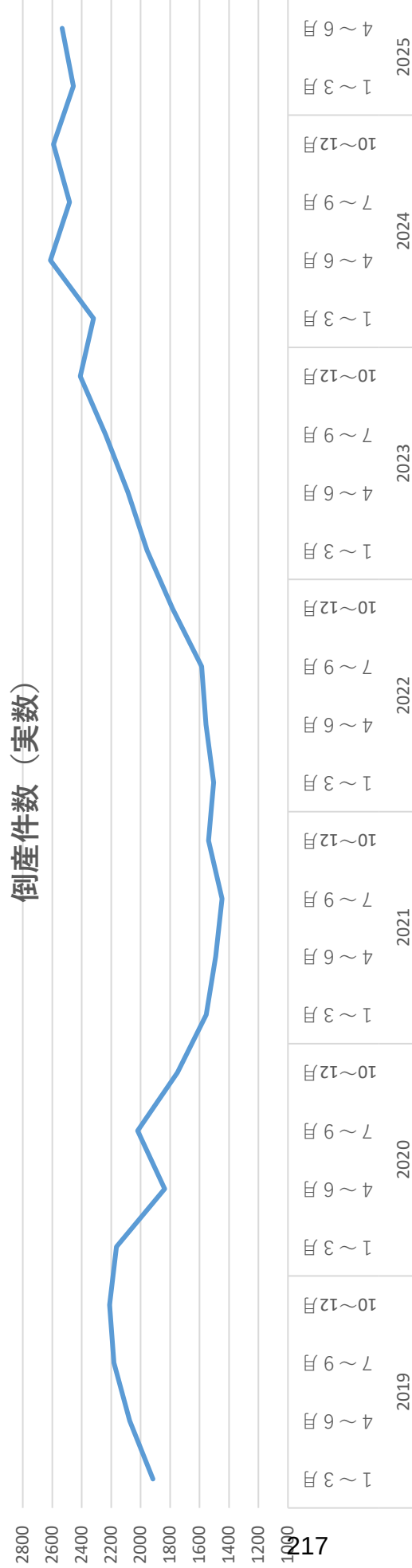
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

倒産の動向

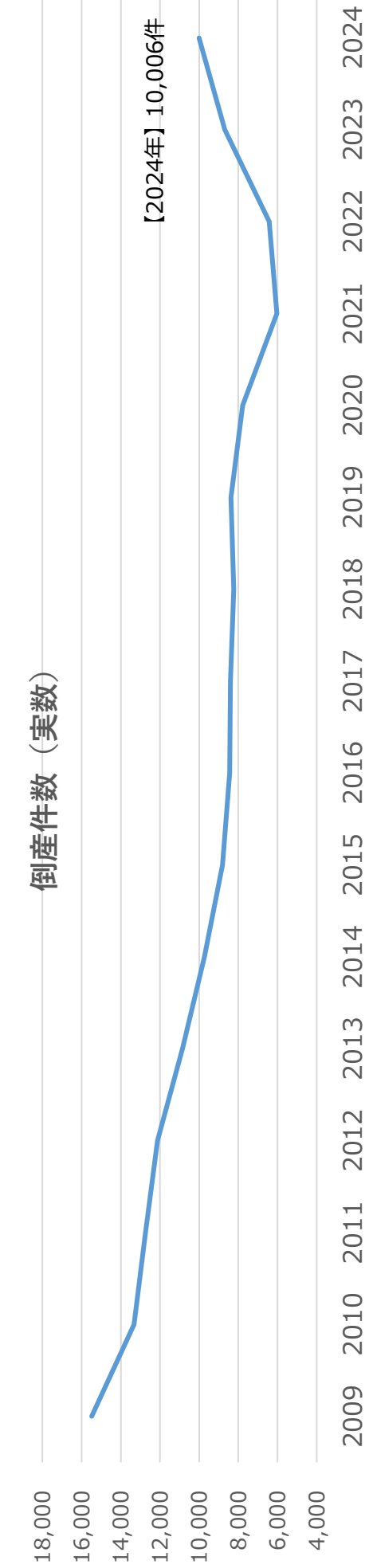
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】



【長期的な推移】



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわ寄せ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

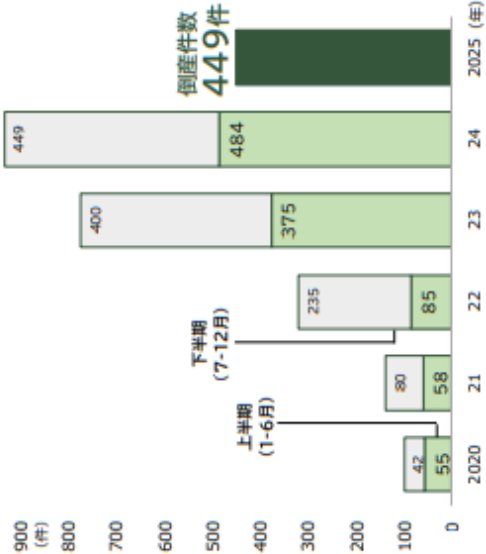
「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

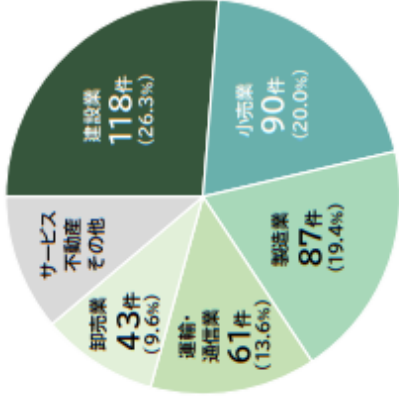
物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。

「物価高倒産」 件数推移

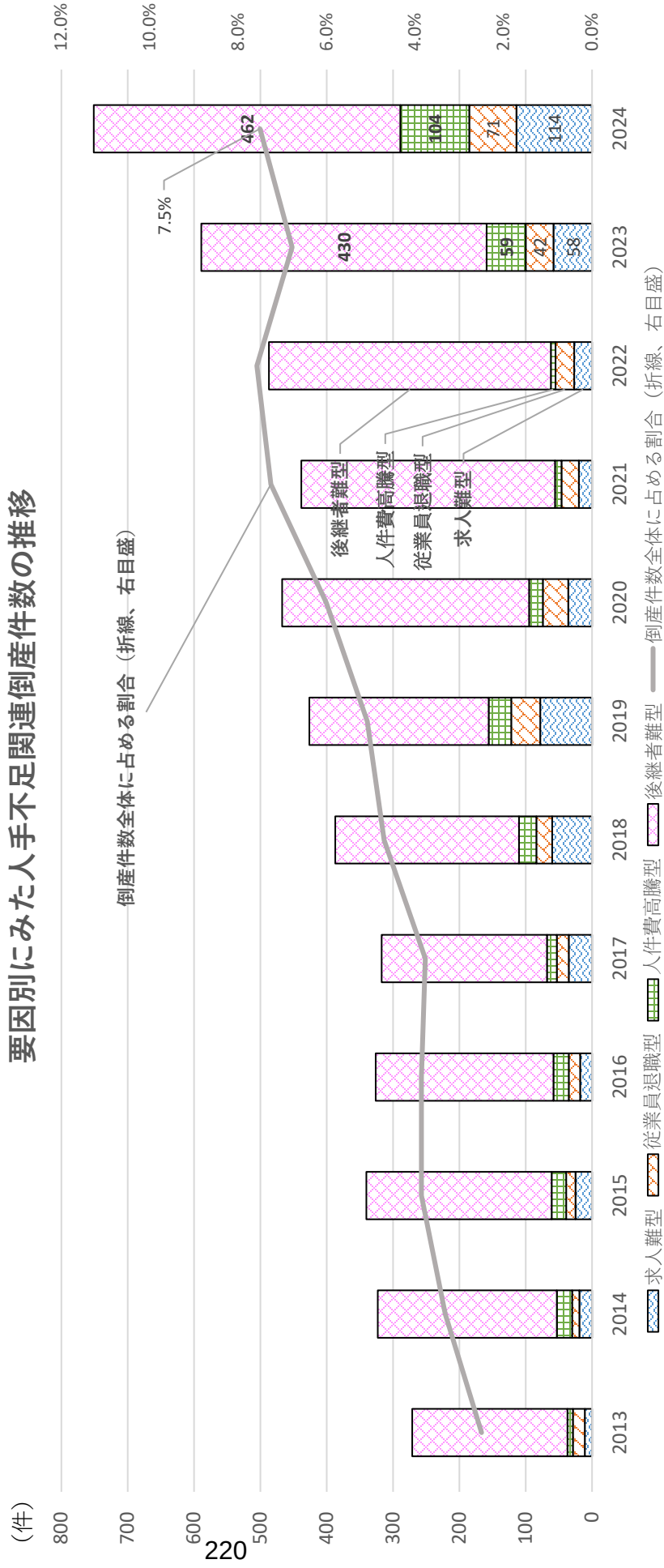


業種別 内訳(2025 年上半期)



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

2024年度全国加重平均51円引上げ後の状況

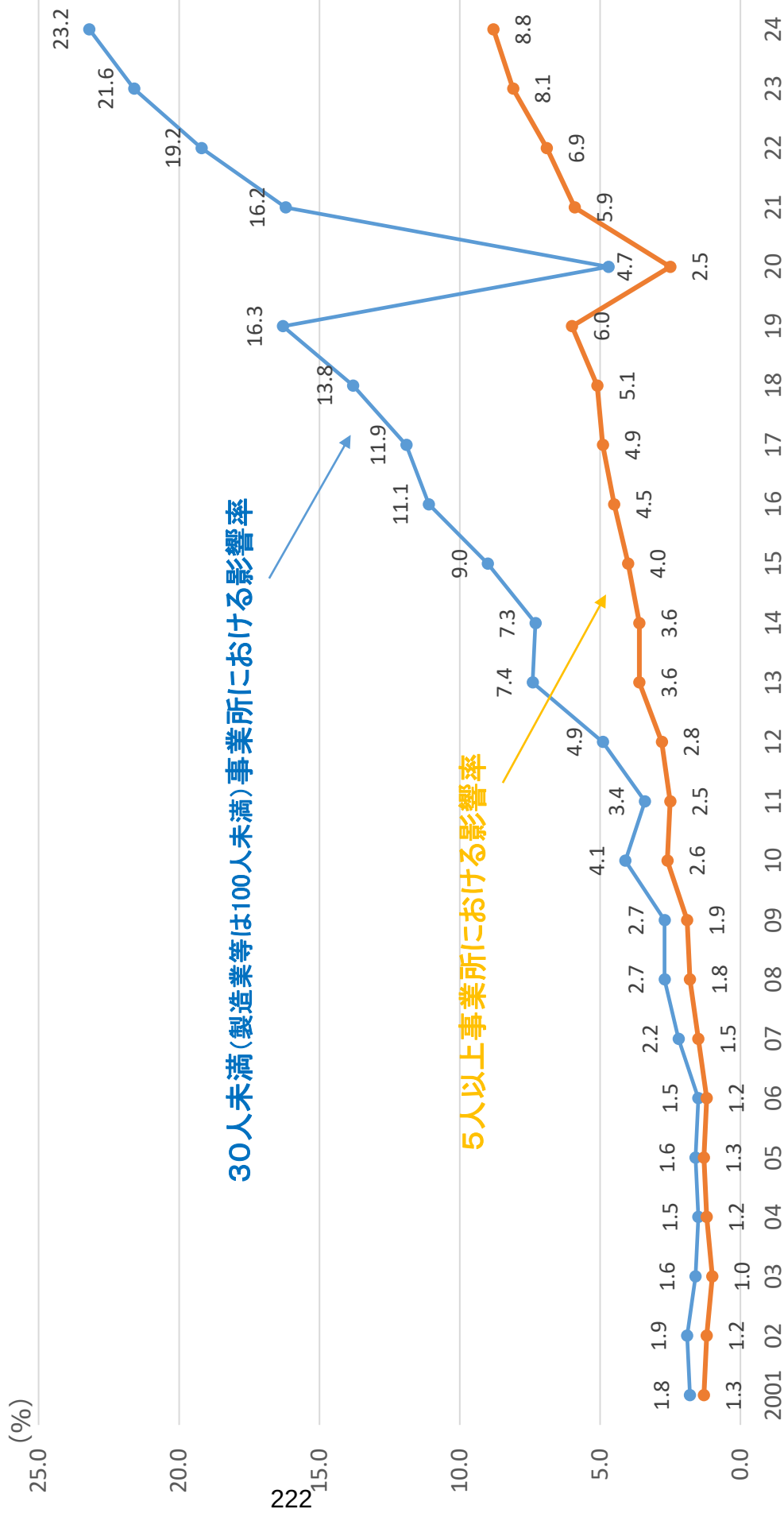
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

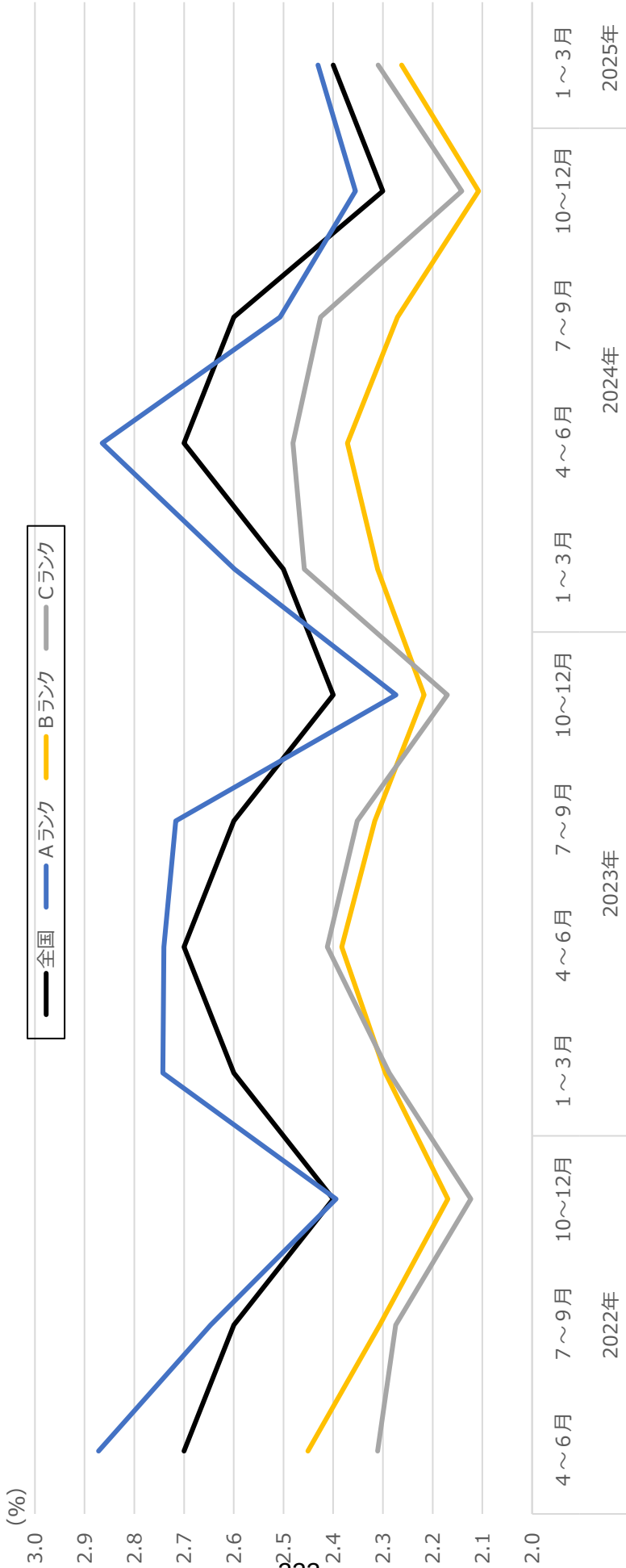
○ 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」(注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。

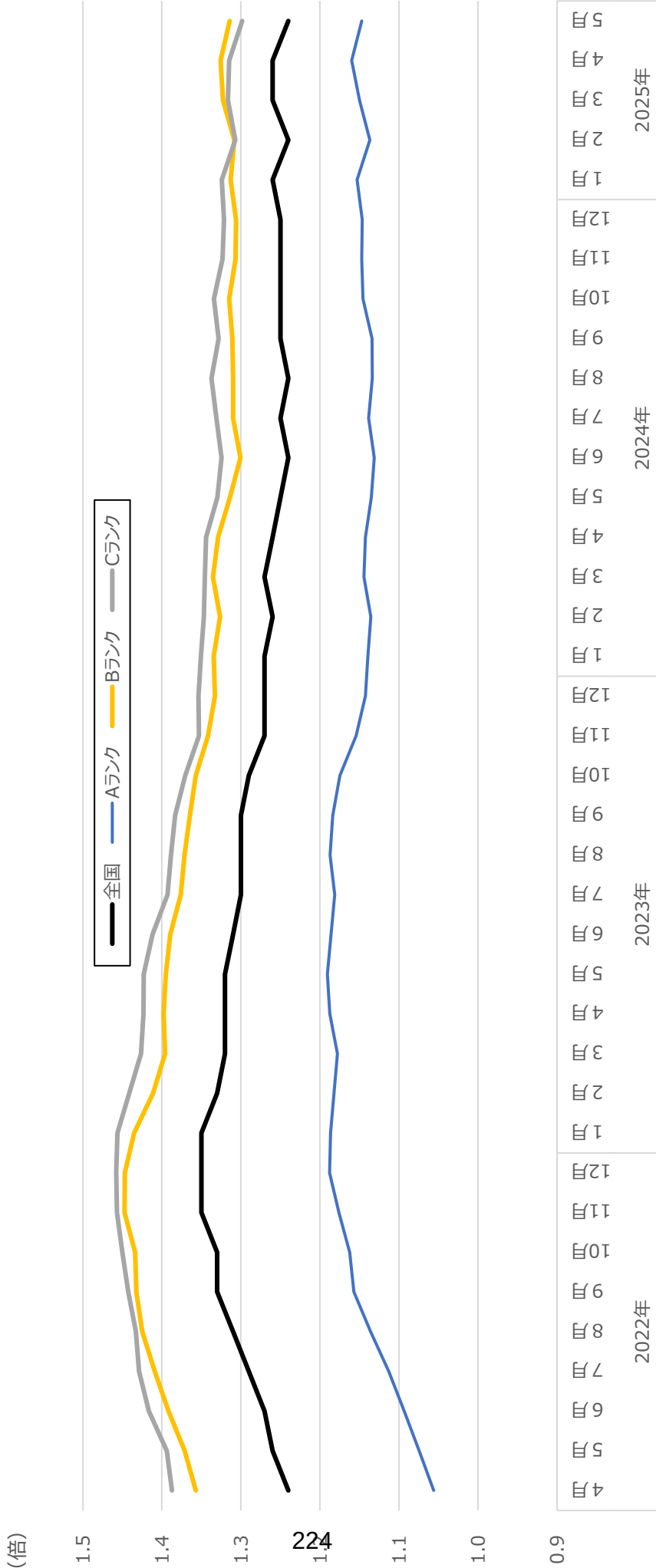


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。
2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

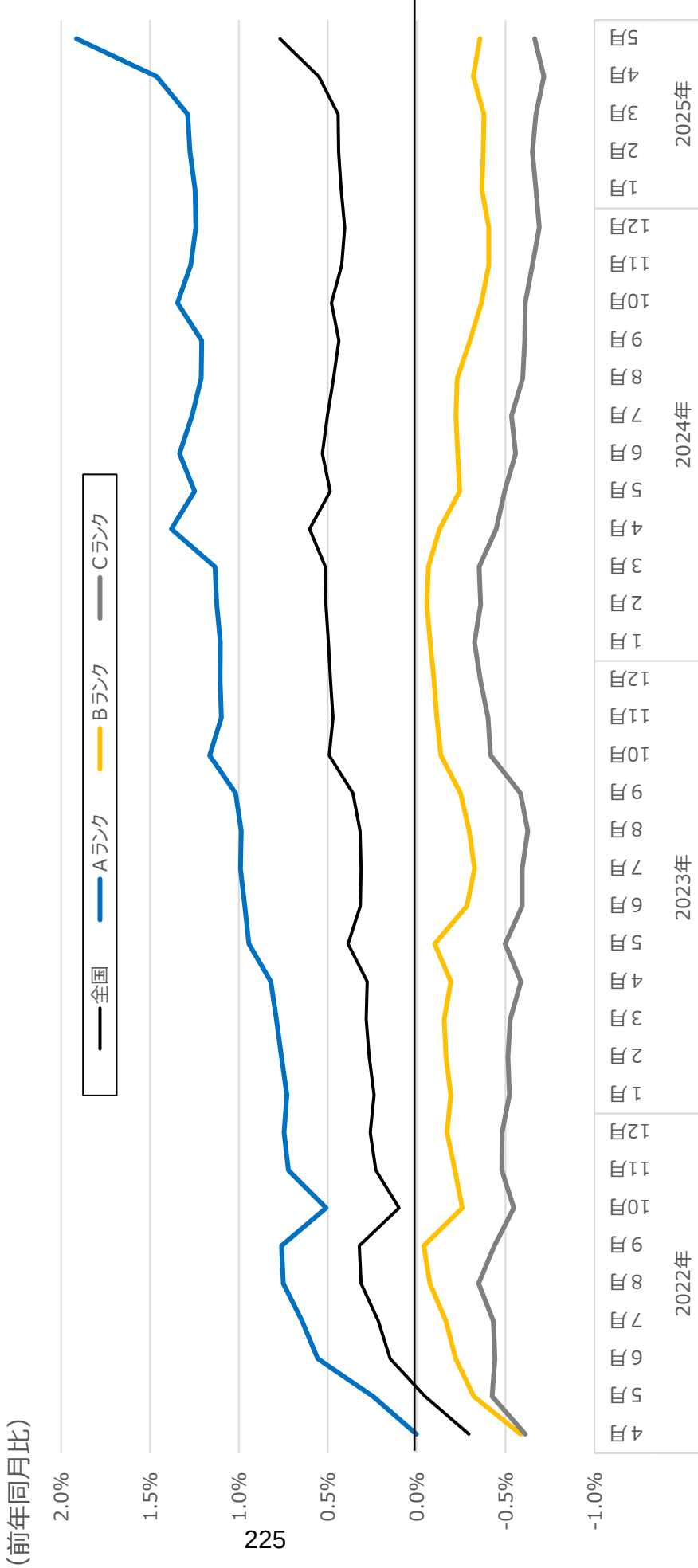
○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1 の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

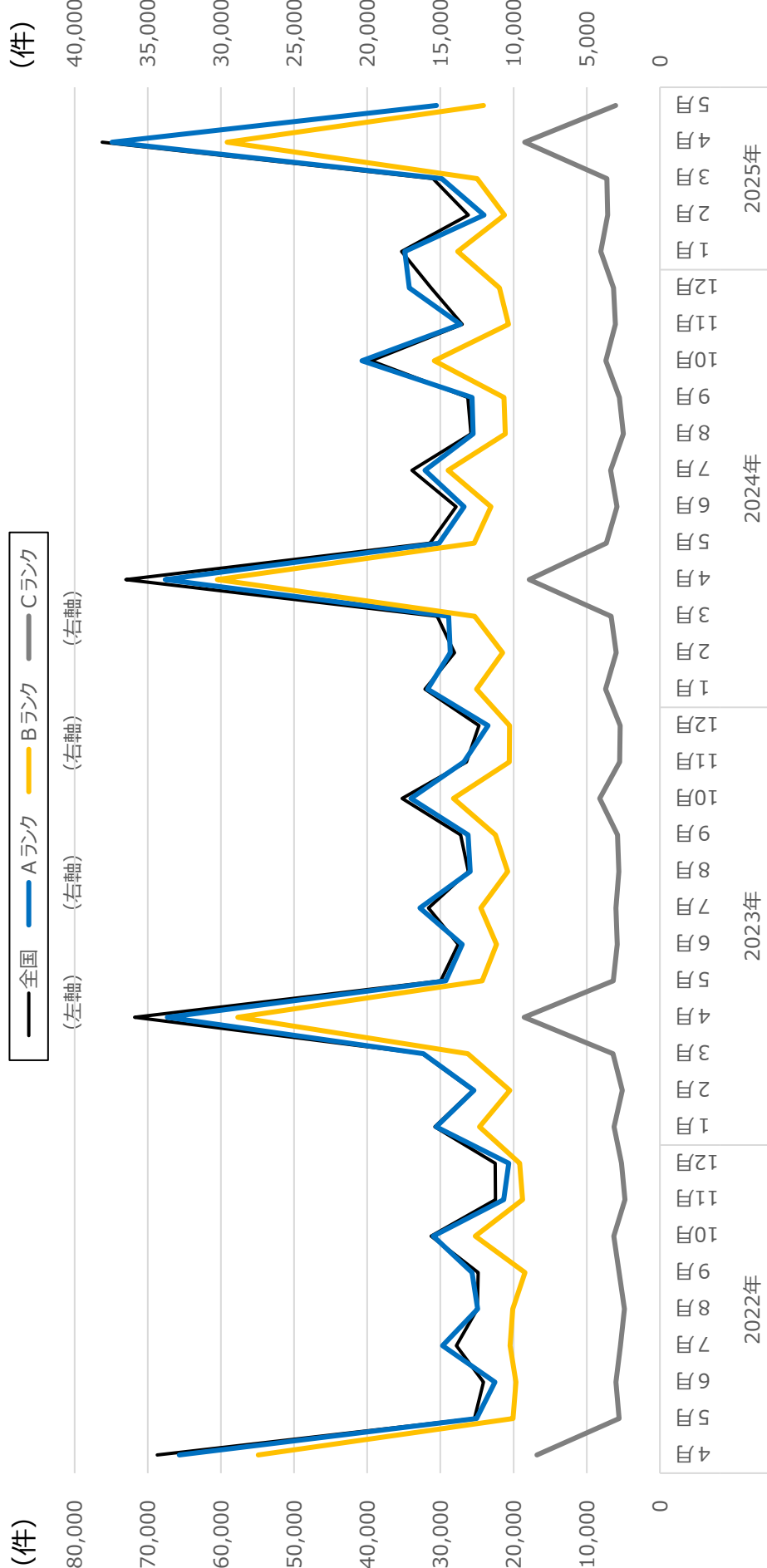
雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。



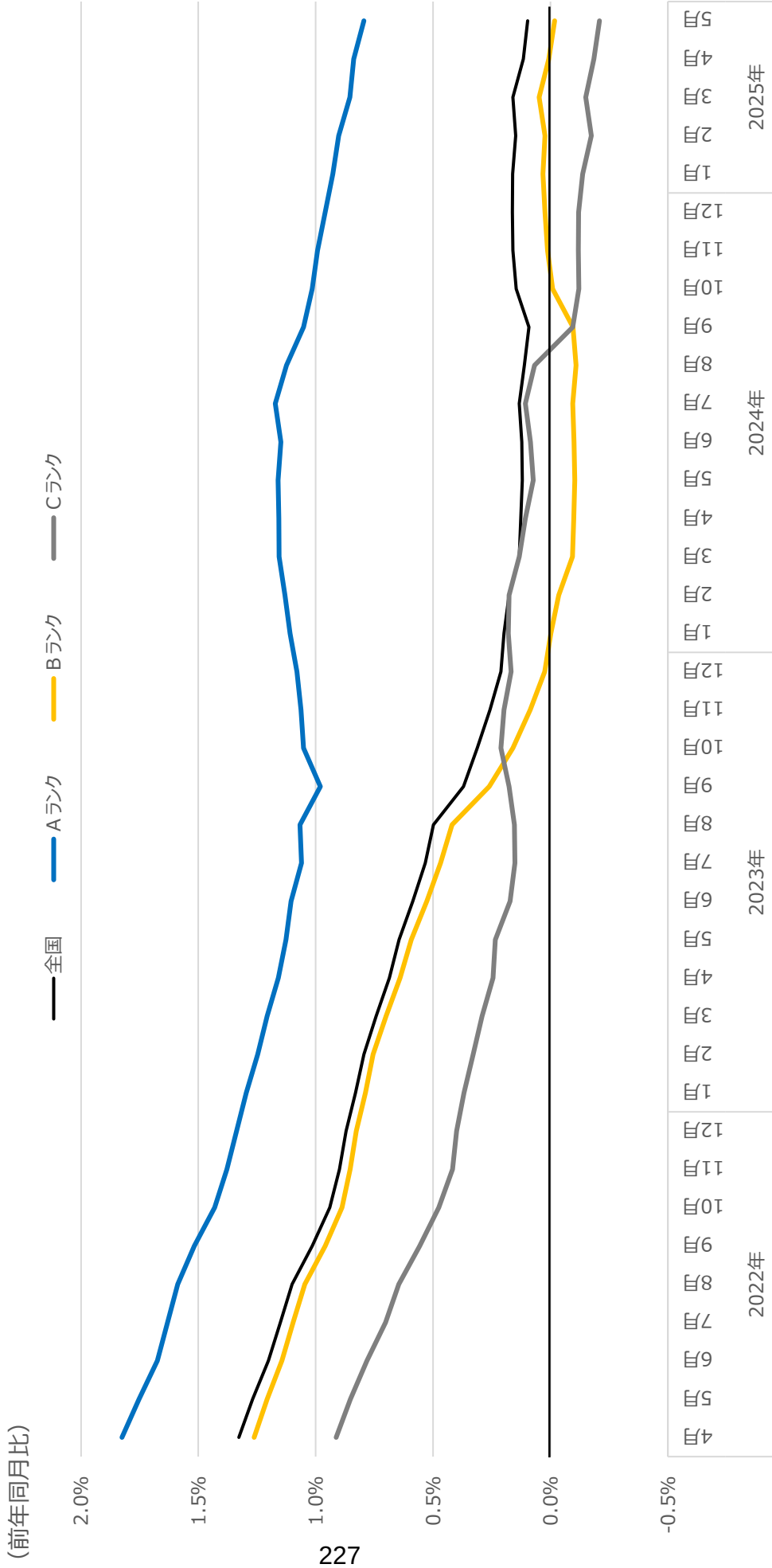
雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。



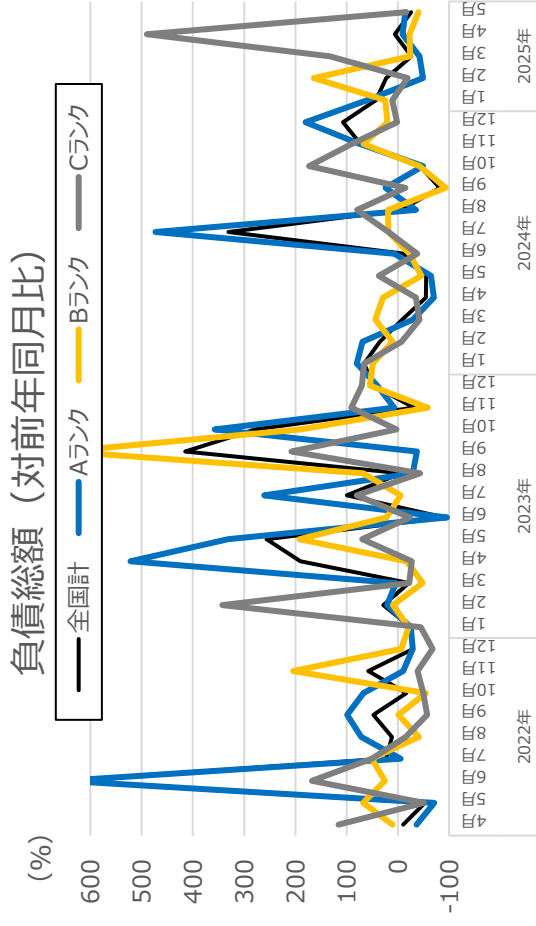
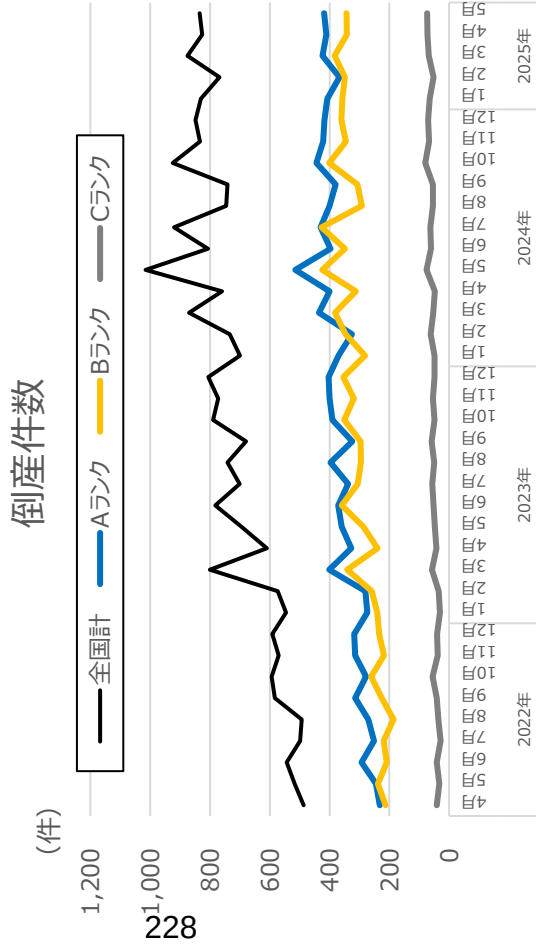
雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。



倒産に関する状況

○ 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。

2022年4月 全国計:1,669%、Aランク:4,445%、2023年9月 Bランク:1,911%

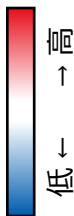
出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

完全失業率

	2022年					2023年					2024年					2025年				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	2.5	2.7	2.3
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	3.0	2.6	2.6
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	3.0	3.0	2.8
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.3	2.8	2.3	2.1	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	2.8	2.3	2.1
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	3.4	3.1	3.1
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	3.2	2.6	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	2.6	2.7	2.5
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.7	1.9	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	1.7	1.9	1.8
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	2.5	2.6	2.4
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	2.4	2.5	2.1
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.1	2.4	2.4	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	2.1	2.4	1.9
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	2.0	2.0	1.8
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.7	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	2.8	2.6	2.6
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.4	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	2.5	2.5	2.3
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	3.0	2.4	2.4
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.2	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	2.7	2.5	2.1
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	1.8	2.2	2.3	2.2	1.8	1.8	2.2	2.2	1.8	2.2
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	1.8	1.6	1.8
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9	1.8
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	1.5	1.0	1.2
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	2.0	2.2	1.8
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	1.9	1.7	1.6
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.9	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	1.9	2.2	1.8
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.2	2.4	2.1	2.0	2.2	2.1	2.0	2.3	2.2	2.1	2.0
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	2.0	1.8	2.0
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	1.9	1.9	1.7
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.2	2.2	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.2	2.2	2.4	2.1	2.2
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6	2.1	2.1	2.1
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	3.2	3.2	2.8
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	2.5	2.4	2.3
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	2.2	2.2	2.3
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	2.1	1.7	2.4
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	1.7	1.4	2.1
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	1.8	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	1.5	1.8	1.7
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.3	2.1	2.2	2.6	2.5	2.1	2.6	2.3	2.5	2.1
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.0	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	2.0	2.0	2.3
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.9	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	1.9	1.8	1.6
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	1.7	1.1	1.4
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	2.0	1.8	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	2.0	2.0	1.8
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	2.4	1.9	2.1
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	2.0	1.4	1.5
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	2.8	2.9	2.8	2.7	3.0	2.8	2.7
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	1.2	1.1	1.6
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.1	2.2	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	2.1	2.1	2.0
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	2.6	2.6	2.2
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.2	2.4	2.1	2.2	2.4	2.2	2.2	2.2	2.4	2.2	2.2	2.2	2.1	2.2	2.2	2.1
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	2.2	2.0	1.8
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	3.2	3.3	2.9

2024年度
最悪引上げ額



有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2022年												2023年												2024年												2025年					2024年度 最前月上限
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.33	1.35	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	51	
北海道	1.04	1.03	1.07	1.10	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19	1.18	1.19	1.18	1.15	1.11	1.09	1.07	1.06	1.05	1.05	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.01	1.02	1.00	0.99	0.97	0.98	0.98	0.99	0.98	0.99	0.97	0.98	0.99	1.00	50
青森県	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.19	1.21	1.20	1.20	1.19	1.20	1.21	1.19	1.17	1.16	1.18	1.16	1.15	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.10	1.10	1.08	1.07	1.07	55
岩手県	1.32	1.35	1.35	1.33	1.31	1.33	1.32	1.31	1.34	1.36	1.39	1.33	1.31	1.29	1.26	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.20	1.21	1.20	1.20	1.17	1.19	1.20	1.20	1.18	1.17	1.18	1.21	1.19	1.19	59	
宮城県	1.32	1.34	1.35	1.35	1.36	1.38	1.39	1.40	1.40	1.41	1.41	1.42	1.41	1.42	1.39	1.40	1.39	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.30	1.31	1.29	1.31	1.29	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.20	1.25	1.22	1.22	1.22	50
秋田県	1.51	1.51	1.52	1.53	1.52	1.51	1.51	1.50	1.50	1.50	1.52	1.47	1.41	1.35	1.37	1.36	1.37	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.27	1.29	1.30	1.28	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.24	1.24	1.23	1.25	1.23	1.23	1.20	54	
山形県	1.43	1.47	1.50	1.49	1.53	1.57	1.60	1.62	1.60	1.61	1.62	1.64	1.60	1.50	1.47	1.49	1.47	1.45	1.42	1.38	1.38	1.36	1.30	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.35	1.35	1.35	1.35	1.33	1.38	1.33	1.35	1.34	1.31	1.30	1.31	55
福島県	1.37	1.38	1.38	1.40	1.41	1.41	1.42	1.49	1.49	1.45	1.41	1.45	1.47	1.41	1.37	1.40	1.42	1.40	1.39	1.37	1.39	1.37	1.34	1.31	1.32	1.32	1.34	1.34	1.32	1.26	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.27	1.26	1.31	1.30	1.30	55
茨城県	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.51	1.50	1.45	1.41	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.36	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.33	1.32	1.33	1.33	1.32	1.31	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23	1.23	52	
栃木県	1.10	1.13	1.14	1.17	1.15	1.16	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.23	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.09	1.11	1.11	1.11	1.15	1.14	1.13	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.19	1.19	1.21	1.19	1.21	1.19	1.19	50
群馬県	1.39	1.40	1.40	1.43	1.46	1.48	1.49	1.52	1.52	1.52	1.52	1.49	1.44	1.41	1.41	1.45	1.41	1.43	1.42	1.40	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.41	1.39	1.35	1.33	1.33	1.33	1.34	1.33	1.34	1.33	1.32	1.31	1.33	1.31	1.30	1.31	50
埼玉県	0.95	0.96	0.98	1.01	1.01	1.03	1.05	1.05	1.07	1.08	1.08	1.08	1.07	1.06	1.05	1.06	1.08	1.08	1.07	1.08	1.07	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.02	1.02	1.03	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.06	1.06	50
千葉県	0.87	0.89	0.90	0.92	0.94	0.98	0.98	0.99	0.99	1.01	1.03	1.01	1.03	1.05	1.05	1.04	1.03	1.02	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.02	1.01	1.01	1.02	1.01	0.99	0.99	1.00	1.00	50
東京都	1.28	1.30	1.34	1.39	1.44	1.45	1.50	1.56	1.63	1.64	1.69	1.73	1.75	1.76	1.78	1.79	1.78	1.77	1.75	1.81	1.84	1.81	1.78	1.76	1.76	1.76	1.75	1.77	1.75	1.76	1.79	1.80	1.76	1.75	1.77	1.76	1.78	1.74	1.76	1.79	1.76	50
神奈川県	0.80	0.82	0.84	0.86	0.87	0.87	0.88	0.90	0.91	0.90	0.91	0.93	0.92	0.91	0.91	0.92	0.91	0.92	0.92	0.92	0.91	0.89	0.90	0.90	0.91	0.92	0.91	0.92	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.90	0.90	0.92	0.89	0.89	0.89	50	
新潟県	1.52	1.54	1.52	1.54	1.53	1.57	1.60	1.61	1.61	1.60	1.60	1.63	1.60	1.57	1.55	1.57	1.58	1.57	1.55	1.53	1.50	1.49	1.49	1.49	1.46	1.47	1.48	1.46	1.44	1.43	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.45	1.44	1.50	1.43	1.48	54	
富山県	1.54	1.53	1.53	1.54	1.53	1.57	1.58	1.59	1.59	1.61	1.60	1.60	1.57	1.52	1.50	1.50	1.47	1.45	1.43	1.43	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.42	1.40	1.43	1.41	1.39	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.39	1.40	1.43	1.44	1.48	50	
石川県	1.48	1.51	1.52	1.54	1.59	1.60	1.63	1.66	1.65	1.65	1.64	1.65	1.66	1.64	1.64	1.66	1.64	1.65	1.61	1.59	1.57	1.56	1.54	1.53	1.58	1.49	1.46	1.47	1.48	1.45	1.48	1.50	1.52	1.56	1.55	1.57	1.60	1.62	1.68	1.65	51	
福井県	1.84	1.89	1.87	1.86	1.87	1.90	1.93	1.91	1.92	1.89	1.90	1.87	1.89	1.79	1.78	1.83	1.84	1.81	1.80	1.78	1.78	1.78	1.77	1.77	1.77	1.75	1.77	1.74	1.72	1.72	1.75	1.76	1.76	1.74	1.74	1.70	1.67	1.68	1.72	1.72	53	
山梨県	1.31	1.31	1.34	1.35	1.37	1.41	1.43	1.44	1.50	1.47	1.45	1.44	1.41	1.40	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.21	1.23	1.23	1.27	1.25	1.27	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.29	1.29	1.28	1.26	1.26	1.31	1.32	1.32	50	
長野県	1.43	1.48	1.48	1.51	1.54	1.57	1.58	1.57	1.58	1.57	1.55	1.58	1.60	1.60	1.55	1.50	1.49	1.49	1.47	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.32	1.31	1.31	1.30	1.28	1.29	1.30	1.29	1.30	1.29	1.27	50	
岐阜県	1.56	1.58	1.58	1.62	1.63	1.66	1.68	1.69	1.68	1.68	1.68	1.65	1.62	1.59	1.57	1.58	1.58	1.59	1.59	1.58	1.57	1.55	1.56	1.57	1.56	1.57	1.56	1.53	1.52	1.51	1.54	1.53	1.54	1.51	1.45	1.45	1.45	1.43	1.43	1.43	51	
静岡県	1.18	1.21	1.24	1.28	1.28	1.30	1.30	1.32	1.33	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.24	1.25	1.27	1.24	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.15	1.12	1.11	1.12	1.12	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.09	1.08	1.08	50
愛知県	1.27	1.30	1.34	1.38	1.38	1.37	1.36	1.41	1.41	1.42	1.42	1.42	1.40	1.38	1.36	1.35	1.34	1.36	1.36	1.35	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30	1.29	1.31	1.31	1.30	1.27	1.26	1.26	1.25	1.26	1.27	1.26	1.27	1.29	1.32	1.35	1.32	50
三重県	1.31	1.32	1.36	1.39	1.39	1.41	1.42	1.43	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.35	1.33	1.32	1.31	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.25	1.25	1.23	1.22	1.20	1.19	1.16	1.16	1.16	1.14	1.15	1.13	1.14	1.17	1.19	1.17	1.16	50	
滋賀県	0.98	1.01	1.05	1.06	1.07	1.09	1.11	1.12	1.13	1.15	1.19	1.20	1.19	1.17	1.13	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.06	1.04	1.03	1.01	1.00	0.98	0.99	1.00	0.99	0.99	1.00	1.02	1.02	1.01	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.0		

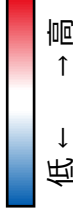
雇用保険被保険者数(前年同月比)

2023年												2024年												2025年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月							
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%							
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%							
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	-1.3%							
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	-1.9%							
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%							
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%							
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	-1.4%							
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	-1.0%							
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	-1.6%							
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%							
群馬県	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%							
埼玉県	-0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%							
千葉県	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.6%	2.6%	2.3%							
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	2.8%							
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	1.1%							
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%							
富山県	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.4%							
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%						
福井県	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%							
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%							
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%							
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%							
静岡県	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	0.1%							
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%							
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%							
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	0.1%							
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%							
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	0.8%							
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%							
奈良県	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%							
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%							
徳島県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-1.0%							
高松県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-1.1%							
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%							
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.6%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-1.1%							
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	-0.8%							
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.7%	-0.7%							
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	0.1%							
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-1.3%	-1.2%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-1.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%							
高知県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-0.9%	-1.2%							
福岡県	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.6%	0.0%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%							
佐賀県	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%							
長崎県	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-0.9%	-0.7%	-0.5%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.7%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%							
熊本県	0.2%	0.4%	0.3%	0.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%	0.8%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%							
大分県	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%							
鹿児島県	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	0.0%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.9%							
沖縄県	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.8%	-0.2%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.6%							
沖縄県	0.0%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%							

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

月末被保険者数を基に集計



雇用保險事業主都合資格喪失者數（前年同月比）

2024年1-5月累計同比																														
2023年						2024年						2025年						2024年		2025年		2024年		2025年						
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
全国	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-7.6%	1.9%	4.5%	-3.4%	
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	11.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	32.2%	-0.9%	-44.3%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	31.1%	24.0%	3.5%	-14.8%	
青森県	13.5%	8.2%	-17.2%	-0.9%	11.3%	58.1%	29.8%	44.4%	-12.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-6.8%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	32.2%	-0.9%	-44.3%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	31.1%	24.0%	3.5%	-14.8%	
岩手県	6.7%	113.3%	4.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	5.2%	37.4%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	33.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	
山形県	-30.6%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	30.4%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-20.4%	-10.8%	
秋田県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	
山梨県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-2.3%	-18.2%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	-22.9%	
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-95.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	17.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.1%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.3%	22.3%	
東京都	38.5%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	15.0%	2.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	11.7%	109.8%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	
神奈川県	-6.8%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.8%	2.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	49.9%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	2.3%	
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.8%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	0.0%	11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-3.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	9.1%	-42.7%	
山梨県	41.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-2.6%	-26.3%	-20.4%	-15.4%	-5.0%	
長野県	48.2%	-11.5%	61.5%	11.7%	54.1%	2.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.6%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	52.9%	18.2%	29.9%	12.7%	18.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	16.9%	12.7%	8.3%	12.7%	-8.3%	65.2%	19.1%	-8.4%	26.2%	24.8%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-12.6%	
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.4%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	59.2%	3.2%	-12.6%	-15.0%	-4.5%	-8.5%	-2.9%	5.3%	21.9%	-13.9%	
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.0%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	59.2%	3.2%	-12.6%	-15.0%	-4.5%	-8.5%	-2.9%	5.3%	21.9%	-13.9%	
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	
奈良県	24.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-3.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	-8.9%	3.2%	-17.0%	-13.3%	-3.7%	3.4%	3.7%	6.4%	
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-32.2%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	
鳥取県	0.9%	-58.4%	73.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	34.3%	52.3%	80.6%	-13.7%	-38.7%	24.4%	-6.4%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	
島根県	16.2%	47.7%	27.0%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	37.8%	-20.9%	44.2%	-33.1%	-18.2%	24.4%	-10.3%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	
山口県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	20.7%	4.1%	36.1%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	4.7%	
広島県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	100.8%	25.7%	26.1%	26.1%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%	-1.7%
徳島県	16.3%	-25.2%	21.1%	-22.9%	-22.7%	63.6%	5.2%	-6.5%	51.6%	-11.8%	43.3%	49.1%	47.8%	47.8%	6.2%	-15.5%	46.5%	-23.3%	-16.2%	2.1%	111.5%	1.0%	23.7%	59.8%	-36.0%	-43.0%	-13.3%	-4.4%	-12.7%	33.0%
香川県	81.1%	73.3%	15.4%	19.3%	-27.9%	72.5%	-4.8%	21.9%	-13.7%	58.2%	12.9%	0.7%	12.6%	12.6%	-4.2%	-31.3%	-7.4%	7.0%	-50.4%	5.6%	-31.6%	-0.6%	25.0%	28.6%	47.2%	-13.5%	-43.4%	36.4%	-8.6%	-11.2%
愛媛県	42.0%	1.0%	-3.5%	20.4%	8.3%	42.5%	17.9%	-3.4%	23.1%	-14.6%	-1.4%	1.4%	-10.4%	42.2%	-0.4%	-3.4%	85.6%	-29.2%	-12.0%	-4.8%	-33.7%	115.0%	39.8%	23.4%	18.6%	-24.4%	-2.4%	36.3%	20.7%	
高知県	5.0%	-15.2%	-32.6%	24.2%	52.6%	20.7%	-25.6%	54.0%	37.2%	-17.7%	-7.9%	-3.4%	-10.1%	0.0%	43.3%	16.7%	-1.9%	15.0%	60.7%	-38.9%	25.6%	24.8%	55.8%	12.5%	54.1%	26.6%	-21.5%	5.8%	-35.1%	
福岡県	5.9%	13.9%	6.3%	-15.9%	1.2%	-13.6%	17.3%	-13.9%	11.0%	15.2%	1.5%	-3.4%	-0.5%	17.8%	22.6%	4.3%	10.2%	14.4%	13.9%	-2.8%	3.8%	46.9%	-2.3%	31.5%	9.1%	-12.2%	-10.3%	-21.0%	41.6%	
佐賀県	-29.3%	26.0%	24.4%	15.2%	25.8%	101.4%	43.0%	-52.3%	-13.7%	21.1%	2.9%	-9.4%	-3.1%	-40.5%	-7.8%	-12.7%	-30.1%	42.2%	18.3%	1.9%	1.7%	67.0%	-16.2%	28.7%	104.8%	96.0%	34.8%	-6.0%	4.8%	
長崎県	-43.9%	-30.1%	5.1%	-2.3%	-35.8%	-40.9%	-40.2%	-18.8%	-6.7%	-17.9%	-13.7%	69.4%	26.1%	-16.0%	4.1%	5.5%	24.4%	-2.6%	-3.2%	-24.0%	4.9%	-13.0%	12.0%	-24.2%	35.0%	25.7%	35.0%	-24.1%	-17.1%	
熊本県	6.4%	28.9%	-2.4%	33.9%	39.4%	-10.4%	24.0%	50.8%	25.7%	15.3%	-14.2%	-9.0%	46.8%	3.8%	10.6%	-22.8%	-3.9%	38.5%	13.8%	-28.5%	-9.1%	49.7%	31.4%	-17.6%	-25.2%	25.8%	-13.2%	24.1%	37.1%	
大分県	16.8%	-33.2%	-8.1%	-5.1%	45.0%	11.5%	-27.8%	60.6%	25.4%	11.4%	19.5%	-36.6%	0.0%	47.4%	15.4%	12.8%	-4.2%	0.5%	-35.9%	9.0%	-26.8%	-30.9%	18.8%	89.3%	33.5%	-47.7%	32.5%	-19.0%	-1.5%	
宮崎県	24.3%	0.7%	146.3%	3.0%	6.4%	13.1%	5.2%	5.6%	15.8%	16.9%	18.1%	47.2%	-10.7%	19.1%	-35.2%	-24.5%	-16.7%	55.5%	0.0%	13.2%	6.4%	-0.7%	48.6%	-3.8%	36.5%	27.2%	44.2%	32.5%	-19.0%	
鹿児島県	-17.2%	0.9%	30.2%	42.0%	19.1%	40.7%	12.1%	15.0%	19.0%	-1.7%	-16.7%	19.0%	-1.3%	65.7%	2.5%	6.9%	45.6													

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合



↑
低

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

2024年度
最終引上げ額

	2023年												2024年												2025年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月							
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%						
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	0.1%						
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%						
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.2%							
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.7%	-0.6%						
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%						
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%						
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%						
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%						
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%						
群馬県	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%						
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%						
千葉県	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%						
東京都	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%						
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%						
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	0.9%	0.9%						
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%						
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.5%						
福井県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%						
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%						
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%						
岐阜県	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%						
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%						
愛知県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%						
三重県	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%						
滋賀県	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%						
京都府	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%						
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-2.6%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%						
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%						
奈良県	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%						
和歌山県	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%						
鳥取県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%						
島根県	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%						
岡山県	0.8%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%						
広島県	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%						
山口県	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%						
徳島県	-0.6%	-0.6%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%						
香川県	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%						
愛媛県	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%						
高知県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-1.7%	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%						
福岡県	1.6%	1.5%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%						
佐賀県	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0							

出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」

都道府県労働局別適用状況

月末被保険者数を基に集計

低 ←

→ 高

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

賃金引き上げに関する支援

業務改善助成金 | 15億円(8.2億円) | <297億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金 | 1,025億円(1,106億円) |

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金 | 2.0億円(2.9億円) |

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成。

人材開発支援助成金等による支援 | 545億円(629億円) |

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に専らした専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 92.3億円(71.0億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組み中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30.1億円(31.4億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

| 34億円の内数(35.0億円の内数) | <112億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

生産性向上に関する支援

中小企業省力化投資補助事業 <3,000億円 ※既存基金を活用>

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.00億円 | <10.00億円>

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組み中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

① **中小企業成長加速化補助金** (補助上限額：5億円、補助率：1/2)

…賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援

② **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)**

(補助額：100万～4,000万円、補助率：1/2～2/3)

…革新的な新製品・新サービス開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築を支援

③ **小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)**

(補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等)

…小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援

④ **サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)**

(補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5)

…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール (ソフトウェア、サービス等) の導入を支援

⑤ **事業承継・M&A支援事業 (事業承継・M&A補助金)**

(補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3)

…事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継に伴う廃業にかかる費用を支援

新事業進出補助金 <1,500億円 ※既存基金を活用>

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2024年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2024年度 実績（件） ※一部暫定値	2024年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業省力化投資補助事業	2,235	—	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	6,406	2,255	—
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	23,321	10,591	—
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	71,767	50,175	—
事業承継・M&A支援事業（事業承継・M&A補助金）	2,107	1,285	—
中小企業等事業再構築促進事業	7,664	2,031	—
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、雇用管理制度・雇用環境整備助成コース(R7より受付再開)、テレワークコース	64	42	0.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度から の繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度へ の繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2024年度	6.2 (8.2)	94.0 (101.9)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	257.9 (268.7)	233.5	90.5	18,601
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0	13,603
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6	5,672

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

() 内の数値は、事業費を含めた金額。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2022年度	2023年度	2024年度
北海道	201	645	953
青森	62	169	248
岩手	124	254	240
宮城	59	196	241
秋田	55	95	144
山形	74	147	219
福島	84	255	346
茨城	101	217	302
栃木	104	205	351
群馬	76	187	230
埼玉	105	359	432
千葉	121	242	356
東京	440	699	1,007
神奈川	274	437	591
新潟	86	326	381
富山	58	158	206
石川	78	189	257
福井	91	254	342
山梨	33	128	111
長野	106	248	339
岐阜	101	312	439
静岡	181	324	730
愛知	361	1,090	1,315
三重	72	249	292

	2022年度	2023年度	2024年度
滋賀	131	239	273
京都	85	186	462
大阪	358	1,042	1,363
兵庫	260	577	919
奈良	72	163	252
和歌山	89	176	233
鳥取	94	177	192
島根	45	161	163
岡山	104	266	201
広島	169	403	429
山口	107	241	301
徳島	84	130	333
香川	98	241	323
愛媛	96	173	302
高知	37	196	172
福岡	219	539	863
佐賀	32	211	210
長崎	83	216	255
熊本	123	155	298
大分	161	231	299
宮崎	54	153	169
鹿児島	42	122	163
沖縄	82	220	354
全国計	5,672	13,603	18,601

賃上げを後押しする予算措置【2024年度補正予算】

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。
- ・ 事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠・PMI促進枠）については、現在公募なし。

<中小企業省力化投資補助金>

【既存基金を活用 3,000億円】

□事業概要：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

□補助率：1/3～2/3

□補助上限：最大8000万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで **上限額を最大1億円に引き上げ**

<事業承継・M&A補助金>

【生産性革命推進事業 2024年度補正 3,400億円の内数】

	事業承継促進枠	PMI推進枠
事業概要	承継前の設備投資等に係る費用を補助	M & A 後の P M I にかかる専門家費用や設備投資を補助
補助率	1/2～2/3	P M I 専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2～2/3
補助上限	最大800万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで 上限額を最大1,000万円に引上げ	P M I 専門家活用類型：最大：150万円 事業統合投資類型：最大800万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで 上限額を最大1,000万円に引上げ
加点措置	事業場内最低賃金 + 30円の場合 実施予定	
		50

中小企業省力化投資補助事業 3,000億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 事業の内容)

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

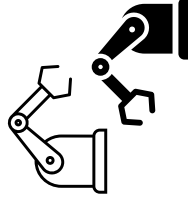


枠・類型	補助上限額	※カッパ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 6～20人 21人以上	200万円 (300万円) 500万円 (750万円) 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 6～20人 21～50人 51～100人 101人以上	750万円 (1,000万円)・ 1,500万円 (2,000万円) 3,000万円 (4,000万円) 5,000万円 (6,500万円) 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ (小規模・再生事業者は除く。)

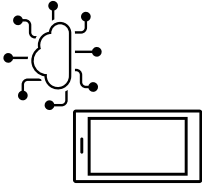
導入支援イメージ

カタログ注文型

- 自動券売機
- 無人搬送車



- カスタマイズ機器
- ソフト＋ハード



一般型

2024年度補正予算

事業承継・M & A 補助金の概要

- 早期の事業承継を促すため、事業承継促進枠により5年以内に事業承継する事業者の設備投資を支援。
- M&Aにおいて成立後のトラブル防止のため、専門家活用枠におけるデュー・ディリジェンス実施の費用を補助額に加算。
また、**100億企業要件を満たす場合、専門家活用枠の補助上限額を拡大。**
- M&Aの統合効果を最大化させるため、PMI専門家費用や事業統合投資を支援する「PMI推進枠」を新設。

事業承継促進枠		専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
24補助上限	800～1,000万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	600～800万円* ¹ 、2,000万円* ² *1: 800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 *2: 100億企業要件を満たす場合、2,000万円まで補助上限額を拡大	PMI専門家活用類型：150万円* ¹ 事業統合投資類型：800～1,000万円* ² *1：専門家活用枠と同時申請可能 *2：一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円* *事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型：1/3・1/2or2/3* ¹ 売手支援類型：1/2・2/3* ² *1: 100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 *2: ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2/3	PMI専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2・2/3* *中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3* *事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費 等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費 等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）
昨年から主な変更点	● 経営革新枠から改変 ● 5年以内事業承継する事業者が対象	● 800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ● 100億企業要件を満たす場合は補助上限額を2,000万円まで引き上げ	● 新設	

経済産業関係 2024年度
税制改正について(抜粋)

(1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。**

改正後【措置期間：3年間】

継続雇用者 ^{※4} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ^{※6}	教育 訓練費 ^{※7} (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	10%					
+ 4 %	15%		5 % 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5 % 上乗せ	35%
+ 5 %	20%	+ 10 %				
+ 7 %	25%					

大企業^{※1}

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%			
+ 4 %	25%		5 % 上乗せ	30%
-	-	+ 20 %		
-	-			

中堅企業^{※2}

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	10%					
+ 4 %	25%	+ 10 %	5 % 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%

中小企業^{※3}

全雇用者 ^{※5} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5 %	15%					
+ 2.5 %	30%	+ 5 %	10 % 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5 %	15%			
+ 2.5 %	30%	+ 10 %	10 % 上乗せ	40%

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しなかった金額の**5年間の繰越しが可能**^{※8}。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うこと**が適用される。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
- ※3 ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※4 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※5 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※6 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限らない全ての国内雇用者。
- ※7 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※8 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

賃金上昇と物価上昇の関係についての周知（消費者庁）

- 成長と分配の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「教えて、探偵さん 物価上昇！ どうする？」

「物の値段はどうやって決まる？」 「日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！」 「物価をウォッチしよう！」
などをテーマにわかりやすく解説。

244

<メインストーリー>

- ✓ 日本は2022年からパン等が値上がりしている
- ✓ 30年位、物価も賃金も横ばい
- ✓ 企業は、原材料費が高騰しても、消費者離れをおそれ値上げせず、賃上げもされず
- ✓ 物価が緩やかに上がりながら、賃金が上がっていくのが望ましい姿
- ✓ 値上がりしても商品を購入して応援する気持ちが大切



<サブストーリー>

1 物の値段はどうやって決まる？

- ✓ 物の値段は基本的に「需給バランス」で決まる。物価が下がる/上がる状態を、デフレ/インフレという

2 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？

- ✓ 日本は長い間値上げを避けた結果、90年代の終わり頃から物価も賃金もあまり上がらず、外国と差がついてしまった。これがデフレの良くない理由の一つ。

3 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！

- ✓ 日本では、海外諸国とは対照的に、この30年、物価も賃金も上がっていない。物価が上がらないデフレの状態が続いていたのが原因。

4 物価はなんで上がらないの？

- ✓ 原材料費が高騰しても、値上げに敏感な消費者が離れることをおそれ、価格転嫁ができなかった。

5 物価をウォッチしよう！

- ✓ 買い物をするとき、その値段となっている理由や背景を意識して考えてみるのが重要。



3～5分で見られます！

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加算要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



145 宣言の骨子

- （1）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- （2）下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

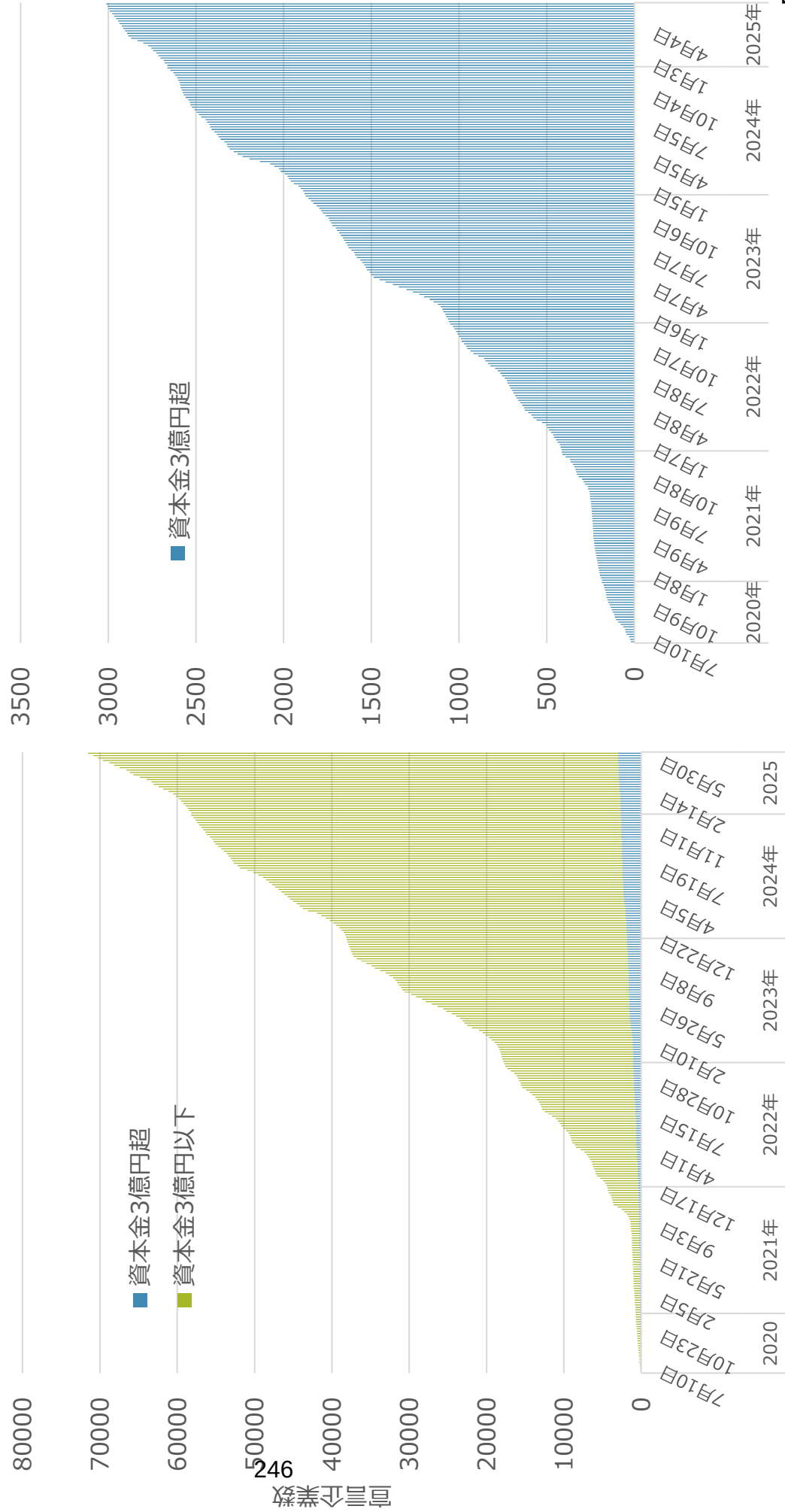
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）**
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商會頭、連合会長
※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日、第6回は2025年2月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2025年6月27日時点で**71,560社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,012社**）

■ 宣言数の推移



下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることか困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日

2026年1月1日（一部の規定を除く）

「地方版政労使会議」での周知（2025年）

- 「地方版政労使会議」の機会を活用し、都道府県労働局からの依頼に応じ、4 4 の都道府県において公正取引委員会から「労務費転嫁指針」を説明。 ※の滋賀県、兵庫県、山口県は資料対応

	都道府県名	開催日 (2025年)		都道府県名	開催日 (2025年)		都道府県名	開催日 (2025年)
01	北海道	1/22	16	富山	2/3	31	岡山	1/31
02	青森	1/23	17	石川	2/6	32	広島	1/31
03	岩手	2/10	18	福井	1/17	33	徳島	1/20
04	宮城	2/6	19	山梨	2/6	34	香川	1/15
05	秋田	1/30	20	長野	2/17	35	愛媛	2/20
06	山形	2/14	21	岐阜	12/23 (2024)	36	高知	2/20
07	福島	2/4	22	静岡	2/3	37	福岡	1/15
08	茨城	1/30	23	愛知	2/6	38	佐賀	2/4
09	栃木	3/7	24	三重	1/29	39	長崎	2/6
10	群馬	3/27	25	京都	3/18	40	熊本	1/15
11	埼玉	2/6	26	大阪	2/17	41	大分	1/31
12	千葉	1/17	27	奈良	2/26	42	宮崎	2/18
13	東京	1/29	28	和歌山	2/14	43	鹿児島	2/17
14	神奈川	1/20	29	鳥取	1/24	44	沖縄	1/21
15	新潟	2/14	30	島根	2/12			

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1 2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面などを形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。**特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

250

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

(一部抜粋)

価格交渉促進月間（2025年3月） フォローアップ調査結果

2025年6月20日
中小企業庁

2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「① アンケート調査、② 下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、**2024年10月～2025年3月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間

2025年4月21日～5月30日

○回答企業数

65,725社（回答から抽出される**発注企業数**は延べ76,894社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考：**2024年9月調査：51,282社**（延べ54,430社）

2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）

21.9%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年9月調査：**17.1%**、2024年3月調査：**15.5%**

○回収率

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

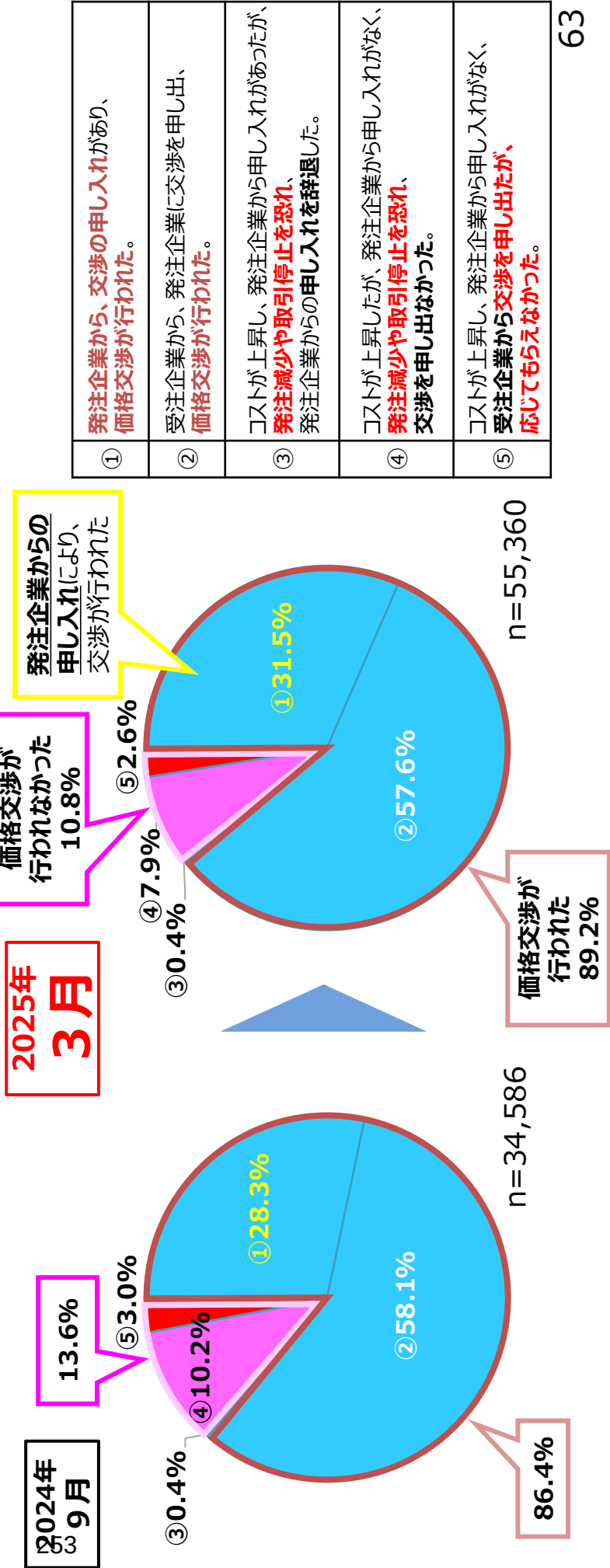
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の31.5%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約3ポイント増の89.2%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回13.6%→10.8%）。
 - 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるもの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況



(参考)「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

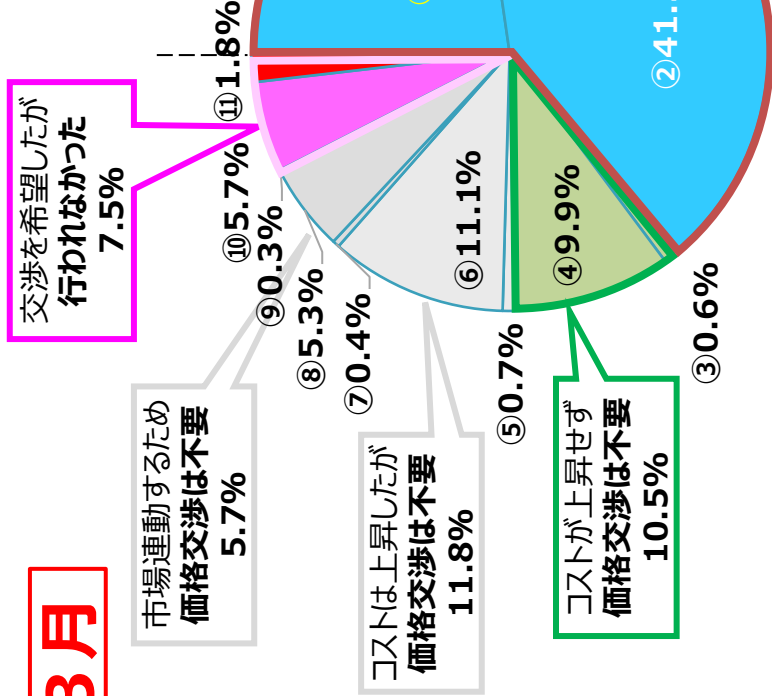
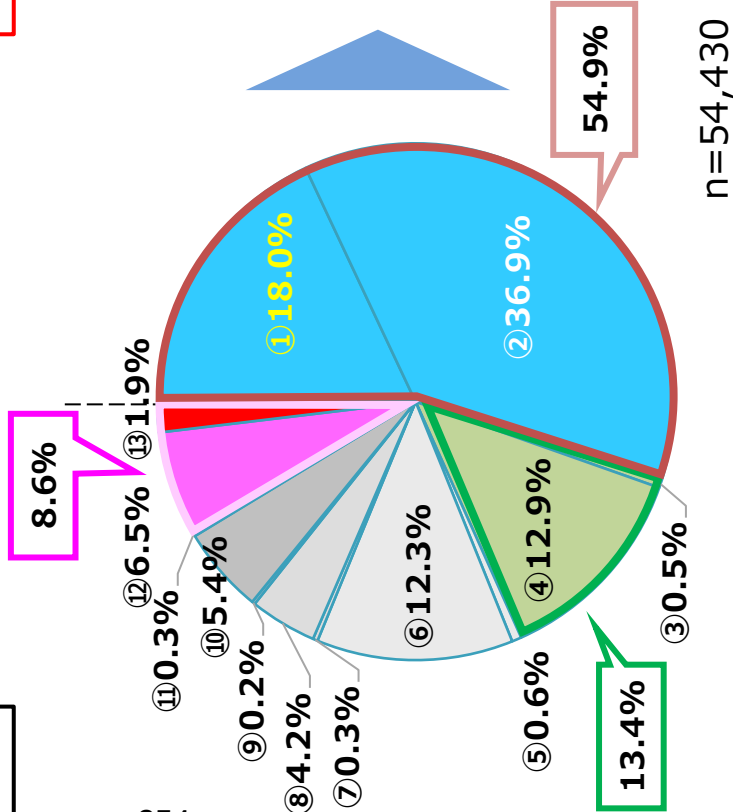
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、**2割超**（前回18.0%→22.7%）。
- 発注企業との**価格交渉が行われた割合**は、**6割超**（前回54.9%→64.2%）。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は**減少**（前回8.6%→7.5%）。

直近 6 か月間における価格交渉の状況

9月

3月

254



(参考) 価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

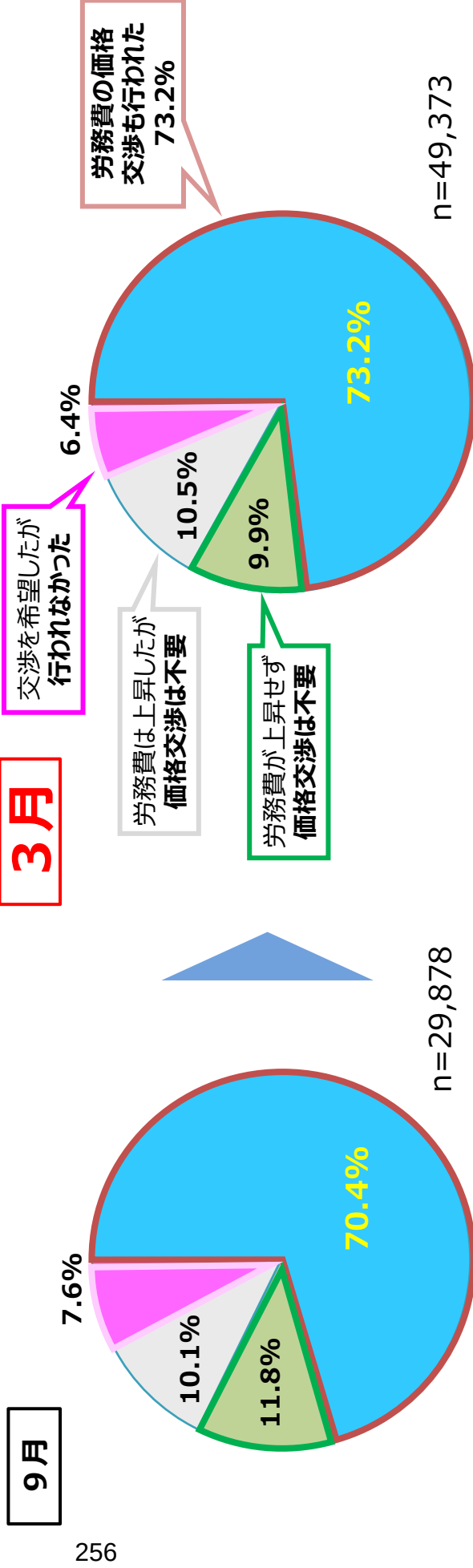
9月		3月			
n= 54,430		n=76,894			
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	18.0%	①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.9%	②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.9%	④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%	⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.3%	⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	4.2%	⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%
⑨	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%	—	—	—
⑩	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.4%	—	—	—
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑫	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	6.5%	⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%
⑬	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.9%	⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「労務費指針（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「労務費について価格交渉ができたか」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち 7割超において、労務費についても交渉を実施（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費指針」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については **自助努力** で解決すべき部分であるとして、交渉の協議を拒否された。
- ▲ 労務費の価格交渉に際して、値上げの根拠・証拠資料の提示要求があり、非常に時間がかった。

【凡例】 ○：よい事例、▲：問題のある事例

「価格転嫁不要」の回答

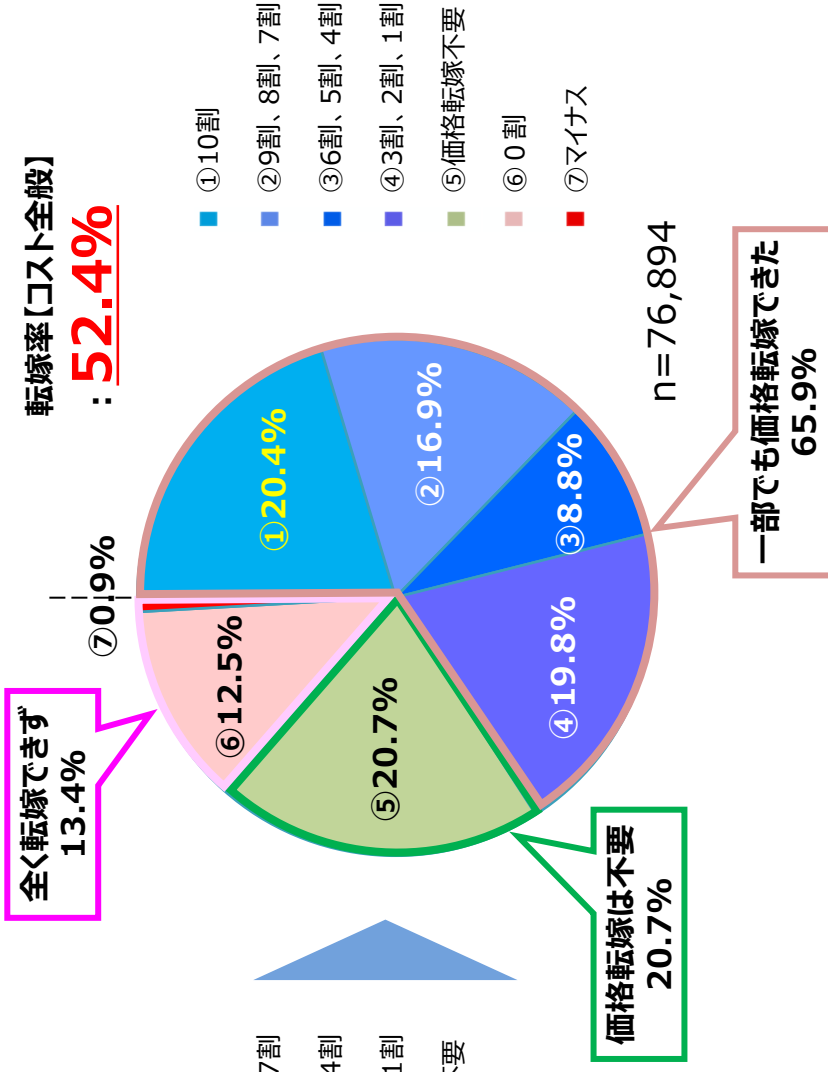
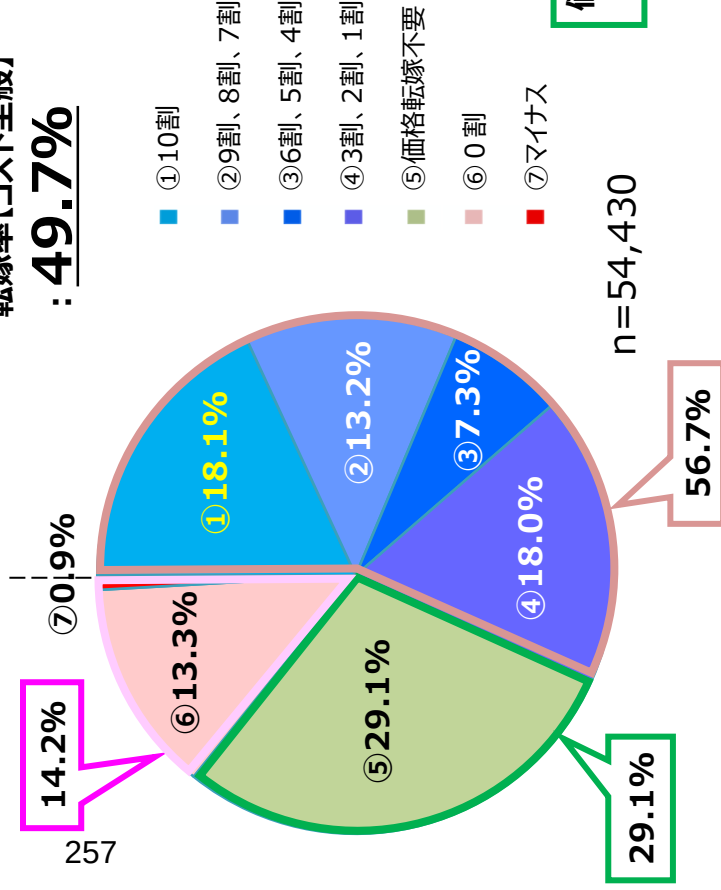
- 「全額転嫁できた」割合は、前回から約2ポイント増の20.4%。

直近6か月間における価格転嫁の状況

மா

転嫁率【コスト全般】

52.4%



価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

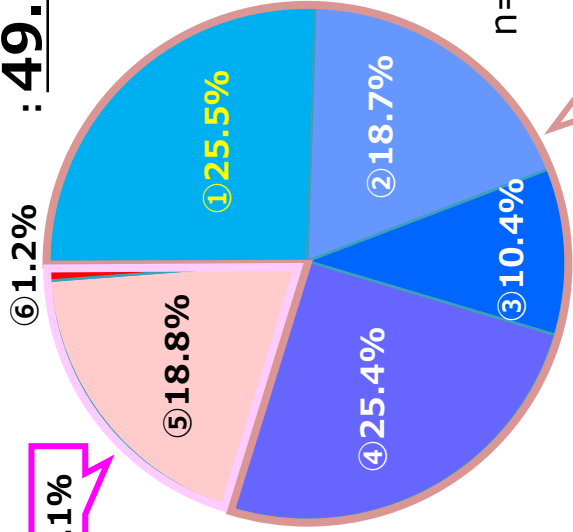
- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→16.9%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

259月

転嫁率【コスト全般】
: 49.7%

20.1%



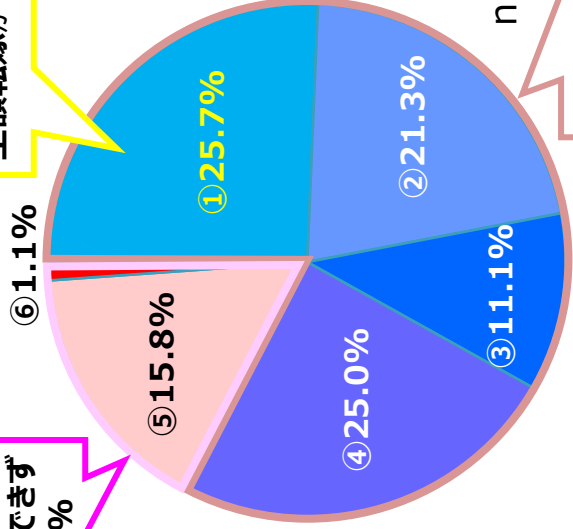
79.9%

3月

全く転嫁できず
16.9%

全額転嫁ができた

転嫁率【コスト全般】
: 52.4%



一部でも価格転嫁できた
83.1%

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

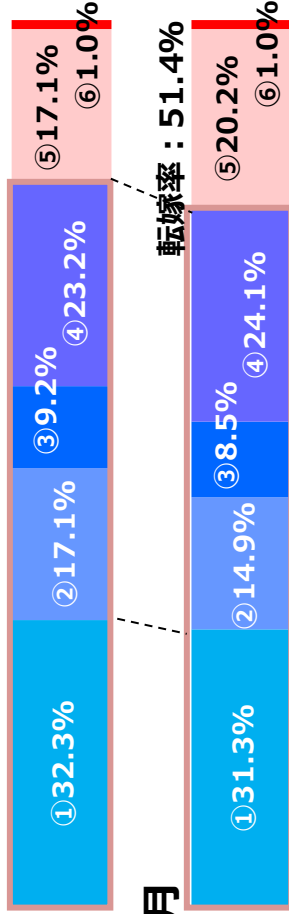
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

3月

転嫁率：54.5%



9月

転嫁率：51.4%

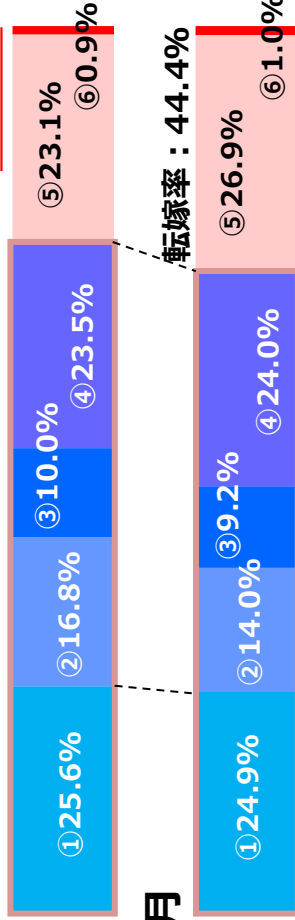
一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

3月

転嫁率：47.8%



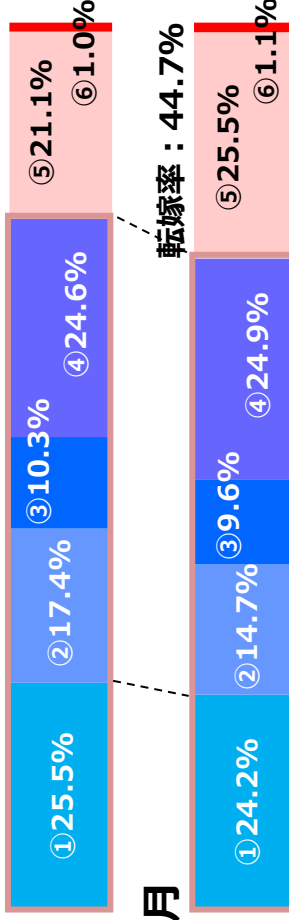
9月

転嫁率：44.4%

労務費

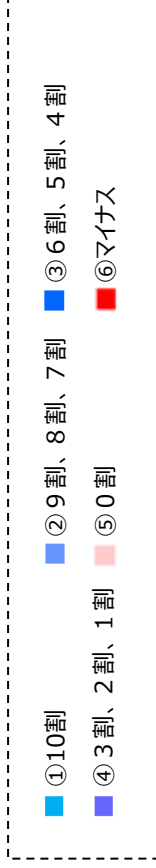
3月

転嫁率：48.6%



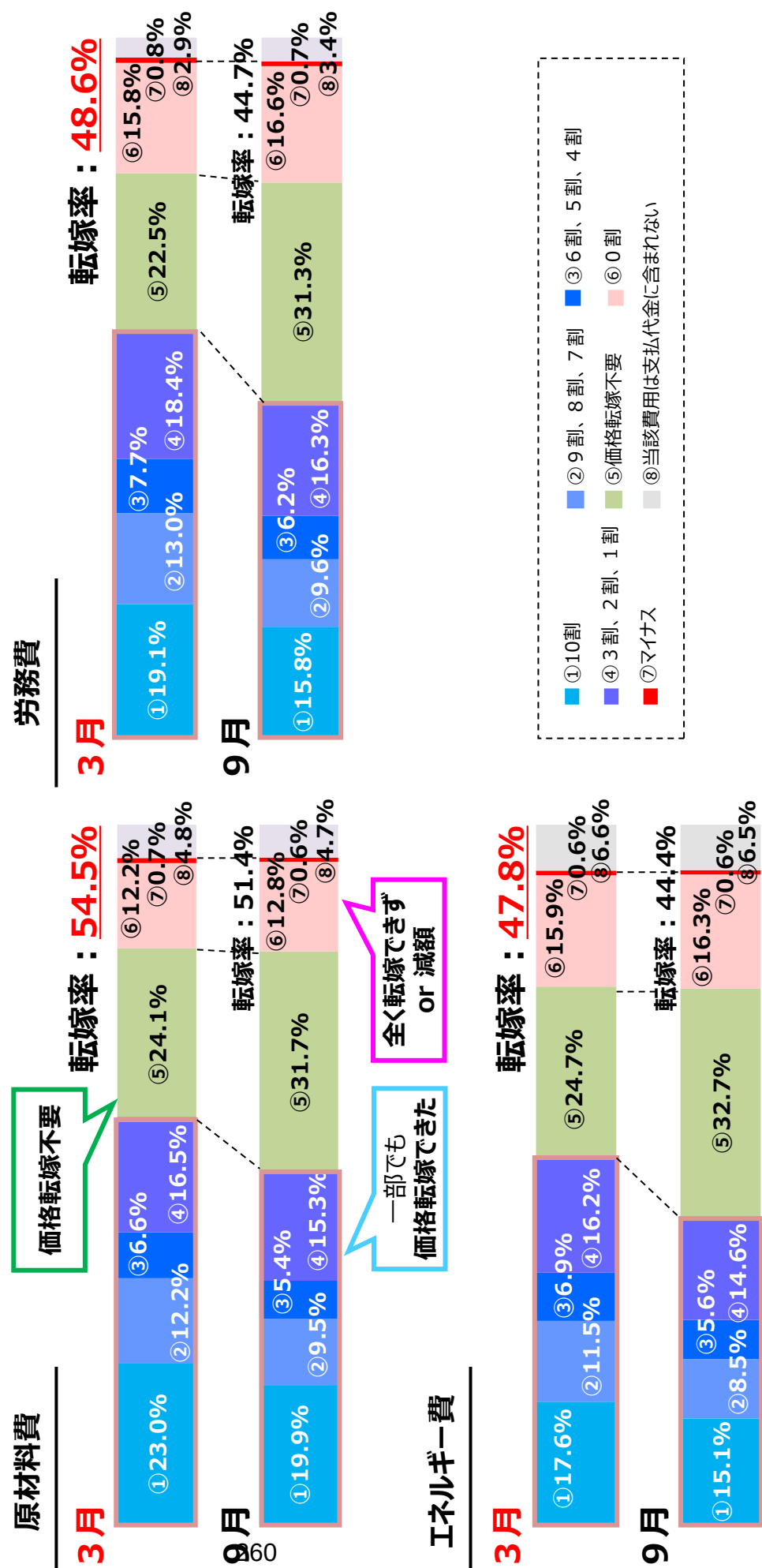
9月

転嫁率：44.7%



価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

- コスト増加分を「全額転嫁できた」割合は、それぞれ約2～3ポイント増加
- 「一部でも転嫁できた」割合は、いずれの要素においても約8～10ポイント増加。

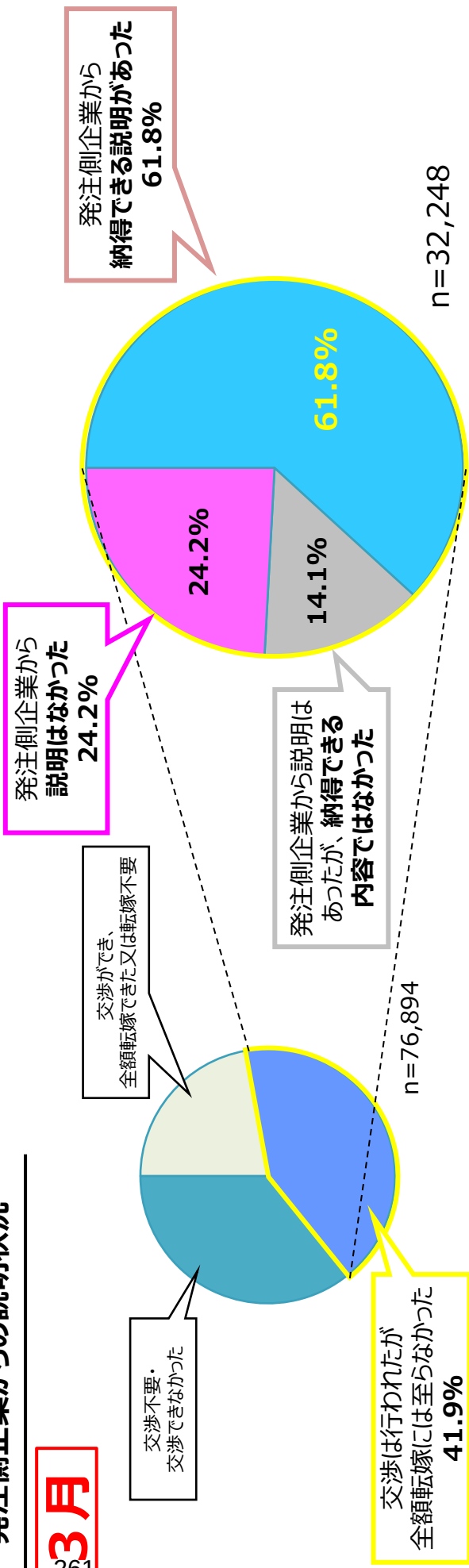


価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.9%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割（前回39.6%→38.2%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。
協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適正化法」の周知を徹底していく。

発注側企業からの説明状況

3月
261



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった。
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、根拠の説明がない価格を一方的に通知された。

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

- 価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

順位	業種	前回	今回平均点
－	全体	6.75	7.18 ↑
1位	製薬	7.13	8.40 ↑↑
2位	電気・ガス・熱供給・水道	7.22	7.67 ↑
2位	飲食サービス	6.45	7.67 ↑↑
4位	建設	7.15	7.65 ↑↑
5位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.75	7.54 ↑↑
6位	化学	7.41	7.52 ↑
7位	造船	7.51	7.46 ↓
8位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	7.40 ↑
9位	鉱業・採石・砂利採取	6.70	7.39 ↑↑
10位	電機・情報通信機器	6.63	7.38 ↑↑
21位	卸売	7.17	7.36 ↑↑
21位	小売	6.38	7.27 ↑↑
13位	食品製造	6.72	7.19 ↑
14位	広告	7.50	7.13 ↓
15位	自動車・自動車部品	6.60	7.05 ↑↑
16位	農業・林業	6.41	7.01 ↑↑
17位	紙・紙加工	6.70	6.97 ↑
18位	金融・保険	7.30	6.86 ↓
18位	機械製造	6.67	6.86 ↑↑
20位	放送コンテンツ	5.32	6.84 ↑↑↑
21位	不動産・物品賃貸	6.56	6.60 ↑
22位	生活関連サービス	6.07	6.54 ↑
23位	金属	6.27	6.44 ↑
24位	通信	6.20	6.36 ↑
25位	建材・住宅設備	6.68	6.31 ↓
26位	印刷	5.90	6.30 ↑
27位	トラック運送	5.28	6.21 ↑↑
28位	繊維	6.89	6.19 ↓↓
29位	廃棄物処理	6.74	6.15 ↓↓
30位	石油製品・石炭製品製造	5.77	6.02 ↑
－	その他	－	－

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係

↑：0.1～0.4ポイント上昇、↑↑：0.5～0.9ポイント上昇、↑↑↑：1.0ポイント以上上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。

(例) 家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった	－	10点
	申し入れがなかった	－	8点
行われなかった		コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
	申し入れがあった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
		コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
行われなかった		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
	申し入れがあった	支払代金が市場価格に連動するため、交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送は約6ポイント、広告は約7ポイント上昇。

2025年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率						
				原材料費		エネルギー費	労務費			
②業種別	①全体									
	1位	化学	↑	52.4% (49.7%)	↑	54.5% (51.4%)	↑	47.8% (44.4%)	↑	48.6% (44.7%)
	2位	製薬	↑	64.8% (61.9%)	↑	69.3% (65.0%)	↑	62.4% (57.9%)	↑	61.3% (54.6%)
	3位	食品製造	↑↑	64.1% (53.6%)	↑↑	68.7% (60.4%)	↑	56.6% (54.2%)	↑↑	61.7% (46.5%)
	4位		↑	60.3% (55.3%)	↑	62.7% (58.3%)	↑	52.2% (47.6%)	↑	51.7% (47.2%)
	5位	電機・情報通信機器	↑	58.4% (54.8%)	↑	62.8% (58.9%)	↑	52.7% (49.6%)	↑	53.3% (48.7%)
	6位	造船	↑	57.6% (57.0%)	↓	60.2% (62.1%)	↑	57.9% (56.5%)	↓	51.0% (53.2%)
	7位	飲食サービス	↓	57.3% (59.0%)	↓	58.4% (61.2%)	↓	48.2% (49.0%)	↓	46.1% (49.4%)
	8位	自動車・自動車部品	↑	56.6% (51.9%)	↑	63.7% (59.8%)	↑	55.0% (51.8%)	↑	53.4% (48.9%)
	9位	機械製造	↑	56.2% (54.3%)	↑	63.3% (60.7%)	↑	52.2% (49.1%)	↑	50.6% (47.4%)
	10位	卸売	↑	54.4% (51.2%)	↑	56.5% (51.7%)	↑	48.1% (43.9%)	↑	47.4% (42.9%)
	11位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑	54.3% (47.1%)	↑↑	50.5% (38.0%)	↑↑	46.0% (34.0%)	↑↑	53.6% (46.3%)
	12位		↑↑	53.6% (48.0%)	↑↑	55.2% (49.0%)	↑↑	50.1% (43.5%)	↑↑	51.8% (43.9%)
	13位	建設	↑	52.6% (50.3%)	↑	53.7% (51.6%)	↑	48.2% (46.0%)	↑	50.4% (47.4%)
	14位	小売	↑	52.5% (48.8%)	↑	53.4% (49.2%)	↑↑	46.8% (41.7%)	↑↑	46.3% (40.5%)
	15位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.2% (49.8%)	↑↑	53.5% (47.4%)	↑↑	51.0% (43.6%)	↑↑	49.5% (43.4%)
	16位	運輸・郵便 (トラック運送除く)	↑↑	51.5% (45.5%)	↑↑	50.6% (44.3%)	↑↑	48.1% (41.6%)	↑↑	49.3% (42.8%)
	17位	紙・紙加工	↑	51.4% (50.2%)	↑	52.5% (49.9%)	↑	46.8% (43.0%)	↑	46.7% (42.7%)
	18位	金融・保険	↑↑	51.1% (40.9%)	↑↑	50.5% (36.3%)	↑↑	45.6% (31.7%)	↑↑	47.7% (37.4%)
	19位	金属	↑	50.9% (50.3%)	↑	56.4% (55.4%)	↑	47.5% (44.5%)	↑	46.3% (42.6%)
	20位	生活関連サービス	↑	50.2% (48.4%)	↑	48.9% (48.2%)	↑	44.5% (41.2%)	↑	43.4% (42.7%)
	21位	不動産・物品賃貸	↑	48.5% (48.1%)	↑	49.0% (46.5%)	↑↑	46.0% (41.0%)	↑	47.0% (45.4%)
	22位	印刷	↓	47.7% (48.5%)	↓	48.9% (49.0%)	↑	41.3% (41.1%)	↓	39.6% (40.6%)
	23位	繊維	↓	47.5% (49.0%)	↑	49.1% (48.8%)	↑	41.6% (45.3%)	↓	41.7% (46.8%)
	24位	建材・住宅設備	↓	46.6% (51.6%)	↓	48.3% (51.6%)	↑	41.3% (44.9%)	↓	39.5% (42.8%)
	25位	石油製品・石炭製品製造	↓	46.0% (47.6%)	↑	55.6% (55.5%)	↑	42.4% (42.9%)	↑	41.2% (41.0%)
	26位	農業・林業	↑	45.0% (41.2%)	↑	44.6% (39.9%)	↑	41.3% (37.3%)	↑	38.9% (36.1%)
	27位	放送コンテンツ	↑	43.2% (39.8%)	↑	44.6% (40.4%)	↓	36.0% (36.2%)	↑	41.7% (36.8%)
	28位	廃棄物処理	↓	39.3% (50.7%)	↓	37.2% (43.1%)	↓	34.4% (47.0%)	↓	35.3% (48.7%)
	29位	広告	↑	38.7% (31.4%)	↑↑	48.4% (32.3%)	↑↑	37.8% (26.4%)	↑	36.3% (32.1%)
	30位	通信	↓	37.7% (47.0%)	↓	37.2% (44.7%)	↓	34.1% (40.5%)	↓	37.3% (45.7%)
	—	トラック運送	↑↑	36.1% (29.5%)	↑↑	32.1% (25.7%)	↑↑	33.1% (27.2%)	↑↑	32.8% (26.9%)
	その他	—			—		—			—

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として、価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、金融・保険、通信が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、金融・保険は約3ポイント
ト、通信は約1ポイント上昇

2025年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率							
				原材料費	エネルギー費	労務費					
②業種別	①全体										
	1位	化学	↑	52.4%	(49.7%)	↑	47.8%	(44.4%)	↑	48.6%	(44.7%)
	2位	卸売	↑↑	64.4%	(55.3%)	↑↑	69.8%	(59.0%)	↑↑	60.9%	(51.7%)
	3位	機械製造	↑	61.3%	(60.3%)	↑	63.7%	(61.9%)	↑	52.9%	(51.2%)
	4位	電機・情報通信機器	↑	61.0%	(57.3%)	↑	66.7%	(62.1%)	↑	56.8%	(52.7%)
	5位	小売	↑	57.3%	(54.9%)	↑	62.5%	(58.8%)	↑	52.8%	(48.4%)
	5位	紙・紙加工	↑↑↑	55.7%	(52.6%)	↑	56.7%	(54.0%)	↑	46.9%	(44.5%)
	7位	食品製造	↑↑↑	55.7%	(44.7%)	↑↑↑	58.3%	(45.8%)	↑↑↑	49.3%	(40.3%)
	7位	食品製造	↑↑↑	55.4%	(50.0%)	↑↑↑	57.4%	(51.4%)	↑↑↑	49.2%	(44.5%)
	8位	造船	↑↑↑	54.8%	(49.5%)	↑↑↑	62.0%	(53.0%)	↑↑↑	61.8%	(47.7%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑↑	54.0%	(47.8%)	↑↑↑	50.1%	(41.8%)	↑↑↑	45.4%	(37.0%)
	10位	自動車・自動車部品	↑	53.4%	(49.7%)	↑	63.2%	(59.6%)	↑	53.4%	(51.7%)
	11位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑↑	53.0%	(43.1%)	↑↑↑	50.1%	(40.3%)	↑↑↑	50.3%	(36.5%)
	12位	建設	↑	52.5%	(49.8%)	↑	53.9%	(51.6%)	↑	49.4%	(46.3%)
	13位	金属		51.9%	(52.3%)	↑	59.8%	(59.7%)	↑	48.5%	(47.7%)
	14位	印刷	↓	51.0%	(53.1%)	↓	52.3%	(54.2%)	↑	44.7%	(44.3%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	50.7%	(47.7%)	↑	48.7%	(44.8%)	↑	48.3%	(44.1%)
	16位	繊維	↑	50.6%	(49.7%)	↑	51.6%	(49.3%)	↑	45.0%	(44.9%)
	17位	建材・住宅設備	↑	49.4%	(48.3%)	↑	51.1%	(49.8%)	↑	44.3%	(43.8%)
	18位	広告	↓	48.3%	(50.4%)	↓	52.8%	(53.7%)	↑	47.4%	(44.7%)
	19位	不動産・物品賃貸	↑↑	47.8%	(42.8%)	↑↑↑	50.8%	(34.3%)	↑↑↑	50.6%	(35.1%)
	20位	石油製品・石炭製品製造	↑	46.8%	(46.7%)	↑	58.4%	(55.6%)	↑	42.4%	(41.7%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↑	45.5%	(42.1%)	↑	47.2%	(43.6%)	↑	42.1%	(37.5%)
	22位	製薬	↓↓↓	45.0%	(58.6%)	↓↓↓	66.7%	(80.0%)	↓↓↓	41.7%	(72.9%)
	23位	農業・林業	↑↑	44.8%	(36.5%)	↑↑	43.4%	(34.3%)	↑↑	40.6%	(32.7%)
	24位	生活関連サービス	↑	42.1%	(38.1%)	↑↑	41.8%	(34.5%)	↑↑	38.1%	(29.3%)
	25位	放送コンテンツ		41.0%	(38.0%)	↑↑	45.4%	(38.0%)	↑	38.2%	(34.6%)
	26位	廃棄物処理	↑	40.1%	(38.4%)	↑	37.6%	(36.5%)	↑	38.8%	(36.5%)
	27位	トラック運送	↑	37.6%	(34.4%)	↑	33.6%	(29.6%)	↑	35.4%	(32.0%)
	28位	飲食サービス	↓↓↓	36.9%	(55.0%)	↓↓↓	42.8%	(53.6%)	↓↓↓	44.6%	(47.0%)
29位	通信	↑	35.4%	(34.7%)	↑↑	35.7%	(30.7%)	↑↑	34.5%	(27.0%)	
30位	金融・保険	↑	28.5%	(25.2%)	↑↑	30.6%	(21.2%)	↑↑↑	32.1%	(19.4%)	
—	その他	—		—	—			—	—		

②業種別

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策
～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

内閣府作成

経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

経済対策の基本的考え方

- ① 賃金・所得の増加に向けた経済の成長、② 物価高への対応、③ 安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる。

3本の柱

第1の柱

全ての世代の
現在・将来の賃金・所得を増やす
日本経済・地方経済の成長

- ・賃上げ環境の整備
中堅・中小企業の生産性向上（足元の賃上げ）
- ・地方創生2.0（全国津々浦々の賃金・所得増加）
- ・成長力の強化（将来の賃金・所得増加）

第2の柱

誰一人取り残されない
成長型経済への移行に道筋をつける
物価高の克服

- ・物価高の影響を受ける低所得者への支援
- ・地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- ・物価高の影響を受ける業種の支援
- ・エネルギーコスト上昇への耐性強化

第3の柱

成長型経済への移行の礎を築く
国民の安心・安全の確保

- ・自然災害からの復旧・復興
（能登半島地震等への対応も含む。）
- ・防災・減災及び国土強靱化
- ・外交・安全保障環境の変化への対応
- ・都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- ・子ども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進 など

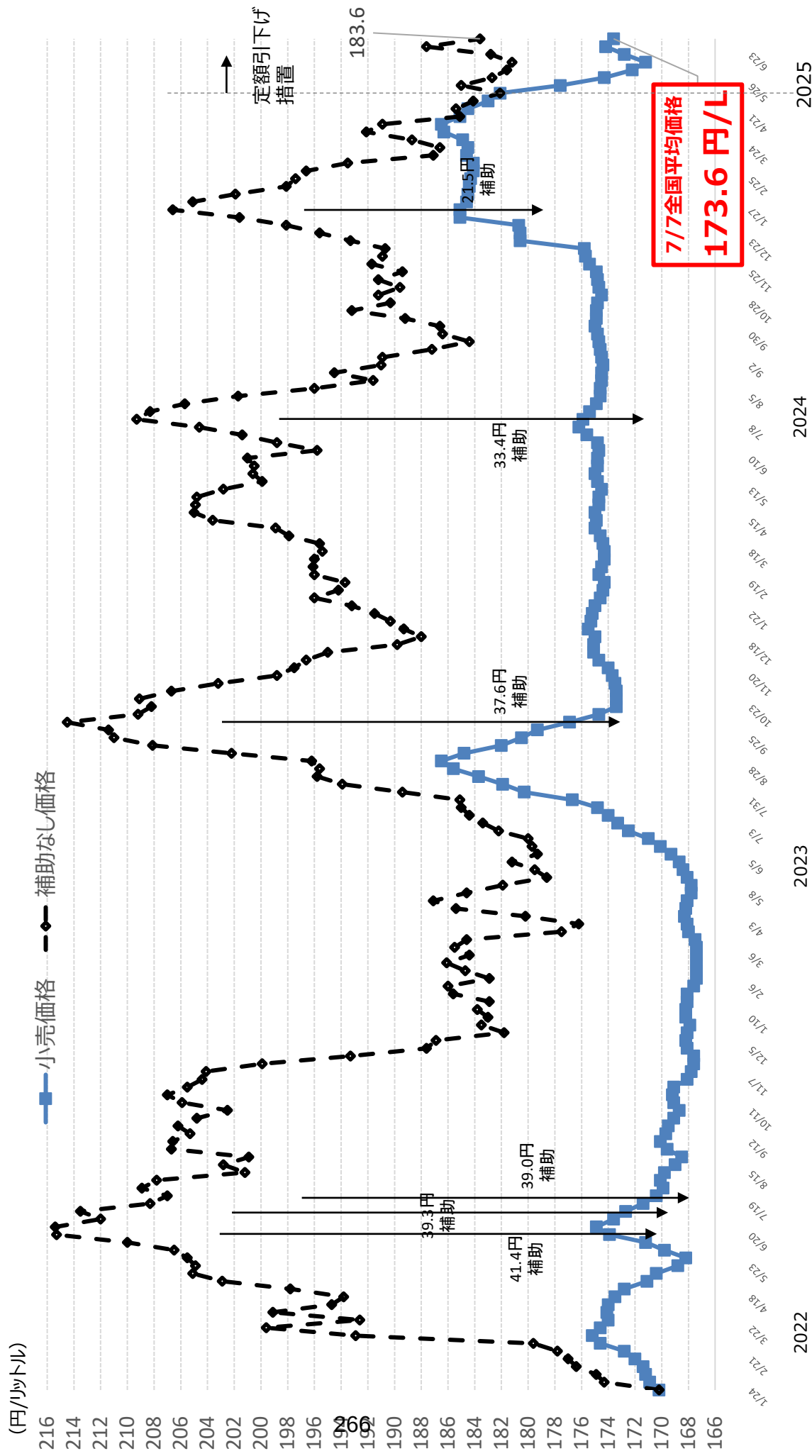
経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、
「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、
財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

ガソリン全国平均価格の推移

レギュラーガソリン・全国平均価格



電気・ガス料金支援の概要

- 足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。特に、電力使用量がピークになる8月使用分の負担軽減を重点化する。
- これにより、標準的な家庭において、3ヶ月3,000円程度の負担引下げ効果が実現。
- これまでの国際的な燃料価格の動向及び直近の為替水準を前提とすれば、7月から9月の電気料金等は、昨年同時期よりも下がることが見込まれる。

267		電気	都市ガス*
7月使用分 9月使用分		低圧：2.0円/kWh 高圧：1.0円/kWh	8円/m ³
8月使用分		低圧：2.4円/kWh 高圧：1.2円/kWh	10円/m ³

*家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)

短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、

被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たった際の労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

「年収の壁・支援強化パッケージ」の周知・広報について

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」は、労働者が壁を意識することなく、希望どおり働くことのできる環境づくりに資するとともに、企業にとっても労働力確保につながるもの。
- パート・アルバイトの方々や雇用する事業主の皆さまに、本パッケージの内容・メリットについてご理解いただき、実際にご活用いただくことが肝要であり、厚生労働省としては、積極的に周知・広報の取組を進めている。

マス
向け

相談
体制

団体
周知

説明会

本パッケージへの関心や認知を広げるため、**広く国民の目に触れる機会の多い媒体（SNS・バナー等のWeb広告、テレビCM等）**を通じて発信を行っている。
首相官邸及び厚生労働省のホームページに、本パッケージに関する特設サイトを開設。

労働者・事業主等からのお問い合わせをワンストップで受け付ける「**年収の壁突破・総合相談窓口**」（コールセンター）を**2023（令和5）年10月より開設**。営業時間外
の対応等、利便性向上を図るため、**チャットボット**を導入。

各府省庁と連携し、**パート・アルバイトを多く雇用する業界団体（1,232団体）**に、**周知用リーフレットを提供**するとともに、**会員企業・労働者への周知協力を依頼**。
各団体のニーズに合わせて、**きめ細かいサポート**を実施。各都道府県労働局でも、
同様に、**個別企業を含めた働きかけ**を実施。

業界団体等と協力し、会員企業向けに、**説明会や団体等の会合における説明等**を実施。
事業主からの相談を受ける機会の多い**社会保険労務士**の方々に、各支援策への理解を
深めていただくことを目的に、**説明会の開催や研修動画の配信等**に取り組んでいる。



【Web広告・テレビCM】



【厚生労働省 特設サイト】

令和7年度当初予算額 1,025億円（1,106億円）※（ ）内は前年度当初予算額
うち雇用環境・均等局計上分 1,020億円（1,101億円） うち職業安定局計上分 5億円（5億円）
令和 5 年度実績：65,598件

1 事業の目的

有期雇用労働者、派遣労働者、短時間労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

正社員化支援

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

➢ 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

270

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

賃金規定等改定コース

「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）

年収の壁
130万の壁
対応

社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者等を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長（週当たり4時間以上等）を実施（R2年度までの措置）

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者等を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（週当たり5時間以上等）を実施

支給額（1人当たり）

【重点支援対象者※】
有期→正規：80万円（60万円）
無期→正規：40万円（30万円）
※ a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b：雇入れから3年未満で、次の①②③いずれにも該当する有期雇用労働者
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
➢ 新規学卒者で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
➢ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用
上限人数：20人

①有期→正規：90万円（67.5万円）
②有期→無期：45万円（33万円）
③無期→正規：45万円（33万円）

①3%以上4%未満：4万円（2.6万円）
②4%以上5%未満：5万円（3.3万円）
③5%以上6%未満：6.5万円（4.3万円）
④6%以上：7万円（4.6万円）
上限人数：100人

1事業所当たり 60万円（45万円）
1事業所当たり1回ののみ

1事業所当たり 40万円（30万円）
1事業所当たり1回ののみ

(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※）
(2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円）
※1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額

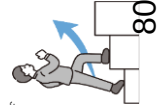
60万円（45万円）<75万円>（※）
※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象（令和7年度中に施行予定）

賞与・退職金制度導入コース

■両方を同時に導入した場合 1事業所当たり16.8万円（12.6万円）

賃金規定等改定コース

※（ ）は、大企業の場合の額。<>は、小規模事業所の場合の額。
※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。
※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、
①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。
※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



キャリアアップ助成金の拡充(「年収130万円の壁」への対応)

現在の労働時間延長メニュー

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	



短時間労働者労働時間延長支援コース

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

(注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。
・取組から6ヶ月後に支給申請。
・賃金は基本給。
・現行のメニューからの切り替え可。複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	労働時間を更に2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用		

(注)・被用者保険への継続加入が必要。
・助成額は大企業の場合は中小企業の3／4の額。
・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
(被用者保険適用後1年目と2年目で比較)
・賃金は基本給。

I 1 被用者保険の適用拡大

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

- 撤廃
- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
 - ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
 - ③ 学生は適用対象外
 - ④ 51人以上の企業が適用対象
- 段階的に撤廃

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くことと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃　＜公布から3年以内の政令で定める日から施行＞

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）	実施時期
500人超	2016年10月
100人超	2022年10月
50人超	2024年10月
35人超	2027年10月
20人超	2029年10月
10人超	2032年10月
10人以下	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所
―法律で定める17業種 適用（現行どおり）―
〔上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ **適用**〕
※ 農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等
5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、
施行時に存在する事業所
は当面期限を定めず適用
除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、
社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険
の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の
定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。

（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討
（令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成）

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・ デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- ・ 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、2025年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- ・ **物価動向を勘案し最高48万円から10万円（20%程度）引き上げ、最高58万円に。**

※扶養親族等の所得要件について、基礎控除と同額の48万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円に。

- ・ 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乗せ。**

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- ・ **物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応**
- ・ 最低保障額を55万円から**10万円引き上げ、65万円に。**

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- ・ 人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応
- ・ 大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。
 - 子の給与収入が、150万円以下→63万円
 - 子の給与収入が、150万円超 →控除額が段階的に逓減

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



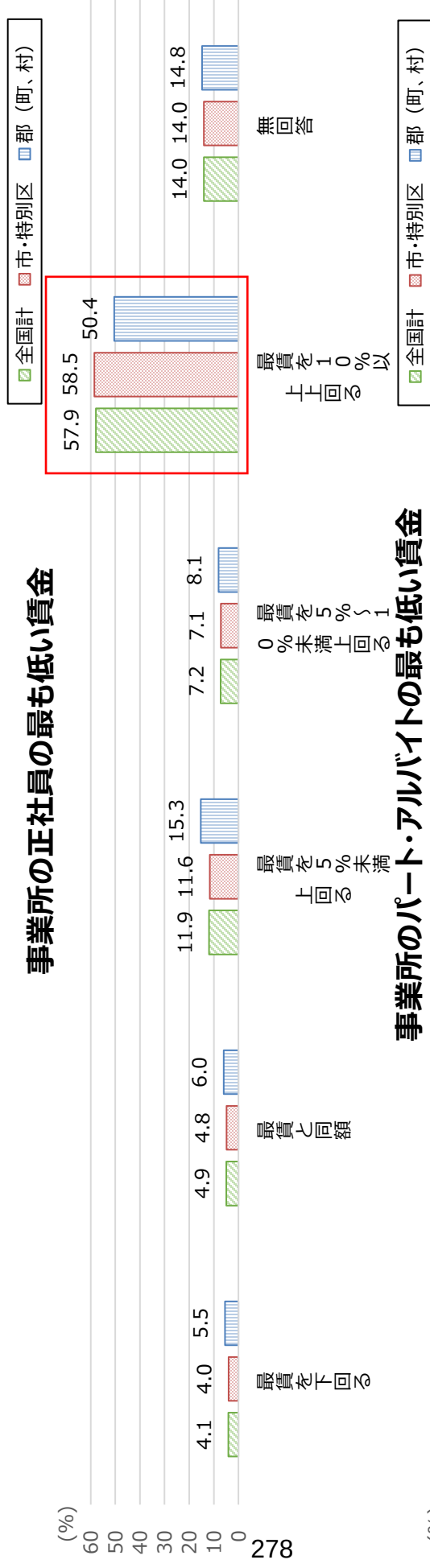
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

調査の概要	実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）																																																													
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。																																																													
	調査の対象	従業員規模 1 人以上300人未満の全国の企業19,922社（官公営、非営利法人除く）。 ※2023年調査に回答があった企業(8,117社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,805社を抽出。8,117社には、2021～2023年調査とも回答があったパネル接続可能企業（2,513社）を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。																																																													
	調査方法	郵送による配布・回収																																																													
	調査期間	2025年1月24日～2月12日（3月上旬までに到着した調査票を集計）																																																													
集計対象企業数等	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,666社（43.5％ /19,922社） （うち、2021年～2023年調査も回答した企業（パネル接続可能）の集計対象企業数：1,843社（73.3％ /2,513社）																																																													
	集計対象企業の主な属性	<table><tr><th>ランク</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比(%)</th></tr><tr><td>Aランク</td><td>1,843</td><td>21.3</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>4,496</td><td>51.9</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>2,327</td><td>26.9</td></tr></table>	ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1,843	21.3	Bランク	4,496	51.9	Cランク	2,327	26.9	<table><tr><th>業種</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比(%)</th></tr><tr><td>建設業</td><td>1,817</td><td>21.0</td></tr><tr><td>製造業</td><td>1,503</td><td>17.3</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>158</td><td>1.8</td></tr><tr><td>運輸業</td><td>337</td><td>3.9</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>876</td><td>10.1</td></tr><tr><td>小売業</td><td>1,222</td><td>14.1</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>108</td><td>1.2</td></tr><tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>359</td><td>4.1</td></tr><tr><td>宿泊業</td><td>101</td><td>1.2</td></tr><tr><td>飲食サービス業</td><td>356</td><td>4.1</td></tr><tr><td>生活関連サービス業</td><td>227</td><td>2.6</td></tr><tr><td>娯楽業</td><td>61</td><td>0.7</td></tr><tr><td>教育、学習支援業</td><td>89</td><td>1.0</td></tr><tr><td>医療、福祉</td><td>420</td><td>4.8</td></tr><tr><td>上記以外のサービス業</td><td>1,032</td><td>11.9</td></tr></table>	業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1,817	21.0	製造業	1,503	17.3	情報通信業	158	1.8	運輸業	337	3.9	卸売業	876	10.1	小売業	1,222	14.1	金融業、保険業	108	1.2	不動産業、物品賃貸業	359	4.1	宿泊業	101	1.2	飲食サービス業	356	4.1	生活関連サービス業	227	2.6	娯楽業	61	0.7	教育、学習支援業	89	1.0	医療、福祉	420	4.8	上記以外のサービス業	1,032	11.9
		ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																											
		Aランク	1,843	21.3																																																											
		Bランク	4,496	51.9																																																											
Cランク	2,327	26.9																																																													
業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																													
建設業	1,817	21.0																																																													
製造業	1,503	17.3																																																													
情報通信業	158	1.8																																																													
運輸業	337	3.9																																																													
卸売業	876	10.1																																																													
小売業	1,222	14.1																																																													
金融業、保険業	108	1.2																																																													
不動産業、物品賃貸業	359	4.1																																																													
宿泊業	101	1.2																																																													
飲食サービス業	356	4.1																																																													
生活関連サービス業	227	2.6																																																													
娯楽業	61	0.7																																																													
教育、学習支援業	89	1.0																																																													
医療、福祉	420	4.8																																																													
上記以外のサービス業	1,032	11.9																																																													
備考		・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																																													
		・産業、従業員規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバツク）を行っている。																																																													

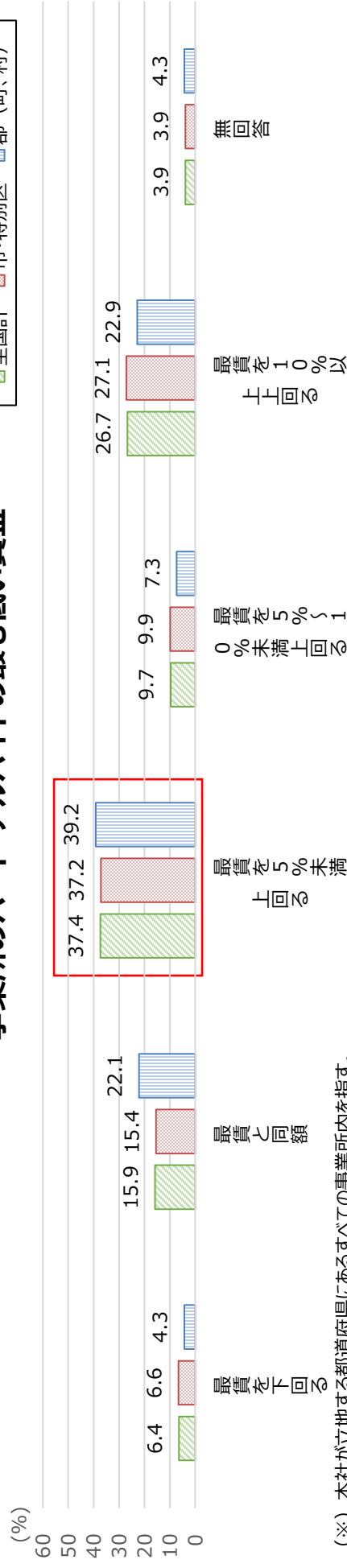
正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡（町、村）よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多く、郡（町、村）では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。

事業所の正社員の最も低い賃金



事業所のパート・アルバイトの最も低い賃金



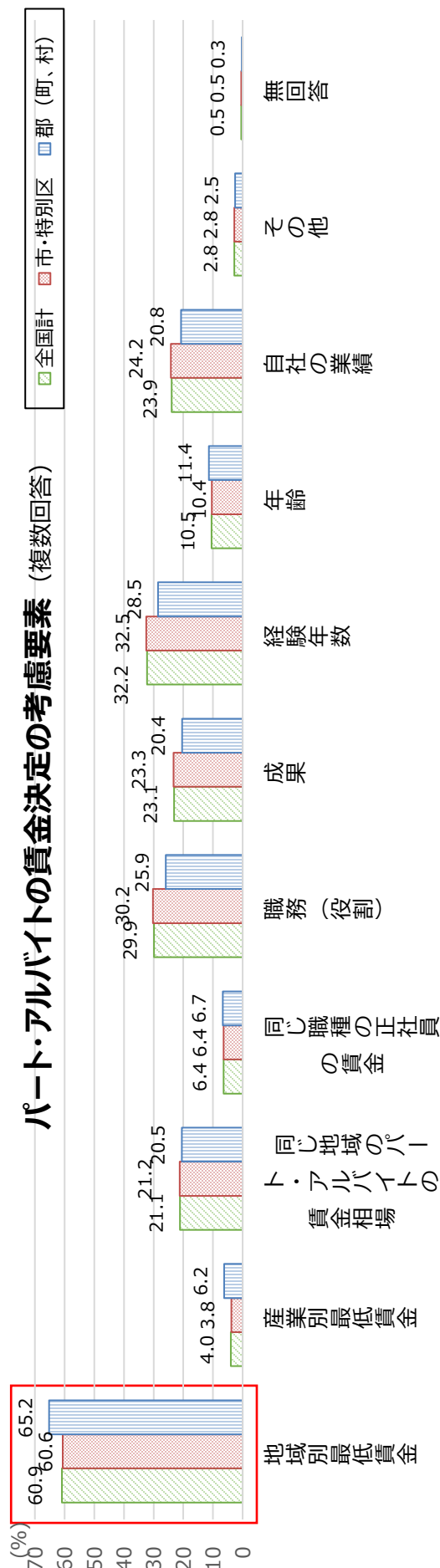
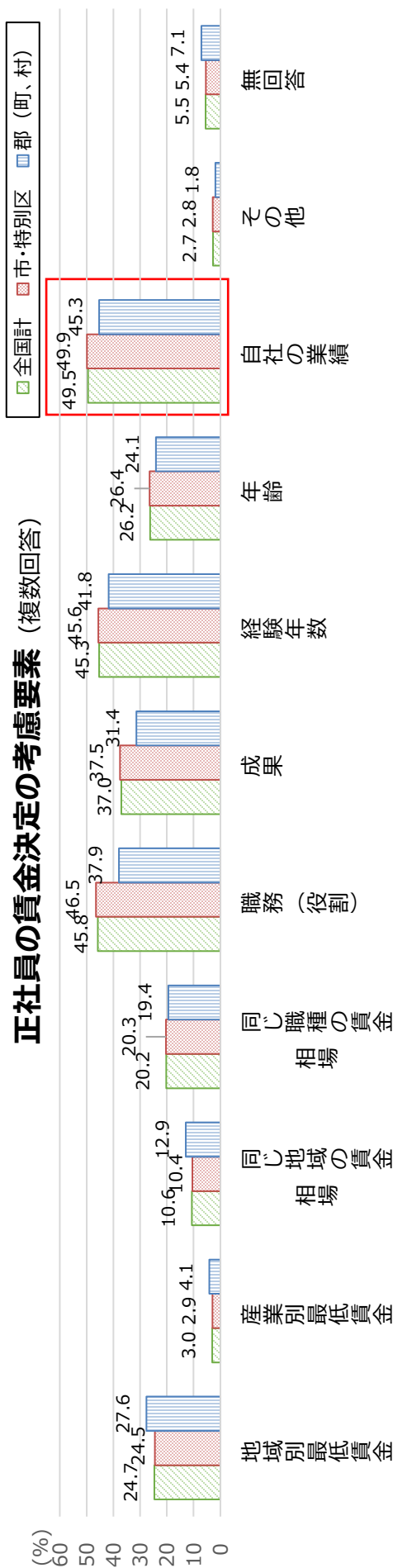
（※） 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くとしている。

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮

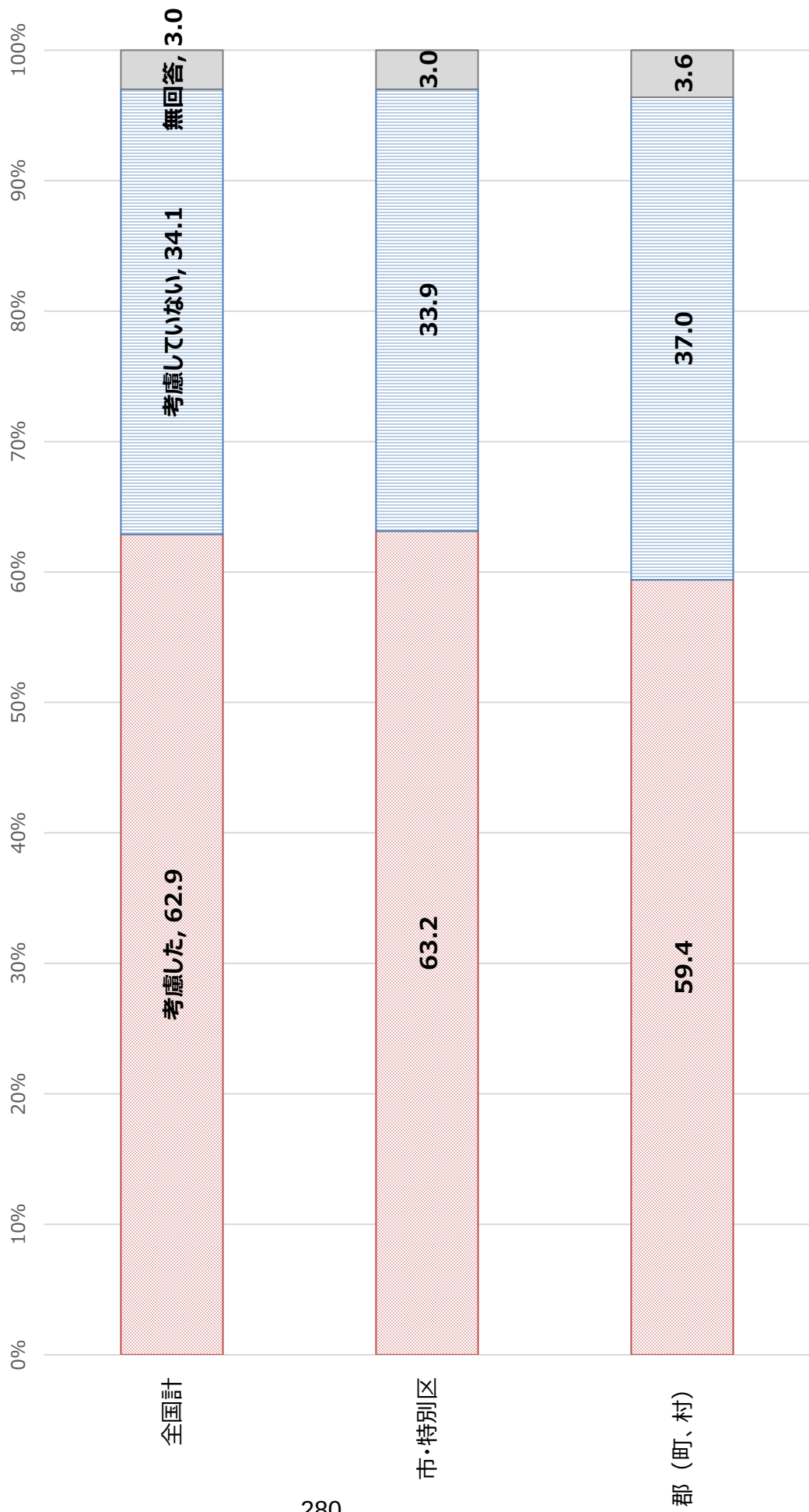
正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。



(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、上図は正社員がいる企業 (8,185社)、下図はパート・アルバイトがいる企業 (4,411社) について集計。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

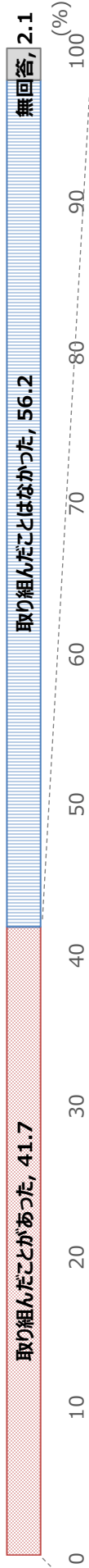
賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。



最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は41.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

2024年の最低賃金引上げに対する取組の有無



2024年の最低賃金引上げに対処するための取組の内訳 (複数回答)

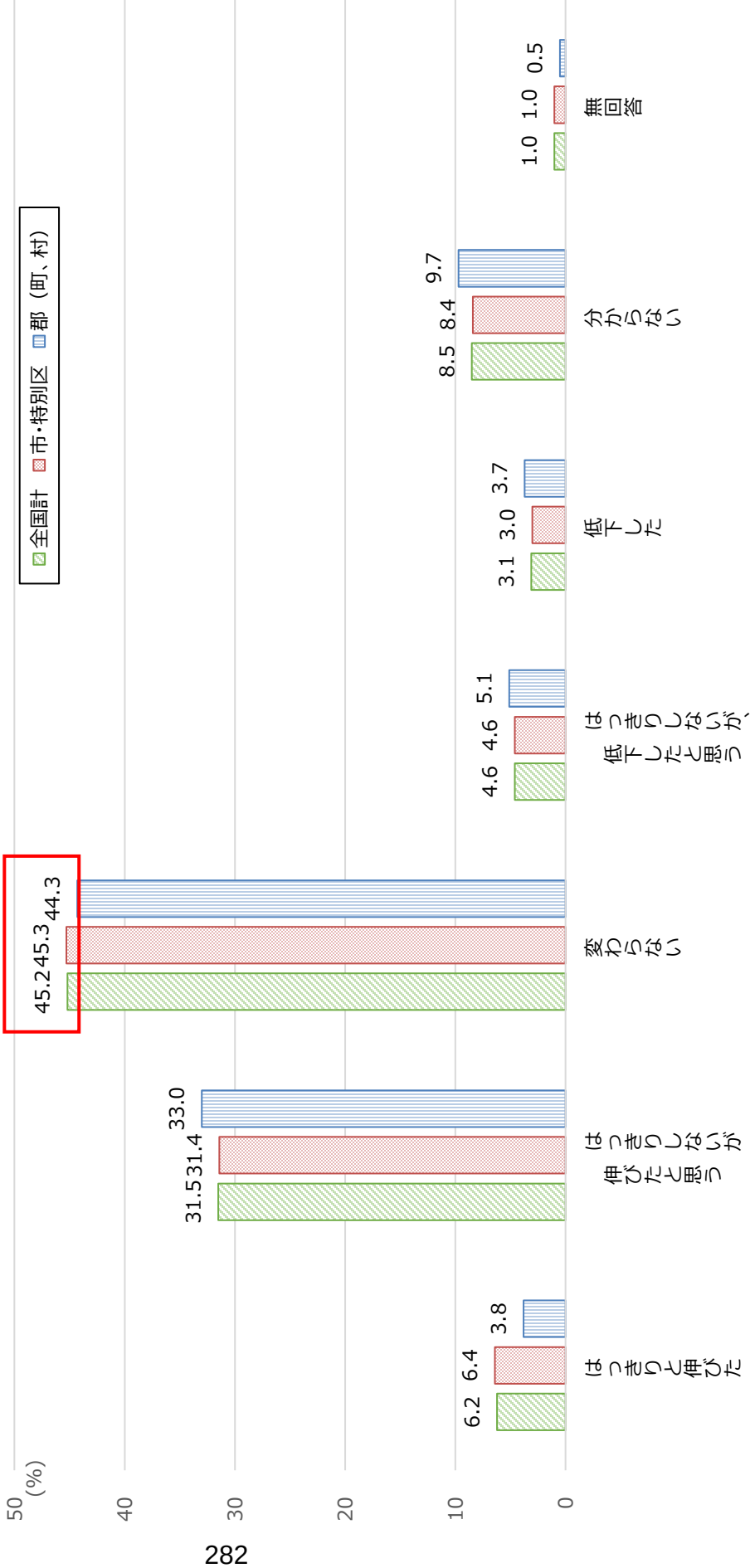


(注) 上図は集計対象企業 (8,666社)、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (3,990社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

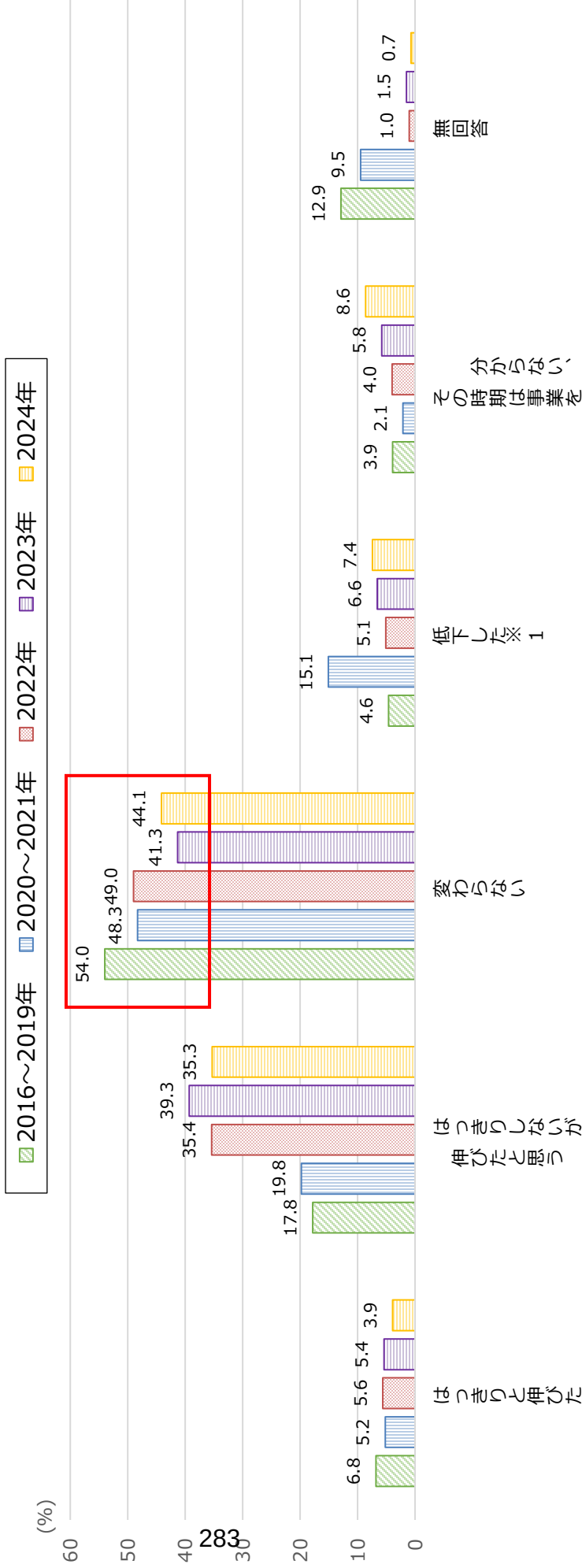


(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取組んだことがあった」を回答した企業 (2024年調査: 3,990社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たり
の生産や売上が伸びたか尋ねたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多い。一方、2022年、2023年は「はっき
りとしなが、伸びたと思う」が、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年～2024年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年～2024年調査における選択肢は、「分からない」

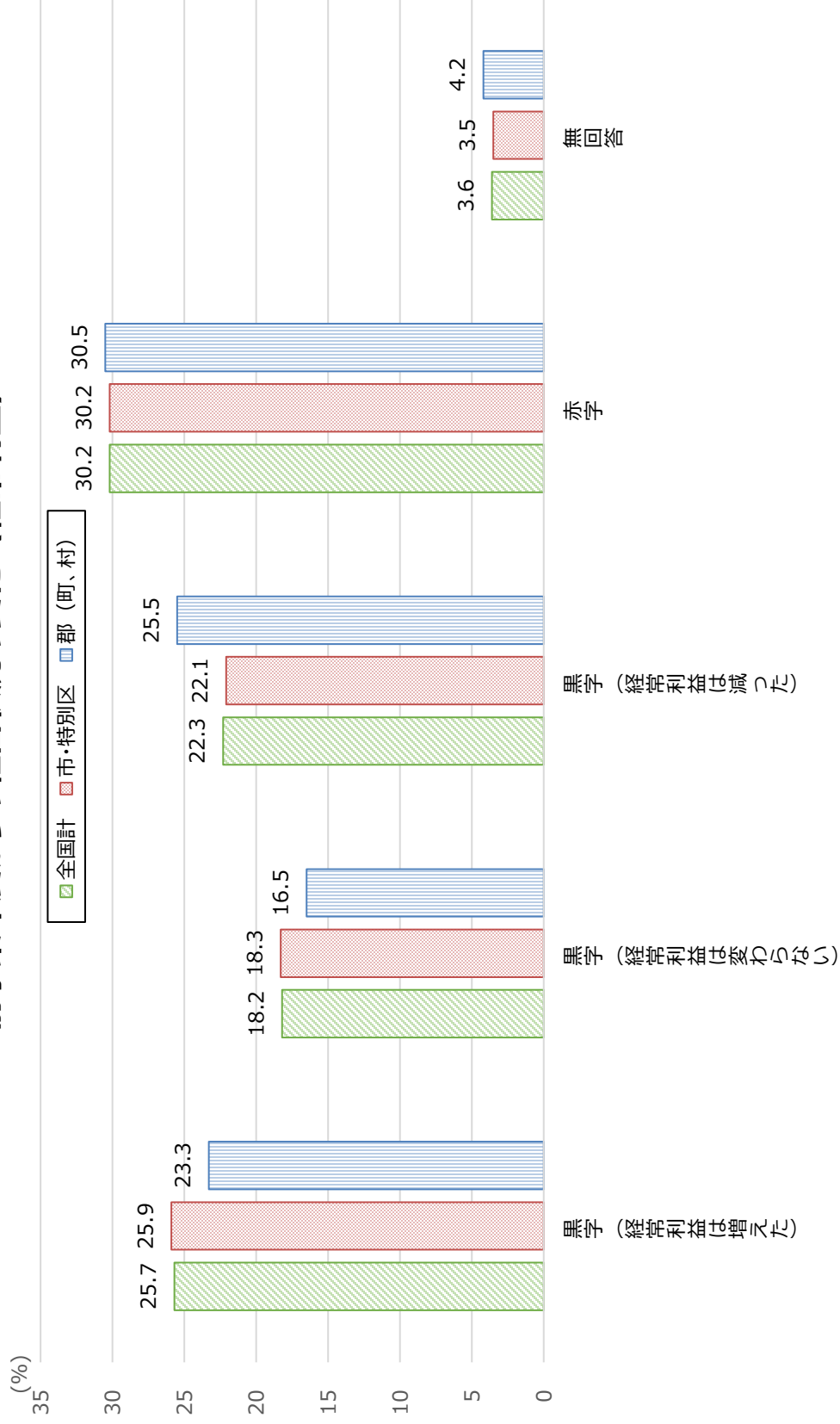
(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業（1,843社）のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業（2024年調査：882社、2023年調査：910社、2022年調査：649社、2021年調査：1,026社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多く、郡（町、村）では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。

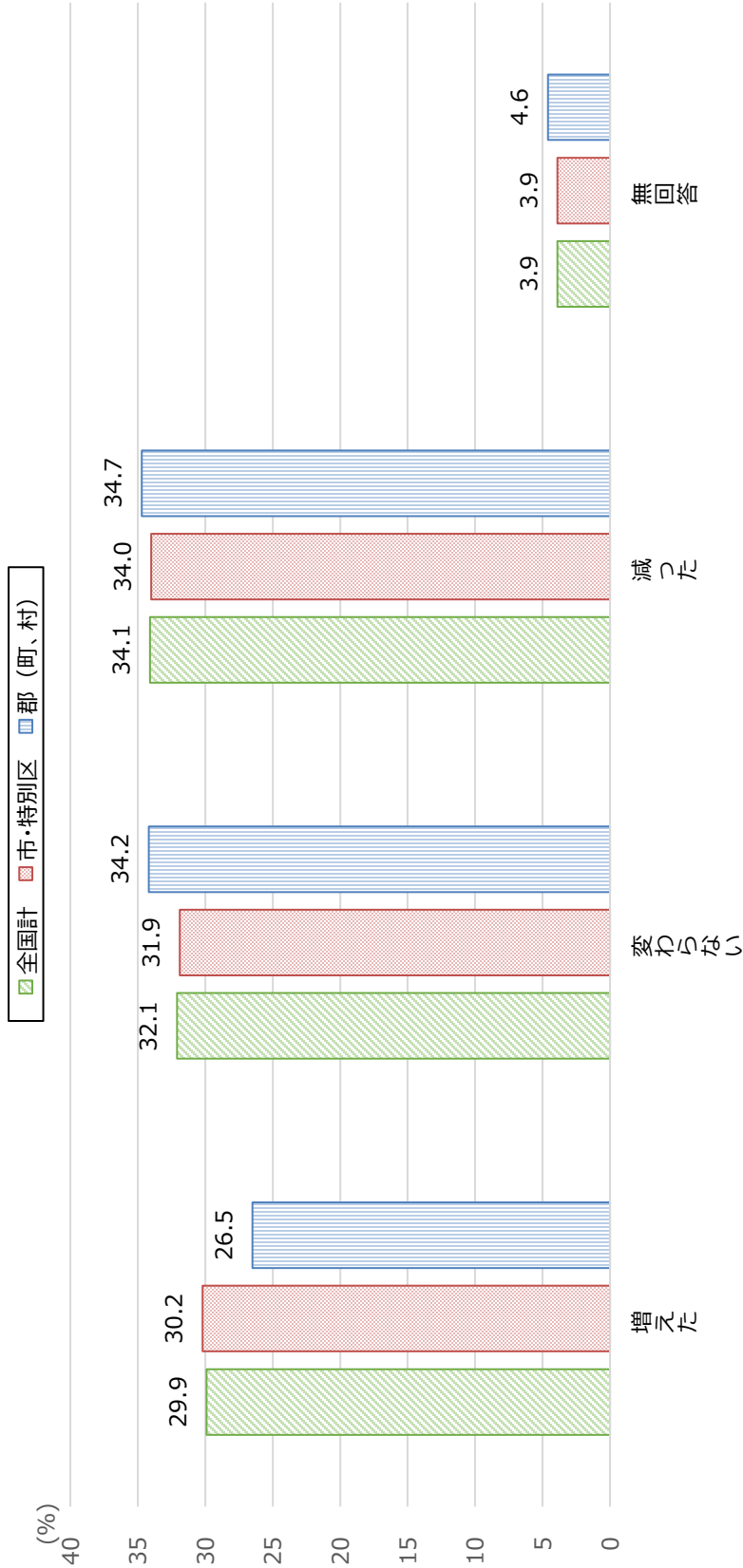
前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）



前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」「減った」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれぞれ35%程度となっている。

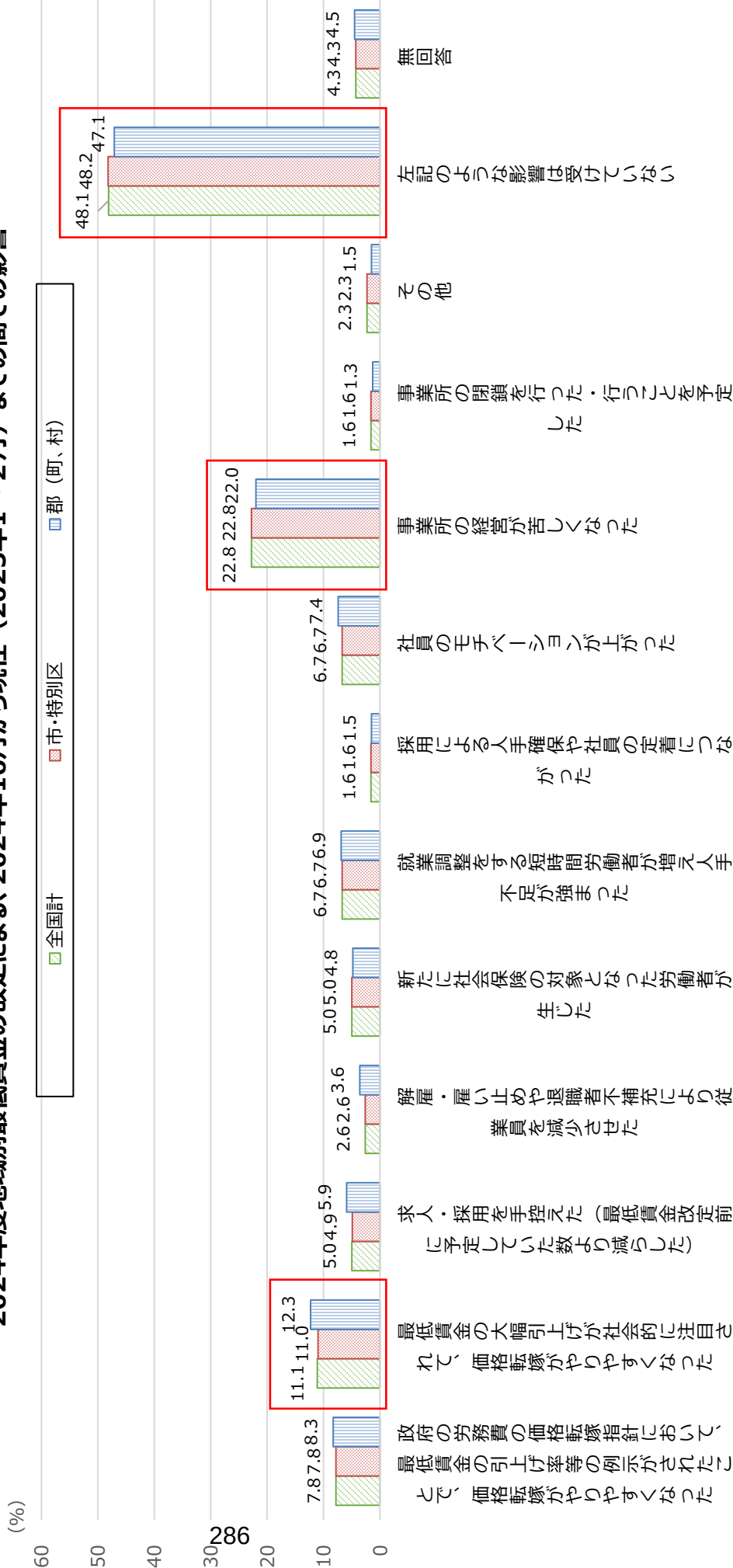
前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの間での影響

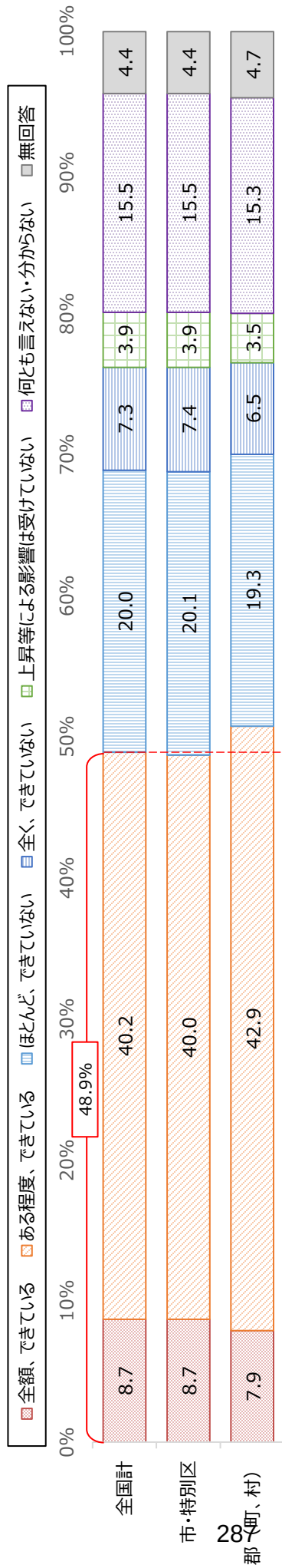


(注) 集計対象企業（8,666社）について集計。

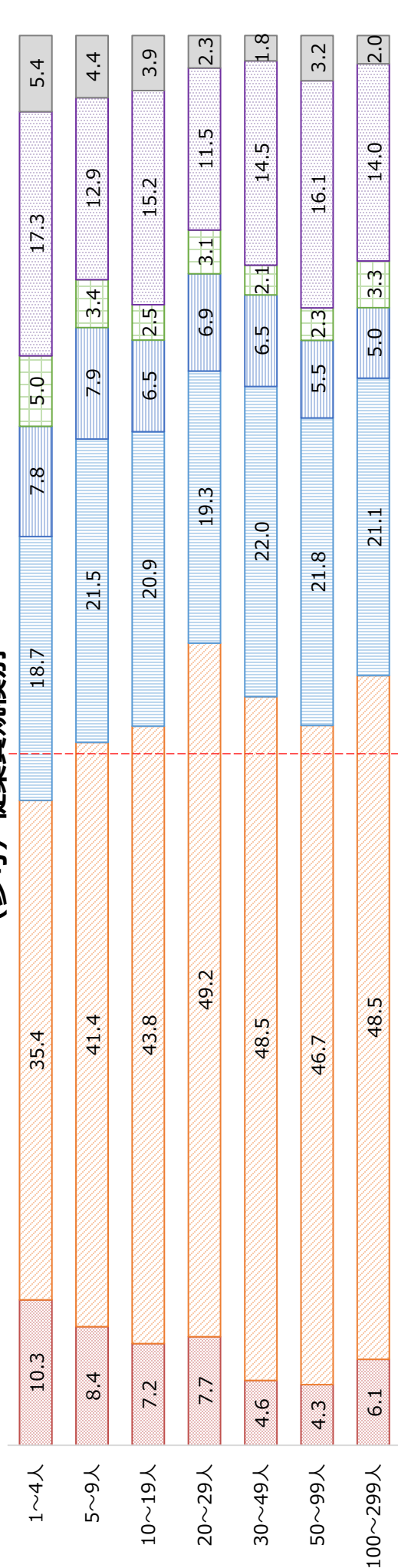
原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見えて取れない。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか



(参考) 従業員規模別

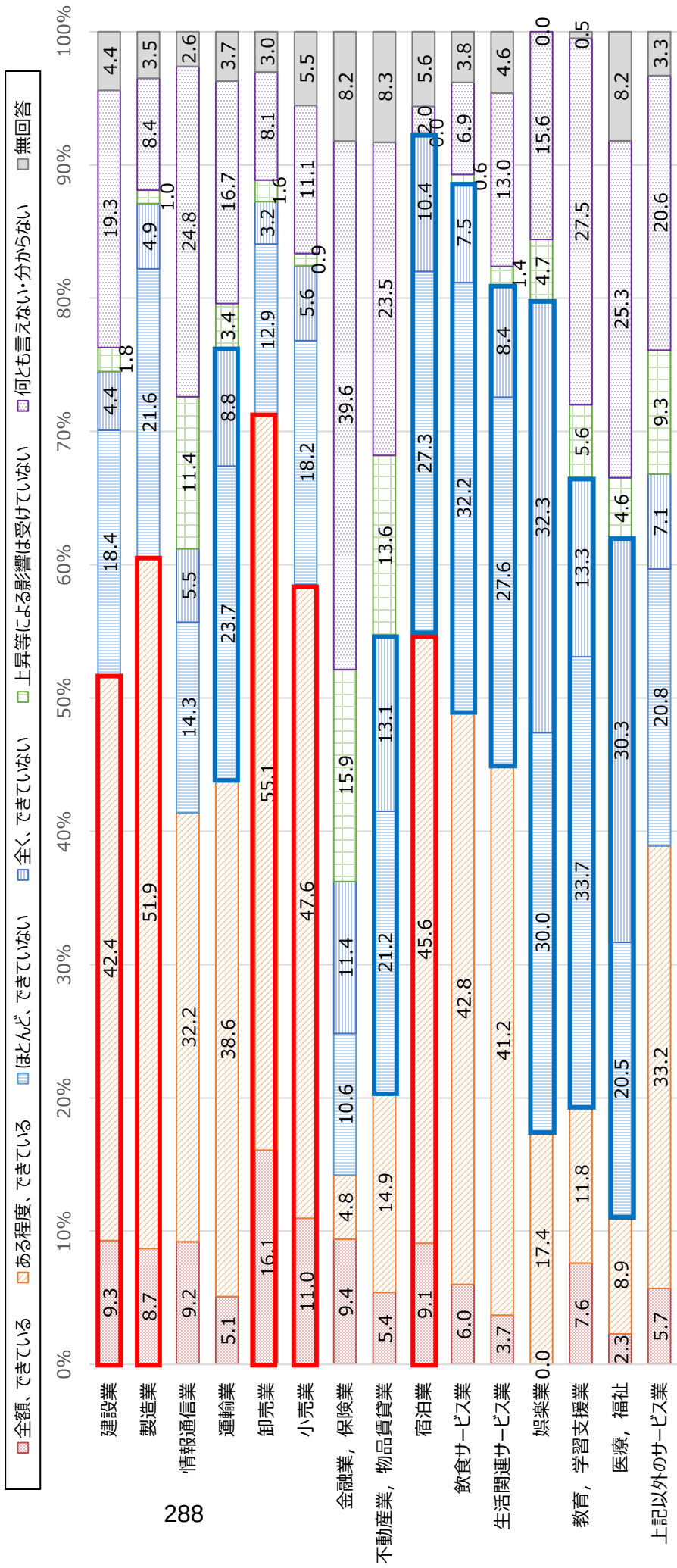


(注) 集計対象企業 (8,666社) について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業の割合が5割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（運輸業、不動産業、物品賃貸業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考) 業種別

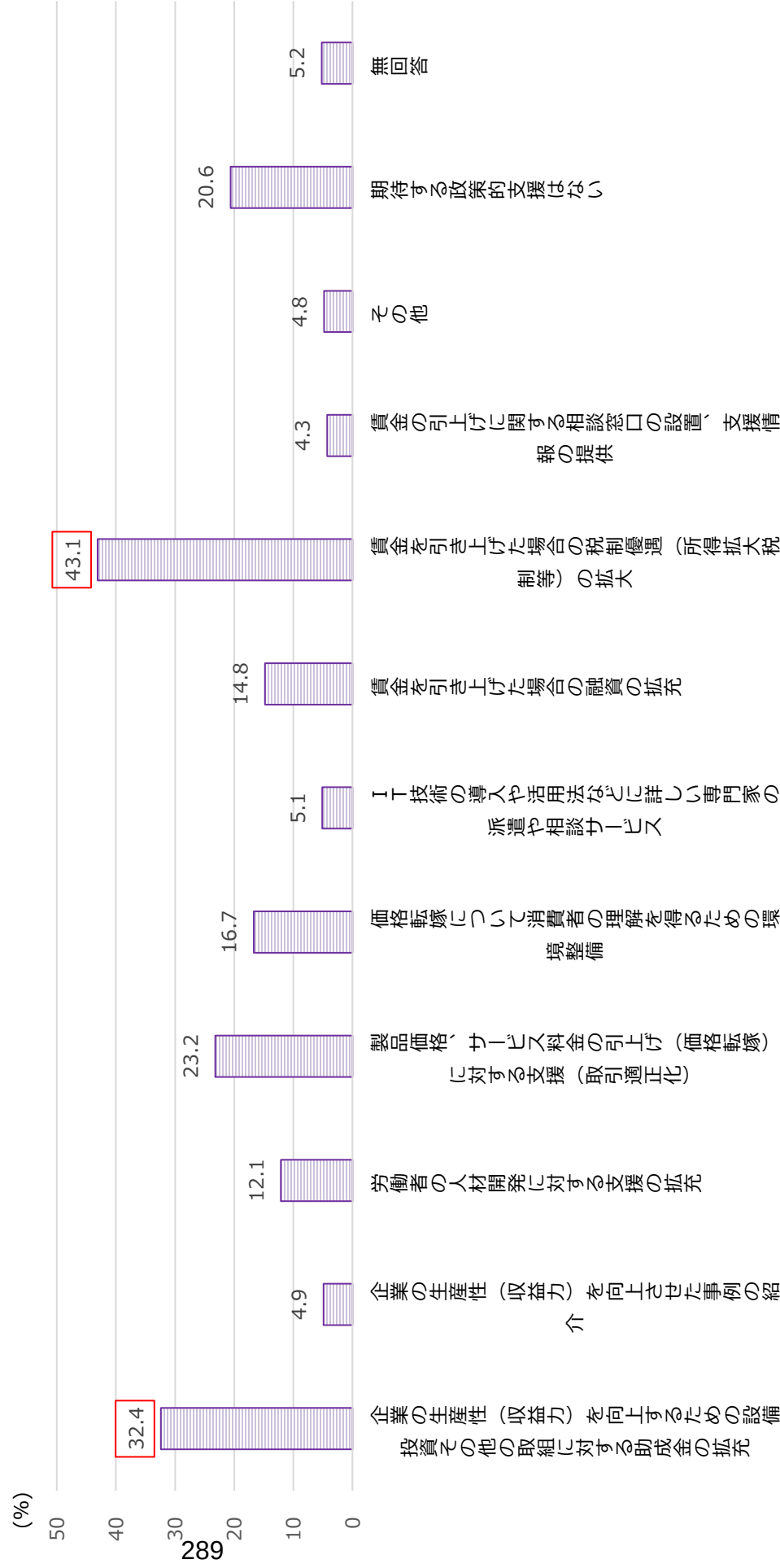


(注) 集計対象企業 (8,666社) について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）



株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」 (2025年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

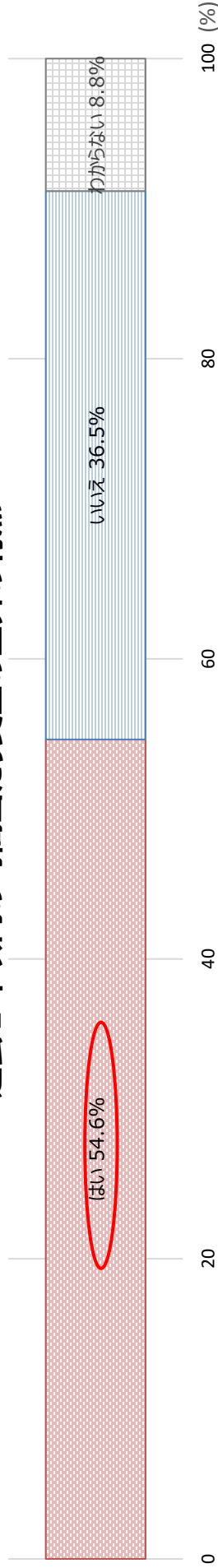
株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2025年)の概要（速報）

調査の概要	実施機関	株式会社ナビット（厚生労働省委託事業）																																										
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2025年調査」と表記） なお、株式会社NTTデータ経営研究所（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2024年）は、2023年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2024年調査」と表記）																																										
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。） ※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																																										
	調査方法	WEB上でのモニター調査																																										
	調査期間	2025年5月2日～12日																																										
	集計対象者数	集計対象者数：3,000人																																										
集計対象者数等	集計対象者の主な属性	<table><tr><td colspan="2">【性別】</td><td colspan="2">【年齢階級】</td><td colspan="2">【勤務地の地域区分】</td></tr><tr><td>男性</td><td>798人</td><td>29歳以下</td><td>679人</td><td>Aランク</td><td>1,438人</td></tr><tr><td>女性</td><td>2,202人</td><td>30～39歳</td><td>277人</td><td>Bランク</td><td>1,302人</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,000人</td><td>40～49歳</td><td>482人</td><td>Cランク</td><td>260人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50～59歳</td><td>625人</td><td>合計</td><td>3,000人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>60歳以上</td><td>937人</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>合計</td><td>3,000人</td><td></td><td></td></tr></table>	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】		男性	798人	29歳以下	679人	Aランク	1,438人	女性	2,202人	30～39歳	277人	Bランク	1,302人	合計	3,000人	40～49歳	482人	Cランク	260人			50～59歳	625人	合計	3,000人			60歳以上	937人					合計	3,000人		
	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】																																							
男性	798人	29歳以下	679人	Aランク	1,438人																																							
女性	2,202人	30～39歳	277人	Bランク	1,302人																																							
合計	3,000人	40～49歳	482人	Cランク	260人																																							
		50～59歳	625人	合計	3,000人																																							
		60歳以上	937人																																									
		合計	3,000人																																									
※ 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。																																												
備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業（令和7年度）」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																											

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

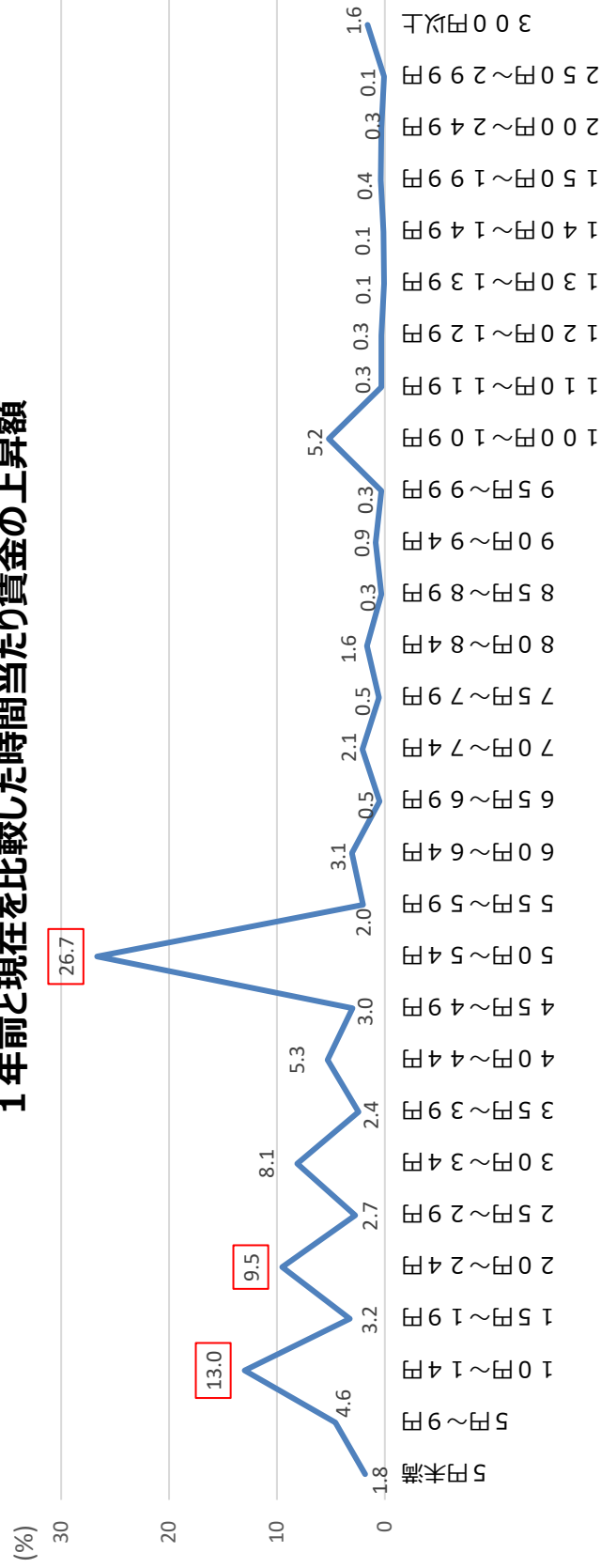
- 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が増加したのは54.6%であり、賃金増額額は「50～54円」（26.7%）、「10～14円」（13.0%）、「20～24円」（9.5%）の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の増減の有無



292

1年前と現在を比較した時間当たり賃金の増額

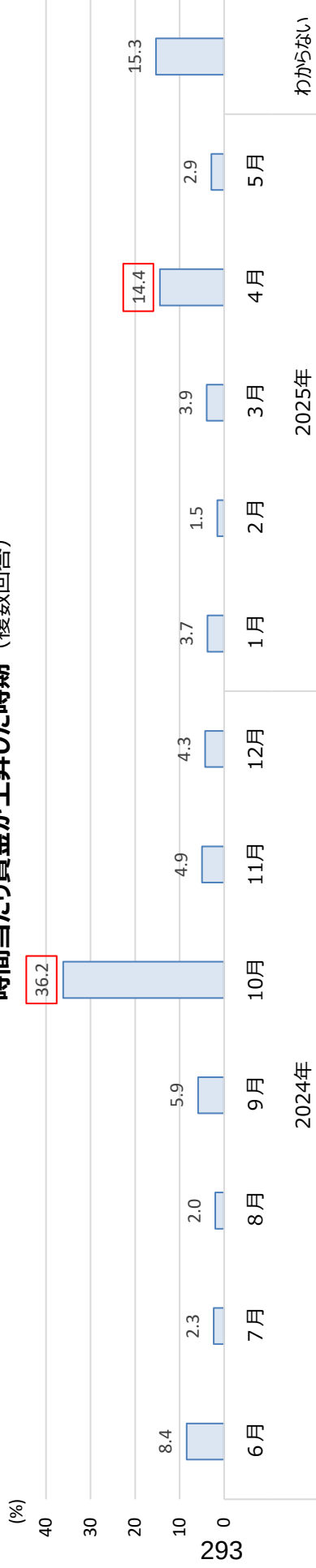


(注) 有効回答者（3,000人）について集計。賃金増額は、過去1年以内に時間当たり賃金の増額があった者（1,639人）について集計。

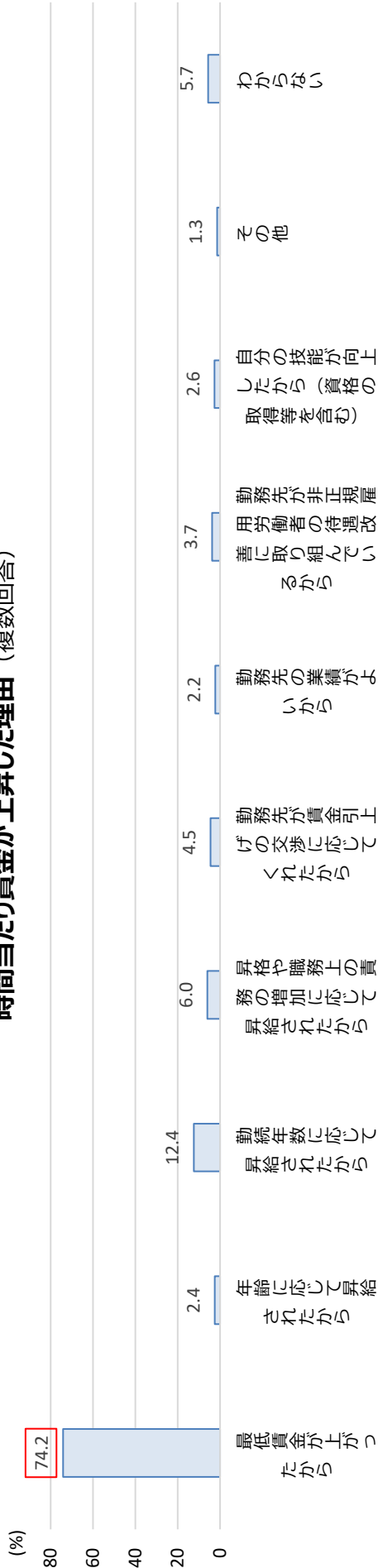
過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

- 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が増した時期は、「2024年10月」（36.2%）が最も多く、「2025年4月」（14.4%）が次いで多い。時間当たり賃金が増した理由は、「最低賃金が増したから」（74.2%）が最も多くなっている。

時間当たり賃金が増した時期（複数回答）



時間当たり賃金が増した理由（複数回答）

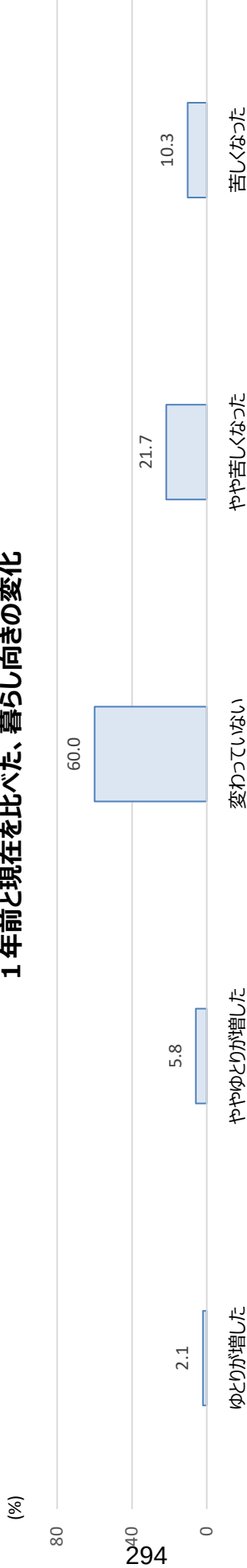


（注）有効回答者（3,000人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の増があった者（1,639人）について集計。

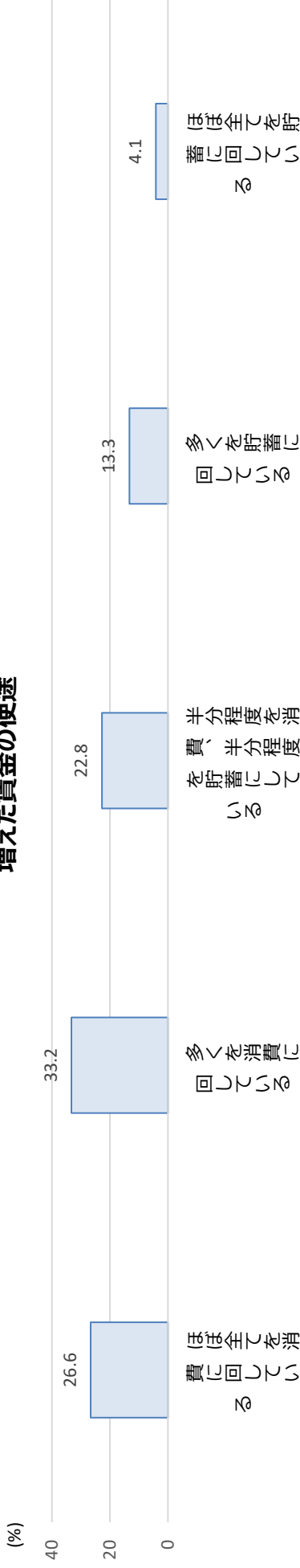
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（1,214人）について集計。

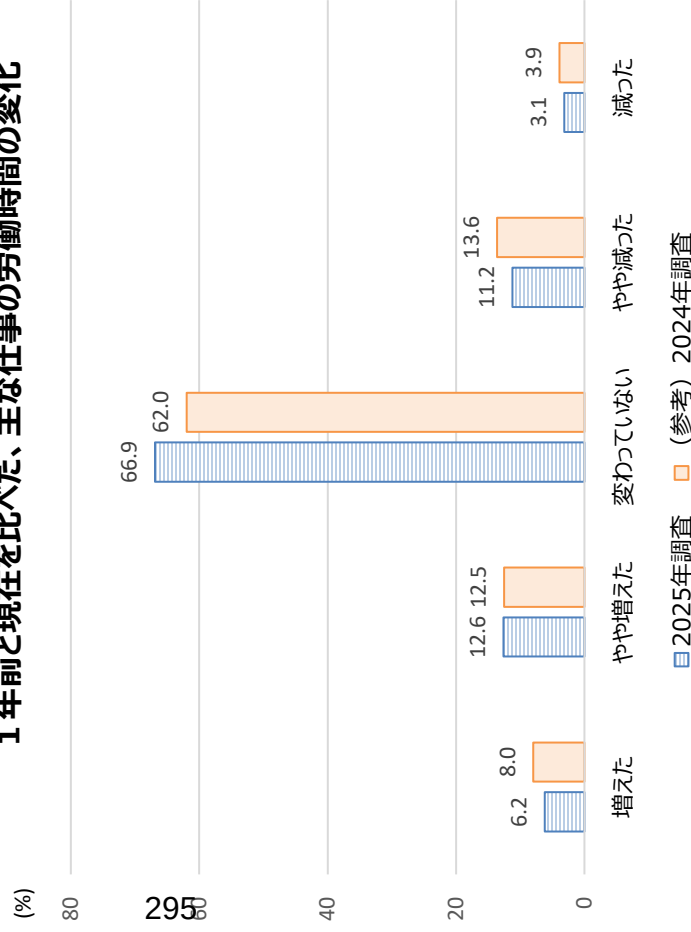
増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（707人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。 20

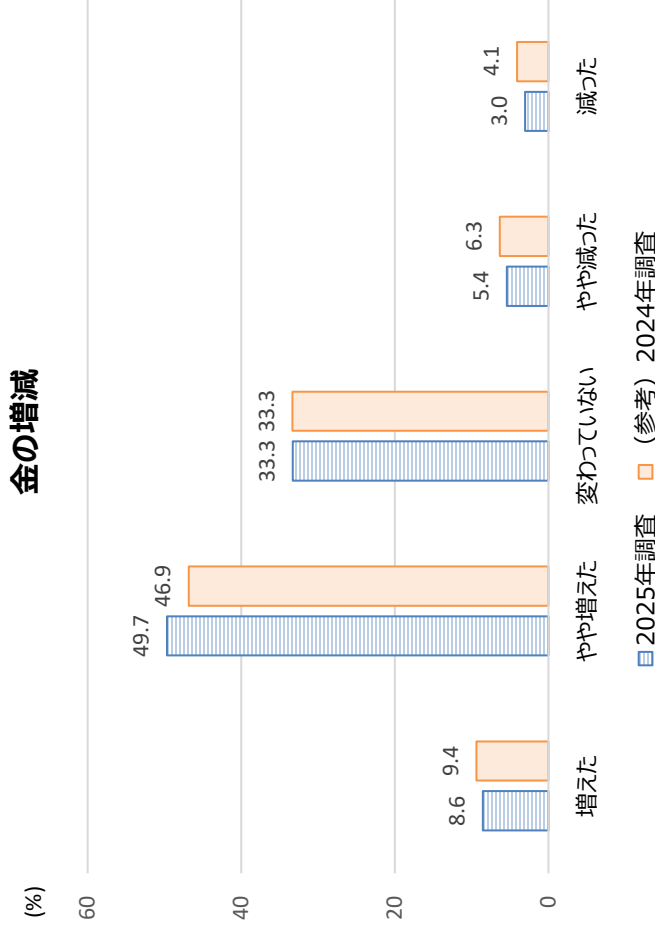
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が66.9%と最も多く、2024年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計58.2%、「変わっていない」が33.3%、「やや減った」「減った」が計8.5%となっており、2024年調査の結果と同じ傾向であった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化



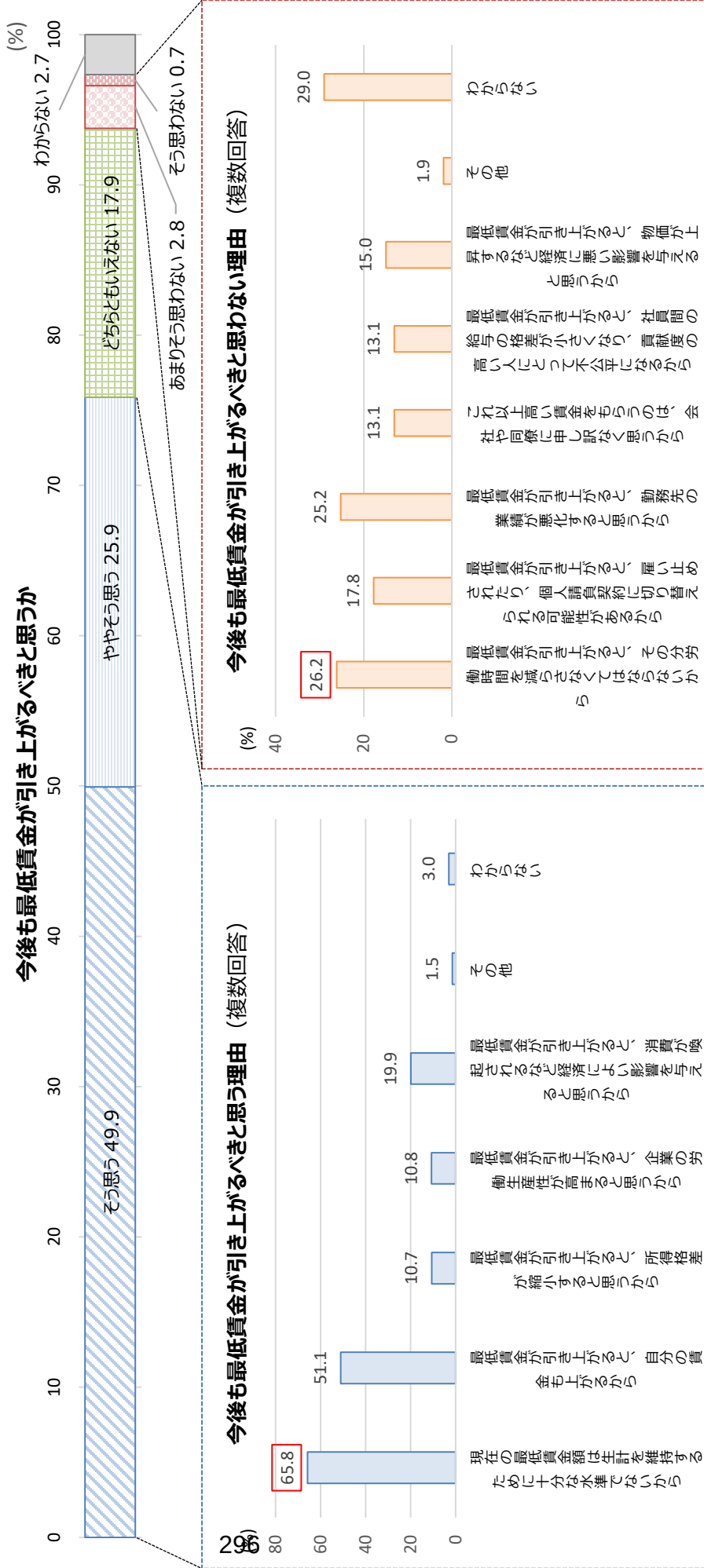
1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2025年調査：1,214人、2024年調査：1,187人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

今後の最低賃金引上げに関する見解

- 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計75.9%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計3.6%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が65.8%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が26.2%と最も多くなっている。



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者 (3,000人) について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後最低賃金が引き上がるべきと思わないについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者 (2,276人)、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないについて「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者 (107人) について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。